

資料 2 - 3

泊発電所 3号炉 審査資料	
資料番号	SAT100-9 r. 11. 1
提出年月日	令和6年1月18日

泊発電所 3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

令和 6 年 1 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 新規制基準への適合状況 概要 保管場所及びアクセスルートに係る方針 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 保管場所の評価 屋外アクセスルートの評価 屋内アクセスルートの評価 発電所構外からの重大事故等対策要員参集 別紙 <ol style="list-style-type: none"> 女川原子力発電所における敷地の特徴について 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について 自然現象の重畳による影響について アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について 降水に対する影響評価について 可搬型設備の小動物対策について 森林火災に対する影響評価について 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後発生した津波による被害状況について 	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規制基準への適合状況 概要 保管場所の評価 屋外のアクセスルートの評価 屋内のアクセスルートの評価 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集 別紙 <ol style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所における敷地の特徴について 淡水及び海水の取水場所について 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について 屋外のアクセスルート除雪時間評価 屋外のアクセスルート除灰時間評価 降水に対する影響評価結果について 可搬型設備の小動物対策について 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響 	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 新規制基準への適合状況 概要 保管場所及びアクセスルートに係る方針 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 保管場所の評価 屋外のアクセスルートの評価 屋内のアクセスルートの評価 発電所構外からの発電所災害対策要員参集 別紙 <ol style="list-style-type: none"> 泊発電所における敷地の特徴について 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について 屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について 降水に対する影響評価について 可搬型設備の小動物対策について 森林火災に対する影響評価について 	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】資料構成の相違 ・泊は淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて整理している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (11) 建屋関係の耐震評価について (12) 送電鉄塔倒壊評価について	(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (37) 建物関係の耐震評価について (40) 鉄塔の影響評価方針について	(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (10) 建屋関係の耐震評価について (11) 送電鉄塔の影響評価方針について (12) アクセスルートトンネルの耐震評価方針について	【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載。 【女川及び島根】記載方針の相違 ・詳細設計段階で示すアクセスルートトンネルの耐震評価の評価方針を記載。
(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(4) 鉄塔基礎の安定性について (31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について (32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊と島根では地質構造が異なっており、泊は「別紙(14)」のとおり、斜面評価において敷地の地質・地質構造の特徴を踏まえ評価断面を選定。岩盤の傾斜について「別紙(15)」のとおりルート上の地質構造を確認。
(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について	(29) 揺すり込み沈下の影響評価		【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は沈下率の設定方法については「本文5.(2)e. 沈下に対する影響評価」に記載。
(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (17) H形鋼敷設による段差対策について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (16) H形鋼敷設による段差対策について	【島根】記載表現の相違
(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	(7) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について (6) 可燃物施設の火災について	(17) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(19) 復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて		(18) 薬品タンクの外部への漏えいについて	【女川】記載表現の相違
(20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) 可搬型設備（車両）の走行について	(19) 可搬型設備車両の耐浸水性について	【島根】記載表現の相違
	(10) 車両走行性能の検証	(20) 車両走行性能の検証	
	(12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について	(21) がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について	【島根】対応方針の相違 ・泊は土砂撤去についても作業量時間を算出。
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業）	(9) 構内道路補修作業の検証について	(22) 構内道路補修作業の検証について	【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）			
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について			【女川】対応方針の相違 ・泊は島根と同様に仮復旧無しで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。
(24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲	(5) 屋外のアクセスルート現場確認結果	(23) 屋外のアクセスルート現場確認結果	【女川】記載表現の相違
(25) アクセスルートにおける地震後の被害想定	(19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）	(24) 屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲	【島根】記載表現の相違
(26) アクセスルート復旧後における車両の通行量について		(25) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定	【女川】対応方針の相違 ・泊はアクセスルートの復旧が無いため、重大事故等時における車両の通行量について記載。
		(26) 重大事故等時における車両の通行量について	
(27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について	(16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明	(27) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について	【女川】記載表現の相違
(28) 機材設置後の作業成立性について	(20) 資材設置後の作業成立性	(28) 機材設置後の作業成立性について	【島根】記載表現の相違
(29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について		(29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	
(30) 屋内アクセスルートの設定について	(13) 屋内のアクセスルートの設定について	(30) 屋内アクセスルートの設定について	【島根】記載表現の相違
(31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響）	(14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響）	(31) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響）	【女川】記載表現の相違
(32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	(15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について	(32) 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	【女川】記載表現の相違
(33) 地震随伴火災の影響評価について	(17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価	(33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(34) 地震による内部溢水の影響評価について	(18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について		(35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(36) 敷地内の地下水位の設定について	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について	【女川及び島根】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足(3) 溢水評価について</p> <p>(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて</p>	<p>(38) 地滑り又は土石流による影響評価について</p> <p>(33) 屋外タンク溢水時の影響等について</p> <p>(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について</p> <p>(34) 外部事象の抽出について</p>	<p>(37) 地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について</p> <p>(38) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>(39) 溢水評価について</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は51m倉庫・車庫内に可搬型設備を保管するため、配置設計について記載。（玄海と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。</p> <p>【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認。泊はアクセスルート上の地中埋設構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保（泊は「本文6.(4)f.地中埋設構造物等の損壊による影響評価」に記載）。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについては設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」を参照するようにしている。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 補足資料</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>(9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について</p> <p>(10) 仮復旧後の対応について</p> <p>(11) 発電所構外からの要員参集について</p> <p>(14) 保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>(15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p>	<p>(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について</p> <p>8. 補足資料</p> <p>(1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について</p> <p>(14) アクセスルートの用語の定義</p> <p>(2) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) 屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>(6) 1～3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>別紙(21) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について</p> <p>(10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展開車の配備イメージについて</p> <p>(16) 保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>(3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>(15) 迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について</p>	<p>10. 補足資料</p> <p>(1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(3) アクセスルートの用語の定義</p> <p>(4) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) ホイールローダの走行速度の検証について</p> <p>(6) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>(8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>(9) 土砂撤去後の対応について</p> <p>(10) 発電所構外からの要員参集について</p> <p>(11) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて</p> <p>(12) 保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>(13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p> <p>(14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>(15) 屋内のアクセスルート及び迂回路における人力による資機材の排除の考え方について</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、薬品漏えい等においても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。（女川と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊はホイールローダの走行速度の検証について補足資料を作成。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は仮復旧作業が想定されないことによる記載の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】評価内容の相違 ・泊はアクセスルート及び迂回路の両方について、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。（柏崎と同様）（島根は、迂回路のみ人力による排除を考慮している。）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 耐震性に限定しない SA 時に利用可能な水源について</p> <p>(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について</p> <p>(1) OF ケーブル 洞道のアクセスルートに対する影響について</p> <p>(6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>(12) 事務建屋の周辺斜面について</p>	<p>(4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて</p> <p>(7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について</p> <p>(11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について</p> <p>(12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について</p>	<p>(16) 作業時間短縮に向けた取組みについて</p> <p>(17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について</p> <p>(18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について</p> <p>(19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について</p> <p>(20) アクセスルートトンネルの運用について</p> <p>(21) アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について</p> <p>(22) 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について</p> <p>(23) 第 1098 回審査会合(令和 4 年 12 月 6 日)からの主要な変更点について</p> <p>(24) 第 1149 回審査会合(令和 5 年 5 月 25 日)からの主要な変更点について</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊はトンネルの通行性について、補足資料を作成。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は必要な道路幅について、補足資料を作成。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しない SA 時に利用可能な水源を整理している。</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川2号炉固有の補足資料。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について</p>	<p>(8) 防波壁通路防波扉の運用について (9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて (13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響 (17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について (18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について (19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について (20) 海岸付近のアクセスルートの通行について</p>		<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は防潮堤（盛土堤防）の一部がアクセスルートとして設定されているため、防潮堤直下の排水路の健全性を確認しているのに対し、泊は同様な箇所がないため作成していない。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・島根2号炉固有の補足資料。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>はじめに</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定）では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1.0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> </div> <p>本要求に対し島根原子力発電所2号炉では、アクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>(a) 屋外アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備（大量送水車、高圧発電機車、可搬式モニタリング・ポスト等）の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、合わせて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の現場操作場所までのアクセスルートの状況確認を行い、合わせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> </div> <p>本資料では、重大事故等時の対応に必要となる可搬型重大事故等対処設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの緊急時対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊の記載方針は、女川の資料構成をベースとし、島根2号炉の審査知見を取り入れる方針としており、「2. 概要(1) 目的」に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所及び同設備の運搬道路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は島根と同様にアクセスルートについて具体的に定義している。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₀で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₀で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況概要	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【女川及び島根】設備名称の相違</p> <p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊の可搬型設備は、2セットとも津波影響を受けにくい高台に保管している。</p>
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										
新規制基準の項目	適合状況概要																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の隔離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の隔離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下「技術基準規則」という。)</p>	<p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下「技術基準規則」という。)</p>	<p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下「技術基準規則」という。)</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>																														
<p>第五十四条（重大事故等対処設備）</p>	<p>第五十四条（重大事故等対処設備）</p>	<p>第五十四条（重大事故等対処設備）</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 231 403 255">新規制基準の項目</th> <th data-bbox="403 231 698 255">適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 255 403 422"> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> </td> <td data-bbox="403 255 698 422"> <p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 422 403 614"> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> </td> <td data-bbox="403 422 698 614"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 614 403 766"> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="403 614 698 766"> <p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 766 403 1002"> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="403 766 698 1002"> <p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>	<p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>		<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p>	<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="698 231 1030 255">新規制基準の項目</th> <th data-bbox="1030 231 1332 255">適合状況概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="698 255 1030 422"> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> </td> <td data-bbox="1030 255 1332 422"> <p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="698 422 1030 614"> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> </td> <td data-bbox="1030 422 1332 614"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="698 614 1030 766"> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="1030 614 1332 766"> <p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="698 766 1030 1002"> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="1030 766 1332 1002"> <p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況概要	<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>	<p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>		<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p>	<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1332 231 1668 255">新規制基準の項目</th> <th data-bbox="1668 231 1966 255">適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1332 255 1668 422"> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> </td> <td data-bbox="1668 255 1966 422"> <p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離を確保するとともに、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 422 1668 614"> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> </td> <td data-bbox="1668 422 1966 614"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 614 1668 766"> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="1668 614 1966 766"> <p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 766 1668 1002"> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td data-bbox="1668 766 1966 1002"> <p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離を確保するとともに、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>	<p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>		<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p>	<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様） <p>【女川及び島根】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型設備は、2セットとも津波影響を受けにくい高台に保管している。
新規制基準の項目	適合状況																																
<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>																																
<p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>																																	
<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p>																																
<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>																																
新規制基準の項目	適合状況概要																																
<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>																																
<p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>																																	
<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p>																																
<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>																																
新規制基準の項目	適合状況																																
<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離を確保するとともに、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p>																																
<p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けにくいこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>																																	
<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</p>																																
<p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>b. 対応内容</p> <p>a. の要求事項に対し、女川原子力発電所2号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要な可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場までの重大事故等対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>b. 対応内容</p> <p>a. の要求事項に対し、泊発電所3号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要な可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場までの発電所災害対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「はじめに」に記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外アクセスルートの評価」及び「7. 屋内アクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施する。また、設定したアクセスルートの現時点で想定される被害に対し、復旧方法及び復旧時間の評価を行い、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している重大事故等対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>		<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外のアクセスルートの評価」及び「7. 屋内のアクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施し、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1) a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している発電所災害対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルートの復旧が必要となる被害が想定されないことから、復旧方法及び復旧時間の評価は実施しない。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

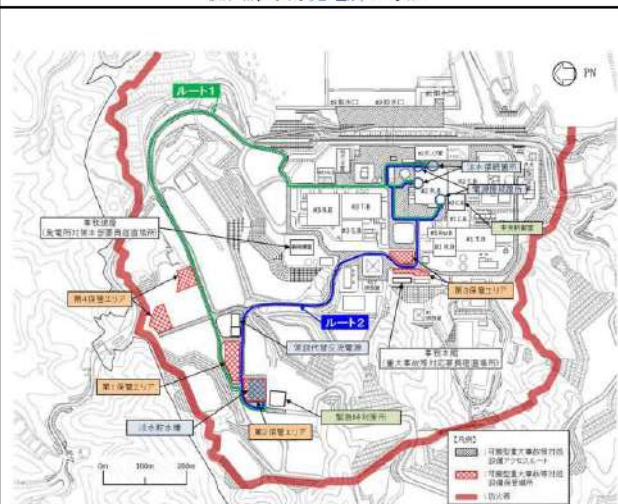
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>(1) 保管場所及びアクセスルートの設定方針</p> <p>「a. 保管場所の基本方針」及び「b. 屋外アクセスルートの基本方針」を踏まえて設定した保管場所及び屋外アクセスルートを第3-1図及び第3-2図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>なお、保管場所及び屋外アクセスルートを選定するに当たって考慮した女川原子力発電所における敷地の特徴を別紙(1)に示す。</p> <p>a. 保管場所の基本方針</p> <p>屋外の可搬型設備の保管場所は、地震、津波、その他の自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）又は大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮して、設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を有する箇所、位置的分散を考慮して複数箇所確保するとともに、屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保する。</p> <p>また、同じ機能をもつ可搬型設備が複数ある場合は、保管場所を分散配置する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型設備が各保管場所から可搬型設備の設置場所及び接続箇所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び人為事象を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認する。</p> <p>c. 屋内アクセスルートの基本方針</p> <p>屋内アクセスルートは、外部起因事象として地震、地震に伴う火災及び地震による内部溢水を想定した場合でも、アクセスルートを確認できる設計とする。各フロアには各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせて通ることで、資機材の転倒や仮設配管等の脱落に対して、迂回路も含めた複数のルートの選定が可能となる設計とする。迂回については、転倒資機材の人力による排除や乗越え等も考慮する。</p> <p>また、屋内アクセスルートは外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p>	<p>2. 概要</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第2-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第2-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設定している。</p> <p>重大事故等時には緊急時対策所及び保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。</p>	<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第3-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の複数箇所に設定している。</p> <p>重大事故等時には保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルート、使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊の記載方針は、女川の構成をベースとし、島根の審査知見を取り入れる方針としているが、屋外アクセスルート設定の考え方は、島根を参考としていることから、3. については島根の構成をベースとする。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



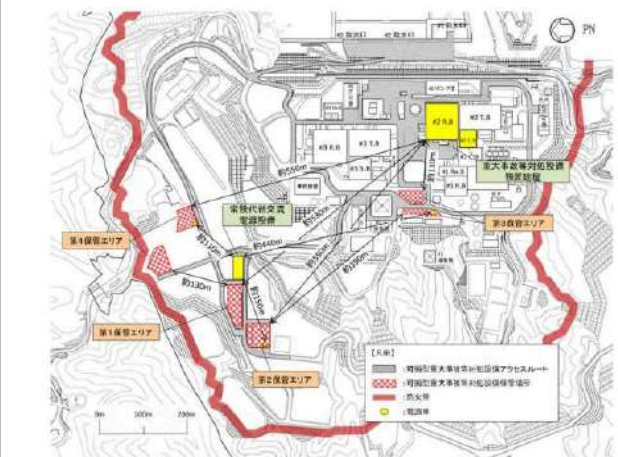
第3-1図 保管場所及びアクセスルート図

【ルート距離（淡水貯水槽～原子炉建屋東側注水接続口）】

ルート1※：1,610m

ルート2※：1,220m

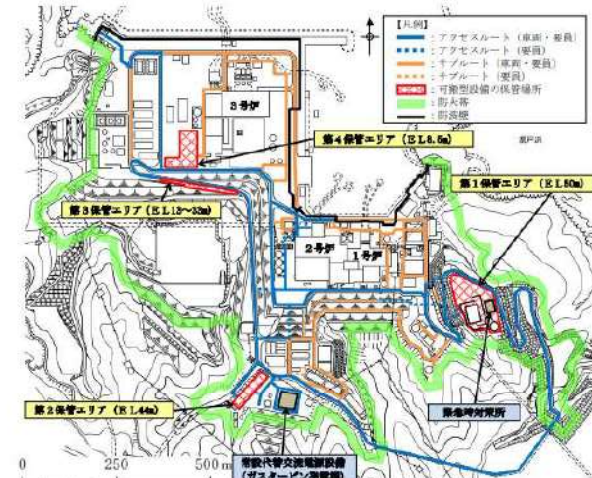
※ 有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる大容量送水ポンプ（タイプ1）による原子炉注水作業に係るルート



第3-2図 保管場所からの隔離距離（原子炉建屋、常設代替交流電源設備）

島根原子力発電所2号炉

第4保管エリア【E.L.6.5m】	第1保管エリア【E.L.50m】
<ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機：2台 高圧送水ポンプ：2台 移動式化熱交換設備：1台 大型送水ポンプ：2台 移動式送水ポンプ：1台 移動式送水ポンプ（2号炉注水用）：約20m ポンプユニット（輸送用）：約30m 小型船舶：1隻 高圧化熱交換器：2組 高圧ポンプ：1台 高圧送水ポンプ：5台 ポンプユニット：1台 可搬型発電機：2台 可搬型送水ポンプ：2台 可搬型送水ポンプ（2号炉注水用）：約30m 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ1）：30本 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ2）：50本 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ3）：50本 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ4）：1台 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ5）：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機：3台 高圧送水ポンプ：1台 移動式化熱交換設備：1台 大型送水ポンプ：1台 移動式送水ポンプ：1台 移動式送水ポンプ（2号炉注水用）：約20m ポンプユニット（輸送用）：約30m 小型船舶：1隻 高圧化熱交換器：2組 高圧ポンプ：1台 高圧送水ポンプ：1台 可搬型発電機：1台 可搬型送水ポンプ：1台 可搬型送水ポンプ（2号炉注水用）：約30m 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ1）：50本 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ2）：50本 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ3）：50本 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ4）：1台 緊急時対策用送水ポンプ（タイプ5）：1台



第2-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図

第3保管エリア【E.L.43～33m】	第2保管エリア【E.L.44m】
<ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機：1台 高圧送水ポンプ：1台 移動式化熱交換設備：1台 大型送水ポンプ：1台 ポンプユニット：1台 小型船舶：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 大型送水ポンプ：1台

※ サブルーットは、地震及び津波時には期待しない。自主整備ルートは、使用可能な場合に活用する。
 ※ 各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※ 各保管エリアには、可搬型重大事故等対策設備を記載。

泊発電所3号炉

51a倉庫・車庫エリア【T.P.51a】	2号炉東側31mエリア(b)【T.P.31m】
<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スレーブトラック：2台 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 救急車：1台 高圧混合設備：1台 集水機シャットオフユニット：1組 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 ホイールローダ：1台 バックホウ：1台 緊急時対策用発電機：2台 小型船舶：1艇



1号炉西側31mエリア【T.P.31a】	2号炉東側31mエリア(a)【T.P.31a】
<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替電源車：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 小型船舶：1艇 ホイールローダ：1台 バックホウ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スレーブトラック：2台 可搬型代替電源車：2台 可搬型直流電源用発電機：1台 集水機シャットオフユニット：2組 緊急時対策用発電機：2台

緊急時対策用発電機：4台

注：サブルートは、地震及び津波時には期待しない。自主整備ルートは、使用可能な場合に活用する。
 注：各保管エリアには、可搬型重大事故等対策設備を記載。
 注：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 注：防備圏外側のサブルートの位置及び津波入場トンネルの形状については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

第3-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図

【女川】記載箇所の相違・泊は、「3.(5).b.屋外アクセスルート設定」に記載。

【女川】記載箇所の相違・泊は、「3.(3).b.保管場所設定」に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

※ 図中に示す略語は以下のとおり（以後の図の記載も同様）
 #1：1号炉 #2：2号炉 #3：3号炉 R.B：原子炉建屋
 T.B：タービン建屋 C.B：制御建屋 R.w.B：廃棄物処理建屋
 S.B：サービス建屋 Aux.B.B：補助ボイラー建屋
 H.x.B：海水熱交換器建屋 ポンプ室：海水ポンプ室

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建屋 ^{※2} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※3}	支持地盤の種類
第1保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約530m	—	岩盤
第2保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約150m	岩盤 (淡水貯水槽)
第3保管エリア	0.P.+14.8m ^{※1}	約110m	約440m	岩盤
第4保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約110m	岩盤

- ※1 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動を考慮すると、表記値より一様に約1m沈下。以後の記載についても同様。
 2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、岩盤半島全体が約1m沈下したことが確認されており、女川原子力発電所の敷地も一様におおよそ1m沈下したことを確認している。
 また、原子炉建屋のほか主要な建屋のレベル測定を行い、建屋の水平性が確保されていることを確認している。
 その後、国土院により、牡鹿半島は2019年2月時点において58cm程度隆起していることが確認されている。
- ※2 原子炉建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所、制御建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所を比較した場合、原子炉建屋のほうが近接していることから、原子炉建屋を代表で記載している。
- ※3 常設代替交流電源設備と電源車の離隔距離を示す。

各設備の保管場所及び設置場所については、今後の検討結果等により、変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

第2-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建等からの離隔距離 ^{※1}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※3}	地盤の種類
第1保管エリア	E.L.50m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋立部)
第2保管エリア	E.L.44m	約200m	— ^{※4}	盛土地盤 (輪谷貯水槽 (西1/西2))
第3保管エリア	E.L.13~35m	約200m	約550m	切土地盤
第4保管エリア	E.L.8.5m	約320m	約600m	切土地盤 (一部、埋立部)

- ※1 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
- ※2 原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋のうち、各保管場所からの距離が最も短い建物からの離隔距離を示す。また、可搬型設備（大量送水車、大型送水ポンプ車、移動式代替熱交換設備、高圧発電機車、タンクローリ、第1ペントフィルタ出口水蒸気機、緊急時対策用発電機）がその機能を代替する原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋内の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備を以下に示す。
 原子炉建屋：残留熱除去系、低圧炉心スプレイス、低圧原子炉代替注水系、原子炉補機冷却系、格納容器マイルタベント系
 タービン建屋：原子炉補機海水系
 廃棄物処理建屋：非常用直流電源設備（V.V.F.）
- ※3 低圧原子炉代替注水系が位置する島根原子炉代替注水ポンプ格納槽及び格納容器マイルタベント系が位置する第1ペントフィルタ格納槽と保管場所の離隔距離は、原子炉建屋近傍に位置していることから原子炉建屋からの離隔距離を代表とした。
- ※4 常設代替交流電源設備と高圧発電機車及びタンクローリを配置している保管場所との離隔距離を示す。
 ※5 第2保管エリアに高圧発電機車及びタンクローリを配置しないため「—」としている。

泊発電所3号炉

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉補助建屋 ^{※1} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	支持地盤の種類
51m倉庫・車庫エリア	T.P.51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)
緊急時対策所エリア	T.P.39m	約560m	—	岩盤
1号炉西側31mエリア	T.P.31m	約380m	約520m	岩盤
1, 2号炉北側31mエリア	T.P.31m	約240m	—	岩盤
2号炉東側31mエリア(a)	T.P.31m	約110m	約250m	岩盤
2号炉東側31mエリア(b) ^{※3}	T.P.31m	約25m	—	岩盤
展望台行政管理道路脇西側60mエリア ^{※4}	T.P.60m	約320m	約490m	岩盤

- ※1 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
- ※2 原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所にも最接近している原子炉補助建屋からの離隔距離を代表して記載している。
- ※3 常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）と可搬型代替電源車の離隔距離を示す。
- ※4 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。
 ※5 保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とするとともに、設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p>	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建物内へ入城するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p>	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入城するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した経路については、その影響を考慮した場合に通行可能な建屋に操作場所までの屋内アクセスルートを設定する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。 【島根】建屋名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とするとともに、設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p> <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対処において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>(2) 島根原子力発電所の特徴</p> <p>島根原子力発電所を設置する敷地は、島根半島の中央部、日本海に面した松江市鹿島町に位置している。敷地の形状は、輪谷湾を中心とした半円状であり、東西及び南側を山に囲まれている。2号炉は、敷地中央部の輪谷湾に面している。敷地高さは主にE L 8.5m, E L 15m, E L 44m, E L 50m等の高さに分かれている。</p> <p>基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、島根原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえる必要がある。以下に島根原子力発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(39)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、原子炉建物等から十分な隔離を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方</p> <p>基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p>	<p>(2) 泊発電所の特徴</p> <p>泊発電所を設置する敷地は、北海道積丹半島の西側基部、古宇郡泊村の海岸沿いに位置している。敷地の形状は、おおむね半円状であり、敷地西側は日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40～130mの丘陵地である。敷地高さは主にT.P. 10m, T.P. 31m, T.P. 39m, T.P. 51m, T.P. 60m等の高さに分かれている。</p> <p>基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、泊発電所構内の地形や敷地の使用状況等の特徴を踏まえる必要がある。以下に泊発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(1)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方</p> <p>基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対応において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備をそれぞれ配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による敷地形状等の相違。 <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様） <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様） <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「2n+a」の可搬型設備は、故障用と保守点検用の予備をそれぞれ配備する方針としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離して保管する。 <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋又は空冷式非常用発電装置から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットから可能な限り隔離して保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物から100m以上の隔離距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の隔離を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の隔離を確保した保管場所に分散配置する。 基準津波の影響を受けない、防波壁の内側の場所とする。 基準地震動S_sによる被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の隔離距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備から100m以上の隔離を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の隔離を確保した保管場所に分散配置する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットある可搬型設備から可能な限り隔離した場所に保管する。 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地中埋設構造物の浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。ただし、保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、基準地震動による被害を受ける可能性がある場所に保管することを許容する。 	<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様） 泊は、原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内の取水ピット室に設置されている。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について建屋と隔離して保管する設計としており、予備については2セットある可搬型設備から可能な限り隔離させることとしている。（伊方と同様） <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「$2n+a$」設備のaは、故障時用と保守点検時用で兼用しておらず、それぞれ配備する方針としている。この

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p> <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離して保管する。 <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットから可能な限り隔離して保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> T.P.31m以上の高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備を配備し、以下のとおり保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離した場所に保管する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットある可搬型設備から100m以上隔離した場所に保管する。 	<p>ため、保守点検用のαは地震の影響評価対象外とし、使用可能であれば活用することとしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は「2n+α」の可搬型設備は、高台に保管している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備で保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、1セットある可搬型設備については、1セットのみ原子炉建屋等から隔離を確保する方針としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としており、予備については1セットある可搬型設備から隔離した場所に保管する設計としている。（伊方と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第2-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防波壁の内側かつ防火帯の内側（別紙(25)参照）に保管場所を4箇所設定する。 淡水取水場所（E L 44m）及び海水取水場所（E L 8.5m）と接続口（E L 15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所（E L 44m）周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L 44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリア（E L 44m）との位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L 13～33m）に配置する。 また、接続口（E L 15m）及び海水取水場所（E L 8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L 50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリア（E L 50m）との位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L 8.5m）に配置する。 第3保管エリア（E L 13～33m）と第4保管エリア（E L 8.5m）は100m以上の離隔距離が確保できないことから、2セットある可搬型設備は互いに配置しない。 	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地中埋設構造物の浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。 T.P. 31m以上の高台とする。 防火帯の内側の場所に保管する。 <p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第3-2図に示す。 (a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の内側かつ防火帯の内側（別紙(8)参照）に保管場所を複数箇所設定する。 2セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、1セットを2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに配備する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(b)又は展望台行管理道路脇西側60mエリアに配備する。ただし、展望台行管理道路脇西側60mエリアからの屋外アクセスルートが基準地震動による被害（送電鉄塔の倒壊に伴うルートへの送電線の垂れ下がり）を受ける可能性があることから、当該保管場所には保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備のみを配備する。 	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は、「n」の可搬型設備は、2セットとも高台に保管している。 【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帯の内側に保管場所を複数箇所設定する。 ・1セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、T.P.31mにある2号炉東側31mエリア(a)、1、2号炉北側31mエリア又は1号炉西側31mエリアに配備する。ただし、緊急時対策所用発電機については、使用場所である緊急時対策所エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1セットある可搬型設備から100m以上隔離した場所に配備する。 	<p>【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。</p>

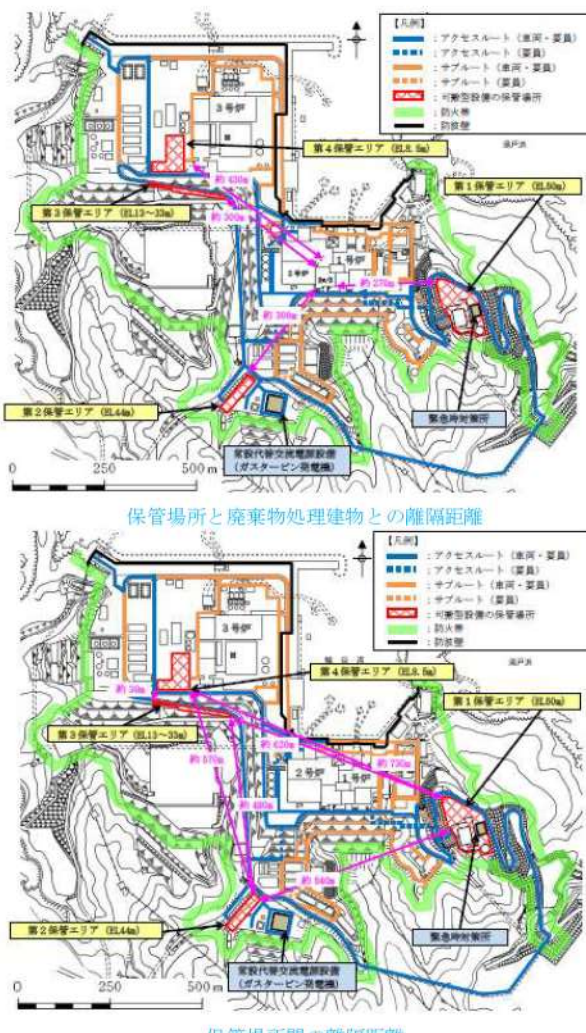

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>保管場所と原子炉建物及び常設代替交流電源設備との離隔距離</p> <p>保管場所とタービン建物との離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置 (1/2)</p>	<p>保管場所と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>保管場所と廃棄物処理建物との離隔距離</p> <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置 (2/2)</p>	 <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>第3-2図 保管場所の配置</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(2) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針</p> <p>可搬型設備の分類を第 3-2 表に、保管場所における可搬型設備の配備の基本方針を第 3-3 表に、主要可搬型設備の配備数を第 3-4 表に、主要設備の配備数を第 3-5 表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数は、「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、それらを屋外設備であれば第 1～第 4 保管エリアに、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置する設計とする。</p> <p>なお、第 1～第 4 保管エリアの可搬型設備の配置については補足資料 (14) に示す。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第 3-1 図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第 3-1 表に、主要設備の配備数を第 3-2 表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第 1～第 4 保管エリアのいずれか 2 箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備の α 及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第 1～第 4 保管エリア）に保管する。n と α 及び n と予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛[※]を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p>	<p>(4) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型設備の分類を第 3-2 表に、保管場所における主な可搬型設備の配置を第 3-3 表に、主要設備の配備数を第 3-4 表に、可搬型設備の離隔距離を第 3-3 図に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば屋外の保管場所のいずれか 2 箇所以上に、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備の α 及び「n」の可搬型設備の予備）について、「$2n + \alpha$」の可搬型設備の α は、2 セットある n から可能な限り隔離した場所に配備し、かつ故障時のバックアップとしての α と保守点検による待機除外時のバックアップとして α を分散配置するため、同時に機能喪失することはない。「n」の可搬型設備の予備は、n と予備をそれぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、可搬型タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>屋外の保管場所の可搬型設備の配置については補足資料(12)に示す。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「3.保管場所の評価」に記載。 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、可搬型設備ごとの離隔距離図を整理。 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】設計方針の相違 ・泊における「$2n + \alpha$」の可搬型設備の α は、n と隔離できていない設備もあるが、故障用と保守点検用の α をそれぞれ配備し、それらを分散配置していることから、同時に必要な機能が喪失しない設計としている。 【島根】設備名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は保管場所に配備する可搬型設備は飛来物発生防止対策を実施している。 【女川及び島根】記載方針の相違</p>

























赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備） 原子炉建屋外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプ1）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備） 負荷に直接接続する、高圧窒素ガスポンプ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は制御建屋内に分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>a. 「2n+α」の可搬型設備 原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。 なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備 負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスポンプ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスポンプは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(a)対象設備） 原子炉建屋又は原子炉補助建屋外から水・電力を供給する可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機については、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。 なお、2号炉東側31mエリア(a)、1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(b)対象設備） 負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンプ、加圧器逃がし弁操作用バッテリー、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンプ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンプ、アニユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンプ、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンプ及び可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内*又は原子炉補助建屋内に分散配置する。 ※：原子炉建屋は原子炉格納施設、周辺補機棟及び燃料取扱棟で構成される。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違 ・泊は他のPWRと同様に使用済燃料ビッドにスプレイするための可搬型スプレイノズルは「n」の可搬型設備とし、ホース延長・回収車（送水車用）内に分散配置する。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に示す。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「$2n+\alpha$」と「$n+\alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p>	<p>淡水及び海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足資料(17)に示す。</p> <p>また、「$2n+\alpha$」と「$n+\alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は島根と同様に予備確保の考え方を記載。</p>																				
<p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="71 574 698 829"> <tr> <td>$2n+\alpha$</td> <td>  <p>電源車 大容量送水ポンプ(タイプ1) 熱交換器ユニット</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>高圧窒素ガスポンプ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> </tr> </table>	$2n+\alpha$	 <p>電源車 大容量送水ポンプ(タイプ1) 熱交換器ユニット</p>	$n+\alpha$	 <p>高圧窒素ガスポンプ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p>	n	その他	<p>第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="698 574 1332 893"> <tr> <td>$2n+\alpha$</td> <td>  <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車) 大量送水車 可搬型スプレイノズル</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>逃がし安全弁用窒素ガスポンプ 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助室)</p> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>  <p>可搬式窒素供給装置 第1ベントフィルタ出口水素濃度</p> </td> </tr> </table>	$2n+\alpha$	 <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車) 大量送水車 可搬型スプレイノズル</p>	$n+\alpha$	 <p>移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車</p>	$n+\alpha$	 <p>逃がし安全弁用窒素ガスポンプ 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助室)</p>	n	 <p>可搬式窒素供給装置 第1ベントフィルタ出口水素濃度</p>	<p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="1332 574 1966 893"> <tr> <td>$2n+\alpha$</td> <td>  <p>可搬型大容量送水ポンプ車 可搬型代替電源車 可搬型高容量緊急発電機</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>加圧器逃がし弁機作用可搬型窒素ガスポンプ 加圧器逃がし弁機作用バッテリー 原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンプ 格納容器空気サンプルライン隔離弁機作用可搬型窒素ガスポンプ アコユラス全量排気弁等機作用可搬型窒素ガスポンプ 余熱除去ポンプ入口弁機作用可搬型空気ポンプ 可搬型直成交換器</p> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> </tr> </table>	$2n+\alpha$	 <p>可搬型大容量送水ポンプ車 可搬型代替電源車 可搬型高容量緊急発電機</p>	$n+\alpha$	 <p>加圧器逃がし弁機作用可搬型窒素ガスポンプ 加圧器逃がし弁機作用バッテリー 原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンプ 格納容器空気サンプルライン隔離弁機作用可搬型窒素ガスポンプ アコユラス全量排気弁等機作用可搬型窒素ガスポンプ 余熱除去ポンプ入口弁機作用可搬型空気ポンプ 可搬型直成交換器</p>	n	その他	
$2n+\alpha$	 <p>電源車 大容量送水ポンプ(タイプ1) 熱交換器ユニット</p>																						
$n+\alpha$	 <p>高圧窒素ガスポンプ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p>																						
n	その他																						
$2n+\alpha$	 <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車) 大量送水車 可搬型スプレイノズル</p>																						
$n+\alpha$	 <p>移動式代替熱交換設備 大型送水ポンプ車</p>																						
$n+\alpha$	 <p>逃がし安全弁用窒素ガスポンプ 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助室)</p>																						
n	 <p>可搬式窒素供給装置 第1ベントフィルタ出口水素濃度</p>																						
$2n+\alpha$	 <p>可搬型大容量送水ポンプ車 可搬型代替電源車 可搬型高容量緊急発電機</p>																						
$n+\alpha$	 <p>加圧器逃がし弁機作用可搬型窒素ガスポンプ 加圧器逃がし弁機作用バッテリー 原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンプ 格納容器空気サンプルライン隔離弁機作用可搬型窒素ガスポンプ アコユラス全量排気弁等機作用可搬型窒素ガスポンプ 余熱除去ポンプ入口弁機作用可搬型空気ポンプ 可搬型直成交換器</p>																						
n	その他																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-3表 屋外の可搬型設備における配備の基本方針

保管エリア	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
要求台数				
$2n + \alpha$	n		n	α
$n + \alpha^{*1}$				
n	n			予備

※1 $n + \alpha$ の設備は屋外の保管エリアに配備するものはない

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置

分類	主要設備名	使用場所	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
$2n + \alpha$	<ul style="list-style-type: none"> 大量送水車 大型送水ポンプ車 高圧発電機車 移動式代替熱交換設備 可搬型スプレインゾル 逃がし安全弁用蓄電池（補助装置） 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 可搬式電源供給装置 第1ベントフィルタ出口水素濃度 	E L.4m ^φ 及び15m 周辺 ^{※2} (送水用)	—	n	n	α $\alpha^{\text{※3}}$ (備用)
		E L.8.5m 周辺 ^{※3} (海水取水用)	n	—	—	n (備用)
$n + \alpha$	<ul style="list-style-type: none"> 大型送水ポンプ車 高圧発電機車 移動式代替熱交換設備 可搬型スプレインゾル 逃がし安全弁用蓄電池（補助装置） 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 可搬式電源供給装置 第1ベントフィルタ出口水素濃度 	E L.8.5m 周辺 ^{※3} (原子炉補機代替冷却系用)	n	—	$\alpha^{\text{※3}}$ (備用)	n
		E L.15m 周辺 ^{※4}	予備	—	—	n
$n^{\text{※7}}$	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式電源供給装置 第1ベントフィルタ出口水素濃度 	屋内で使用	—	—	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> 逃がし安全弁用蓄電池（補助装置） 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 可搬式電源供給装置 第1ベントフィルタ出口水素濃度 	屋内で使用	—	—	—	—

※1：種を水車（西1）及び（西2）を水車とした送水時は海水取水場所（E.L.4m）周辺で使用。
 ※2：種を水車とした送水時は接続口（E.L.15m）周辺で使用。
 ※3：海水取水場所（E.L.8.5m）周辺で使用。
 ※4：接続口（E.L.15m）周辺で使用。
 ※5：大型送水車（送水用及び海水取水用）の α は兼用とし、第4保管エリアに保管。
 ※6：大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）の α と大型送水ポンプ車（原子炉建物放水設備用）の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。
 ※7：緊急時対策所置設備（緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用送風機、緊急時対策所用空気浄化送風機、緊急時対策所用空気浄化装置（空気ポンプ））、緊急時対策所用送風機、緊急時対策所用空気浄化装置（空気ポンプ）に保管。

泊発電所3号炉

第3-3表 保管場所における主な可搬型設備の配置

分類	主要設備名	5m 倉庫・ 車庫エリア	1号炉西側 31m エリア	既設行政管理 道路脇西側 60m エリア	1, 2号炉 北側31m エリア	2号炉東側 31m エリア (a) (b)
$2n + \alpha^{*1}$	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 ボース延長・回収車（送水車用） 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機 加圧器逃がし弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ 加圧器逃がし弁操作作用バッテリー 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型蓄電池ポンプ 格納容器空気ファンラライン隔離弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ アニュラス全流気弁弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ 余熱除去ポンプ入口弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ 可搬型直流変換器 可搬型スプレインゾル 電水樹シフトウェンズ 可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 泡面合設備 可搬型タンクローリー 小型新車 ホイールローダ バックホウ 	n	—	$\alpha^{\text{※2}}$	—	$\alpha^{\text{※2}}$
		—	n	$\alpha^{\text{※3}}$	—	$n, \alpha^{\text{※4}}$
$n + \alpha$	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 ボース延長・回収車（送水車用） 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機 加圧器逃がし弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ 加圧器逃がし弁操作作用バッテリー 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型蓄電池ポンプ 格納容器空気ファンラライン隔離弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ アニュラス全流気弁弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ 余熱除去ポンプ入口弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ 可搬型直流変換器 可搬型スプレインゾル 電水樹シフトウェンズ 可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 泡面合設備 可搬型タンクローリー 小型新車 ホイールローダ バックホウ 	—	n	$\alpha^{\text{※2}}$	—	$\alpha^{\text{※2}}$
		—	—	$\alpha^{\text{※3}}$	—	$n, \alpha^{\text{※4}}$
n^{*2}	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 ボース延長・回収車（送水車用） 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機 加圧器逃がし弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ 加圧器逃がし弁操作作用バッテリー 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型蓄電池ポンプ 格納容器空気ファンラライン隔離弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ アニュラス全流気弁弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ 余熱除去ポンプ入口弁操作作用可搬型蓄電池ポンプ 可搬型直流変換器 可搬型スプレインゾル 電水樹シフトウェンズ 可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水砲 泡面合設備 可搬型タンクローリー 小型新車 ホイールローダ バックホウ 	予備	—	—	—	—
		予備	—	—	n	—

※1：「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしての α と保守点検による付随除外時のバックアップとしての α をそれぞれ配備する。
 ※2：故障時のバックアップとしての α を配備する。
 ※3：保守点検による付随除外時のバックアップとしての α を配備する。
 ※4：緊急時対策所用発電機は、 n 設備を緊急時対策所置エリアに、予備を2号炉東側31m エリア(a)及び2号炉西側31m エリア(b)に保管する。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-4表 主要可搬型設備

○「2n+α」の可搬型設備

設備名	配座数	必要容量	予備	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
電源車	5台	2台 (2n+1)	1台	-	2台	2台	1台	-	・可搬型代替発電機設備及び可搬型代替高圧配電設備 ・可搬型バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台（電機車（緊急時対策用）の予備と兼用）
ケーブル(1組:25m)	5組	2組 (2n+4)	1組	-	2組	2組	1組	-	・可搬型代替高圧配電設備及び可搬型代替高圧配電設備 ・可搬型バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1組（緊急時対策用代替発電機設備として使用するケーブルの予備と兼用）
大容量送水ポンプ(タイプ1)	5台	2台 (2n+4)	1台	1台	1台	2台	1台	-	・送水設備及び冷却設備（必要容量は約1.5台分） ・故障時バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台
注水用ヘッダ	3台	1台 (2n+2)	1台	-	1台	1台	1台	-	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台
ホース (1組:約2,000m ・300A:約1,620m ・150A:約440m)	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	-	-	1組	1組	-	-	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台
ホース (1組:300A 約1,500m)	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	1組	-	1組	-	-	-	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台
ホース (1組:約370m 400A:約470m ・55A:約3m)	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	ホース長ごと1本	原子炉建屋内に2組及びホース長ごと1本 ("1組"と"1組及びホース長ごと1本"で分散保管)				-	・使用済燃料プールの注水システム（原子炉建屋内敷設用） ・冷却時バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台
スプレイズル	13台	3台 (2n+0)	1台	原子炉建屋内に7台 (台、3台、1台で分散保管)				-	・使用済燃料プールへのスプレイズ（可燃剤用） ・故障時バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台
ホース延長用取組	5台	2台 (2n+4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・故障時バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台

設備名	配座数	必要容量	予備	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
送電機外ユニット	3台	1台 (2n+2)	1台	1台	-	1台	1台	-	・送電設備 ・故障時バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台
ホース (1組:約70m ・300A:約30m ・500A:約50m)	3組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	ホース長ごと1本	1組	-	1組	ホース長ごと1本	-	・送電設備（送電機外ユニット） ・注水設備 ・故障時バックアップ及び保安設備機外種別バックアップ1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配座数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型代替送電機設備 (高圧発電機車)	7台	3台 (2n+4)	1台	3台	0台	予備 1台	3台	・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。
大容量送水車	3台	1台 (2n+2)	1台 (備用)	1台	1台	0台	予備 1台 (備用)	・輸送設備及び水の供給設備を本拠とした送水時は、必要数(1台/組)の2セット、合計2台(2n+2)の2セット、合計4台及びホース約6,880m。 ・海水を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。 ・海水を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。
可搬型ストレーナー	5台	2台 (2n+4)	1台 (備用)	1台	2台	2台	予備 1台	・第4保管エリアに保管する大容量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。
ホース (100A(1組:約3,100m) 100A(1組:約340m)	2組+予備	1組 (2n+2)	1台 (備用)	1台	1台	2台	150A:約2,100m 約920m 100A:約120m 約250m 予備	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

設備名	配座数	必要容量	予備	保管場所				備考
				1、2号炉 北側3m エリア	2号炉東側 3mエリア (a)	2号炉西側 3mエリア (b)	2号炉東側 追加室内 60mエリア	
可搬型大容量送水ポンプ車	6台	2台 (2n+4)	2台	-	2台	1台	1台	・注水設備及び水の供給設備を本拠とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。 ・海水を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。
ホース延長・用取組 (送水用)	6台	2台 (2n+4)	2台	-	2台	1台	1台	・注水設備及び水の供給設備を本拠とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。 ・海水を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。
可搬型ホース 150A (東側1組:約50m 西側1組:約50m)	4組 ホース長 ごと2本	2組 ホース長 ごと2本 (2n+4)	2台	-	2台	1台	1台	・注水設備及び水の供給設備を本拠とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。 ・海水を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。
可搬型ホース 100A (東側1組:約100m 西側1組:約100m)	2組 ホース長 ごと2本	1組 ホース長 ごと2本 (2n+2)	2台	-	2台	1台	1台	・注水設備及び水の供給設備を本拠とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。 ・海水を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水車)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・重大事故時に必要となる注水流量等が異なるため、可搬型重大事故等対策設備の仕様及び数量が相違する。また、建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対策設備の保管場所が相違する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(1) 「2n+α」の可搬型設備

設備名	配置数	必要数	子備	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型スプレイズル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子力建物 2台+ 子備1台				・必要数（1組/セット）の2セット、合計2組。
ホース 75A（1組：約250m）	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 船に 1本 以上	原子力建物 2組+ 子備				
移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	1台	0台	子備 1台	1台	・必要数（移動式代替熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,000m/組）の2セット ト、合計移動式代替熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,100m。 ・第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の子備1台は、原 子力建物代替熱交換設備と原子力 建物基本設備用を兼用。
大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (船組)	1台	0台	子備1台 (船組)	1台	
ホース 高水側250A（1組：約50m） 低水側250A（1組：約70m） 海水側300A（1組：約90m）	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 船に 1本 以上	1組	0組	0組	1組+ 子備	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(1) 「2n+α」の可搬型設備 (2/2)

設備名	配置数	必要 容量	子備	保管場所				備考
				1、2号炉 北側31m エリア	2号炉東側 31mエリア (a)	2号炉東側 31mエリア (b)	緊急時 対応用エリア	
可搬型代替電源車	4台	1台 (2n-2)	2台	1台	2台	1台	1台	・可搬型代替電源設備 ・故障時のバックアップ用と して1台、保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管
ケーブル (1組：40m)	4組	1組 (2n-2)	2組	1組	2組	1組	1組	
可搬型直流電源用発電機	4台	1台 (2n-2)	2台	1台	1台	1台	1台	・可搬型代替直流電源設備 ・故障時のバックアップ用と して1台、保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管
ケーブル (1組：40m)	4組	1組 (2n-2)	2組	周辺建機内に2組保管 原子力補助建機内に2組保管				

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○「n+α」の可搬型設備

設備名	配管数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1	第2	第3	第4	
高圧蒸気ガスポンプ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本を分庫保管)				・故障時バックアップ及び 保守点検時稼働時バック アップ11本
主蒸気減圧安全弁 用可搬型蒸発器	2個	1個	1個	制御建屋内に2個 (1個と1個で分庫保管)				・故障時バックアップ及び 保守点検時稼働時バック アップ1個

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配管数	必要数	予備	保管場所		備考
				1号炉建屋 3m倉庫・ 制御エリア	2号炉建屋 2号炉東側 3m倉庫 3m倉庫 北側3m 倉庫	
減圧蒸気減圧安全弁 用可搬型蒸発器 ガスポンプ	30本	15本	15本 (5 本以 上)	原子炉建屋 15本+	原子炉建屋 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備
主蒸気減圧 安全弁用蓄電池 (補助装置)	4個	2個	2個	建屋物処理建物 2個+	予備2個	-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(2) 「n+α」の可搬型設備

(2) 「n+α」の可搬型設備

設備名	配管数	必要容量	予備	保管場所					備考
				5m倉庫・ 制御エリア	1号炉建屋 3m倉庫	2号炉建屋 2号炉東側 3m倉庫 3m倉庫 北側3m 倉庫	2号炉建屋 3m倉庫 (b)	緊急時 対策容量 0m倉庫	
加圧蒸気減圧安全弁 用可搬型蒸発器 ガスポンプ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検によ る付随時外のバックア ップ用として1個を保管
加圧蒸気減圧安全弁 用可搬型蒸発器 ガスポンプ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検によ る付随時外のバックア ップ用として1個を保管
加圧蒸気減圧安全弁 用可搬型蒸発器 ガスポンプ	4個	2個	2個	原子炉補助建屋内に4個保管					・故障時及び保守点検によ る付随時外のバックア ップ用として2個を保管
高圧蒸気減圧安全弁 用可搬型蒸発器 ガスポンプ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検によ る付随時外のバックア ップ用として1個を保管
高圧蒸気減圧安全弁 用可搬型蒸発器 ガスポンプ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検によ る付随時外のバックア ップ用として1個を保管
高圧蒸気減圧安全弁 用可搬型蒸発器 ガスポンプ	4個	2個	2個	原子炉補助建屋内に3個保管					・故障時及び保守点検によ る付随時外のバックア ップ用として2個を保管
高圧蒸気減圧安全弁 用可搬型蒸発器 ガスポンプ	3個	1個	2個	原子炉補助建屋内に3個保管					・故障時及び保守点検によ る付随時外のバックア ップ用として2個を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	寸幅	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
可搬型遮断ガス体動装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
ホース (1組:50L、約30m)	1組及びホース長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	1組	-	-	ホース長ごと1本	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
大容量送水ポンプ (タイプ1)	3台	2台	1台	1台	1台	-	1台	-	・放水設備及び水の供給設備 (代替送水車 (淡水貯水槽 (No.1) 及び給水貯水槽 (No.2)) 補給) (必要容量は約1.1台分) 1台 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
放水船	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
高圧大容量合流装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
ホース (1組:300L、約1,450m)	1組及びホース長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	1組	-	-	-	-	・放水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
ホース (1組:300L、約1,600m)	1組及びホース長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	-	1組	-	-	ホース長ごと1本	・水の供給設備 (代替送水車 (淡水貯水槽 (No.1) 及び給水貯水槽 (No.2)) 補給) ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
シルトファン	3組	2組	1組	2組	-	-	1組	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
タンクローリ	3台	2台	1台	-	1台	1台	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
可搬型モニタリングポスト	11台	9台	2台	2台	6台	-	2台	1台	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
小型船舶	2艇	1艇	1艇	1艇	-	-	1艇	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
代替気象観測設備	2台	1台	1台	-	1台	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
中央制御室待機所加圧設備 (空気ポンプ)	30本	10本	10本	扇形配置			-	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
緊急時待機所加圧設備 (空気ポンプ)	340本	115本	125本	-	-	-	-	340本	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台

設備名	配備数	必要容量	寸幅	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
電源車 (緊急時用 汎用)	2台	1台	1台	-	-	-	1台	1台	・緊急時待機所用代替発電機 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台 (可搬型代替発電機用) ・緊急時待機所用代替発電機用として使用するケーブル (中継と兼用)
ケーブル (1組:25m)	2組	1組	1組	-	-	-	1組	1組	・緊急時待機所用代替発電機用として使用するケーブル (中継と兼用)

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配備数	必要数	寸幅	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬式遮断ガス体動装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で緊急供給が可能。
ホース (1組:約230m)	1組+予備	1組	ホース長毎に1本以上	タービン建物 1組+予備				-
第1ベンチフィリタ出口水蒸気配	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水蒸気配電が可能。
シルトファン	約40m	約20m	約20m	約10m+予備約10m	0m	0m	約10m+予備約10m	・2号炉送水設備兼用

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

(3) 「n」の可搬型設備 (1/2)

設備名	配備数	必要数	寸幅	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型大容量送水送水ポンプ兼用 (可搬型ホース:300A (1組:約300m))	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・放水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
放水船	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
高圧合流装置	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
可搬型スプレイング	4艇	2艇	2艇	-	2艇	-	-	・可搬型スプレイング設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
可搬型ホース (65A (1組:約200))	2組	1組	1組	-	1組	-	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
扇形陣シルトファン	3組	2組	1組	-	2組	-	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
可搬型タンクローリー	4台	2台	2台	-	-	-	2台	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
可搬型モニタリングポスト	13台	12台	1台	緊急時待機所待機所内には3台保管				・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
小型船舶	2艇	1艇	1艇	-	-	-	1艇	・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台
可搬型気象観測設備	3台	2台	1台	緊急時待機所待機所内には3台保管				・故障時バックアップ及び保守点検時機外時バックアップ1台

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配位数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要箇所の補足)
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	
シルトフエンス	約650m	約640m	約40m	約320m+ 予備約40m	0m	0m	約320m	・輸送専用
小型船舶	2隻	1隻 (備用)	1隻 (備用)	予備1隻 (備用)	0隻	0隻	1隻 (備用)	・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。
放射線物質吸着材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組	・設置箇所3箇所それぞれ1組を設置。
大型遠水ポンプ車	2台	1台 放射線 物質 用物	1台 (備用)	0台	0台	予備1台 (備用)	1台	・第3保管エリアに保管する大型遠水ポンプ車の予備1台は、原子力発電所敷地内と原子力発電所敷地外を兼用と兼用を兼用。
放水砲	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	
泡剤火薬消火器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個	
ホース 300A (1組：約760m) 250A (1組：約140m)	1組+ 予備	1組	ホース 長さ 別に 1本 以上	予備	0組	0組	1組	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(3) 「n」の可搬型設備 (2/2)

設備名	配位数	必要 容量	下幅	保管場所				備考
				1号中間 5m倉庫・ 3mエリア	2号中間 31mエリア (a)	2号中東側 31mエリア (b)	緊急時 対策用エリア	
可搬型新設緊急時対策用 空気浄化ファン	4台	2台	2台	指廊用空調上室内に必要容量1台及び予備1台保管 待機用空調上室内に必要容量1台及び予備1台保管	指廊用空調上室内に必要容量1台及び予備1台保管 待機用空調上室内に必要容量1台及び予備1台保管	指廊用空調上室内に必要容量1台及び予備1台保管 待機用空調上室内に必要容量1台及び予備1台保管	・放熱時及び保守点検による 待機時外時のバックアップ 用として2台を保管	
可搬型新設緊急時対策用 空気浄化フィルターユニット	4基	2基	2基	指廊用空調上室内に必要容量1基及び予備1基保管 待機用空調上室内に必要容量1基及び予備1基保管	指廊用空調上室内に必要容量1基及び予備1基保管 待機用空調上室内に必要容量1基及び予備1基保管	指廊用空調上室内に必要容量1基及び予備1基保管 待機用空調上室内に必要容量1基及び予備1基保管	・放熱時及び保守点検による 待機時外時のバックアップ 用として2台を保管	
緊急時給装置 (空気ポンプ)	680	354	326	指廊用空調上室内に必要容量177本及び予備163本保管 待機用空調上室内に必要容量177本及び予備163本保管	指廊用空調上室内に必要容量177本及び予備163本保管 待機用空調上室内に必要容量177本及び予備163本保管	指廊用空調上室内に必要容量177本及び予備163本保管 待機用空調上室内に必要容量177本及び予備163本保管	・放熱時及び保守点検による 待機時外時のバックアップ 用として326本を保管	
緊急時対策用発電機	8台	4台	4台	—	2台	2台	4台	・放熱時及び保守点検による 待機時外時のバックアップ 用として4台を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 </td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1隻で備上モニタリングを実施可能。 シルトフエンス設置用上専用。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ポスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>50本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td colspan="4">廃棄物処理建物 15本+ 予備35本</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 	小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で備上モニタリングを実施可能。 シルトフエンス設置用上専用。 	可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 	中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 	可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 		
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																															
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																						
タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 																																																				
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で備上モニタリングを実施可能。 シルトフエンス設置用上専用。 																																																				
可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 																																																			
中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 																																																			
可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">手備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策用集電機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に結線するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>66本</td> <td>454本+ 予備56本</td> <td>0本</td> <td>0本</td> <td>予備30本</td> <td>・454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 フィルターユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	手備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	緊急時対策用集電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に結線するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	66本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 フィルターユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。		
設備名	配備数					必要数	手備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
緊急時対策用集電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に結線するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																												
緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	66本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正圧化することが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 フィルターユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第 3-5 表 保管場所等における主要設備

○アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1	第2	第3	第4	
ブルドーザ	1台	1台	1台	1台	—	—	1台	・故障時バックアップ及び保守の維持確保時バックアップ1台
バックホウ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	・故障時バックアップ及び保守の維持確保時バックアップ1台

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所 2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

第 3-2 表 保管場所等における主要設備

(1) 重機

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備 1台	—
(2) その他設備（自主的に所有している設備）						
設備名	配備数	保管場所				備考
北学防自働車	2台	第1保管エリア 1台	第2保管エリア 0台	第3保管エリア 0台	第4保管エリア 1台	—
小型動力ポンプ付水櫃車	2台	1台	0台	0台	1台	—
小型放水車	2台	1台	0台	0台	1台	—
放射能測定車	1台	圃内保管場所 1台				—
原子炉用機油ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品
ラッククレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品 ・高圧設備
中型ホース巻取車 (150A)	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材
大型ホース巻取車 (150A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所 3号炉

第 3-4 表 保管場所等における主要設備

(1) アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考
				5m倉庫・車庫エリア	1号炉西側 31mエリア	1, 2号炉 北側31m エリア	2号炉東側 31m エリア (a)	
ホイールローダ	2台	1台	1台	—	1台	—	1台	・仮設で必要な場合には1台でアクセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。
バックホウ	2台	1台	1台	—	1台	—	1台	・仮設で必要な場合には1台でアクセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所	備考
化学消防自動車	2台	第3保管エリア及び第4保管エリア	・第3保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
大型化学消防放水車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
放射線測定車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
汚染測定車	1台	第3保管エリア	-
表液補給装置	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	-
放射線物質吸着材	100個	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：50個 ・第4保管エリア：50個
昇降機電力融通ケーブル（可搬型）	1巻）	第2保管エリア	-
放射線測定車	1台	第1保管エリア	-
ホイールローダ	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で屋外に保管するもの。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
大型ホース巻取車(300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
直流送電車 115V	1台	1台	0台	0台	0台	-
直流送電車 230V	1台	1台	0台	0台	0台	-
小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
シフトフェンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材
放射線物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
高圧火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
燃料プールのスプレイ流量	2台	原子炉建物				-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

(2) その他設備（自主的に所有している設備）



設備名	配備数	保管場所	備考
水槽付消防ポンプ自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
化学消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
大型機火災消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
号炉前送給予備ケーブル	2組	構内保管場所	-
放射線測定車	2台	51m倉庫・車庫エリア、構内保管場所	-
放射線物質吸着剤	1式	51m倉庫・車庫エリア	-
高揚揚シフトフェンス	2式	構内保管場所	-
シフトフェンス運搬車	2台	51m倉庫・車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)	資機材
原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機	2台	51m倉庫・車庫エリア	予備品
原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機運搬車	1台	構内保管場所	資機材
ホース延長・回収車（放水専用）	2台	51m倉庫・車庫エリア、1、2号炉北側31mエリア	資機材
泡消火薬剤コンテナ式運搬車	1台	構内保管場所	資機材
資機材運搬車	4台	51m倉庫・車庫エリア、構内保管場所	資機材
可搬型水中ポンプ	1式	1、2号炉北側31mエリア	資機材
ホイールローダ（自主対策設備）	2台	2号炉東側31mエリア(a)、展望台管理道路脇西側40mエリア	-
ブルドーザ	1台	構内保管場所	-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で屋外に保管するもの。

相違理由



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）の相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(1/10)</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は保管場所における可搬型設備の離隔距離を明確化している。

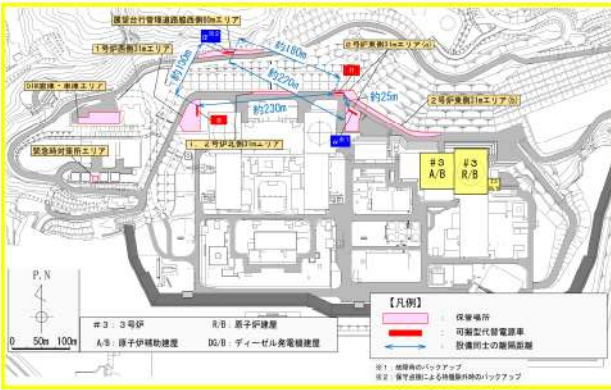

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）と原子炉補機冷却海水ポンプとの離隔距離</p>  <p>可搬型代替電源車と原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(2/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <p>可搬型代替電源車の相互の離隔距離</p>  <p>可搬型代替電源車と代替非常用発電機との離隔距離</p> <p>第 3-3 図 可搬型設備の配置(3/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型直流電源用発電機と原子炉補助建屋との隔離距離</p>  <p>可搬型直流電源用発電機の相互の隔離距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(4/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型スプレインノズルと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型スプレインノズルの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(5/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲の相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(6/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型タンクローリーと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型タンクローリーの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(7/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1366 550 1926 574">ホイールローダ及びバックホウと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p data-bbox="1422 981 1870 1005">ホイールローダ及びバックホウの相互の離隔距離</p> <p data-bbox="1489 1037 1803 1061">第3-3図 可搬型設備の配置(9/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>集水樹シルトフェンスと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>集水樹シルトフェンスの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(10/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>(4) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは、緊急時対策所から原子炉建物内へ入城するための経路を考慮し設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第 2-2 表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①、②の条件を満足するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基準津波の影響を受けない、防波壁内側のルート ② 基準地震動 S_s による被害（周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設建造物の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動 S_s による被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>(5) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定し、加えて、アクセスの多様性確保の観点から踏まえた自主整備ルートを整備する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第 3-5 表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを以下のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①及び②の条件を満足するルートを複数設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基準津波の影響を受けない防潮堤内側又は基準津波の影響を受けない敷地高さ以上のルート ② 基準地震動による被害（周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化による地中埋設建造物等の浮き上がり、地中埋設建造物等の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動による被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。 <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様） <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は一部、防潮堤に取り囲まれた範囲外をアクセスルートに設定していることから、基準津波において評価点を設定し、津波が遡上しないことを確認する予定。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮</p> <p>地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定</p> <p>屋外アクセスルート設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。</p> <p>第2-3, 4図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所及び保管場所から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺、淡水、海水取水場所等）、原子炉建物入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 防波壁の内側かつ防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。別紙(25)参照）に、基準地震動S_sによる被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。具体的には、「①1、2号炉原子炉建物南側を経由したルート」と「②第二輪谷トンネルを経由したルート」の2ルートを設定する。また、保管場所を起点若しくは経由したルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <p>ルートA：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点としたE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートB：緊急時対策所を起点とし、第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートC：緊急時対策所を起点とし、第2保管エリアを経由したE L 44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートD：緊急時対策所を起点とし、第3保管エリアを経由したE L 13～33m及びE L 44m エリア作業用アクセスルート</p>	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮</p> <p>地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定</p> <p>屋外アクセスルート設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。</p> <p>第3-4, 5, 6図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所から目的地（作業場所（3号炉周辺、海水及び淡水取水場所等）、建屋入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 防潮堤の内側かつ防火帯の内側に、基準地震動による被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。 保管場所からT.P.10m作業エリアへのアクセスルートを複数設定する。具体的には、「①3号炉原子炉建屋北側を経由したルート」と「②アクセスルートトンネル*を経由したルート」の2ルートを設定し、保管場所を起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <p>ルートA①：2号炉東側31m エリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m 作業エリアへのルート</p> <p>ルートA②：2号炉東側31m エリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m 作業エリアへのルート</p> <p>ルートB①：51m 倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m 作業エリアへのルート</p> <p>ルートB②：51m 倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m 作業エリアへのルート</p> <p>※：アクセスルートトンネルは、重大事故等に備えたルートとして常時確保の必要性から、通常の発電所の運用には使用しない。（補足資料(20)参照）</p>	<p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。 <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。 <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。 <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。 <p>【島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はアクセスルートトンネルを通常の運用に使用しない。

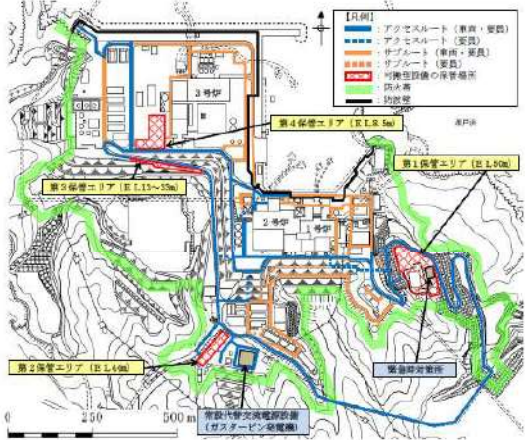
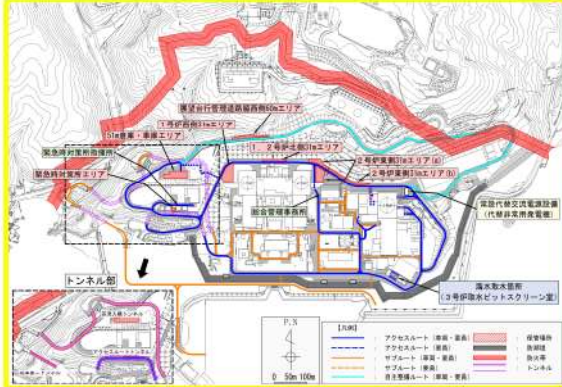
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・淡水取水場所（E L44m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、ホースを速やかに配置するために、2号炉原子炉建物西側及び南側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・緊急時対策所から原子炉建物内へ直接入城するアクセスルートは、基準地震動S_sの影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動S_sの影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・T.P.10m作業エリアから建屋入口への屋外アクセスルートを複数設定する。具体的には、「③3号炉原子炉建屋東側を經由したルート」と「④3号炉原子炉建屋西側を經由したルート」の2ルートを設定し、T.P.10m作業エリアを起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <p>ルート③：3号炉原子炉建屋東側を經由したルート ルート④：3号炉原子炉建屋西側を經由したルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51m倉庫・車庫エリアと敷地T.P.31mで標高差があることを踏まえ、保管場所まで速やかに移動するために、1号炉原子炉建屋西側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・屋外から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入城するアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 ・使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・段差緩和対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

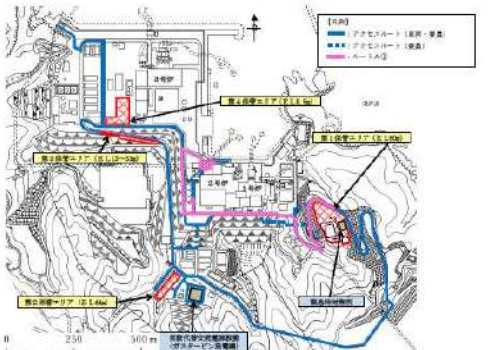
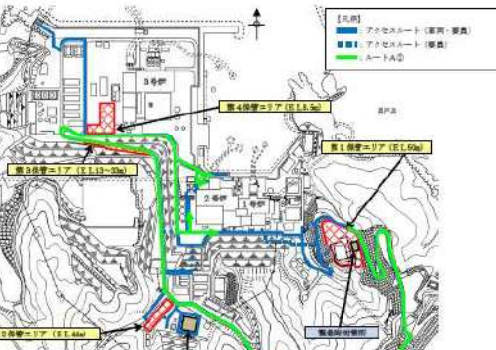
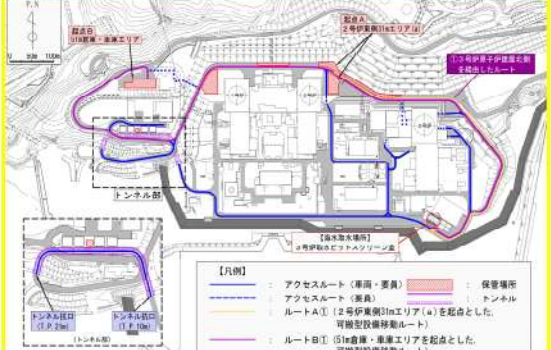
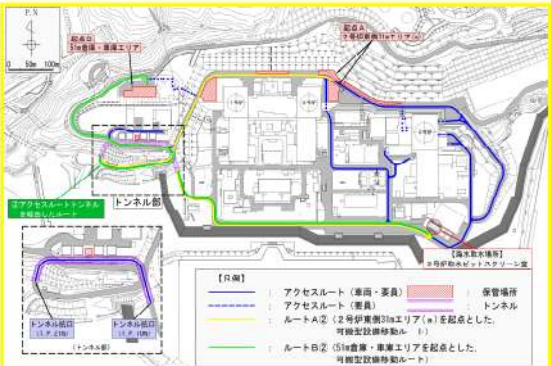
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>第2-2表 屋外アクセスルート用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="712 167 1319 368"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td rowspan="2">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-3図 屋外アクセスルート図</p>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	<p>第3-5表 屋外アクセスルート用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1344 183 1948 470"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外</td> <td rowspan="3">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> <tr> <td>自主整備ルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用が可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> </tbody> </table>  <p>第3-4図 屋外アクセスルート図</p>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用が可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>
場所	大分類	小分類	概要説明																						
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																						
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																						
場所	大分類	小分類	概要説明																						
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																						
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																						
		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用が可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																						

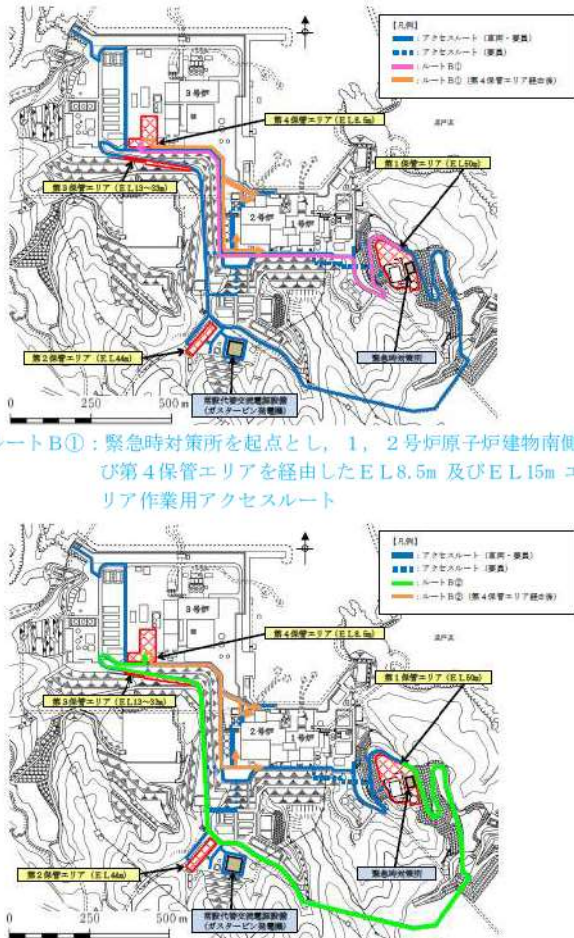
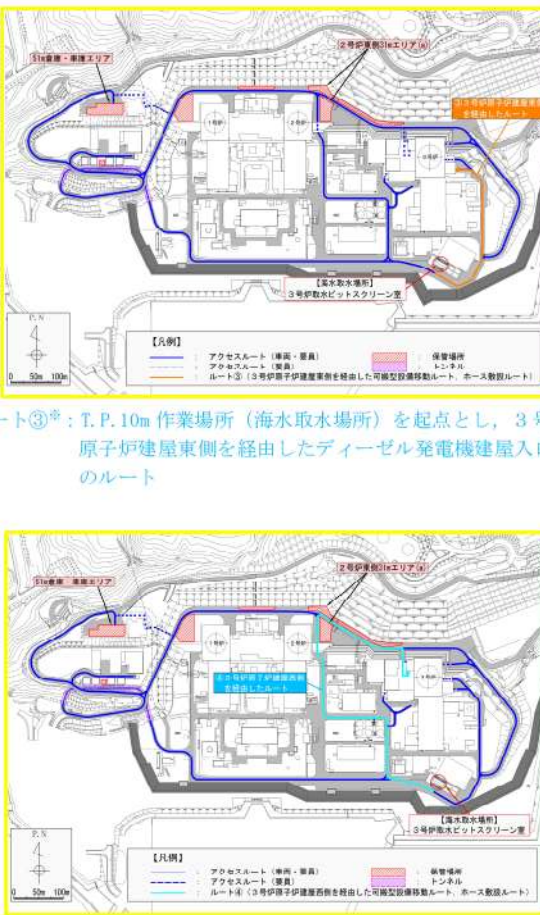
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を経由したE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号炉取水ピットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m, ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第3-5図 保管場所からT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

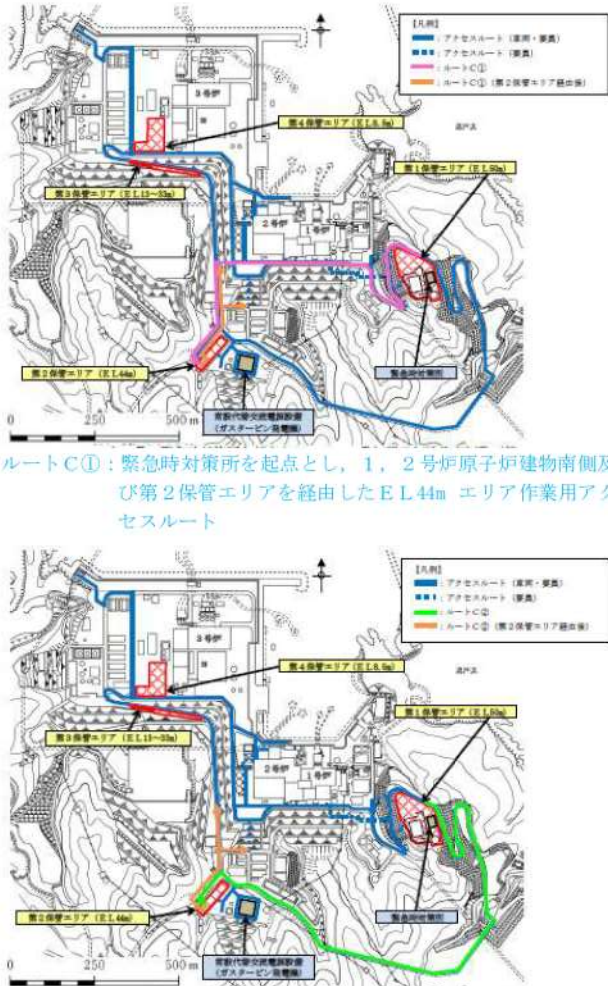
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>ルート③※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を経由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p> <p>ルート④※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を経由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号炉取水ビットスクリーン室～建屋入口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第3-6図 T.P.10m作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

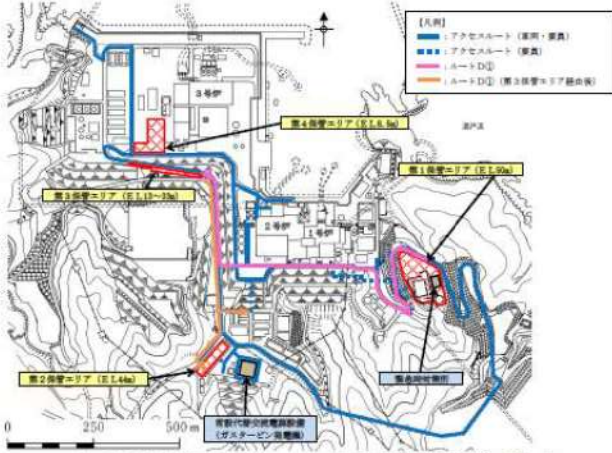
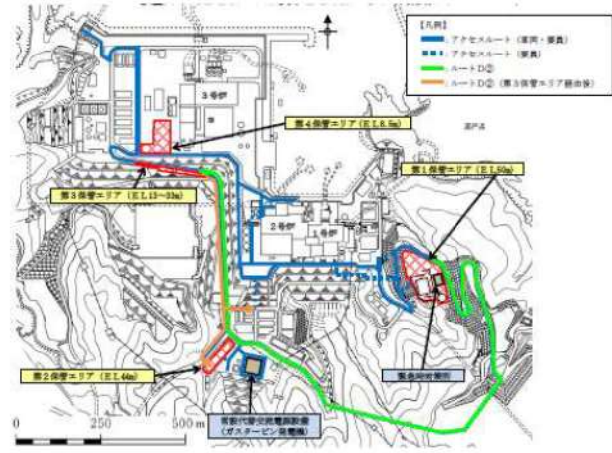
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE.L.44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE.L.44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ■ 1 アクセルルート（運用・要員） ■ 2 アクセルルート（要員） ■ 3 ルートD① ■ 4 ルートD②（第3保管エリア経由時）</p> <p>Route D1: Emergency response point as the starting point, passing south of the reactor buildings of Units 1 and 2, and through the 3rd storage area, via E L 13~33m and E L 44m area, for work access routes.</p>  <p>【凡例】 ■ 1 アクセルルート（運用・要員） ■ 2 アクセルルート（要員） ■ 3 ルートD① ■ 4 ルートD②（第3保管エリア経由時）</p> <p>Route D2: Emergency response point as the starting point, passing through the 2nd Tani Tunnel and the 3rd storage area, via E L 13~33m and E L 44m area, for work access routes.</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から直接原子炉建屋内に入城するための原子炉建物の入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <p>①原子炉建物の入口を複数設定する。</p> <p>②上記①のうち、基準地震動Ssの影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート及び迂回路は、基準地震動Ssの影響を受けない建屋に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <p>①各階には各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。</p> <p>②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素ガス内包機器については、地震時に火災源とならない。</p> <p>③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。</p> <p>④アクセスルート及び迂回路近傍の常置品及び仮置資機材については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。</p> <p>なお、迂回路は、転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行も考慮する。</p>	<p>(6) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合には、アクセスルート及び迂回路に加えて、通行可能な建屋に操作場所までの大型航空機特化ルートを設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋（以下「主要建屋」という。）内に入城するための入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <p>①操作場所まで移動するための主要建屋の入口を複数設定する。</p> <p>②上記①のうち、基準地震動の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート及び迂回路は、基準地震動の影響を受けない建屋に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <p>①各階には各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。</p> <p>②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素内包機器については、地震時に火災源とならない。</p> <p>③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。</p> <p>④アクセスルート及び迂回路近傍の常置物及び仮置物については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。</p> <p>なお、当該常置物及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えによる通行も考慮する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載名称及び記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・建屋に入城する入口は、直接原子炉建屋内に入城するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、迂回路の評価をアクセスルートと同等の評価を実施している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震以外の自然現象の考慮 地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p> <p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 原子炉建物入口 重大事故等時に屋外から直接、原子炉建物内に入城するため基準地震動S_sの影響を受けない入口を原子炉建物の西側に2箇所、南側に1箇所設定する。</p>	<p>(b) 地震以外の自然現象の考慮 地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響の考慮 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路として、大型航空機特化ルートを設定する。 大型航空機特化ルートは、起回事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。</p> <p>(d) その他の考慮事項 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p> <p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート、迂回路及び大型航空機特化ルートを以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 主要建屋入口 重大事故等時に屋外から主要建屋内に入城するため基準地震動の影響を受けない主要建屋の入口として原子炉補助建屋の北側に2箇所、原子炉建屋の東側に2箇所、ディーゼル発電機建屋の東側に1箇所設定する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載表現及び建屋名称等の相違 【島根】記載内容の相違 ・建屋に入城する入口は、直接原子炉建屋内に入城するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動S_sの影響を受けない原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建物及び廃棄物処理建物までのルート。 原子炉建物及び廃棄物処理建物の各階層間を移動するためのルート。 <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路 <p>(6) 島根原子力発電所1号炉の廃止措置の影響 廃止措置中である島根原子力発電所1号炉の廃止措置関連工事の実施に当たっては、島根原子力発電所2号炉の重大事故等対応に必要な可搬型設備の保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼさないよう工事を実施し、運用管理を原子炉施設保安規定に規定し、QMS規程に基づき実施する。 なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p>	<p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動の影響を受けない主要建屋に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋までのルート。 主要建屋の各階層間を移動するためのルート。 <p>また、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合において、出入管理建屋及び原子炉補助建屋に操作場所への大型航空機特化ルートを設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路。 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路。 大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】廃止措置関連工事の実施の有無による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>(7) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの自然現象等に対する影響評価</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす自然現象等について、抽出の考え方及び概略影響評価結果を以下に示す。詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>a. 自然現象</p> <p>(a) 自然現象抽出の考え方</p> <p>自然現象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した55事象を母集団とする。（別紙(34)参照） 収集した55事象について、第2～3表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照） 	<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす外部事象について、概略影響評価結果を以下に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルート及び自主整備ルートは、それぞれ地震及び津波時に期待しないルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>また、屋内アクセスルートのうち大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路と位置付けるため、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象の影響評価対象外とする。</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊の屋外アクセスルートは、島根の考え方を参考としているから、島根の記載を取り入れている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 保管場所、その他現場における屋外作業や屋外アクセスルートの通行が可能なこと。 屋内アクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>第2-3表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（自然現象）</p> <table border="1" data-bbox="757 204 1272 545"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【4】事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を有するほど接近した場所に発生しない事象【10事象】</td> <td>干ばつ/砂嵐/雪崩/カルスト/地下水による浸水/潮又は河川の水位低下/水漏（水漏の凍結）/気象/河川の氾濫/土嚢の収縮又は膨張</td> </tr> <tr> <td>ハザード評価・算出が長く、事故にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】</td> <td>塩害、塩害/海岸浸食（水面下の浸食）</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることのない事象【7事象】</td> <td>高湿/もや/霜/海水漏（海水漏漏）/紅水漏（海水漏洩）/太陽フレア、磁気嵐/雷害</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に含まれる事象【11事象】</td> <td>地震活動：地盤の隆起/陥没/泥湧出（液状化） 津波：海水高乾/海水高乾/海流地帯/湧潮/静波/高潮/波浪 洪水：潮又は河川の水位上昇 嵐（台風）：ハリケーン 電害：極端的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）：氷晶 地滑り、土石流*：土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ） 火山（火山活動・爆発）：水蒸気、熱湯噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：森林火災</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】</td> <td>陥石</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：降氷に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮</p> <p>(b) 自然現象の影響評価（概略）</p> <p>「(a) 自然現象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を除いた事象（12事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-4表に示す。</p>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【4】事象】	影響を有するほど接近した場所に発生しない事象【10事象】	干ばつ/砂嵐/雪崩/カルスト/地下水による浸水/潮又は河川の水位低下/水漏（水漏の凍結）/気象/河川の氾濫/土嚢の収縮又は膨張	ハザード評価・算出が長く、事故にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	塩害、塩害/海岸浸食（水面下の浸食）	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることのない事象【7事象】	高湿/もや/霜/海水漏（海水漏漏）/紅水漏（海水漏洩）/太陽フレア、磁気嵐/雷害	影響が他の事象に含まれる事象【11事象】	地震活動：地盤の隆起/陥没/泥湧出（液状化） 津波：海水高乾/海水高乾/海流地帯/湧潮/静波/高潮/波浪 洪水：潮又は河川の水位上昇 嵐（台風）：ハリケーン 電害：極端的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）：氷晶 地滑り、土石流*：土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ） 火山（火山活動・爆発）：水蒸気、熱湯噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：森林火災	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	陥石	<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 保管場所、その他現場における屋外作業や屋外のアクセスルートの通行が可能なこと。 屋内のアクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に影響評価における確認事項を記載。</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【4】事象】														
影響を有するほど接近した場所に発生しない事象【10事象】	干ばつ/砂嵐/雪崩/カルスト/地下水による浸水/潮又は河川の水位低下/水漏（水漏の凍結）/気象/河川の氾濫/土嚢の収縮又は膨張														
ハザード評価・算出が長く、事故にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	塩害、塩害/海岸浸食（水面下の浸食）														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることのない事象【7事象】	高湿/もや/霜/海水漏（海水漏漏）/紅水漏（海水漏洩）/太陽フレア、磁気嵐/雷害														
影響が他の事象に含まれる事象【11事象】	地震活動：地盤の隆起/陥没/泥湧出（液状化） 津波：海水高乾/海水高乾/海流地帯/湧潮/静波/高潮/波浪 洪水：潮又は河川の水位上昇 嵐（台風）：ハリケーン 電害：極端的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）：氷晶 地滑り、土石流*：土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ） 火山（火山活動・爆発）：水蒸気、熱湯噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：森林火災														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	陥石														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
第4-1表 自然現象により想定される影響評価結果				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(1/4)				第4-1表 自然現象により想定される影響概略評価結果				【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。			
自然 現象	評価結果			自然現象	概略評価結果			自然 現象	評価結果						
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート				
地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。			
津波	・基準津波に対し防潮堤や防溺壁を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤や防溺壁を設置することから、アクセスルートまで遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤や防溺壁を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防潮堤を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。		【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。		
洪水	・敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	洪水	・敷地周辺に河川等がないことから、洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	洪水	・敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左			【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。	
風(台風)	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・台風によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。	・建屋内であり影響は受けない。	風(台風)	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風(台風)により飛散することはないことから、同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内でありアクセスルートは風(台風)による影響を受けない。	風(台風)	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。				【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉			島根原子力発電所 2号炉				泊発電所 3号炉				相違理由	
電巻	可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は電巻に対して頑健な建屋に設置していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 ・保管エリアに配備する可搬型設備は原子炉建屋等に対し離隔距離の確保、又は飛散防止対策を実施することから原子炉建屋等へ影響を与えない。	電巻によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより除去することが可能である。 ・万一、送電鉄塔が倒壊した場合であっても、複数のルーが確保されていることから、影響がないルートを選択することで目的地までのアクセスが可能である。	原子炉建屋等は電巻に対し頑健性を有することから影響を受けない。	第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(2/4)				自然現象	評価結果			【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。
				自然現象	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	
				電巻	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は電巻に対して頑健な建屋内に設置していること又は防護対策を実施していることから、同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している電巻防護施設近傍等の可搬型設備は固縛等により飛来物とならないための対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電巻によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより除去することが可能である。 通信用無線鉄塔及び送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待機運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 また、その他の場所に関しては、複数のアクセスルートが確保されていることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は電巻に対して建屋等の防護した場所に設置していることから、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している電巻防護施設近傍等の可搬型設備は、固縛等により飛来物とならないための対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 その他の場所に関しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。 		<ul style="list-style-type: none"> 電巻によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより除去することが可能である。 送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待機運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 また、ホイールローダにより最大130分で除雪が可能である。（別紙(5)参照） 			
				凍結	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため影響を受けない、同時に機能喪失しない。 気象予測により事前の予測が十分可能であり、始動に影響が出ないよう、各設備の湿度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、必要に応じて、あらかじめ可搬型設備の暖気運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、暖気運転は事前に実施することからアクセス時間への影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、アクセスルートへの融雪剤散布を行うことで、アクセスに問題が生じる可能性が小さい。 路面が凍結した場合にも、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内でアクセスルートは凍結による影響を受けない。 		<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対応が可能であることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタックドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールローダにより最大130分で除雪が可能である。（別紙(5)参照） 		
降水	<ul style="list-style-type: none"> 屋内排水設備は十分な排水能力があることから、保管場所に滞留水は発生しない。（別紙(26)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内排水設備は十分な排水能力があることから、アクセスルートに滞留水は発生しない。（別紙(26)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策を施された建物内であり、アクセスルートは降水による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内でアクセスルートは影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内であり、アクセスルートは影響を受けない。 						
積雪	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、積雪状況を見計らいながら行うことで対応が可能であることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、積雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタックドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールローダにより最大130分で除雪が可能である。（別紙(5)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、積雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタックドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールローダにより最大130分で除雪が可能である。（別紙(5)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタックドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールローダにより最大130分で除雪が可能である。（別紙(5)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、積雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタックドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールローダにより最大130分で除雪が可能である。（別紙(5)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、積雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタックドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールローダにより最大130分で除雪が可能である。（別紙(5)参照） 						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)				
自然現象	評価結果			自然現象	概略評価結果			自然現象	評価結果			
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート	
凍結	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 凍結に伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため凍結の影響はない。そのため車輿に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配置して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。(別紙(36)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 凍結に伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため凍結の影響はない。そのため車輿に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配置して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。(別紙(36)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、積雪状況等を見計らいながらアクセスルートの除雪を行うことので対応が可能である。なお、ホイールローダにより最大77分で除雪が可能である。(別紙(22)参照) 積雪時においても、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、積雪状況等を見計らいながらアクセスルートの除雪を行うことので対応が可能である。なお、ホイールローダにより最大77分で除雪が可能である。(別紙(22)参照) 積雪時においても、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内でありアクセスルートは積雪による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 凍結に伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため凍結の影響はない。そのため車輿にスタッドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからアクセスに問題を生じる可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 凍結に伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため凍結の影響はない。そのため車輿にスタッドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからアクセスに問題を生じる可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <p>・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。</p>		
降雪	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雪強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雪強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 降雪によりアクセスルートが影響を受けることはない。 降雪発生中は、屋内に逃避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 降雪によりアクセスルートが影響を受けることはない。 降雪発生中は、屋内に逃避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物には避難設備を設置しておりアクセスルートは降雪による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 降雪に伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、降雪への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため降雪の影響はない。そのため車輿に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配置して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。(別紙(36)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 降雪に伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、降雪への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため降雪の影響はない。そのため車輿に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配置して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。(別紙(36)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建物には避難設備を設置しておりアクセスルートは降雪による影響を受けない。 			
降水	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雪強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雪強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 多数のアクセスルートのうち、地滑り・土石流により影響を受ける範囲外のアクセスルートを用いることから、影響はない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 多数のアクセスルートのうち、地滑り・土石流により影響を受ける範囲外のアクセスルートを用いることから、影響はない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は地滑り・土石流により影響を受ける範囲内には影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雪強度に基づき設計した構内排水設備により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 構内排水設備の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雪強度に基づき設計した構内排水設備により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 構内排水設備の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 			
落雷	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は避害対策を施されたエリアに設置されており、かつ保管場所とは位置的分散が図られていることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 1回の落雷により影響を受ける範囲は限定されるため、保管場所は2セットを離隔して位置的分散を図っており、影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 落雷によりアクセスルートが影響を受けることはない。 落雷発生中は、屋内に逃避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物には避害設備を設置しており影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は地滑り・土石流の影響範囲外に設置していることから、同時に機能喪失しない。 地滑り・土石流により影響を受ける範囲は限定され、屋外に配置している可搬型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は地滑り・土石流の影響範囲外に設置していることから、同時に機能喪失しない。 地滑り・土石流により影響を受ける範囲は限定され、屋外に配置している可搬型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は地滑り・土石流により影響を受ける範囲内には影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雪強度に基づき設計した構内排水設備により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 構内排水設備の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雪強度に基づき設計した構内排水設備により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 構内排水設備の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 			
地滑り	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり地形分布図や土砂災害危険箇所図等によると女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、地滑りの影響を受ける範囲内には影響を受けない範囲にあり、屋外に配置している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 屋外に配置している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(37)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、地滑りの影響を受ける範囲内には影響を受けない範囲にあり、屋外に配置している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 屋外に配置している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(37)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(37)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、地滑りの影響を受ける範囲内には影響を受けない範囲にあり、屋外に配置している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 屋外に配置している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(37)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、地滑りの影響を受ける範囲内には影響を受けない範囲にあり、屋外に配置している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 屋外に配置している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(37)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(37)参照) 			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉		島根原子力発電所 2号炉				泊発電所 3号炉				相違理由
		第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(4/4)								
自然現象	評価結果		概略評価結果		自然現象	評価結果		評価結果		【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。
	保管場所	屋外アクセスルート	屋外アクセスルート	屋内のアクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋外のアクセルルート	屋内のアクセスルート	
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ブルドーザにより最大17分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大17分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。また、ホイールロードにより最大384分で除灰が可能である(※)。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。 また、ホイールロードにより最大384分で除灰が可能である(※)。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。
生物学的現象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧食等の侵入による影響を受けない。また、衛生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管場所は位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対応設備と同時に機能喪失しない。 保管場所は複数箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対応設備と同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	生物学的現象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 保管場所に配備する可搬型設備は、位置的分散を図り、複数箇所保管していることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対応設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口を閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口を閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対応設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、消火要員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口を閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口を閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 	
高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.31m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.10m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.10m)以上に設置するため、アクセスルートは影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.10m)以上に設置するため、アクセスルートは影響を受けない。 	

※：除灰時間について、第6条(外部からの衝撃による損傷の防止(火山))における降下火砕物の層厚20cmを基に算出している。今後の地盤評価調査の進捗により、層厚及び除灰時間に変更となる場合がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c)自然現象の重畳事象評価</p> <p>単独事象を組み合わせて、自然現象が重畳した場合の影響について確認した。各重畳事象の影響確認結果を別紙(1)に示す。また、重畳事象のうち、単独事象と比較して影響が増長される事象の組合せと影響評価結果を以下に示す。</p> <p>①屋外のアクセスルートの復旧作業が追加される組合せ</p> <p>単独事象でそれぞれアクセスルートの復旧が必要な事象については、重畳の影響としてそれぞれの事象で発生する作業を実施する必要がある。具体的には、除雪と除灰の組合せ等が該当する。</p> <p>アクセスルートの復旧においては、気象予報等を踏まえてアクセス性に支障が生じる前にあらかじめ除雪や除灰等の活動を開始する運用であることから、例えばアクセスルートの復旧に時間を要する除灰の場合でも、約220分程度でアクセスルートの機能を維持することが可能である。（別紙(24)参照）</p> <p>②可搬型設備の機能に影響がある組合せ</p> <p>単独事象と比較して荷重が増長し、可搬型設備に影響を及ぼすおそれがある組合せは、積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）、降水と火山の影響、積雪と火山の影響、積雪と地震の5事象である。ただし、可搬型設備に堆積した雪及び降下火砕物を除雪、除灰することで、重畳による影響は緩和可能である。</p> <p>(d)まとめ</p> <p>上記より、保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへ影響を及ぼす可能性のある自然現象は地震及び津波であることを確認した。それ以外の自然現象については、単独事象、重畳事象が発生した場合でも、取り得る手段が残っており、事故対応を行うことができることを確認した。地震及び津波の詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、設計上の想定を超える自然現象が発生した場合でも、可搬型設備の分散配置、アクセスルートの複数確保、各種運用（除雪等）により対応は可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に自然現象の重畳について、は「別紙(4)」に記載している。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・設計想定を超えた自然現象への対応については大規模損壊発生時の対応で整理する。</p>

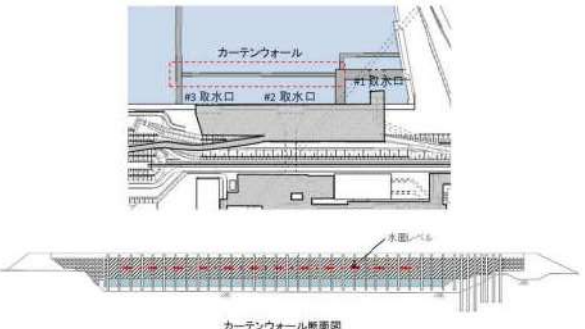
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由												
<p>b. 人為事象</p>	<p>b. 人為事象</p> <p>(a)人為事象抽出の考え方 人為事象抽出の考え方は次のとおりである。 ・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき人為事象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した事象から、故意によるものを除いた 23 事象を母集団とする。（別紙(34)参照） ・収集した 23 事象について、第 2-5 表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照）</p> <p>(b)人為事象の影響評価（概略） 「(a) 人為事象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を加えた事象（8 事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第 2-6 表に示す。</p> <p>第 2-5 表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（人為事象）</p> <table border="1" data-bbox="712 778 1321 1165"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【10 事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3 事象】</td> <td>パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／ユニットからのタービン・ミサイル</td> </tr> <tr> <td>ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3 事象】</td> <td>発電所内貯蔵の化学物質流出／燃料工事／内部漏水</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【8 事象】</td> <td>爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部漏水：他ユニットからの内部漏水</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2 事象】</td> <td>人工衛星の落下／タービン・ミサイル</td> </tr> </tbody> </table>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【10 事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3 事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／ユニットからのタービン・ミサイル	ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3 事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／燃料工事／内部漏水	影響が他の事象に包含される事象【8 事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部漏水：他ユニットからの内部漏水	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2 事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル	<p>(2) 人為事象</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは他の審査項目を呼び込んでいる。</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【10 事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3 事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／ユニットからのタービン・ミサイル														
ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3 事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／燃料工事／内部漏水														
影響が他の事象に包含される事象【8 事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部漏水：他ユニットからの内部漏水														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2 事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊、石油コンビナート施設の火災は、敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については取水口外側にカーテンウォールが設置されており、保管場所及びアクセスルートに直接衝突されるおそれがないこと、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性のある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>  <p>第4-1図 カーテンウォール構造図</p>		<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊は敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については保管場所及びアクセスルートが船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置されていること、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性のある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災を含めて、近隣工場等の火災と記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(1/2)																			
人為事象																			
概略評価結果																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保管場所</th> <th style="width: 30%;">屋外のアクセスルート</th> <th style="width: 30%;">屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="71 215 701 526"> <p>森林火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可燃型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 </td> <td data-bbox="701 215 1332 526"> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照） 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 </td> <td data-bbox="1332 215 1964 526"> <ul style="list-style-type: none"> 建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 万一、ばい煙の影響を受ける場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 526 701 710"> <p>飛来物（航空機落下）</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可燃型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可燃型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び非常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 </td> <td data-bbox="701 526 1332 710"> <ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 </td> <td data-bbox="1332 526 1964 710"> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等への航空機落下確率は10^{-5}/年未満であることから影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 710 701 853"> <p>ダムの崩壊</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 </td> <td data-bbox="701 710 1332 853"> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 </td> <td data-bbox="1332 710 1964 853"> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 853 701 1045"> <p>爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td data-bbox="701 853 1332 1045"> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td data-bbox="1332 853 1964 1045"> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> </tbody> </table>				保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	<p>森林火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可燃型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照） 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 万一、ばい煙の影響を受ける場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。 	<p>飛来物（航空機落下）</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可燃型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可燃型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び非常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等への航空機落下確率は10^{-5}/年未満であることから影響はない。 	<p>ダムの崩壊</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 	<p>爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。
保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																	
<p>森林火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可燃型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照） 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 万一、ばい煙の影響を受ける場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。 																	
<p>飛来物（航空機落下）</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可燃型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可燃型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び非常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等への航空機落下確率は10^{-5}/年未満であることから影響はない。 																	
<p>ダムの崩壊</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 																	
<p>爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 																	

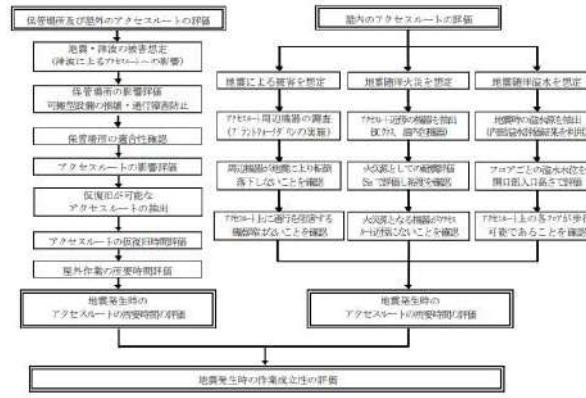
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(2/2)				
人為事象				
概略評価結果				
保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート		
近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災を念じて、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 	【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。
有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物の空間が停止し、防護具等を装備することから影響はない。 	
船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 	
電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 屋内外作業に係る成立性評価の概要</p> <p>a. 概要</p> <p>(a) 評価の概要</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある自然現象及び人為事象は、地震及び津波と考えられるため、地震、津波時における以下の評価を実施し、有効性評価に対する作業の成立性について検討を実施した。</p> <p>① 保管場所については、外部起因事象として地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>② 屋外のアクセスルートについては、地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>③ 屋内のアクセスルートについては、地震及び地震によって発生する火災及び溢水を想定しそれらの影響を評価する。</p> <p>(b) 検討フロー</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性について、第2-5図の検討フローにて評価する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートについては、地震及び津波時に期待しないルートとして位置付けるため、影響評価の対象外とする。</p>  <p>第2-5図 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性検討フロー</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川の資料構成をベースとしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>(c)地震による被害想定</p> <p>地震による保管場所及び屋外のアクセスルートへの被害要因・被害事象を第2-7表のとおり想定し、それぞれ影響を評価する。</p> <p>なお、サブルートについては、地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-7表 保管場所及び屋外のアクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p> <table border="1" data-bbox="712 406 1321 849"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所での懸念される被害事象</th> <th>アクセスルートでの懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）</td> <td>損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td rowspan="2">土砂流入、道路損壊による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面・道路面のすべり</td> <td>敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 地盤支持力の不足</td> <td>可搬型設備の転倒、通行不能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地中埋設構造物の損壊</td> <td>陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所での懸念される被害事象	アクセスルートでの懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—	⑦ 地中埋設構造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は女川と同様に「5. 保管場所の評価、(1) 保管場所への影響評価」及び「6. 屋外のアクセスルートの評価 (3) 屋外のアクセスルートへの影響評価」に記載している。</p>
自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所での懸念される被害事象	アクセスルートでの懸念される被害事象																									
地震	① 周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞																									
	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能																									
	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能																									
	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																										
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能																									
	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—																									
	⑦ 地中埋設構造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(d)津波による被害想定</p> <p>E L15m の防波壁等を設置することにより、津波による遡上波を地上部及び取水路、放水路等の経路から敷地に到達又は流入させないため、保管場所は津波による被害は想定されない。（「設計基準対象施設について」第五条：津波による損傷の防止）</p> <p>また、アクセスルートは、保管場所と同様、敷地に津波を到達又は流入させないため、津波による被害は想定されない。津波遡上解析の結果を第2-6図に示す。</p> <p>なお、サブルートは、津波時に期待しない。</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> — : アクセスルート (車両・要員) ●●● : アクセスルート (要員) — : サブルート (車両・要員) ●●● : サブルート (要員) ■ : 可搬型設備の保管場所 ■ : 防波壁 ■ : E L8.5m エリア ■ : E L13m エリア ■ : E L4m エリア ■ : E L50m エリア <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> — : 防波壁 <p>第2-6図 最大水位上昇量分布 (基準津波1, 防波堤無し)</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・津波は自然現象の評価において評価済みであるため。</p>




























赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>3. 保管場所の評価</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。可搬型設備の配備数については「$2n+\alpha$」、「$n+\alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n+\alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛*を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。</p> <p>さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p> <p>a. 「$2n+\alpha$」の可搬型設備</p> <p>原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要な容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p>	<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性のある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。 <p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>b. 「n+α」の可搬型設備</p> <p>負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスポンペ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスポンペは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「2n+α」と「n+α」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <table border="1" data-bbox="712 853 1317 1193"> <tr> <td data-bbox="712 853 779 997">2 n +</td> <td data-bbox="779 853 996 997">可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) </td> <td data-bbox="996 853 1153 997">大量送水車 </td> <td data-bbox="1153 853 1317 997">可搬型スプレィノズル </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 997 779 1093">α</td> <td data-bbox="779 997 996 1093">移動式代替熱交換設備 </td> <td data-bbox="996 997 1317 1093">大型送水ポンプ車 </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 1093 779 1193">n +</td> <td data-bbox="779 1093 996 1193">逃がし安全弁用窒素ガスポンペ </td> <td data-bbox="996 1093 1317 1193">主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 1193 779 1289">n</td> <td data-bbox="779 1193 996 1289">可搬式窒素供給装置 </td> <td data-bbox="996 1193 1317 1289">第1ベントフィルタ 出口水素濃度 </td> <td></td> </tr> </table> <p>第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p>	2 n +	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) 	大量送水車 	可搬型スプレィノズル 	α	移動式代替熱交換設備 	大型送水ポンプ車 		n +	逃がし安全弁用窒素ガスポンペ 	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 		n	可搬式窒素供給装置 	第1ベントフィルタ 出口水素濃度 			<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
2 n +	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) 	大量送水車 	可搬型スプレィノズル 																
α	移動式代替熱交換設備 	大型送水ポンプ車 																	
n +	逃がし安全弁用窒素ガスポンペ 	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 																	
n	可搬式窒素供給装置 	第1ベントフィルタ 出口水素濃度 																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p style="text-align: center;">第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置</p> <table border="1" data-bbox="757 172 1146 1235"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>主要設備名</th> <th>使用場所</th> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2n+a</td> <td rowspan="2">・大量送水車</td> <td>E L44⁰¹及び15m周辺⁰² (送水用)</td> <td>—</td> <td>n</td> <td>n</td> <td>a⁰⁵ (n⁰⁶)</td> </tr> <tr> <td>E L8.5m周辺⁰³ (海水取水用)</td> <td>n</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>n⁰⁶ (n⁰⁷)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備 ・可搬型スプレインゾル</td> <td>E L8.5m周辺⁰³ (原子炉補機代替冷却系用)</td> <td>n</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>a⁰⁴ (n⁰⁸)</td> </tr> <tr> <td>E L15m周辺⁰⁴</td> <td>n</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>n</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">n+a</td> <td rowspan="2">・逃がし安全弁用窒素ガスポンプ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)</td> <td>屋内で使用</td> <td colspan="4">原子炉建物</td> </tr> <tr> <td>屋内で使用</td> <td colspan="4">原子炉建物、廃棄物処理建物</td> </tr> <tr> <td>n⁰⁷</td> <td>・可搬式窒素供給装置 ・第1ペントアフト出口水素濃度</td> <td>E L15m周辺⁰⁴</td> <td>予備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>n</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：糧谷貯水槽(西1)及び(西2)を水源とした送水時は淡水取水場所(E L44m)周辺で使用。 ※2：海水を水源とした送水時は稼働口(E L15m)周辺で使用。 ※3：海水取水場所(E L8.5m)周辺で使用。 ※4：稼働口(E L15m)周辺で使用。 ※5：大量送水車(送水用及び海水取水用)のaは兼用とし、第4保管エリアに保管。 ※6：大型送水ポンプ車(原子炉補機代替冷却系用)のaと大型送水ポンプ車(原子炉建物放水設備用)の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。 ※7：緊急時対策所関連設備(緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用空気浄化装置、緊急時対策所用空気浄化装置機、緊急時対策所用空気浄化装置機、緊急時対策所用空気浄化装置機)に保管。 ルタタユニット)及び可搬式気象観測装置は、n設備を第1保管エリアに、予備を第4保管エリアに保管。</p>	分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	2n+a	・大量送水車	E L44 ⁰¹ 及び15m周辺 ⁰² (送水用)	—	n	n	a ⁰⁵ (n ⁰⁶)	E L8.5m周辺 ⁰³ (海水取水用)	n	—	—	n ⁰⁶ (n ⁰⁷)	・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備 ・可搬型スプレインゾル	E L8.5m周辺 ⁰³ (原子炉補機代替冷却系用)	n	—	—	a ⁰⁴ (n ⁰⁸)	E L15m周辺 ⁰⁴	n	—	—	n	n+a	・逃がし安全弁用窒素ガスポンプ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)	屋内で使用	原子炉建物				屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物				n ⁰⁷	・可搬式窒素供給装置 ・第1ペントアフト出口水素濃度	E L15m周辺 ⁰⁴	予備	—	—	n		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																														
2n+a	・大量送水車	E L44 ⁰¹ 及び15m周辺 ⁰² (送水用)	—	n	n	a ⁰⁵ (n ⁰⁶)																																														
		E L8.5m周辺 ⁰³ (海水取水用)	n	—	—	n ⁰⁶ (n ⁰⁷)																																														
	・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備 ・可搬型スプレインゾル	E L8.5m周辺 ⁰³ (原子炉補機代替冷却系用)	n	—	—	a ⁰⁴ (n ⁰⁸)																																														
		E L15m周辺 ⁰⁴	n	—	—	n																																														
n+a	・逃がし安全弁用窒素ガスポンプ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)	屋内で使用	原子炉建物																																																	
		屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物																																																	
n ⁰⁷	・可搬式窒素供給装置 ・第1ペントアフト出口水素濃度	E L15m周辺 ⁰⁴	予備	—	—	n																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由																																																		
	<p>(1) 「2n+a」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="748 177 1263 1262"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数 (2n-a)</th> <th rowspan="2">予備 (n)</th> <th colspan="3">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)</td> <td>7台</td> <td>3台 (2n-a)</td> <td>1台 (n)</td> <td>3台</td> <td>0台</td> <td>予備 1台</td> <td>3台 ・必要数(3台/セット)の2セ ット、合計6台。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大量送水車</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-a)</td> <td>1台 (n)</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備 0台</td> <td rowspan="2">・編谷村水庫(西1)及び(西2) を水源とした送水時は、必要数 (大量送水車(送水用)1台、 可搬型ストレーナ2台、ホース 約3,440m/組)の2セット、合 計大量送水車2台、可搬型スト レーナ4台及びホース約 6,880m。 ・池を水源とした送水時は、必要 数(大量送水車(送水用)1台、 大量送水車(潜水取水用)1台、 可搬型ストレーナ2台、ホース 約3,440m/組)の2セット、合 計大量送水車4台、可搬型スト レーナ4台及びホース約 6,880m。 ・第4保管エリアに保管する大量 送水車の予備1台は、送水用と 潜水取水用を兼用。</td> </tr> <tr> <td>3台</td> <td>1台 (2n-a)</td> <td>1台 (n)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台 (n)</td> </tr> <tr> <td>可搬型ストレーナ</td> <td>5台</td> <td>2台 (2n-a)</td> <td>1台 (n)</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>予備 1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース 150A(1組:約3,100m) 100A(1組:約3,400m)</td> <td>2組+ 予備</td> <td>1組 (2n-a)</td> <td>ホー ス長 毎に 1本 以上</td> <td>150A: 約2,100m 100A: 約1,200m</td> <td>150A: 約920m 100A: 約220m</td> <td>150A: 約2,100m 100A: 約1,200m + 予備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>					設備名	配備数	必要数 (2n-a)	予備 (n)	保管場所			備考	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)	7台	3台 (2n-a)	1台 (n)	3台	0台	予備 1台	3台 ・必要数(3台/セット)の2セ ット、合計6台。	大量送水車	3台	1台 (2n-a)	1台 (n)	0台	1台	予備 0台	・編谷村水庫(西1)及び(西2) を水源とした送水時は、必要数 (大量送水車(送水用)1台、 可搬型ストレーナ2台、ホース 約3,440m/組)の2セット、合 計大量送水車2台、可搬型スト レーナ4台及びホース約 6,880m。 ・池を水源とした送水時は、必要 数(大量送水車(送水用)1台、 大量送水車(潜水取水用)1台、 可搬型ストレーナ2台、ホース 約3,440m/組)の2セット、合 計大量送水車4台、可搬型スト レーナ4台及びホース約 6,880m。 ・第4保管エリアに保管する大量 送水車の予備1台は、送水用と 潜水取水用を兼用。	3台	1台 (2n-a)	1台 (n)	1台	0台	1台 (n)	可搬型ストレーナ	5台	2台 (2n-a)	1台 (n)	0台	2台	予備 1台		ホース 150A(1組:約3,100m) 100A(1組:約3,400m)	2組+ 予備	1組 (2n-a)	ホー ス長 毎に 1本 以上	150A: 約2,100m 100A: 約1,200m	150A: 約920m 100A: 約220m	150A: 約2,100m 100A: 約1,200m + 予備			<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場 所における主要可搬型 設備等」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数 (2n-a)	予備 (n)	保管場所						備考																																															
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																		
可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)	7台	3台 (2n-a)	1台 (n)	3台	0台	予備 1台	3台 ・必要数(3台/セット)の2セ ット、合計6台。																																																		
大量送水車	3台	1台 (2n-a)	1台 (n)	0台	1台	予備 0台	・編谷村水庫(西1)及び(西2) を水源とした送水時は、必要数 (大量送水車(送水用)1台、 可搬型ストレーナ2台、ホース 約3,440m/組)の2セット、合 計大量送水車2台、可搬型スト レーナ4台及びホース約 6,880m。 ・池を水源とした送水時は、必要 数(大量送水車(送水用)1台、 大量送水車(潜水取水用)1台、 可搬型ストレーナ2台、ホース 約3,440m/組)の2セット、合 計大量送水車4台、可搬型スト レーナ4台及びホース約 6,880m。 ・第4保管エリアに保管する大量 送水車の予備1台は、送水用と 潜水取水用を兼用。																																																		
	3台	1台 (2n-a)	1台 (n)	1台	0台	1台 (n)																																																			
可搬型ストレーナ	5台	2台 (2n-a)	1台 (n)	0台	2台	予備 1台																																																			
ホース 150A(1組:約3,100m) 100A(1組:約3,400m)	2組+ 予備	1組 (2n-a)	ホー ス長 毎に 1本 以上	150A: 約2,100m 100A: 約1,200m	150A: 約920m 100A: 約220m	150A: 約2,100m 100A: 約1,200m + 予備																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>(1) 「2n+α」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="763 188 1256 1273"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スプレインゾル</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">・必要数（1組/セット）の2セット、合計2組</td> </tr> <tr> <td>ホース 75A（1組：約220m）</td> <td>2組+予備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長毎に1本以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">・必要数（移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,000m/組）の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子力補機代替冷却装置と原子力建物放水設備を兼用。</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ホース 降木側250A（1組：約50m） 降木側250A（1組：約70m） 降木側300A（1組：約90m）</td> <td>2組+予備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長毎に1本以上</td> <td>1組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>1組+予備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	可搬型スプレインゾル	3台	1台 (2n-2)	1台					・必要数（1組/セット）の2セット、合計2組	ホース 75A（1組：約220m）	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上					移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	1台	0台	予備1台	1台	・必要数（移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,000m/組）の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子力補機代替冷却装置と原子力建物放水設備を兼用。	大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (2n-2)	1台	0台	予備1台	1台	ホース 降木側250A（1組：約50m） 降木側250A（1組：約70m） 降木側300A（1組：約90m）	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	1組	0組	0組	1組+予備			<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考																																															
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																						
可搬型スプレインゾル	3台	1台 (2n-2)	1台					・必要数（1組/セット）の2セット、合計2組																																																			
ホース 75A（1組：約220m）	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上																																																								
移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	1台	0台	予備1台	1台	・必要数（移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,000m/組）の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子力補機代替冷却装置と原子力建物放水設備を兼用。																																																			
大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (2n-2)	1台	0台	予備1台	1台																																																				
ホース 降木側250A（1組：約50m） 降木側250A（1組：約70m） 降木側300A（1組：約90m）	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	1組	0組	0組	1組+予備																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>(2) 「n+α」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="913 188 1124 1401"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>透かし安全弁用型継 ガスボンベ</td> <td>30本</td> <td>15本</td> <td>15本 (5 本以 上)</td> <td>原子力建物 15本+ 予備15本</td> <td>・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て、15本配備。</td> </tr> <tr> <td>主蒸気透かし 安全弁用貯蔵缶 (補助貯蔵)</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td>原研物の理建物 2個+ 予備2個</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	透かし安全弁用型継 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5 本以 上)	原子力建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て、15本配備。	主蒸気透かし 安全弁用貯蔵缶 (補助貯蔵)	4個	2個	2個	原研物の理建物 2個+ 予備2個	-		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場 所における主要可搬型 設備等」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考																
透かし安全弁用型継 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5 本以 上)	原子力建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て、15本配備。																
主蒸気透かし 安全弁用貯蔵缶 (補助貯蔵)	4個	2個	2個	原研物の理建物 2個+ 予備2個	-																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="846 172 1182 1345"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式薬液供給装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で薬液供給が可能。</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組：約230m)</td> <td>1組+ 予備</td> <td>1組</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>タービン建物 1組+ 予備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1ベントファイルダ 出口水蒸気検度</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で水蒸気検度測定が可能。</td> </tr> <tr> <td>シバルブエンス</td> <td>約40m</td> <td>約20m</td> <td>約20m</td> <td>約10m+ 予備約10m</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>約10m+ 予備約10m</td> <td>・2号炉圧水投入槽用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	可搬式薬液供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で薬液供給が可能。	ホース (1組：約230m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	タービン建物 1組+ 予備				-	第1ベントファイルダ 出口水蒸気検度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水蒸気検度測定が可能。	シバルブエンス	約40m	約20m	約20m	約10m+ 予備約10m	0m	0m	約10m+ 予備約10m	・2号炉圧水投入槽用		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
可搬式薬液供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で薬液供給が可能。																																												
ホース (1組：約230m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	タービン建物 1組+ 予備				-																																												
第1ベントファイルダ 出口水蒸気検度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水蒸気検度測定が可能。																																												
シバルブエンス	約40m	約20m	約20m	約10m+ 予備約10m	0m	0m	約10m+ 予備約10m	・2号炉圧水投入槽用																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
(3) 「n」の可搬型設備						
設備名	配管数	必要数	予備	保管場所 第1保管エリア 第2保管エリア 第3保管エリア 第4保管エリア		備考 (必要数の補足)
シルトフエンス	約68m	約64m	約4m	約32m+	約230m	・輸送専用
小型駆動	2隻	1隻	1隻	予備1隻	0隻	・シルトフエンスを1隻で取換可能。 ・海上モータリング用と兼用。
放射線物質吸着材	4組	3組	1組	予備1組	0組	・設置箇所3箇所それぞれ1組を設置。
大型送水ポンプ車	2台	1台	1台	0台	予備1台	・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車1台は、原子炉建屋代用設備と原子炉建屋敷本設備用を兼用。
放水砲	2台	1台	1台	予備1台	0台	
液状大事物容器	6個	5個	1個	予備1個	0個	
ホース (1組：約760m) (2組：約1400)	1組+	1組	ホース長 幅に 1本 以上	予備	0組	1組
※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。						

【島根】記載箇所の相違
 ・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="757 188 1267 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用充電機への補給専用。 ②緊急時対策所用充電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 1隻で備上モニタリングを実施可能。 シルトフュエンス設置用と兼用。 合計10台で測定可能。 </td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>予備1隻 (兼用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1隻で備上モニタリングを実施可能。 シルトフュエンス設置用と兼用。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ポスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 気象観測は1台で測定可能。 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）</td> <td>50本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td colspan="4">廃棄物処理建物 15本+ 予備35本</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 気象観測は1台で測定可能。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用充電機への補給専用。 ②緊急時対策所用充電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 1隻で備上モニタリングを実施可能。 シルトフュエンス設置用と兼用。 合計10台で測定可能。 	小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	予備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で備上モニタリングを実施可能。 シルトフュエンス設置用と兼用。 	可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 気象観測は1台で測定可能。 	中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 気象観測は1台で測定可能。 	可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台			<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																																	
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																								
タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用充電機への補給専用。 ②緊急時対策所用充電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 1隻で備上モニタリングを実施可能。 シルトフュエンス設置用と兼用。 合計10台で測定可能。 																																																					
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	予備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で備上モニタリングを実施可能。 シルトフュエンス設置用と兼用。 																																																					
可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 気象観測は1台で測定可能。 																																																					
中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 気象観測は1台で測定可能。 																																																					
可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="748 177 1272 1332"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策用真空電機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に格納するために必要な容量を有するものを、燃料始動時の初貯えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用正圧北装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>86本</td> <td>454本+ 予備56本</td> <td>0本</td> <td>0本</td> <td>予備30本</td> <td>・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつつ、11時間正圧化すること が可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用空気浄化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化す ることが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用空気浄化 フィルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策要員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>					設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	緊急時対策用真空電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に格納するために必要な容量を有するものを、燃料始動時の初貯えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策用正圧北装置 (空気ポンプ)	540本	454本	86本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつつ、11時間正圧化すること が可能。	緊急時対策用空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化す ることが可能。	緊急時対策用空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策要員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場 所における主要可搬型 設備等」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所						備考 (必要数nの補足)																																														
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																	
緊急時対策用真空電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に格納するために必要な容量を有するものを、燃料始動時の初貯えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																																
緊急時対策用正圧北装置 (空気ポンプ)	540本	454本	86本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつつ、11時間正圧化すること が可能。																																																
緊急時対策用空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化す ることが可能。																																																
緊急時対策用空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策要員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
<p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p>	<p style="text-align: center;">第3-2表 保管場所等における主要設備</p> <p>(1) 重機</p> <table border="1" data-bbox="757 188 891 1252"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 (2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1" data-bbox="936 188 1272 1252"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付水搬車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型放水砲</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放射能測定車</td> <td>1台</td> <td colspan="4">備内保管場所 1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原子炉補修用ポンプ電動機</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・予備品</td> </tr> <tr> <td>ラフタークレーン</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・予備品取込設備</td> </tr> <tr> <td>中置ホース巻取車 (180A)</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>・貯蔵材</td> </tr> <tr> <td>大型ホース巻取車 (180A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・貯蔵材</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備1台	-	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台	-	小型動力ポンプ付水搬車	2台	1台	0台	0台	1台	-	小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	-	放射能測定車	1台	備内保管場所 1台				-	原子炉補修用ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品	ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品取込設備	中置ホース巻取車 (180A)	2台	0台	1台	1台	0台	・貯蔵材	大型ホース巻取車 (180A)	2台	1台	0台	0台	1台	・貯蔵材		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数			保管場所					備考																																																																															
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備1台	-																																																																																		
設備名	配備数	保管場所				備考																																																																																		
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台	-																																																																																		
小型動力ポンプ付水搬車	2台	1台	0台	0台	1台	-																																																																																		
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	-																																																																																		
放射能測定車	1台	備内保管場所 1台				-																																																																																		
原子炉補修用ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品																																																																																		
ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品取込設備																																																																																		
中置ホース巻取車 (180A)	2台	0台	1台	1台	0台	・貯蔵材																																																																																		
大型ホース巻取車 (180A)	2台	1台	0台	0台	1台	・貯蔵材																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p>(2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1" data-bbox="763 188 1252 1394"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ホース巻取車 (300A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>ホース巻取車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>直流給電車 11EV</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>直流給電車 230V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型船舶運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>シフトフェンス運搬車</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>消防火薬剤運搬車</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>燃料プールのスプレイ装置</td> <td>2台</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">原子炉建物 2台</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	大型ホース巻取車 (300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材	ホース巻取車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材	直流給電車 11EV	1台	1台	0台	0台	0台	-	直流給電車 230V	1台	1台	0台	0台	0台	-	小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	シフトフェンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材	放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材	モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	燃料プールのスプレイ装置	2台	原子炉建物 2台				-		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等」に記載。</p>
設備名	配備数			保管場所					備考																																																																											
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																															
大型ホース巻取車 (300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
ホース巻取車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
直流給電車 11EV	1台	1台	0台	0台	0台	-																																																																														
直流給電車 230V	1台	1台	0台	0台	0台	-																																																																														
小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
シフトフェンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材																																																																														
放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材																																																																														
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
燃料プールのスプレイ装置	2台	原子炉建物 2台				-																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p>(1) 保管場所への影響評価 地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。 なお、2011年東北地方太平洋沖地震時の被害状況を別紙(9)に示す。</p> <p>第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1" data-bbox="80 957 683 1380"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり</td> <td>・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑧ 地下建造物の損壊</td> <td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞	② 周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能	⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊・通行不能	⑦ 地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧ 地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	<p>(2) 地震による保管場所への影響評価概要 地震による保管場所への影響について、網羅的に①～⑦の被害要因について評価した結果、第3-3表に示すとおり影響のある被害要因はないことを確認した。被害要因に対する詳細な確認結果については、「(3) 地震による保管場所への影響評価」に示す。</p> <p>第3-3表 地震による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="712 359 1314 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺建造物の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>問題なし [総母土支持力]</td> <td>問題なし [総母土支持力]</td> <td>問題なし [総母土支持力]</td> <td>問題なし [総母土支持力]</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	①周辺建造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	⑥地盤支持力の不足	問題なし [総母土支持力]	問題なし [総母土支持力]	問題なし [総母土支持力]	問題なし [総母土支持力]	⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>(1) 保管場所への影響評価 地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。</p> <p>第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1" data-bbox="1346 957 1948 1473"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地震</td> <td>①周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地中埋設構造物の浮き上がり</td> <td>・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地盤支持力の不足</td> <td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑧地中埋設構造物の損壊</td> <td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地震	①周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	②周辺タンク等の損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能	⑥液状化による地中埋設構造物の浮き上がり	・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧地中埋設構造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は「2. 概要 (8) 屋内外作業に係る成立性評価の概要」に記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、東北地方太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																																																																					
地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞																																																																																					
	② 周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	③ 周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	④ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑦ 地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																																																																					
	⑧ 地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
被害要因	評価結果																																																																																						
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
①周辺建造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																																																																																			
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																																																																			
③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																																																																			
④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし																																																																																			
⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																																																			
⑥地盤支持力の不足	問題なし [総母土支持力]	問題なし [総母土支持力]	問題なし [総母土支持力]	問題なし [総母土支持力]																																																																																			
⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																																																			
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																																																																					
地震	①周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	②周辺タンク等の損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑥液状化による地中埋設構造物の浮き上がり	・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																																																																					
	⑧地中埋設構造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 保管場所の被害要因に対する評価方法及び結果 保管場所への影響について、第5-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊及び周辺タンクの損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、②周辺タンクの損壊</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、各保管場所への影響を及ぼさない構造物とする。</p> <p>耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。</p> <p>上記以外の構造物については、基準地震動Ssにより損壊するものとし、各保管場所の敷地が、設定した周辺構造物の損壊影響範囲に含まれるか否かで評価する。</p> <p>また、周辺タンクの損壊による地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かで評価する。</p> <p>(b) 評価結果 保管場所周辺にて抽出した構造物について、損壊の影響範囲を評価した結果を第5-2表、抽出結果及び対応内容を第5-3表、第5-1図に示す。</p> <p>また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(11)に示す。</p>	<p>(3) 地震による保管場所への影響評価</p> <p>a. 周辺構造物損壊による影響評価 ①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）</p> <p>(a) 評価方針 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、耐震Sクラス又は基準地震動Ssにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認した構造物は、各保管場所へ影響を及ぼさないと評価する。</p> <p>耐震Sクラス又は基準地震動Ssにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある建物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定*する。</p> <p>上記以外の周辺構造物については、基準地震動Ssにより損壊するものとし、各保管場所の敷地が設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。影響範囲は、構造物が根元から保管場所側に影響するものとして設定する。</p> <p>(b) 評価結果 影響評価結果を第3-4表に、保管場所ごとの対象設備を第3-2図(1)～(4)に示す。保管場所周辺の構造物は、基準地震動Ssで倒壊しないように設計、又は耐震評価により倒壊しないことを詳細設計段階において確認する。また、損壊する可能性が否定できない構造物においては損壊による影響範囲が保管場所外であることから損壊による影響はないことを確認した。（別紙(28)参照）</p>	<p>(2) 保管場所の被害要因に対する評価方法及び結果 保管場所への影響について、第5-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊及び周辺タンク等の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス（Ss機能維持含む）又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落しないことを確認している構造物については、各保管場所への影響を及ぼさない構造物とする。</p> <p>耐震Sクラス（Ss機能維持含む）又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落する可能性がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定*する。</p> <p>上記以外の周辺構造物については、基準地震動により損壊するものとし、各保管場所の敷地が、設定した周辺構造物の損壊影響範囲に含まれるか否かで評価する。影響範囲は、構造物が根元から保管場所側に損壊するものとして設定する。</p> <p>また、周辺タンク等の損壊による地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かで評価する。</p> <p>※：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する。</p> <p>なお、本評価において外装材が脱落する可能性がある構造物は、基準地震動で倒壊に至らないことを確認した構造物であり、この状態であれば、外装材の被害想定*1としては外観上の差は認められない程度であることから基準地震動でも外装材は脱落しないと想定されるものの、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。</p> <p>※1：被災建築物応急危険度判定マニュアル（一財）日本建築防災協会 全国被災建築物応急危険度判定協議会）</p> <p>(b) 評価結果 保管場所周辺にて抽出した構造物について、損壊の影響範囲を評価した結果を第5-2表、抽出結果及び対応内容を第5-3表、第5-1図に示す。</p> <p>また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。</p> <p>保管場所の周辺タンク等の損壊による影響については、地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響範囲が保管場所外であることから、保管場所への影響はない。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンク等の損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・周辺構造物の損壊影響範囲の明確化。</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に周辺構造物と周辺タンク等の損壊を合わせて評価。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は外装材の落下影響範囲の注釈を(a)評価方法に記載。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第5-3表に記載している。</p>

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																												
<p>第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 991 685 1139"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	① 周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	該当なし	② 周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし	<p>第3-4表 周辺構造物損壊による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="725 991 1290 1118"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺構造物の損壊 (建物、鉄塔等)</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する。</p>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	① 周辺構造物の損壊 (建物、鉄塔等)	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし	<p>第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1341 991 1953 1289"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m 倉庫・車庫 エリア</th> <th>緊急時 対策所 エリア</th> <th>1号炉 西側31m エリア</th> <th>1、2号炉 北側31m エリア</th> <th>2号炉 東側31m エリア(a)</th> <th>2号炉 東側31m エリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンク等の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">[] : 本日ご説明範囲</p>	被害要因	評価結果						51m 倉庫・車庫 エリア	緊急時 対策所 エリア	1号炉 西側31m エリア	1、2号炉 北側31m エリア	2号炉 東側31m エリア(a)	2号炉 東側31m エリア(b)	① 周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	② 周辺タンク等の損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 評価結果の相違。</p>
被害要因		評価結果																																																													
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																											
① 周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	該当なし																																																											
② 周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし																																																											
被害要因	評価結果																																																														
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																											
① 周辺構造物の損壊 (建物、鉄塔等)	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																																																											
被害要因	評価結果																																																														
	51m 倉庫・車庫 エリア	緊急時 対策所 エリア	1号炉 西側31m エリア	1、2号炉 北側31m エリア	2号炉 東側31m エリア(a)	2号炉 東側31m エリア(b)																																																									
① 周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																																									
② 周辺タンク等の損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし	該当なし	該当なし																																																									

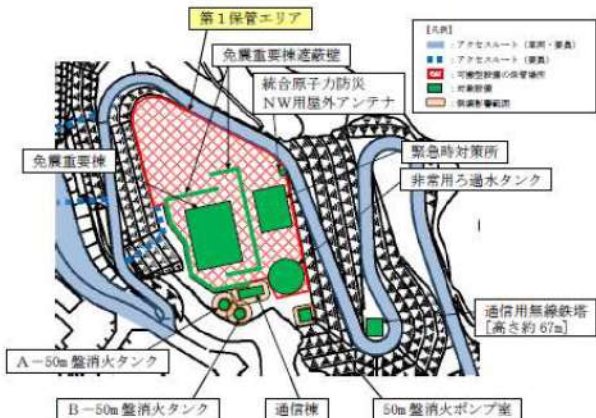

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>第5-3表 周辺構造物の被害想定及び評価結果</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>構造物の影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保修センター</td> <td rowspan="12">地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。</td> <td>保修センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)</td> </tr> <tr> <td>緊急用電気品建屋</td> <td>緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋</td> <td>緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>松島幹線 No.2 送電鉄塔</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>1号排気筒</td> <td>1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>2号排気筒</td> <td>2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>3号排気筒</td> <td>3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>事務本館/事務別館</td> <td>事務本館/事務別館は基準地震動 Sa に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)</td> </tr> <tr> <td>屎尿浄化槽機械室</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>出入管理室(1, 2号)</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>3号連絡通路</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> <tr> <td>2号スタック放射線モニタ建屋</td> <td>損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	構造物の影響評価	保修センター	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	保修センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)	緊急用電気品建屋	緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	松島幹線 No.2 送電鉄塔	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	1号排気筒	1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	2号排気筒	2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	3号排気筒	3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	事務本館/事務別館	事務本館/事務別館は基準地震動 Sa に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)	屎尿浄化槽機械室	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	出入管理室(1, 2号)	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	3号連絡通路	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。	2号スタック放射線モニタ建屋	損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>構造物の評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51m倉庫・車庫 66kV 泊支線 No.6 鉄塔 </td> <td rowspan="2">地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。</td> <td>基準地震動に対して倒壊しない設計とし、外装材も脱落しないため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td> 放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンプ庫 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 代替給電用資機材コンテナ(A-5) </td> <td>損壊しても保管場所に対して影響範囲外にあるため、損壊に伴う影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	構造物の評価結果	1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51m倉庫・車庫 66kV 泊支線 No.6 鉄塔	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	基準地震動に対して倒壊しない設計とし、外装材も脱落しないため、影響はない。	放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンプ庫 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 代替給電用資機材コンテナ(A-5)	損壊しても保管場所に対して影響範囲外にあるため、損壊に伴う影響はない。	<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による対象構造物、構造物の評価結果の相違。</p>
対象設備	被害想定	構造物の影響評価																																					
保修センター	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	保修センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。(別紙(11)参照)																																					
緊急用電気品建屋		緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																					
緊急時対策建屋		緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																					
松島幹線 No.2 送電鉄塔		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																					
1号排気筒		1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																					
2号排気筒		2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																					
3号排気筒		3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。																																					
事務本館/事務別館		事務本館/事務別館は基準地震動 Sa に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。(別紙(11)参照)																																					
屎尿浄化槽機械室		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																					
出入管理室(1, 2号)		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																					
3号連絡通路		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																					
2号スタック放射線モニタ建屋		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。																																					
対象設備	被害想定	構造物の評価結果																																					
1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51m倉庫・車庫 66kV 泊支線 No.6 鉄塔	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	基準地震動に対して倒壊しない設計とし、外装材も脱落しないため、影響はない。																																					
放射性廃棄物処理建屋 1号炉燃料取替用水タンク建屋 2号炉燃料取替用水タンク建屋 放射性廃棄物処理建屋ポンプ庫 洞道冷却ファン建屋 原子炉容器上部ふた保管庫 代替給電用資機材コンテナ(A-5)		損壊しても保管場所に対して影響範囲外にあるため、損壊に伴う影響はない。																																					
			<p style="text-align: center;"> : 本日も説明範囲 </p>																																				

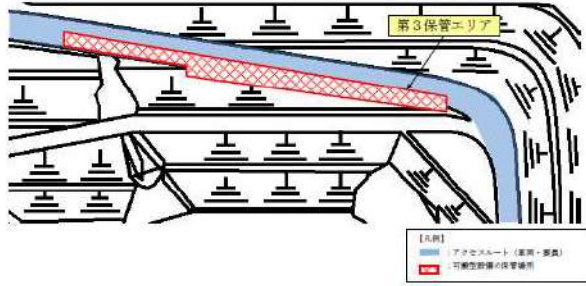
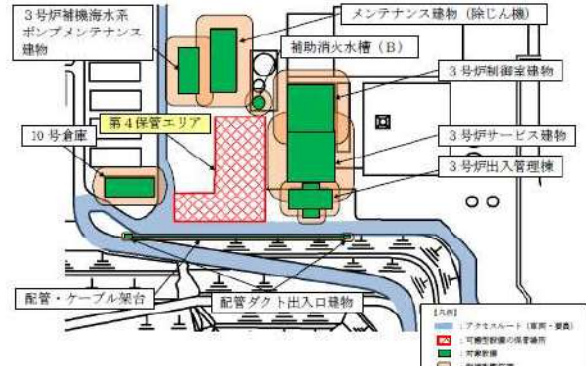
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 228 680 655" style="border: 1px solid black; height: 268px; width: 268px;"></div> <p data-bbox="165 662 600 687">第5-1図 保管場所の周辺構造物の被害想定状況</p> <div data-bbox="322 695 685 735" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="333 705 658 724">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="721 220 1314 639" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="875 662 1158 687">第3-2図(1) 第1保管エリア</p> </div> <div data-bbox="712 743 1301 1137" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="875 1157 1158 1182">第3-2図(2) 第2保管エリア</p> </div>	<div data-bbox="1339 220 1960 655" style="border: 1px solid black; height: 273px; width: 273px;"></div> <p data-bbox="1413 662 1854 687">第5-1図 保管場所の周辺構造物の被害想定状況</p> <div data-bbox="1346 695 1928 735" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1435 705 1917 730">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div> <div data-bbox="1720 775 1951 815" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1800 785 1939 804">: 本日ご説明範囲</p> </div>	<p data-bbox="1973 662 2107 687">【女川及び島根】</p> <p data-bbox="1973 695 2096 715">記載表現の相違</p> <p data-bbox="1973 722 2163 772">・プラントの相違による被害想定状況の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3-2図(3) 第3保管エリア</p>  <p>第3-2図(4) 第4保管エリア</p>		<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による被害想定状況の相違。</p>

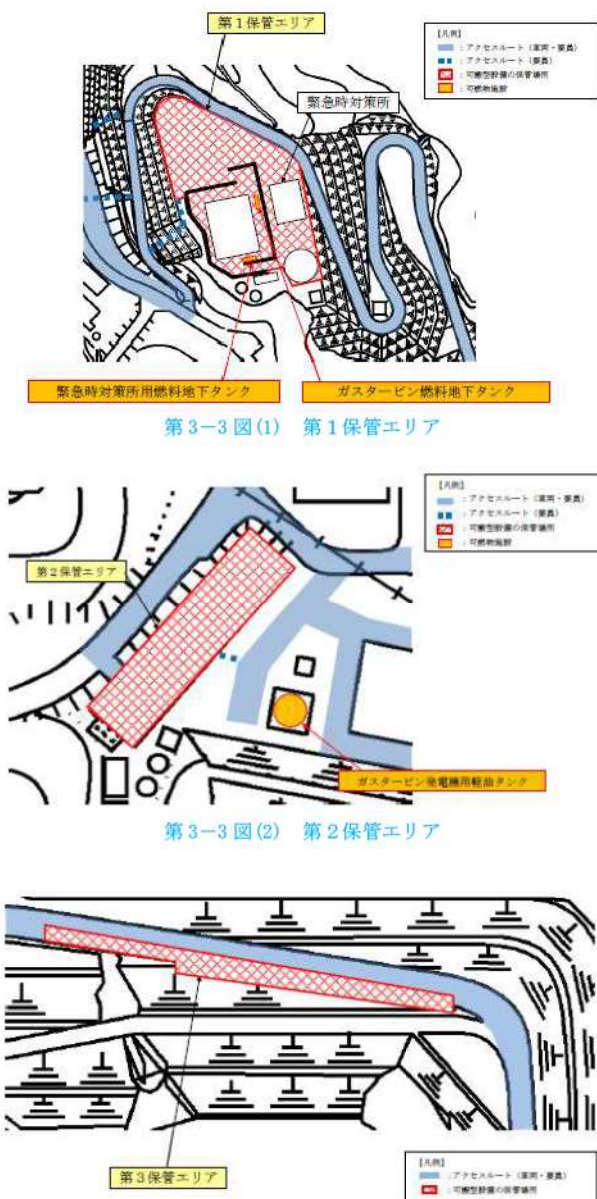
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 評価方針 周辺タンクの損壊による火災、薬品、溢水による影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かを評価する。</p> <p>(b) 評価結果（可燃物施設の損壊） 影響評価結果を第3-5表に、保管場所に影響を及ぼす可能性のある可燃物施設の配置及び火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第3-3図(1)～(4)に示す。 第1保管エリアについて、緊急時対策用燃料地下タンク及びガスタービン燃料地下タンクは地下式のタンクであり保管場所への影響はない。 第2保管エリア周辺にガスタービン発電機用軽油タンクがあるが、基準地震動Ssにより損壊しないことを詳細設計段階において確認する。（別紙(28)参照） 第3保管エリア周辺に、可燃物施設はないことから、影響はない。 第4保管エリアについて、3号炉主要変圧器、重油タンク、補助ボイラサーピスタンの火災が発生した場合でも、保管場所からの離隔距離が確保されており、影響はない。（別紙(6)参照）</p> <p>(c) 評価結果（薬品タンクの損壊） 保管場所周辺に、薬品タンクはないことから、影響はない。</p> <p>(d) 評価結果（タンクからの溢水） 保管場所の最大浸水深は第4保管エリアにおける約21cmであり、可搬型設備の機関吸気口及び排気口高さ以下（別紙(8)）であり、可搬型設備は機能喪失しないため、影響はない。（別紙(33)）</p> <p>第3-5表 周辺タンク等の損壊による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="741 1021 1305 1141"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p>
被害要因	評価結果																
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア													
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1保管エリア</p> <p>緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンク</p> <p>ガスタービン燃料地下タンク</p> <p>第3-3図(1) 第1保管エリア</p> <p>第2保管エリア</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク</p> <p>第3-3図(2) 第2保管エリア</p> <p>第3保管エリア</p> <p>第3-3図(3) 第3保管エリア</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="869 577 1160 603">第3-3図(4) 第4保管エリア</p> <div data-bbox="887 673 1303 705" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p data-bbox="913 683 1276 699">本資料のうち、特記の内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>		<p data-bbox="1975 146 2163 370">【島根】記載箇所の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価</p> <p>③ 周辺斜面の崩壊</p> <p>保管場所に係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>保管場所及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第5-2図のとおり。</p> <p>第1、第2、第3保管エリアの周辺斜面として、斜面A、Fについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配ともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。</p>  <p>第5-2図 評価対象とする保管場所周辺斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動Ssによるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>斜面形状、斜面高さ等を考慮して検討断面を選定し、基準地震動Ssに対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせるにより算出する。</p> <p>なお、静的解析には解析コード「s-stan Ver. 20_SI」を、地震応答解析には解析コード「ADVANF/Win Ver. 4.0」を使用する。</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面を第3-4図に示す。</p> <p>評価対象断面については、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルート周辺斜面を兼ねることから、アクセスルート周辺斜面において検討する。（選定結果は「4. 屋外のアクセスルートの評価 (4)被害想定 ③周辺斜面の崩壊」を参照）</p>  <p>第3-4図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③ 周辺斜面の崩壊、④ 敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>斜面形状、斜面高さ等を考慮して評価対象断面を選定し、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせるにより算出する。</p> <p>なお、静的解析には解析コード「GEANAS-F2 Ver.1.0」を地震応答解析には解析コード「FDAP III Ver. 3.03」を使用する。</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面を第5-2図に示す。</p> <p>評価対象断面については、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面を兼ねることから、アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面において検討する。（選定結果は「6. 屋外のアクセスルートの評価 (4)屋外のアクセスルートの評価方法及び結果 ③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり」を参照）</p>  <p>第5-2図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による記載内容の相違。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・プラントの相違による斜面の解析コードの相違。</p>

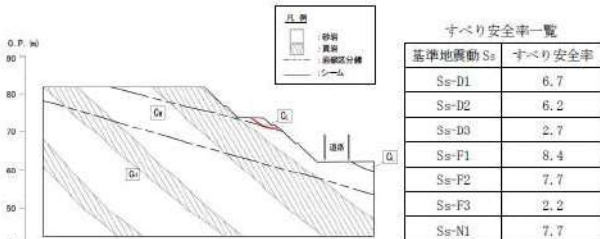
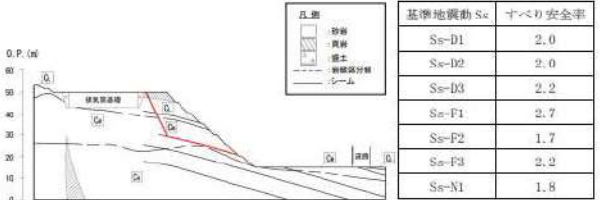
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																	
<p>(b) 斜面の安定性評価方法 保管場所周辺斜面 A、F の安定性は、基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率 (F_s) が 1.0 を上回っていることを確認する。 なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p> <p>(c) 評価結果 保管場所における周辺斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。 周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果を第 5-4 表、第 5-3 図、第 5-4 図に示す。</p> <p>第 5-4 表 周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="71 1193 678 1313"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第 1 保管エリア</th> <th>第 2 保管エリア</th> <th>第 3 保管エリア</th> <th>第 4 保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>影響なし [F_s>1.0]</td> <td>影響なし [F_s>1.0]</td> <td>影響なし [F_s>1.0]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第 1 保管エリア	第 2 保管エリア	第 3 保管エリア	第 4 保管エリア	③ 周辺斜面の崩壊	影響なし [F _s >1.0]	影響なし [F _s >1.0]	影響なし [F _s >1.0]	該当なし	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】 すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工-盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル 2 地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が 1.0 以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル 2 地震動の作用に対して性能 2 を満足するとみなしてよい。」と記載されている。 また、性能 2 とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。 本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動 S_s に対する動的解析により安全率 F_s が 1.0 を上回ることを評価基準値とする。 なお、解析用地盤物性値は、「島根原子力発電所 2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」の物性値を用いる。</p> <p>(b) 評価結果 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第 3-6 表に示す。 保管エリアの周辺斜面及び敷地下斜面を対象としたすべりに対する安定性評価の結果、評価対象斜面の最小すべり安全率は評価基準値を上回っていることを確認した。（安定性評価結果については、「4. 屋外のアクセスルートの評価 (4) 被害想定 ③ 周辺斜面の崩壊」を参照）</p> <p>第 3-6 表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="725 1201 1288 1361"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第 1 保管エリア</th> <th>第 2 保管エリア</th> <th>第 3 保管エリア</th> <th>第 4 保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし [F_s≥1.0]</td> <td>問題なし [F_s≥1.0]</td> <td>問題なし [F_s≥1.0]</td> <td>問題なし [F_s≥1.0]</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし [F_s≥1.0]</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし [F_s≥1.0]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第 1 保管エリア	第 2 保管エリア	第 3 保管エリア	第 4 保管エリア	③ 周辺斜面の崩壊	問題なし [F _s ≥1.0]	問題なし [F _s ≥1.0]	問題なし [F _s ≥1.0]	問題なし [F _s ≥1.0]	④ 敷地下斜面のすべり	問題なし [F _s ≥1.0]	該当なし	問題なし [F _s ≥1.0]	該当なし	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】 すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工-盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル 2 地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が 1.0 以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル 2 地震動の作用に対して性能 2 を満足するとみなしてよい。」と記載されている。 また、性能 2 とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。 本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動に対する動的解析により安全率 F_s が 1.0 を上回ることを評価基準値とする。</p> <div data-bbox="1344 574 1948 734" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (解析用物性値については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する)</p> </div> <p>(b) 評価結果 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第 5-4 表に示す。</p> <div data-bbox="1344 869 1948 1029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する)</p> </div> <p>第 5-4 表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <div data-bbox="1344 1181 1948 1340" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する)</p> </div> <p style="text-align: right;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	
被害要因		評価結果																																		
	第 1 保管エリア	第 2 保管エリア	第 3 保管エリア	第 4 保管エリア																																
③ 周辺斜面の崩壊	影響なし [F _s >1.0]	影響なし [F _s >1.0]	影響なし [F _s >1.0]	該当なし																																
被害要因	評価結果																																			
	第 1 保管エリア	第 2 保管エリア	第 3 保管エリア	第 4 保管エリア																																
③ 周辺斜面の崩壊	問題なし [F _s ≥1.0]	問題なし [F _s ≥1.0]	問題なし [F _s ≥1.0]	問題なし [F _s ≥1.0]																																
④ 敷地下斜面のすべり	問題なし [F _s ≥1.0]	該当なし	問題なし [F _s ≥1.0]	該当なし																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5-3図 斜面Aのすべり安定性評価結果</p>			
 <p>第5-4図 斜面Fのすべり安定性評価結果</p>			

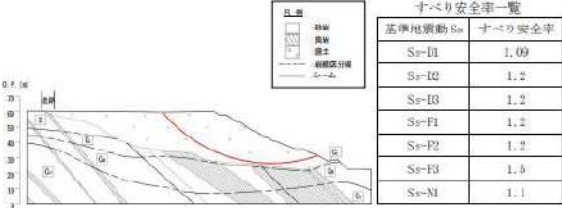
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>保管エリア及び評価対象とする敷地下斜面の位置は、第5-5図のとおり。</p> <p>O.P.+62m盤にある第1、第2、第4保管エリアは、いずれも岩盤上に設置されており、法肩から斜面高さ以上の離隔を確保していることから、敷地下斜面のすべりによる影響は想定されない。また、第3保管エリアには敷地下斜面は存在しない。O.P.+62m盤の敷地下斜面の影響として、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bの安定性を確認することで、保管場所における敷地下斜面の評価を補完する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p>  <p>第5-5図 評価対象とする保管場所敷地下斜面</p> <p>(b) 斜面の安定性評価方法</p> <p>保管場所敷地下斜面Bの安定性は基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>			<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び ④敷地下斜面のすべり <p>に対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>(c) 評価結果</p> <p>保管場所における敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。</p> <p>敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第5-5表、第5-6図に示す。</p> <p>第5-5表 敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="80 368 680 486"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第5-6図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]			
被害要因		評価結果															
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア													
④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 沈下に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管エリアにおける液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動による影響については、各保管エリアの支持地盤に液状化及び揺すり込みによる不等沈下を考慮する必要がある地盤（盛土、旧表土）が存在するか確認する。</p> <p>盛土、旧表土については液状化強度試験により「非液状化」又は「繰返し軟化」に分類されるが、各保管エリアの支持地盤に盛土又は旧表土が存在する場合には地下水位以深の盛土及び旧表土が液状化するものとして評価する。</p>	<p>c. 沈下等に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管場所の埋戻土（掘削ズリ）の範囲を第3-5図に示す。第1保管エリアでは埋戻土及び切土地盤（岩盤）上に、第2保管エリアでは埋戻土上に設置された輪谷貯水槽（西1/西2）上に、第3保管エリアでは切土地盤（岩盤）上に可搬型設備を保管する。また、第4保管エリアでは埋戻土上を避けて切土地盤（岩盤）上に可搬型設備（α及び予備を除く。）を保管する。</p> <p>また、第3-7図に不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フローを示す。</p> <p>第1保管エリアは、敷地造成による切土地盤（岩盤）からなるが、一部に埋戻部が存在することから、不等沈下及び傾斜に対する評価を実施する。</p> <p>第2保管エリアは、盛土地盤に支持された輪谷貯水槽（西1/西2）の上であることから、不等沈下及び傾斜に対する評価を実施する。</p> <p>第3保管エリアの可搬型設備は、切土地盤（岩盤）上に保管することから、不等沈下及び傾斜に対する評価対象から除く。</p> <p>第4保管エリアの可搬型設備（α及び予備を除く。）は、切土地盤（岩盤）上に保管し、切土地盤（岩盤）上及びコンクリート置換部を走行することから、不等沈下及び傾斜に対する評価から除く。</p> <p>沈下の影響因子としては、飽和地盤の液状化によるものと、不飽和地盤の揺すり込みによるものを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽和地盤の液状化による沈下量は、最大せん断ひずみと体積ひずみの関係^{※1}から沈下率(A)を設定し、飽和層の厚さ(h_1)を乗じて沈下量を算出する。 不飽和地盤の揺すり込みによる沈下量は、海野ら^{※2}の知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率(B)を設定し、これに不飽和地盤の厚さ(h_2)を乗じて算出する。 液状化及び揺すり込みによる沈下により保管場所に発生する地表面の傾斜及び段差量の評価基準値については、緊急車両が徐行により登坂可能な勾配(15%^{※3})及び走行可能な段差量(15cm^{※4})とする。 <p>※1 Kenji Ishihara, Mitsutoshi Yoshimine: Evaluation of settlements insand deposits following liquefaction during earthquakes, Soils and Foundations, 1992</p> <p>※2 海野 寿康, 風間 基樹, 渦岡 良介, 仙頭 紀明: 同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係, 土木学会論文集 C, 2006</p> <p>※3 濱本 敬治, 上坂 克巳, 大脇 鉄也, 木下 立也, 小林 寛: 小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討, 国土技術政策総合研究所資料, 2012</p>	<p>c. 沈下に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管エリアにおける液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動による影響については、各保管エリアの支持地盤に液状化及び揺すり込みによる不等沈下を考慮する必要がある地盤（1,2号埋戻土、3号埋戻土）が存在するか確認する。</p> <p>各保管エリアの支持地盤に1,2号埋戻土又は3号埋戻土が存在する場合には地下水位以深の1,2号埋戻土及び3号埋戻土が液状化するものとして評価する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、保管エリアごとの説明は後段に記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による記載内容の相違。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>※4 依藤 光代、常田 賢一：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について、平成 19 年度近畿地方整備局研究発表会、防災・保全部門、2007</p> <p>第2 保管エリアには、半地下構造物である輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）があることから、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりに対する評価を実施する。</p> <p>第1 保管エリア、第3 保管エリア及び第4 保管エリアには、地中埋設構造物が存在しないことから、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりによる影響はない。</p> <p>別紙(32)を踏まえた、b. 液状化を仮定した噴砂による不陸については、第2 保管エリアは輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）の上であること、第3 保管エリアは切土地盤（岩盤）により構成されること、第4 保管エリアの可搬型設備（α 及び予備を除く。）は、切土地盤（岩盤）上に保管し、通行範囲の埋戻部はあらかじめコンクリート置換等の対策を実施することから、噴砂による不陸の影響はない。一方で、第1 保管エリアは一部に埋戻部が存在することから、詳細設計段階において決定する地下水位が埋戻部下端で浅くなる場合、噴砂による不陸の影響の評価を実施し、不陸の発生が想定される場合は、あらかじめ路盤補強等の対策を行う。</p> <p>第3-6 図に噴砂による不陸の対策例を示す。</p> <div data-bbox="779 762 1220 1034"> <p>第1 保管エリア (アスファルト舗装)</p> <p>緊急時対策所</p> </div> <p>第 3-5 図(1) 第1 保管エリア</p> <div data-bbox="779 1109 1236 1380"> <p>第2 保管エリア (輪谷貯水槽(西 1 / 西 2))</p> <p>常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</p> </div> <p>第 3-5 図(2) 第2 保管エリア</p>		

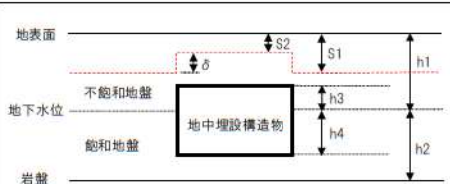
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第3-5図(3) 第3, 4保管エリア</p> <p>第3-6図 噴砂による不陸の対策例</p> <p>【液状化による沈下量及び揺すり込みによる沈下量の算出の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・揺すり込みについては、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込みによる沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・液状化と揺すり込みによる沈下量の合計を総沈下量とする。 	<p>【液状化による沈下量及び揺すり込みによる沈下量の算出の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（1, 2号埋戻土、3号埋戻土）を保守的にすべて液状化による沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・揺すり込みについては、地表～地下水位以浅の不飽和地盤をすべて揺すり込みによる沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・液状化と揺すり込みによる沈下量の合計を総沈下量とする。 <p>第5-3図に不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フローを示す。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・女川は沈下量算出の考え方を別紙に記載。泊は島根をベースに本文中に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による記載内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>地下水条件の設定</p> <p>地下水水位以深の飽和地盤</p> <p>過剰間隙水圧の消散に伴う沈下率は相対密度と液状化後の体積ひずみとの関係から算出</p> <p>地下水水位以浅の不飽和地盤</p> <p>海野らの知見を採用し、不飽和地盤の沈下率の設定に当たっては、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を算出</p> <p>地盤の沈下量</p> $s_1 = h_1 \times A\delta + h_2 \times B\delta$ <p>地中埋設構造物位置に生じる沈下量</p> $s_2 = (h_1 - h_3) \times A\delta + (h_2 - h_4) \times B\delta$ <p>段差（相対沈下量）</p> $\delta = s_1 - s_2 = h_3 \times A\delta + h_4 \times B\delta$	 <p>地下水の設定</p> <p>地下水水位以深の飽和地盤</p> <p>過剰間隙水圧の消散に伴う沈下率は、評価地盤の相対密度と液状化後の体積ひずみとの関係から算出</p> <p>地下水水位以浅の不飽和地盤</p> <p>不飽和地盤の沈下率は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を算出</p> <p>※：海野ら：同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係（平成18年土木学会論文集C Vol.62）</p>  <p>地盤の沈下量</p> $S1 = h1 \times \text{沈下率} + h2 \times \text{沈下率}$ <p>地中埋設構造物上部の沈下量</p> $S2 = (h1 - h3) \times \text{沈下率} + (h2 - h4) \times \text{沈下率}$ <p>段差（相対沈下量）</p> $\delta = S1 - S2 = h3 \times \text{沈下率} + h4 \times \text{沈下率}$	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。沈下量の算出法に相違はない。</p>
第3-7図 不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フロー	第3-7図 不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フロー	第5-3図 不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フロー	
【液状化による沈下量の算出法】	<p>第3-8図に最大せん断ひずみと体積ひずみの関係（Ishihara et al., 1992）を、第3-7表に液状化対象層の相対密度の調査結果（別紙(29)参照）を、第3-9図に想定する沈下率を示す。なお、埋戻土（粘性土）及び旧表土は、粘性土を含むため液状化しないが、保守的に埋戻土（掘削ズリ）に置き換えて沈下量を算出する。砂礫層は、粒径加積曲線が埋戻土（掘削ズリ）と同様な傾向を示すことから、埋戻土（掘削ズリ）に置き換えて沈下量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽和地盤の液状化後の排水に伴う沈下については、地震時の最大せん断ひずみと地震後の体積ひずみ（沈下率）の関係（Ishihara et al., 1992）を用いて設定する。 相対密度は、埋戻土（掘削ズリ）の調査結果から、平均で71.3%となり、ばらつきを考慮すると54.1%となる。 沈下率は、保守的に地震時の最大せん断ひずみを考慮せず、相対密度の平均値71.3%から2.5%となるが、ばらつきを考慮して算出した相対密度54.1%から保守的に3.5%とする。 	<p>【液状化による沈下量の算出法】</p> <p>第5-4図に最大せん断ひずみと体積ひずみの関係（Ishihara et al., 1992）を、第5-5表に液状化対象層の相対密度の調査結果を、第5-5図に埋戻土の相対密度調査位置及び調査結果を、第5-6図に想定する沈下率を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽和地盤の液状化による沈下は、地震時の最大せん断ひずみと地震後の体積ひずみ（沈下率）の関係（Ishihara et al., 1992）を用いて沈下率を設定し、これに飽和地盤の厚さを乗じて算出する。 相対密度は、1, 2号埋戻土及び3号埋戻土の調査結果から、1, 2号埋戻土は平均で106.0%となり、ばらつきを考慮すると89.3%となり、3号埋戻土は平均で101.1%となり、ばらつきを考慮すると82.2%となる。 沈下率は、保守的に地震時の最大せん断ひずみを考慮せず、ばらつきを考慮して算出した相対密度から保守的に設定した沈下率算定用相対密度80.0%より1.7%とする。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

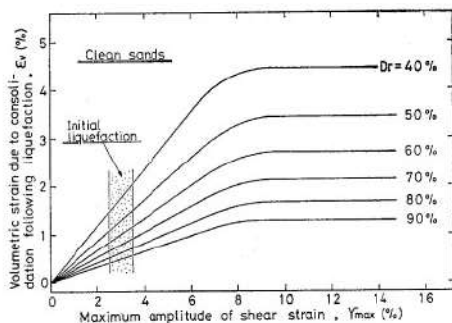
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

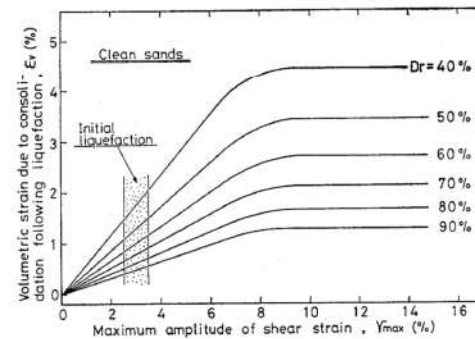
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第3-8図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)



第5-4図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)

第3-7表 液状化対象層の相対密度調査結果

地層	相対密度 [%]		備考 (調査位置)
	平均	平均-σ	
埋戻土 (掘削ブリ)	71.3	54.1	防波壁周辺

第5-5表 液状化対象層の相対密度調査結果

地層	相対密度 (%)		
	調査結果		沈下率算定用
	平均	平均-σ	
1, 2号埋戻土	106.0	89.3	80.0
3号埋戻土	101.1	82.2	80.0

【島根2号炉 別紙(29) 1.0.2-399より転載】



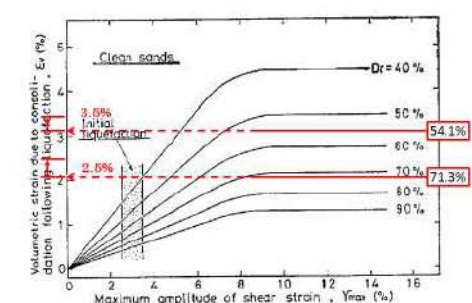
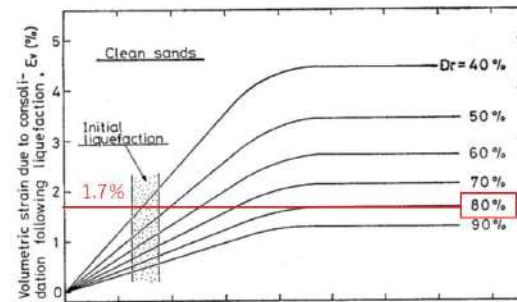
第3図 埋戻土 (掘削ブリ) の相対密度の調査位置及び調査結果



第5-5図 埋戻土の相対密度調査位置及び調査結果

【島根】資料構成の相違・島根は相対密度調査位置及び調査結果を別紙に記載。

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)</p> <p>液状化による沈下：沈下率 3.5%</p> <p>第3-9図 想定する沈下率</p> <p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位が浅い不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第3-10図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <p>液状化による沈下：沈下率 3.5% (【液状化による沈下量の算出法】参照)</p> <p>同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係 (海野ら, 2006) 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい</p> <p>揺すり込みによる沈下：沈下率 3.5%</p> <p>第3-10図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p>	 <p>第5-6図 想定する沈下率</p> <p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位が浅い不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第5-7図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <p>液状化による沈下：沈下率 1.7% (【液状化による沈下量の算出法】参照)</p> <p>同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係 (海野ら, 2006) 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい</p> <p>揺すり込みによる沈下：沈下率 1.7%</p> <p>第5-7図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。沈下量の算出法に相違はない。</p>

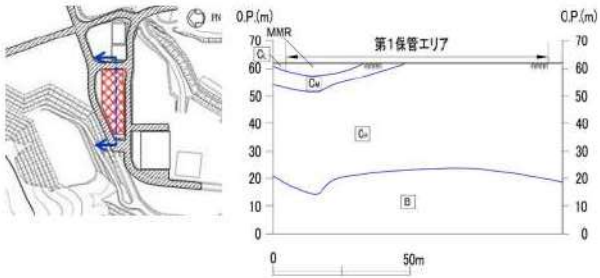

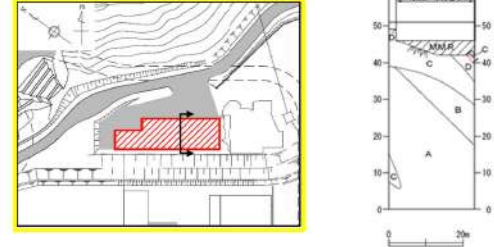
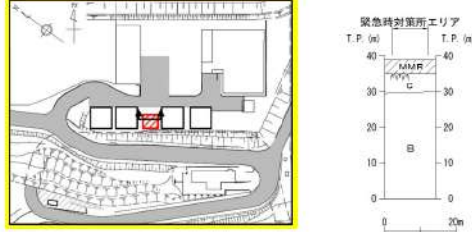
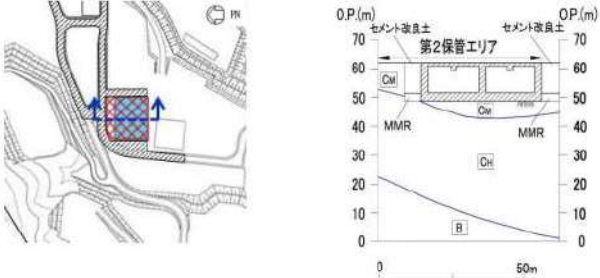
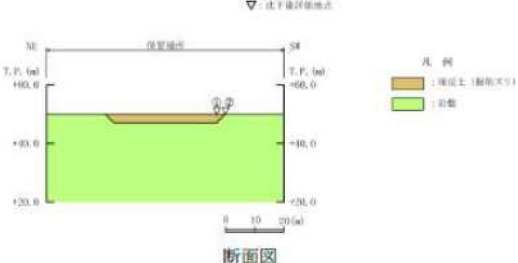
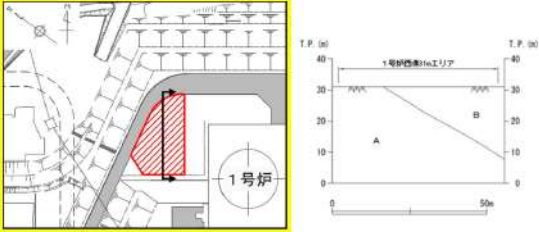
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																
<p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤又は置換コンクリート（以下「MMR」という。）の上に保管されること、また地下構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第2保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤に直接支持され基準地震動 Ss に対して機能維持する淡水貯水槽、岩盤及び淡水貯水槽周囲のセメント改良土の上に保管されることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第3保管エリアにおける可搬型設備は岩盤又は MMR の上に保管され、保管エリア下部には2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-7図、第5-8図、第5-9図、第5-10図に示す。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 981 683 1117"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>【不等沈下の評価結果】</p> <p>沈下に対する影響評価結果を第3-8表に示す。</p> <p>第1保管エリアは、敷地造成による切土地盤（岩盤）からなるが、一部に埋戻部が存在する。地山と埋戻部の境界では、第3-11図のように擦り付ける工夫がなされていることから、許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <p>第2保管エリアは、輪倉貯水槽（西1/西2）の上であることから、車両通行の許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <div data-bbox="772 614 1220 734"> <p>第3-11図 地山と埋戻部との境界部の状況</p> </div> <p>第3-8表 沈下に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="817 933 1220 1061"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m 倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側 31m エリア及び1,2号炉北側 31m エリアにおける可搬型設備は、岩盤又はマンメイドロック（以下「MMR」という。）の上に保管されること、また地中埋設構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>2号炉東側 31m エリア(a)及び2号炉東側 31m エリア(b)における可搬型設備は、岩盤の上に保管され、保管エリア下部には道路排水設備があるが、岩着しており周囲がコンクリートで埋め戻されていることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>また、2号炉東側 31m エリア(b)下部にはCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-8図、第5-9図、第5-10図、第5-11図、第5-12図、第5-13図、第5-14図、第5-15図に示す。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 981 1937 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m 倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側 31m エリア</th> <th>1, 2号炉北側 31m エリア</th> <th>2号炉東側 31m エリア(a)</th> <th>2号炉東側 31m エリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1702 1212 1937 1260" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> <p>：本日ご説明範囲</p> </div>	被害要因	評価結果						51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側 31m エリア	1, 2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア(a)	2号炉東側 31m エリア(b)	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】資料構成の相違・島根は保管エリアごとの説明を前段に記載。泊は女川と同様に、評価結果に記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因		評価結果																																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側 31m エリア	1, 2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア(a)	2号炉東側 31m エリア(b)																																													
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

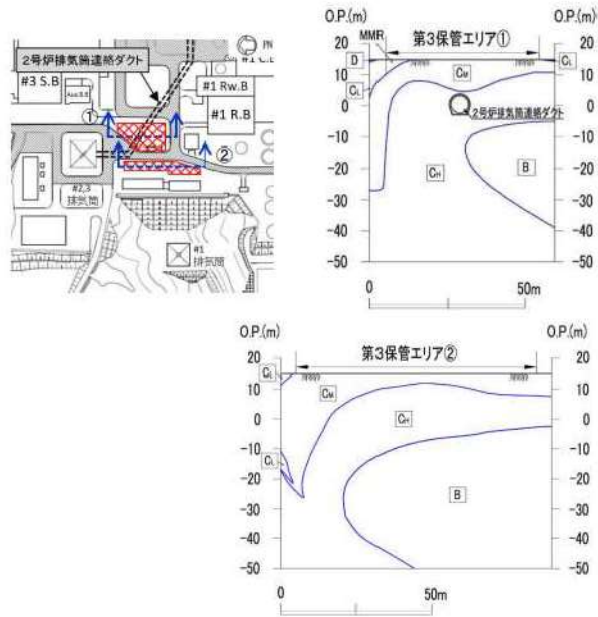
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>第5-7図 第1保管エリア平面図及び地質断面図</p>	<p>【傾斜の評価結果】</p> <p>第1保管エリアにおける傾斜が発生する箇所として埋戻部が2箇所存在することから、広範囲に傾斜が生じる埋戻部を評価地点とし、傾斜の評価地点を第3-12図、評価結果を第3-9表に示す。評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/岩盤傾斜面の幅）を仮定しても最大で3.5%であることから通行への影響はない。</p> <p>第2保管エリアにおける傾斜の評価地点を第3-13図、評価結果を第3-10表に示す。液状化及び揺すり込みによる傾斜については、評価地点（両端及び中央部の3地点）においておおむね一様に沈下することから、通行への影響はない。また、評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/保管場所の幅）を仮定しても最大で4.1%であることから通行への影響はない。</p> <p>傾斜に対する評価結果を第3-11表に示す。</p>  <p>第3-12図 第1保管エリアの傾斜評価地点</p>	 <p>第5-8図 51m倉庫・車庫エリア平面図及び地質断面図</p>  <p>第5-9図 緊急時対策所エリア平面図及び地質断面図</p>	
 <p>第5-8図 第2保管エリア平面図及び地質断面図</p>	 <p>断面図</p>	 <p>第5-10図 1号炉西側31mエリア平面図及び地質断面図</p> <p style="text-align: right;">: 本日ご説明範囲</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

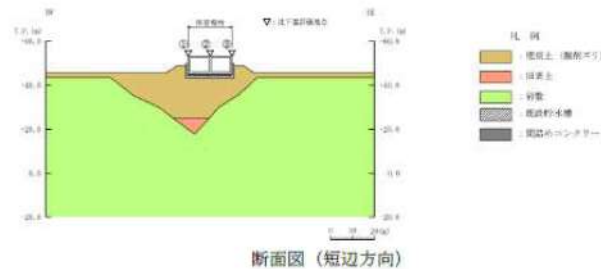
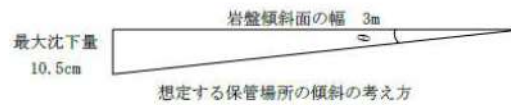


第5-9図 第3保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

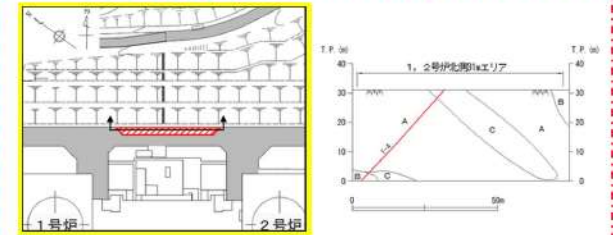
第3-9表 第1保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

沈下対象層	① 北東側		② 南西側	
	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)
地下水位 以深 埋戻土 (掘削ブリ)	3.0	10.5	0.0	0.0
最大沈下量	10.5cm		0.0cm	
岩盤傾斜面の幅	3.0m			
保管場所の傾斜 (θ) (最大沈下量/岩盤傾斜面の幅)	3.5%			

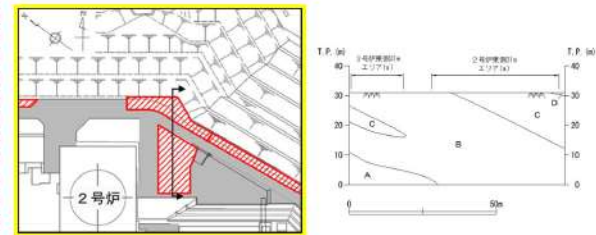


第3-13図 第2保管エリアの傾斜評価地点

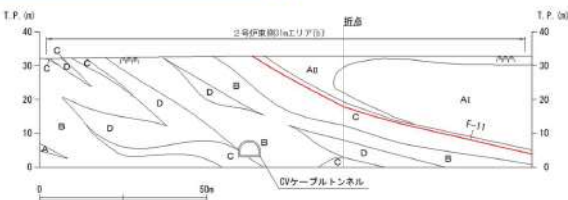
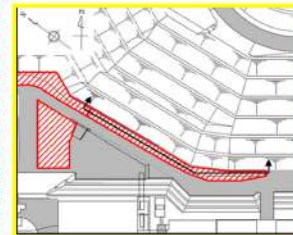
泊発電所3号炉



第5-11図 1, 2号炉北側31mエリア平面図及び地質断面図



第5-12図 2号炉東側31mエリア(a)平面図及び地質断面図



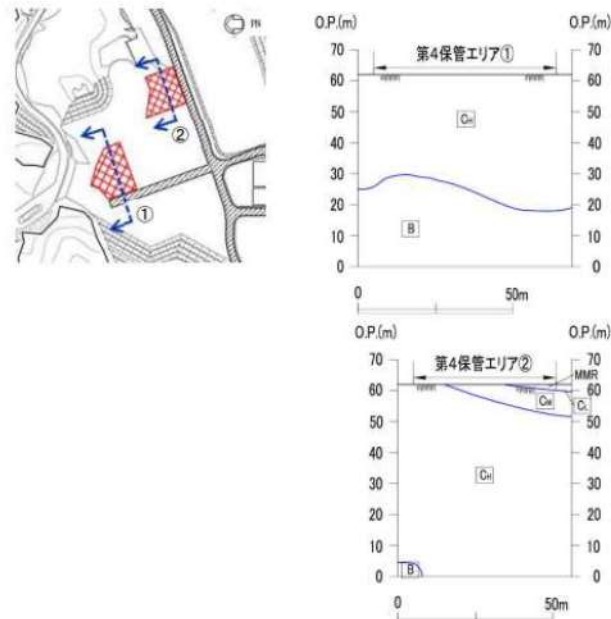
第5-13図 2号炉東側31mエリア(b)平面図及び地質断面図

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

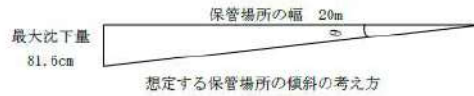


第5-10図 第4保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

第3-10表 第2保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

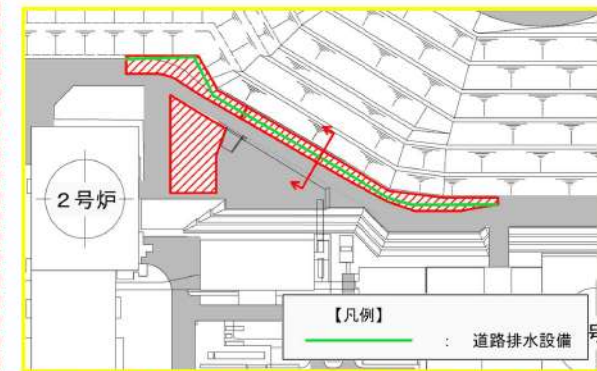
沈下対象層		①北西側		②中央部		③南東側	
		対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)
地下水位 以深	埋戻土（細粒ズリ）	17.7	62.0	17.7	62.0	9.5	33.3
	旧表土	5.6	19.6	-	-	-	-
総沈下量		81.6cm		62.0cm		33.3cm	
最大沈下量		81.6cm					
保管場所の幅		20m					
保管場所の傾斜 (θ) (最大沈下量/保管場所の幅)		4.1%					



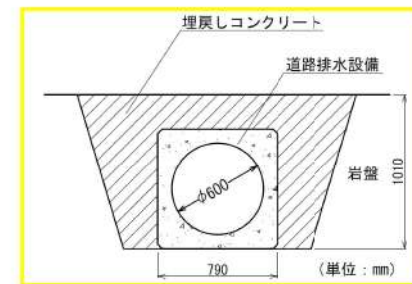
第3-11表 傾斜に対する影響評価結果

被害要因	評価結果			
	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
⑤液状化及び揺すり込みによる傾斜	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし

泊発電所3号炉



第5-14図 2号炉東側31mエリア(a),(b)における道路排水設備位置図



第5-15図 道路排水設備断面図

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>e. 液状化による地下構造物の浮き上がり影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の盛土及び旧表土は液状化するものとして地下構造物の浮き上がりについて評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>第1、第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>第2保管エリアについては、第2保管エリア下部に埋設されている淡水貯水槽は岩盤に直接支持され、周囲はセメント改良土により埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>第3保管エリア下部には、第5-9図に示すとおり2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="71 1050 683 1197"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし	<p>【浮き上がりの評価結果】</p> <p>第2保管エリアには、輪倉貯水槽（西1/西2）があるが、揚圧力683kN/m以上に対して、浮き上がり抵抗力2,468kN/mであるため、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりによる影響はない。（第3-12表）</p> <p>第3-12表 浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="817 1021 1214 1125"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化に伴う浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑥液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>d. 液状化による地中埋設構造物の浮き上がり影響評価</p> <p>⑥液状化による地中埋設構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化による地中埋設構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地中埋設構造物が存在するか確認する。</p> <p>地中埋設構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の埋戻土は液状化するものとして地中埋設構造物の浮き上がりについて評価する。</p> <p>浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア及び1、2号炉北側31mエリアについては、地中埋設構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-14図及び第5-15図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しており周囲がコンクリートで埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>また、2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-13図に示すとおりCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>液状化による地中埋設構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地中埋設構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 1045 1937 1204"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1、2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31m東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化による地中埋設構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">: 本日ご説明範囲</p>	被害要因	評価結果						51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31m東側31mエリア(b)	⑥液状化による地中埋設構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は島根と同様に設置許可段階において地下水位を地表面に設定。</p> <p>【島根】記載内容の相違・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因		評価結果																																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑥液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31m東側31mエリア(b)																																													
⑥液状化による地中埋設構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし																																													

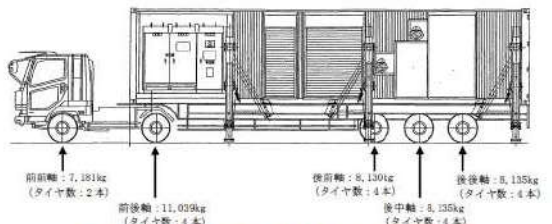
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>f. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち1輪当たりの重量が最も大きい熱交換器ユニットの地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動 S_s による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から熱交換器ユニット（約 43t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動 S_s による各保管エリアの鉛直震度係数を第 5-8 表、熱交換器ユニットの常時接地圧を第 5-11 図に示す。</p> <p>なお、第 2 保管エリアは、岩盤に直接支持され基準地震動 S_s に対して機能維持する地下構造物である淡水貯水槽上に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1輪当たり 3,910kg）をタイヤの接地面積（0.295m×0.2m）で除して算出（第 5-11 図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>d. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑥地盤支持力の不足</p> <p>(a) 接地圧の評価方法</p> <p>第 1, 3, 4 保管エリアについては、第 3-14 図に示す可搬型設備のうち接地圧が最も大きい移動式代替熱交換設備（42,620kg）を代表として常時・地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：移動式代替熱交換設備の前前軸重量（7,181kg）から舗装による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>第 2 保管エリアについては、盛土上の輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）の上であることから、盛土の地盤支持力に対して可搬型設備と輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）の重量を足した地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：大量送水車、中型ホース展張車（150A）、可搬型ストレーナの合計重量（21,194kg）に輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）1 槽分の重量を加え、輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）1 槽分の面積による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>※ 1：基準地震動 S_s の地震力による各保管場所の地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算出。（第 3-13 表）</p> <p>第 3-13 表 保管場所における地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数</p> <table border="1" data-bbox="712 1193 1317 1369"> <thead> <tr> <th colspan="2">保管場所</th> <th>地表面での鉛直最大応答加速度</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>707Gal</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>666Gal</td> <td>1.68</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 保管エリア</td> <td>1,055Gal</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 3 保管エリア</td> <td>452Gal</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 保管エリア</td> <td>465Gal</td> <td>1.48</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数	第 1 保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73	埋戻部	666Gal	1.68	第 2 保管エリア		1,055Gal	2.08	第 3 保管エリア		452Gal	1.47	第 4 保管エリア		465Gal	1.48	<p>e. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち1輪当たりの重量が最も大きい可搬型代替電源車の地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から可搬型代替電源車（約 48t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動による各保管エリアの鉛直震度係数を第 5-8 表、可搬型代替電源車の常時接地圧を第 5-16 図に示す。</p> <p>なお、51m 倉庫・車庫エリアは、MMR を介して岩盤に支持され、基準地震動に対して倒壊しない設計とする建屋である 51m 倉庫・車庫の中に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1輪当たり 3,042.5kg）をタイヤの接地面積（0.275m×0.2m）で除して算出（第 5-16 図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】設備の相違 ・常時接地圧の算出において考慮する設備の相違。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・常時接地圧について、島根は舗装による荷重分散を考慮。泊は女川同様、タイヤの接地面積から算出。</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊では、鉛直震度係数の説明を「(a)評価方法」の本文中に記載。 ・泊では、地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数を「(c)評価基準値の設定」に記載。</p>
保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数																							
第 1 保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73																							
	埋戻部	666Gal	1.68																							
第 2 保管エリア		1,055Gal	2.08																							
第 3 保管エリア		452Gal	1.47																							
第 4 保管エリア		465Gal	1.48																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 評価基準値の設定</p> <p>第1、第3及び第4保管エリアはC_{II}級以上の岩盤及びMMRで構成されているため、C_{II}級以上の岩盤及びMMRについて個別に支持力評価を実施する。</p> <p>C_{II}級以上の岩盤の支持力及びMMRの支持力は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1及び第4保管エリアにおけるC_{II}級以上の岩盤部については、牧の浜部層におけるC_{II}級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,400kN/m²とする。 第3保管エリアにおけるC_{II}級以上の岩盤部については、狐崎部層におけるC_{II}級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 MMRについては、MMR下部のC_{II}級岩盤の支持力試験結果に基づき設定する。 	<p>島根原子力発電所2号炉</p>  <p>第3-14図 移動式代替熱交換設備の仕様</p> <p>(b) 評価基準値の設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤（一部、埋戻部）に設置されていることから、岩盤部と埋戻部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。また、埋戻部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第2保管エリアの可搬型設備は、盛土上の輪谷貯水槽（西1/西2）の上に設置されることから、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第3保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤に設置されているが、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第4保管エリアは岩盤（一部、埋戻部）であり、可搬型設備は岩盤部に設置されていることから、岩盤部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 	<p>(c) 評価基準値の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所エリアの可搬型設備はMMRを介して火砕岩類C級岩盤に設置されていることから、MMR下部の火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1号炉西側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類B級～A級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類B級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1、2号炉北側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類C級～A級岩盤に設置されていることから、火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(a)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(b)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級及び安山岩A_{II}級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 	<p>【女川及び島根】</p> <p>地盤の相違</p> <p>・プラントの相違による評価基準値の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

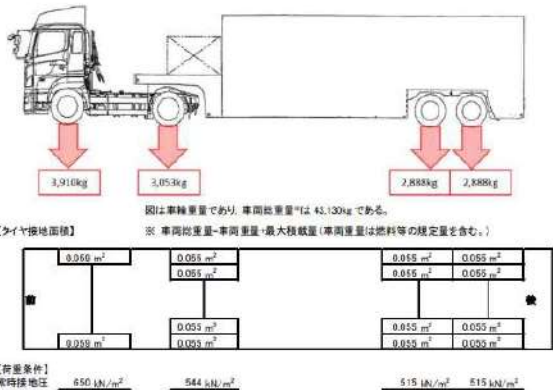
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

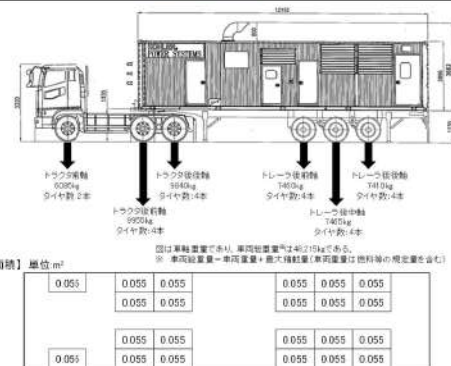
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第5-11図 熱交換器ユニットの常時接地圧



第5-16図 可搬型代替電源車の常時接地圧

第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数

保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数	
第1保管エリア	F ₃ 級以上の岩盤	Ss-D1	427	1.44	
		Ss-D2	403	1.42	
		Ss-D3	377	1.39	
		Ss-F1	266	1.09	
		Ss-F2	403	1.42	
		Ss-F3	384	1.40	
	MMR部	Ss-N1	290	1.30	
		Ss-D1	431	1.44	
		Ss-D2	407	1.42	
		Ss-D3	384	1.40	
		Ss-F1	291	1.30	
		Ss-F2	408	1.42	
		Ss-F3	388	1.40	
		Ss-N1	293	1.30	
第3保管エリア	F ₃ 級以上の岩盤	Ss-D1	469	1.48	
		Ss-D2	449	1.46	
		Ss-D3	442	1.46	
		Ss-F1	314	1.33	
		Ss-F2	438	1.45	
		Ss-F3	421	1.43	
		Ss-N1	313	1.32	
		MMR部	Ss-D1	525	1.54
			Ss-D2	501	1.52
	Ss-D3		506	1.52	
	Ss-F1		340	1.35	
	Ss-F2		473	1.49	
	Ss-F3		454	1.47	
	Ss-N1		338	1.35	

第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数(1/5)

保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答加速度 (Gal)	鉛直震度係数
緊急時対策所エリア	火砕岩類 C級岩盤	Ss1	380	1.39
		Ss2-1	111	1.11
		Ss2-2	93	1.09
		Ss2-3	86	1.09
		Ss2-4	87	1.09
		Ss2-5	93	1.09
		Ss2-6	92	1.09
		Ss2-7	178	1.18
		Ss2-8	218	1.22
		Ss2-9	148	1.15
		Ss2-10	167	1.17
		Ss2-11	187	1.19
		Ss2-12	117	1.12
		Ss2-13	113	1.12
		Ss3-1	296	1.30
		Ss3-2	311	1.32
		Ss3-3	364	1.37
		Ss3-4	302	1.31
		Ss3-5	470	1.48

：本日ご説明範囲

【女川】記載内容の相違
 ・常時接地圧の算出において考慮する設備の相違。

【島根】記載箇所の相違
 ・島根は保管場所の地表面における鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数を「(a) 評価方法」の本文中に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由																																																																																																																																			
第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数																																																																																																																																														
		Ss-D1	505	1.52																																																																																																																																														
		Ss-D2	466	1.48																																																																																																																																														
		Ss-D3	443	1.46																																																																																																																																														
		Ss-F1	322	1.33																																																																																																																																														
		Ss-F2	454	1.47																																																																																																																																														
		Ss-F3	431	1.44																																																																																																																																														
		Ss-N1	331	1.34																																																																																																																																														
	MMR部	Ss-D1	509	1.52																																																																																																																																														
		Ss-D2	471	1.49																																																																																																																																														
		Ss-D3	436	1.45																																																																																																																																														
		Ss-F1	323	1.33																																																																																																																																														
		Ss-F2	451	1.47																																																																																																																																														
		Ss-F3	427	1.44																																																																																																																																														
		Ss-N1	333	1.34																																																																																																																																														
		<p>第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数(2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>支持地盤</th> <th>基準地震動</th> <th>鉛直最大応答加速度 (Gal)</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">1号炉西側 31mエリア</td> <td rowspan="15">火砕岩類 B級以上の 岩盤</td> <td>Ss1</td> <td>389</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>Ss2-1</td> <td>111</td> <td>1.11</td> </tr> <tr> <td>Ss2-2</td> <td>94</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>Ss2-3</td> <td>87</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss2-4</td> <td>90</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss2-5</td> <td>91</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss2-6</td> <td>91</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss2-7</td> <td>177</td> <td>1.18</td> </tr> <tr> <td>Ss2-8</td> <td>217</td> <td>1.22</td> </tr> <tr> <td>Ss2-9</td> <td>150</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>Ss2-10</td> <td>168</td> <td>1.17</td> </tr> <tr> <td>Ss2-11</td> <td>186</td> <td>1.19</td> </tr> <tr> <td>Ss2-12</td> <td>117</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>Ss2-13</td> <td>117</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>Ss3-1</td> <td>309</td> <td>1.32</td> </tr> <tr> <td>Ss3-2</td> <td>301</td> <td>1.31</td> </tr> <tr> <td>Ss3-3</td> <td>380</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>Ss3-4</td> <td>315</td> <td>1.32</td> </tr> <tr> <td>Ss3-5</td> <td>472</td> <td>1.48</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数(3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>支持地盤</th> <th>基準地震動</th> <th>鉛直最大応答加速度 (Gal)</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">1,2号炉北側 31mエリア</td> <td rowspan="15">火砕岩類 C級以上の 岩盤</td> <td>Ss1</td> <td>393</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>Ss2-1</td> <td>111</td> <td>1.11</td> </tr> <tr> <td>Ss2-2</td> <td>95</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>Ss2-3</td> <td>87</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss2-4</td> <td>90</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss2-5</td> <td>92</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss2-6</td> <td>91</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss2-7</td> <td>178</td> <td>1.18</td> </tr> <tr> <td>Ss2-8</td> <td>219</td> <td>1.22</td> </tr> <tr> <td>Ss2-9</td> <td>151</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>Ss2-10</td> <td>169</td> <td>1.17</td> </tr> <tr> <td>Ss2-11</td> <td>187</td> <td>1.19</td> </tr> <tr> <td>Ss2-12</td> <td>118</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>Ss2-13</td> <td>118</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>Ss3-1</td> <td>327</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss3-2</td> <td>309</td> <td>1.32</td> </tr> <tr> <td>Ss3-3</td> <td>385</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>Ss3-4</td> <td>322</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss3-5</td> <td>489</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">: 本日ご説明範囲</p>																	保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答加速度 (Gal)	鉛直震度係数	1号炉西側 31mエリア	火砕岩類 B級以上の 岩盤	Ss1	389	1.40	Ss2-1	111	1.11	Ss2-2	94	1.10	Ss2-3	87	1.09	Ss2-4	90	1.09	Ss2-5	91	1.09	Ss2-6	91	1.09	Ss2-7	177	1.18	Ss2-8	217	1.22	Ss2-9	150	1.15	Ss2-10	168	1.17	Ss2-11	186	1.19	Ss2-12	117	1.12	Ss2-13	117	1.12	Ss3-1	309	1.32	Ss3-2	301	1.31	Ss3-3	380	1.39	Ss3-4	315	1.32	Ss3-5	472	1.48	保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答加速度 (Gal)	鉛直震度係数	1,2号炉北側 31mエリア	火砕岩類 C級以上の 岩盤	Ss1	393	1.40	Ss2-1	111	1.11	Ss2-2	95	1.10	Ss2-3	87	1.09	Ss2-4	90	1.09	Ss2-5	92	1.09	Ss2-6	91	1.09	Ss2-7	178	1.18	Ss2-8	219	1.22	Ss2-9	151	1.15	Ss2-10	169	1.17	Ss2-11	187	1.19	Ss2-12	118	1.12	Ss2-13	118	1.12	Ss3-1	327	1.33	Ss3-2	309	1.32	Ss3-3	385	1.39	Ss3-4	322	1.33	Ss3-5	489	1.50
		保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答加速度 (Gal)	鉛直震度係数																																																																																																																																												
		1号炉西側 31mエリア	火砕岩類 B級以上の 岩盤	Ss1	389	1.40																																																																																																																																												
Ss2-1	111			1.11																																																																																																																																														
Ss2-2	94			1.10																																																																																																																																														
Ss2-3	87			1.09																																																																																																																																														
Ss2-4	90			1.09																																																																																																																																														
Ss2-5	91			1.09																																																																																																																																														
Ss2-6	91			1.09																																																																																																																																														
Ss2-7	177			1.18																																																																																																																																														
Ss2-8	217			1.22																																																																																																																																														
Ss2-9	150			1.15																																																																																																																																														
Ss2-10	168			1.17																																																																																																																																														
Ss2-11	186			1.19																																																																																																																																														
Ss2-12	117			1.12																																																																																																																																														
Ss2-13	117			1.12																																																																																																																																														
Ss3-1	309			1.32																																																																																																																																														
Ss3-2	301	1.31																																																																																																																																																
Ss3-3	380	1.39																																																																																																																																																
Ss3-4	315	1.32																																																																																																																																																
Ss3-5	472	1.48																																																																																																																																																
保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答加速度 (Gal)	鉛直震度係数																																																																																																																																														
1,2号炉北側 31mエリア	火砕岩類 C級以上の 岩盤	Ss1	393	1.40																																																																																																																																														
		Ss2-1	111	1.11																																																																																																																																														
		Ss2-2	95	1.10																																																																																																																																														
		Ss2-3	87	1.09																																																																																																																																														
		Ss2-4	90	1.09																																																																																																																																														
		Ss2-5	92	1.09																																																																																																																																														
		Ss2-6	91	1.09																																																																																																																																														
		Ss2-7	178	1.18																																																																																																																																														
		Ss2-8	219	1.22																																																																																																																																														
		Ss2-9	151	1.15																																																																																																																																														
		Ss2-10	169	1.17																																																																																																																																														
		Ss2-11	187	1.19																																																																																																																																														
		Ss2-12	118	1.12																																																																																																																																														
		Ss2-13	118	1.12																																																																																																																																														
		Ss3-1	327	1.33																																																																																																																																														
Ss3-2	309	1.32																																																																																																																																																
Ss3-3	385	1.39																																																																																																																																																
Ss3-4	322	1.33																																																																																																																																																
Ss3-5	489	1.50																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																
		<p>第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数(4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>支持地盤</th> <th>基準地震動</th> <th>鉛直最大応答 加速度(Gal)</th> <th>鉛直震度 係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">2号炉東側 31mエリア(a)</td><td rowspan="15">火砕岩類 D級以上の 岩盤</td><td>Ss1</td><td>385</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>Ss2-1</td><td>111</td><td>1.11</td></tr> <tr><td>Ss2-2</td><td>93</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss2-3</td><td>87</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss2-4</td><td>89</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss2-5</td><td>92</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss2-6</td><td>91</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss2-7</td><td>177</td><td>1.18</td></tr> <tr><td>Ss2-8</td><td>219</td><td>1.22</td></tr> <tr><td>Ss2-9</td><td>150</td><td>1.15</td></tr> <tr><td>Ss2-10</td><td>165</td><td>1.17</td></tr> <tr><td>Ss2-11</td><td>186</td><td>1.19</td></tr> <tr><td>Ss2-12</td><td>118</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>Ss2-13</td><td>116</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>Ss3-1</td><td>311</td><td>1.32</td></tr> <tr><td>Ss3-2</td><td>298</td><td>1.30</td></tr> <tr><td>Ss3-3</td><td>377</td><td>1.38</td></tr> <tr><td>Ss3-4</td><td>315</td><td>1.32</td></tr> <tr><td>Ss3-5</td><td>452</td><td>1.46</td></tr> </tbody> </table> <p>第5-8表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数(5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>支持地盤</th> <th>基準地震動</th> <th>鉛直最大応答 加速度(Gal)</th> <th>鉛直震度 係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">2号炉東側 31mエリア(b)</td><td rowspan="15">火砕岩類 D級以上の 岩盤</td><td>Ss1</td><td>403</td><td>1.41</td></tr> <tr><td>Ss2-1</td><td>117</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>Ss2-2</td><td>102</td><td>1.10</td></tr> <tr><td>Ss2-3</td><td>92</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss2-4</td><td>94</td><td>1.10</td></tr> <tr><td>Ss2-5</td><td>99</td><td>1.10</td></tr> <tr><td>Ss2-6</td><td>103</td><td>1.11</td></tr> <tr><td>Ss2-7</td><td>181</td><td>1.18</td></tr> <tr><td>Ss2-8</td><td>240</td><td>1.24</td></tr> <tr><td>Ss2-9</td><td>169</td><td>1.17</td></tr> <tr><td>Ss2-10</td><td>181</td><td>1.18</td></tr> <tr><td>Ss2-11</td><td>206</td><td>1.21</td></tr> <tr><td>Ss2-12</td><td>130</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>Ss2-13</td><td>120</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>Ss3-1</td><td>345</td><td>1.35</td></tr> <tr><td>Ss3-2</td><td>360</td><td>1.37</td></tr> <tr><td>Ss3-3</td><td>425</td><td>1.43</td></tr> <tr><td>Ss3-4</td><td>355</td><td>1.36</td></tr> <tr><td>Ss3-5</td><td>559</td><td>1.57</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">: 本日ご説明範囲</p>	保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答 加速度(Gal)	鉛直震度 係数	2号炉東側 31mエリア(a)	火砕岩類 D級以上の 岩盤	Ss1	385	1.39	Ss2-1	111	1.11	Ss2-2	93	1.09	Ss2-3	87	1.09	Ss2-4	89	1.09	Ss2-5	92	1.09	Ss2-6	91	1.09	Ss2-7	177	1.18	Ss2-8	219	1.22	Ss2-9	150	1.15	Ss2-10	165	1.17	Ss2-11	186	1.19	Ss2-12	118	1.12	Ss2-13	116	1.12	Ss3-1	311	1.32	Ss3-2	298	1.30	Ss3-3	377	1.38	Ss3-4	315	1.32	Ss3-5	452	1.46	保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答 加速度(Gal)	鉛直震度 係数	2号炉東側 31mエリア(b)	火砕岩類 D級以上の 岩盤	Ss1	403	1.41	Ss2-1	117	1.12	Ss2-2	102	1.10	Ss2-3	92	1.09	Ss2-4	94	1.10	Ss2-5	99	1.10	Ss2-6	103	1.11	Ss2-7	181	1.18	Ss2-8	240	1.24	Ss2-9	169	1.17	Ss2-10	181	1.18	Ss2-11	206	1.21	Ss2-12	130	1.13	Ss2-13	120	1.12	Ss3-1	345	1.35	Ss3-2	360	1.37	Ss3-3	425	1.43	Ss3-4	355	1.36	Ss3-5	559	1.57	
保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答 加速度(Gal)	鉛直震度 係数																																																																																																																															
2号炉東側 31mエリア(a)	火砕岩類 D級以上の 岩盤	Ss1	385	1.39																																																																																																																															
		Ss2-1	111	1.11																																																																																																																															
		Ss2-2	93	1.09																																																																																																																															
		Ss2-3	87	1.09																																																																																																																															
		Ss2-4	89	1.09																																																																																																																															
		Ss2-5	92	1.09																																																																																																																															
		Ss2-6	91	1.09																																																																																																																															
		Ss2-7	177	1.18																																																																																																																															
		Ss2-8	219	1.22																																																																																																																															
		Ss2-9	150	1.15																																																																																																																															
		Ss2-10	165	1.17																																																																																																																															
		Ss2-11	186	1.19																																																																																																																															
		Ss2-12	118	1.12																																																																																																																															
		Ss2-13	116	1.12																																																																																																																															
		Ss3-1	311	1.32																																																																																																																															
Ss3-2	298	1.30																																																																																																																																	
Ss3-3	377	1.38																																																																																																																																	
Ss3-4	315	1.32																																																																																																																																	
Ss3-5	452	1.46																																																																																																																																	
保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答 加速度(Gal)	鉛直震度 係数																																																																																																																															
2号炉東側 31mエリア(b)	火砕岩類 D級以上の 岩盤	Ss1	403	1.41																																																																																																																															
		Ss2-1	117	1.12																																																																																																																															
		Ss2-2	102	1.10																																																																																																																															
		Ss2-3	92	1.09																																																																																																																															
		Ss2-4	94	1.10																																																																																																																															
		Ss2-5	99	1.10																																																																																																																															
		Ss2-6	103	1.11																																																																																																																															
		Ss2-7	181	1.18																																																																																																																															
		Ss2-8	240	1.24																																																																																																																															
		Ss2-9	169	1.17																																																																																																																															
		Ss2-10	181	1.18																																																																																																																															
		Ss2-11	206	1.21																																																																																																																															
		Ss2-12	130	1.13																																																																																																																															
		Ss2-13	120	1.12																																																																																																																															
		Ss3-1	345	1.35																																																																																																																															
Ss3-2	360	1.37																																																																																																																																	
Ss3-3	425	1.43																																																																																																																																	
Ss3-4	355	1.36																																																																																																																																	
Ss3-5	559	1.57																																																																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
<p>(d) 評価結果</p> <p>第5-9表に示すとおり、基準地震動 S_s に基づき算定した地震時最大接地圧は評価基準値を下回っており、地盤支持力に対する問題はない。</p> <p>また、車両設備の地震時の片側浮き上がりを想定しても、地震時接地圧の2倍値が評価基準値を超えないことを確認している。地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第5-9表 保管エリア支持力評価結果</p> <table border="1" data-bbox="85 427 685 715"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>評価箇所</th> <th>地震時接地圧</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>Ⅱ級以上の岩盤部</td> <td>936 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MIR部</td> <td>936 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3保管エリア</td> <td>Ⅱ級以上の岩盤部</td> <td>962 kN/m²</td> <td>13,700 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MIR部</td> <td>1,001 kN/m²</td> <td>13,700 kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4保管エリア</td> <td>Ⅱ級以上の岩盤部</td> <td>988 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MIR部</td> <td>988 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="85 788 685 906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値	第1保管エリア	Ⅱ級以上の岩盤部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²	MIR部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²	第3保管エリア	Ⅱ級以上の岩盤部	962 kN/m ²	13,700 kN/m ²	MIR部	1,001 kN/m ²	13,700 kN/m ²	第4保管エリア	Ⅱ級以上の岩盤部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²	MIR部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑦ 地盤支持力の不足	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>(c) 地盤支持力の評価</p> <p>・地盤支持力について評価した結果、第3-14表のとおり地震時最大接地圧は評価基準値内であり、影響がないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">第3-14表 地盤支持力の評価</p> <table border="1" data-bbox="716 440 1317 632"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>地震時接地圧 (N/mm²)</th> <th>評価基準値 (N/mm²)</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>1.1</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>1.0</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第2保管エリア</td> <td>0.4</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果	第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし	埋戻部	1.0	1.20	問題なし	第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし	第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし	第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし	<p>(d) 評価結果</p> <p>第5-9表に示すとおり、基準地震動に基づき算定した地震時最大接地圧は評価基準値を下回っており、地盤支持力に対する問題はない。</p> <p>また、車両設備の地震時の片側浮き上がりを想定しても、地震時接地圧の2倍値が評価基準値を超えないことを確認している。地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第5-9表 保管エリア支持力評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1361 434 1953 715"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>評価箇所</th> <th>地震時接地圧</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所エリア</td> <td>火砕岩類 C級岩盤</td> <td>804kN/m²</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>1号炉西側31mエリア</td> <td>火砕岩類 B級以上の岩盤</td> <td>804kN/m²</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>1,2号炉北側31mエリア</td> <td>火砕岩類 C級以上の岩盤</td> <td>815kN/m²</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>火砕岩類 D級以上の岩盤</td> <td>793kN/m²</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>火砕岩類 D級以上の岩盤</td> <td>853kN/m²</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1352 785 1944 970"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1,2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">：本日ご説明範囲</p>	保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値	緊急時対策所エリア	火砕岩類 C級岩盤	804kN/m ²	13,700kN/m ²	1号炉西側31mエリア	火砕岩類 B級以上の岩盤	804kN/m ²	13,700kN/m ²	1,2号炉北側31mエリア	火砕岩類 C級以上の岩盤	815kN/m ²	13,700kN/m ²	2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類 D級以上の岩盤	793kN/m ²	11,700kN/m ²	2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類 D級以上の岩盤	853kN/m ²	11,700kN/m ²	被害要因	評価結果						51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	⑦ 地盤支持力の不足	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は女川と同様に、評価結果を記載。</p>
保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値																																																																																																												
第1保管エリア	Ⅱ級以上の岩盤部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																																												
	MIR部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																																												
第3保管エリア	Ⅱ級以上の岩盤部	962 kN/m ²	13,700 kN/m ²																																																																																																												
	MIR部	1,001 kN/m ²	13,700 kN/m ²																																																																																																												
第4保管エリア	Ⅱ級以上の岩盤部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																																												
	MIR部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																																												
被害要因	評価結果																																																																																																														
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																																											
⑦ 地盤支持力の不足	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																																																																																											
保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果																																																																																																												
第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし																																																																																																											
	埋戻部	1.0	1.20	問題なし																																																																																																											
第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし																																																																																																												
第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																																																																												
第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																																																																												
保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値																																																																																																												
緊急時対策所エリア	火砕岩類 C級岩盤	804kN/m ²	13,700kN/m ²																																																																																																												
1号炉西側31mエリア	火砕岩類 B級以上の岩盤	804kN/m ²	13,700kN/m ²																																																																																																												
1,2号炉北側31mエリア	火砕岩類 C級以上の岩盤	815kN/m ²	13,700kN/m ²																																																																																																												
2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類 D級以上の岩盤	793kN/m ²	11,700kN/m ²																																																																																																												
2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類 D級以上の岩盤	853kN/m ²	11,700kN/m ²																																																																																																												
被害要因	評価結果																																																																																																														
	51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																																																																																									
⑦ 地盤支持力の不足	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																																																																																									
<p>g. 地下構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合は、地震による地下構造物の損壊に対する影響を評価する。</p>	<p>e. 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑦地中埋設構造物の損壊</p>	<p>f. 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地中埋設構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地中埋設構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地中埋設構造物が存在するか確認する。</p> <p>地中埋設構造物が存在する場合は、地震による地中埋設構造物の損壊に対する影響を評価する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p>																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																		
<p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>第2保管エリアについては、保管エリア下部に淡水貯水槽があるが、基準地震動 Ss に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>第3保管エリアについては、保管エリア下部に2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されており、基準地震動 Ss に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地下構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p>	<p>地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果を第3-15表に示す。</p> <p>建設工事の記録やプラントウォークダウンの結果、第1保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアには損壊が想定される地中埋設構造物が存在しないことから、地中埋設構造物の損壊による影響はないため、評価対象から除く。第2保管エリアにおける地中埋設構造物の損壊の評価地点を第3-15図に示す。第2保管エリアには輪谷貯水槽（西1/西2）があるが、基準地震動 Ss に対して損壊しない設計とする。なお、輪谷貯水槽（西1/西2）の耐震評価結果は詳細設計段階で示す。（別紙(28)参照）</p> <div data-bbox="846 531 1232 1082" data-label="Figure"> </div> <p>第3-15図 第2保管エリア 損壊評価地点</p> <p>第3-15表 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="828 1228 1227 1337"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>(b) 評価結果</p> <p>51m 倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側 31m エリア及び1、2号炉北側 31m エリアについては、地中埋設構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>2号炉東側 31m エリア (a)及び2号炉東側 31m エリア (b) 下部には、第5-14図及び第5-15図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しており周囲がコンクリートで埋め戻されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>また、2号炉東側 31m エリア (b) 下部には、CV ケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p> <div data-bbox="1713 566 1937 614" data-label="Text"> <p>：本日ご説明範囲</p> </div> <p>第5-11表 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1348 1216 1944 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m 倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側 31m エリア</th> <th>1、2号炉北側 31m エリア</th> <th>2号炉東側 31m エリア (a)</th> <th>2号炉東側 31m エリア (b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧地中埋設構造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1713 1404 1937 1452" data-label="Text"> <p>：本日ご説明範囲</p> </div>	被害要因	評価結果						51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側 31m エリア	1、2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア (a)	2号炉東側 31m エリア (b)	⑧地中埋設構造物の損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし	<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因	評価結果																																				
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																	
⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																	
被害要因	評価結果																																				
	51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側 31m エリア	1、2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア (a)	2号炉東側 31m エリア (b)																															
⑧地中埋設構造物の損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし																															

第5-11表 地下構造物の損壊に対する影響評価結果

被害要因	評価結果			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア
⑧ 地下構造物の損壊	該当なし	影響なし [Ss 機能維持]	影響なし [Ss 機能維持]	該当なし

第3-15表 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果

被害要因	評価結果			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア
⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし

第5-11表 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果

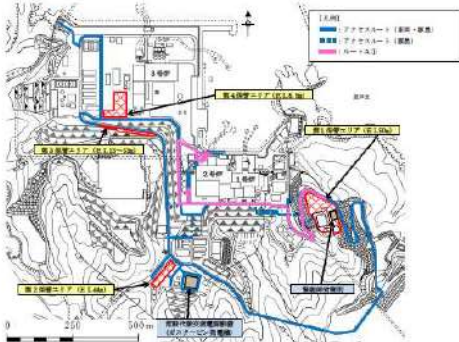
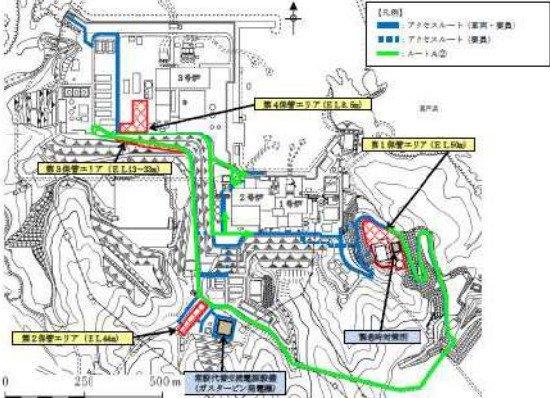
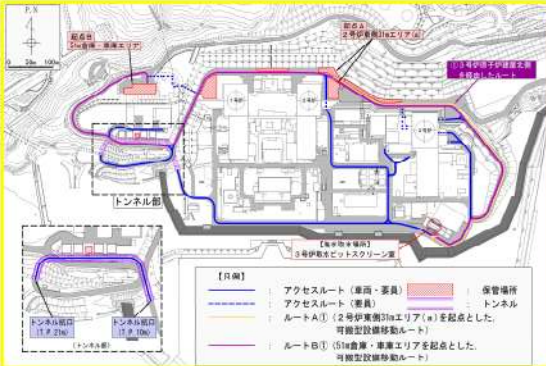
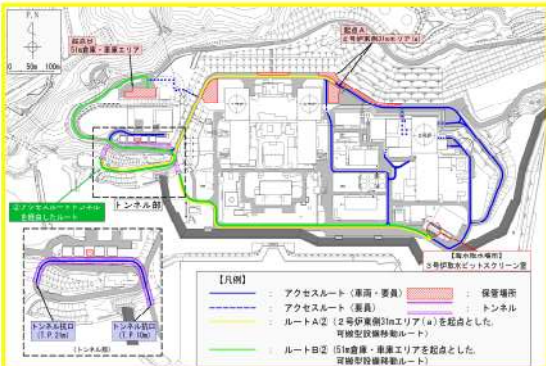
被害要因	評価結果					
	51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側 31m エリア	1、2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア (a)	2号炉東側 31m エリア (b)
⑧地中埋設構造物の損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

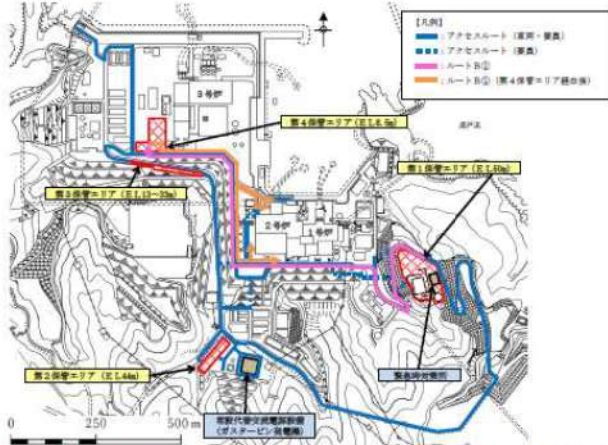
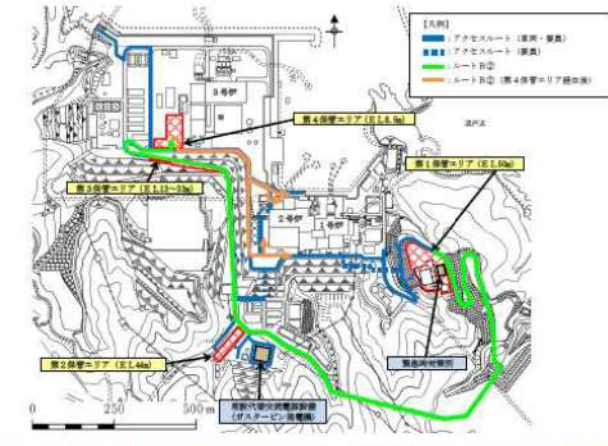
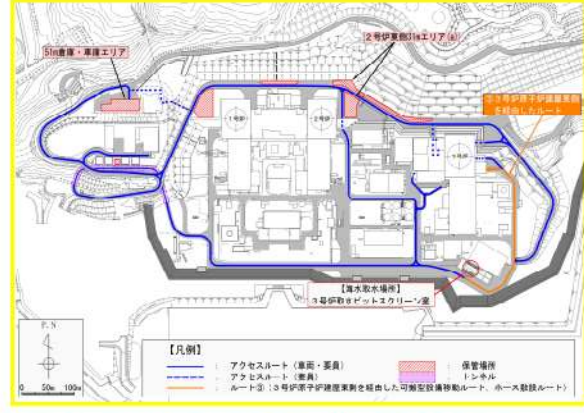
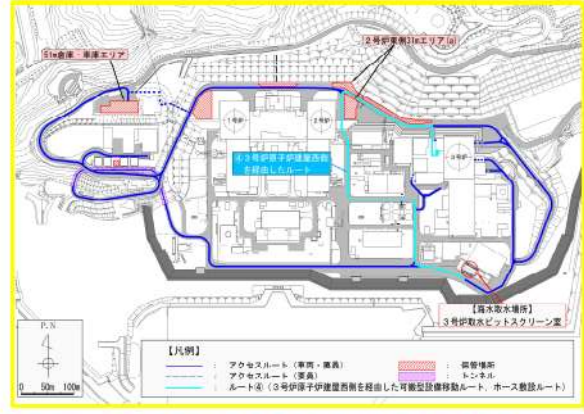
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 屋外アクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外アクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外アクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>4. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）はおおむね幅員7mの道路であり、第4-1図に示すとおり緊急時対策所及び4箇所の保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ガスタービン発電機用軽油タンク、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(5)参照）</p>	<p>6. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外のアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外のアクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）は幅員6m以上の道路であり、第6-1図、第6-2図に示すとおり保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(23)参照）</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は島根と同様にアクセスルートの概要を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号炉取水ピットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m, ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第6-1図 保管場所からT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

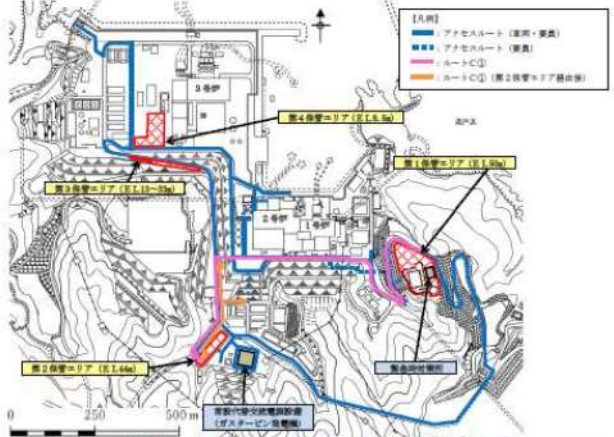
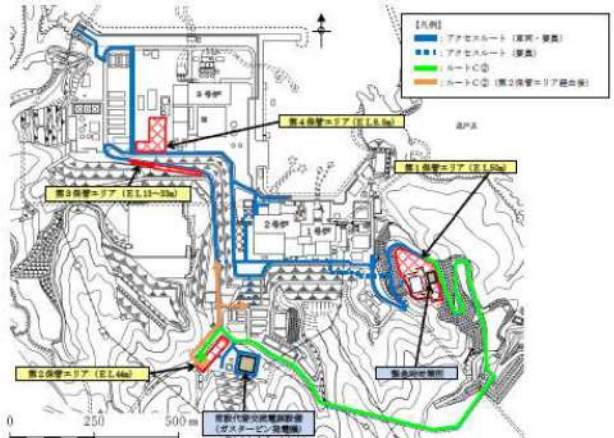
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ■ アクセスルート（車両・歩員） ■ アクセスルート（歩員） ■ ルートB① ■ ルートB②（第4保管エリア経由）</p> <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>【凡例】 ■ アクセスルート（車両・歩員） ■ アクセスルート（歩員） ■ ルートB① ■ ルートB②（第4保管エリア経由）</p> <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>【凡例】 ■ アクセスルート（車両・歩員） ■ アクセスルート（歩員） ■ ルート③（3号炉原子炉建屋東側を経由した可搬型設備移動ルート、ホース敷設ルート）</p> <p>ルート③※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を経由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p>  <p>【凡例】 ■ アクセスルート（車両・歩員） ■ アクセスルート（歩員） ■ ルート④（3号炉原子炉建屋西側を経由した可搬型設備移動ルート、ホース敷設ルート）</p> <p>ルート④※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を経由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号炉取水ビットスクリーン室～建屋入口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第6-2図 T.P.10m作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

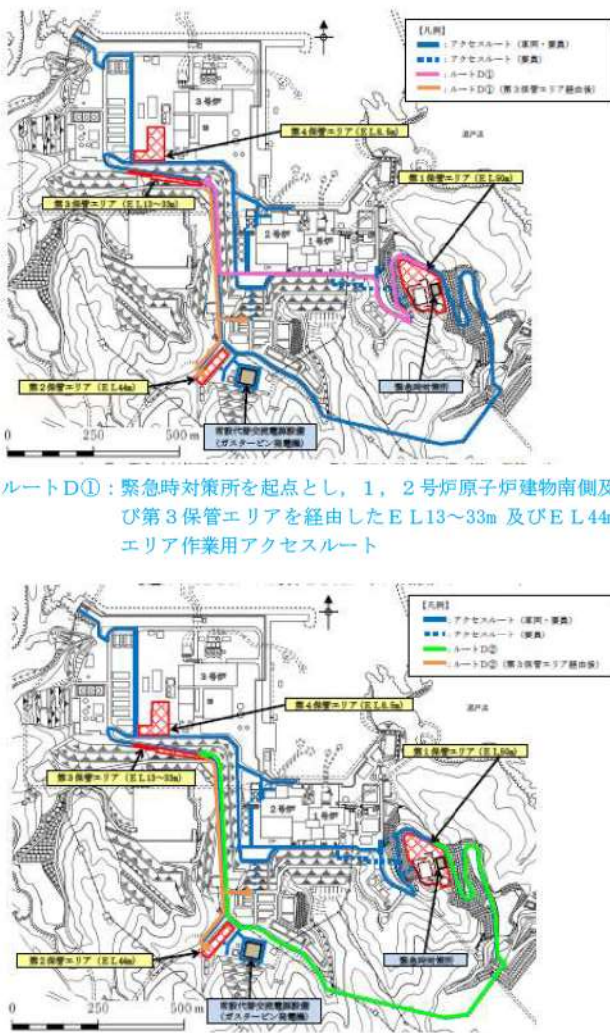
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

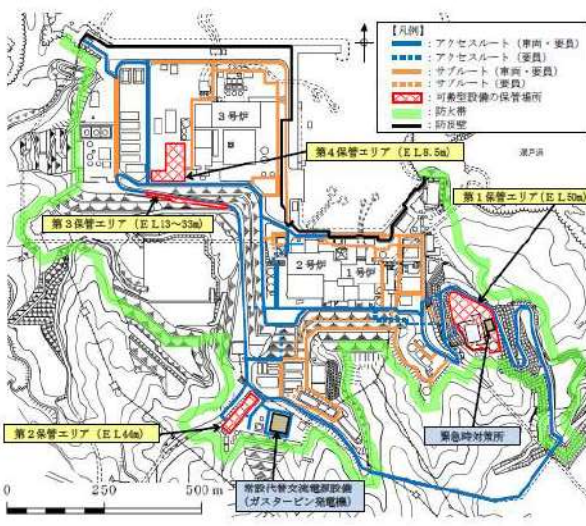
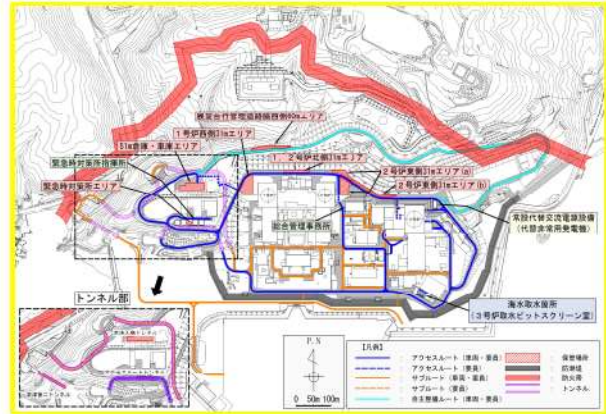
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 青線：アクセスルート（運用・構築） 赤線：アクセスルート（設計） 緑線：ルートD① 赤線：ルートD②（第3保管エリア経由後）</p> <p>Route D①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L 13～33m 及びE L 44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>Route D②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L 13～33m 及びE L 44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>また、第 4-2 図に示すとおり新規制基準を満足するのみに止まらず、緊急時対策要員の安全性及びアクセスの多様性確保の観点も踏まえたサブルートを整備している。</p>  <p>第 4-2 図 保管場所からのアクセスルート概要(サブルート含む。)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、緊急時対策所～保管場所～2号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>また、第 6-3 図に示すとおりアクセスの多様性確保の観点から、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを整備している。</p>  <p>第 6-3 図 屋外アクセスルートの概要(サブルート及び自主整備ルート含む)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、保管場所～3号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>【島根】設計内容の相違 ・泊はサブルート及び自主整備ルートを整備している。</p> <p>【島根】設計表現の相違 ・プラントの相違によるアクセスルートの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																				
<p>(1) 屋外アクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外アクセスルートへの被害要因及び被害事象を第 6-1 表のとおり想定し、設定した屋外アクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>なお、重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p>	<p>(3) 地震による被害想定の方針、対応方針</p> <p>地震によるアクセスルートへの影響について、第 4-1 表のとおり、網羅的に①～⑦の被害要因に対する被害事象、影響評価の方針及び対応方針を定めた。</p> <p>なお、サブルートは地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>(3) 屋外のアクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外のアクセスルートへの被害要因及び被害事象を第 6-1 表のとおり想定し、設定した屋外のアクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、地震時に期待しないルートと位置付けているサブルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けている自主整備ルートは、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。 																																																																				
<p>第 6-1 表 屋外アクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>第 4-1 表 アクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p>	<p>第 6-1 表 屋外のアクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による被害要因、被害対象の相違。 																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地下構造物の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>懸念される被害事象</th> <th>影響評価の方針</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> <td>・ Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水等による通行不能</td> <td>・ Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・基準地震動 S₀に対する安定性を評価</td> <td>・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動 S₀に対して安定性を有している。</td> </tr> <tr> <td>④道路面のすべり</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・基準地震動 S₀に対する安定性を評価</td> <td>・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> <td>・地震時に発生する段差、浮き上がりの影響を評価</td> <td>・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>陥没による通行不能</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>陥没による通行不能</td> <td>・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針	①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・ Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・ Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。	③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動 S ₀ に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動 S ₀ に対して安定性を有している。	④道路面のすべり	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動 S ₀ に対する安定性を評価	・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生する段差、浮き上がりの影響を評価	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	⑥地盤支持力の不足	陥没による通行不能	・	・	⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外のアクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地中埋設構造物等の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物等の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象	地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による通行不能	②周辺タンク等の損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥液状化による地中埋設構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能	⑦地中埋設構造物等の損壊	・陥没による通行不能	
自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																					
	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能																																																																					
	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能																																																																					
被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針																																																																				
①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・ Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・ Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。																																																																				
③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動 S ₀ に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動 S ₀ に対して安定性を有している。																																																																				
④道路面のすべり	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動 S ₀ に対する安定性を評価	・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生する段差、浮き上がりの影響を評価	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
⑥地盤支持力の不足	陥没による通行不能	・	・																																																																				
⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による通行不能																																																																					
	②周辺タンク等の損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥液状化による地中埋設構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能																																																																					
	⑦地中埋設構造物等の損壊	・陥没による通行不能																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 屋外アクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様に屋外アクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス及び基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。</p> <p>耐震Sクラス及び基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。</p> <p>上記以外の構造物については、基準地震動S_sにより損壊し、屋外アクセスルート上にがれきが発生するものとして屋外アクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。（別紙(10)参照）</p> <p>その結果、屋外アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(3.7m)*を確保できない区間を抽出する。</p> <p>※必要な道路幅 3.7m は可搬型重大事故等対処設備において最大車幅(2.5m)となる「熱交換器ユニット」に必要な道路幅に余裕を見た道路幅</p>	<p>(4) 被害想定</p> <p>①周辺構造物の損壊(建屋、鉄塔等)</p> <p>a. 評価方針 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、耐震Sクラス又は基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認した構造物は、アクセスルートへ影響を及ぼさないと評価する。</p> <p>耐震Sクラス又は基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある建物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定[※]する。</p> <p>上記以外の周辺構造物については、基準地震動S_sにより損壊するものとし、アクセスルートが設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に影響するものとして設定する。</p> <p>その結果、必要な幅員(3.0m^{※2})を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価する。</p>	<p>(4) 屋外のアクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様にアクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス(S_s機能維持含む)又は基準地震動により倒壊・落橋に至らないことを確認し、外装材が脱落しないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。</p> <p>耐震Sクラス(S_s機能維持含む)又は基準地震動により倒壊・落橋に至らないことを確認し、外装材が脱落する可能性がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。</p> <p>上記以外の周辺構造物については、基準地震動により損壊し、アクセスルート上にがれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に損壊するものとして設定する。（別紙(9)参照）</p> <p>その結果、アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(4.0m)*を確保できない区間を抽出する。</p> <p>※：必要な道路幅 4.0m は可搬型重大事故等対処設備のうち最大車幅の可搬型代替電源車約3m及び可搬型ホースの敷設幅0.9m(150Aホース計3本敷設した場合の占有幅0.45mに余裕を考慮)を考慮して設定</p>	<p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・設備の相違に伴う評価方法の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・必要な道路幅の相違。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

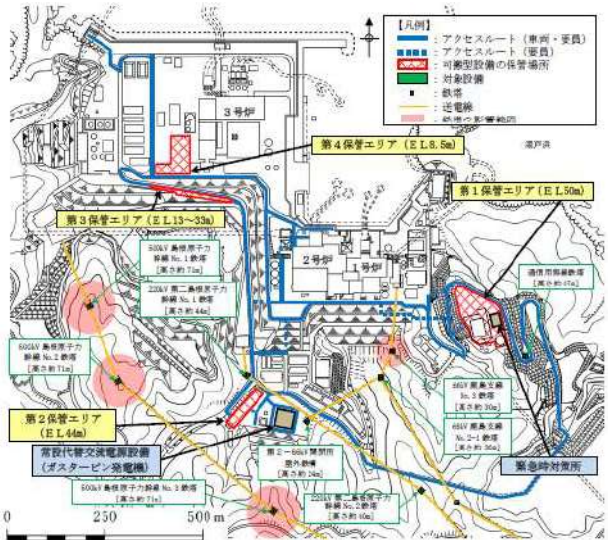
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(b) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある周辺構造物の被害想定、対応内容を第6-2表、第6-1図に示す。</p> <p>また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(11)に示す。</p>	<p>b. 評価結果</p> <p>周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響、被害想定及び対応内容を第4-3図及び第4-2表に示す。アクセスルート周辺の構造物は、基準地震動S_sで倒壊しないように設計、又は耐震評価により倒壊しないことを詳細設計段階において確認する。また、外装材の影響がないことを確認した。さらに、損壊する可能性が否定できない構造物においては、損壊による影響範囲を想定しても、アクセスルートに必要な幅員が確保可能であることから、損壊による影響はないことを確認した。(別紙(28)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等の損壊に伴うがれきの発生を想定しても、必要な幅員(3.0m^{※2})が確保可能である。 ・66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔及び500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔は、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認している。(別紙(4)参照) ・66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔は、屋内開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架線されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊し、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(別紙(40)参照) なお、万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。 ・500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔及び500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔については、鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(別紙(40)参照) ・66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔、通信用無線鉄塔及び第2-66kV 開閉所屋外鉄構については、アクセスルートの近傍に設置されているが、基準地震動S_sにおける耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。(別紙(40)参照) 	<p>(b) 評価結果</p> <p>アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある周辺構造物の被害想定、対応内容を第6-2表、第6-4図に示す。</p> <p>また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：本日ご説明範囲</p> </div>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-2表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・耐震Sクラス又は基準地震動S_sにより倒壊に至らない事を確認した構造物において、万一、一部損壊によるがれきが発生し、アクセスルートに影響がある場合には、影響があるアクセスルートを迂回することとし、復旧が必要な場合には、重機にてがれきを撤去することで、アクセスルートを確認する。（別紙(9)参照、別紙(12)参照）</p> <p>・1号炉原子炉建物の外装材は一部複合板（鉄板+断熱材+鉄板）の箇所があるが、脱落しない設計とする。（別紙(37)参照）</p> <p>・外装材以外の部材等については、アクセスルートに影響を及ぼさない設計とする。（別紙(37)参照）</p> <p>※1：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する。</p> <p>※2：可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）及び使用ホース中最大サイズの300Aホース1本敷設の幅（約0.4m）を考慮し設定。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</p>  <p>第4-3図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に図を記載している。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																										
<p>第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容（1/2）</p>	<p>第4-2表 損壊によるアクセスルートの閉塞が懸念される設備の被害想定及び対応内容</p>	<p>第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による対象設備、被害想定、評価結果等の相違。</p>																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>損壊後のアクセスルート幅員 (m)</th> <th>影響評価結果、対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号原子炉建屋 2号制御建屋 防潮壁（2号海水ポンプ室） 防潮壁（2号放水立坑） 防潮壁（3号海水ポンプ室） 防潮壁（3号放水立坑） 2号排気筒 2号復水貯蔵タンク 緊急用電気品建屋 緊急時対策建屋 2号タービン建屋 2号補助ボイラー建屋 1号制御建屋 3号排気筒 2号海水ポンプ室門型クレーン 1号原子炉建屋 1号廃棄物処理建屋 3号原子炉建屋 3号タービン建屋 3号サービス建屋 3号海水ポンプ室門型クレーン 3号軽油タンクA/B 1号復水貯蔵タンク 事務本館/事務別館 事務建屋 松島幹線 No.1 送電鉄塔 防潮堤 防潮壁（3号炉海水熱交換器建屋取水立坑） 浸水防止壁 1号排気筒</td> <td>地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。</td> <td>-</td> <td>基準地震動 S₀ に対して倒壊しない設計とし、外装材も落下しないため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>基準地震動 S₀ に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、落下した場合は迂回することが可能であることから対応可能である。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策	2号原子炉建屋 2号制御建屋 防潮壁（2号海水ポンプ室） 防潮壁（2号放水立坑） 防潮壁（3号海水ポンプ室） 防潮壁（3号放水立坑） 2号排気筒 2号復水貯蔵タンク 緊急用電気品建屋 緊急時対策建屋 2号タービン建屋 2号補助ボイラー建屋 1号制御建屋 3号排気筒 2号海水ポンプ室門型クレーン 1号原子炉建屋 1号廃棄物処理建屋 3号原子炉建屋 3号タービン建屋 3号サービス建屋 3号海水ポンプ室門型クレーン 3号軽油タンクA/B 1号復水貯蔵タンク 事務本館/事務別館 事務建屋 松島幹線 No.1 送電鉄塔 防潮堤 防潮壁（3号炉海水熱交換器建屋取水立坑） 浸水防止壁 1号排気筒	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動 S ₀ に対して倒壊しない設計とし、外装材も落下しないため、影響はない。	※			基準地震動 S ₀ に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、落下した場合は迂回することが可能であることから対応可能である。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔</td> <td>地震により損壊し、アクセスルート上に倒れ、障害物となる。送電線の断線によりアクセスルート上に送電線が垂れる。</td> <td>・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・異なる安全性向上のための対策として、基準地震動 S₀ における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔</td> <td></td> <td>・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔一連の開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架設されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊時、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。 ・万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。</td> </tr> <tr> <td>通信用無線鉄塔</td> <td></td> <td>・基準地震動 S₀ における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>第二 66kV 開閉所 屋外鉄構</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔</td> <td></td> <td>・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	対応内容	66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔	地震により損壊し、アクセスルート上に倒れ、障害物となる。送電線の断線によりアクセスルート上に送電線が垂れる。	・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・異なる安全性向上のための対策として、基準地震動 S ₀ における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。	220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔			220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔			66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔		・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔一連の開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架設されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊時、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。 ・万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。	通信用無線鉄塔		・基準地震動 S ₀ における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。	第二 66kV 開閉所 屋外鉄構			500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔		・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。	500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔			500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備^{※1}</th> <th>被害想定</th> <th>損壊後のアクセスルート幅員 (m)</th> <th>影響評価結果、対応策^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号原子炉建屋 2号原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号原子炉建屋 3号原子炉補助建屋 3号炉電気建屋 3号炉出入管理建屋 3号炉ディーゼル発電機建屋 1号及び2号炉連絡通路 緊急時対策所待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51a 倉庫・車庫 防潮堤 アクセスルートトンネル 66kV 泊支線 No.6 鉄塔 66kV 泊支線 No.7 鉄塔 A-2 次系純水タンク A-ろ過水タンク 3 A-ろ過水タンク B-ろ過水タンク 3 B-ろ過水タンク B-2 次系純水タンク 3号炉取水ビットスクリーン室防水壁 3号炉放水ビット</td> <td>地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。</td> <td>-</td> <td>基準地震動に対して倒壊しない設計とし、外装材も脱落しないため、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>3号炉タービン建屋 3号炉海水淡水化設備建屋 3号炉循環ポンプ建屋</td> <td></td> <td></td> <td>基準地震動に対して倒壊しない設計とする。また、外装材の脱落を想定しても、アクセスルートに対して影響範囲外にある又は必要な道路幅 (4.0m) を確保していることから、影響はない。</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋棧橋 原子炉補助建屋棧橋</td> <td>地震により損壊し、アクセスルートが通行不能となる。</td> <td>-</td> <td>基準地震動に対して落橋しない設計とするため、影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備 ^{※1}	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策 ^{※2}	1号原子炉建屋 2号原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号原子炉建屋 3号原子炉補助建屋 3号炉電気建屋 3号炉出入管理建屋 3号炉ディーゼル発電機建屋 1号及び2号炉連絡通路 緊急時対策所待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51a 倉庫・車庫 防潮堤 アクセスルートトンネル 66kV 泊支線 No.6 鉄塔 66kV 泊支線 No.7 鉄塔 A-2 次系純水タンク A-ろ過水タンク 3 A-ろ過水タンク B-ろ過水タンク 3 B-ろ過水タンク B-2 次系純水タンク 3号炉取水ビットスクリーン室防水壁 3号炉放水ビット	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動に対して倒壊しない設計とし、外装材も脱落しないため、影響はない。	3号炉タービン建屋 3号炉海水淡水化設備建屋 3号炉循環ポンプ建屋			基準地震動に対して倒壊しない設計とする。また、外装材の脱落を想定しても、アクセスルートに対して影響範囲外にある又は必要な道路幅 (4.0m) を確保していることから、影響はない。	原子炉建屋棧橋 原子炉補助建屋棧橋	地震により損壊し、アクセスルートが通行不能となる。	-	基準地震動に対して落橋しない設計とするため、影響はない。	<p>※1：アクセスルート周辺の構造物のうち、耐震Sクラス（S₀機能維持含む）又は基準地震動により倒壊・落橋しないことを確認する構造物の位置については、主として資料別紙(9)を参照。 ※2：各建屋外装材の被害想定及び評価結果については、主として資料別紙(10)を参照。</p>
対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策																																																										
2号原子炉建屋 2号制御建屋 防潮壁（2号海水ポンプ室） 防潮壁（2号放水立坑） 防潮壁（3号海水ポンプ室） 防潮壁（3号放水立坑） 2号排気筒 2号復水貯蔵タンク 緊急用電気品建屋 緊急時対策建屋 2号タービン建屋 2号補助ボイラー建屋 1号制御建屋 3号排気筒 2号海水ポンプ室門型クレーン 1号原子炉建屋 1号廃棄物処理建屋 3号原子炉建屋 3号タービン建屋 3号サービス建屋 3号海水ポンプ室門型クレーン 3号軽油タンクA/B 1号復水貯蔵タンク 事務本館/事務別館 事務建屋 松島幹線 No.1 送電鉄塔 防潮堤 防潮壁（3号炉海水熱交換器建屋取水立坑） 浸水防止壁 1号排気筒	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動 S ₀ に対して倒壊しない設計とし、外装材も落下しないため、影響はない。																																																										
※			基準地震動 S ₀ に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、落下した場合は迂回することが可能であることから対応可能である。																																																										
対象設備	被害想定	対応内容																																																											
66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔	地震により損壊し、アクセスルート上に倒れ、障害物となる。送電線の断線によりアクセスルート上に送電線が垂れる。	・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・異なる安全性向上のための対策として、基準地震動 S ₀ における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。																																																											
220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔																																																													
220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔																																																													
66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔		・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔一連の開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架設されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊時、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。 ・万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。																																																											
通信用無線鉄塔		・基準地震動 S ₀ における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。																																																											
第二 66kV 開閉所 屋外鉄構																																																													
500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔		・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。																																																											
500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔																																																													
500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔																																																													
対象設備 ^{※1}	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策 ^{※2}																																																										
1号原子炉建屋 2号原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号原子炉建屋 3号原子炉補助建屋 3号炉電気建屋 3号炉出入管理建屋 3号炉ディーゼル発電機建屋 1号及び2号炉連絡通路 緊急時対策所待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51a 倉庫・車庫 防潮堤 アクセスルートトンネル 66kV 泊支線 No.6 鉄塔 66kV 泊支線 No.7 鉄塔 A-2 次系純水タンク A-ろ過水タンク 3 A-ろ過水タンク B-ろ過水タンク 3 B-ろ過水タンク B-2 次系純水タンク 3号炉取水ビットスクリーン室防水壁 3号炉放水ビット	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動に対して倒壊しない設計とし、外装材も脱落しないため、影響はない。																																																										
3号炉タービン建屋 3号炉海水淡水化設備建屋 3号炉循環ポンプ建屋			基準地震動に対して倒壊しない設計とする。また、外装材の脱落を想定しても、アクセスルートに対して影響範囲外にある又は必要な道路幅 (4.0m) を確保していることから、影響はない。																																																										
原子炉建屋棧橋 原子炉補助建屋棧橋	地震により損壊し、アクセスルートが通行不能となる。	-	基準地震動に対して落橋しない設計とするため、影響はない。																																																										
<p>※ 損壊後は必要な幅員 (3.7m) が確保できない。</p>																																																													
<p style="text-align: right;">☐：本日ご説明範囲</p>																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 周辺タンク等の損壊に対する影響評価 ②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設及び薬品漏えい i. 評価方法 周辺の可燃物施設*及び薬品関係設備の損壊時の影響について評価する。 可燃物施設損壊時の影響評価フローを第6-2図、薬品関係設備損壊時の影響評価フローを第6-3図に示す。 また、可搬型設備の火災及び構内植生の火災についても影響を評価する。</p> <p>※可燃物施設の定義は以下のとおりとする。 ○消防法第二条第7項で定める危険物（別表第一）であって消防法等に基づく許可・届出が必要なもの ○容器保安規則第二条第1項29号に定める可燃性ガス</p>	<p>②周辺タンク等の損壊</p> <p>a. 可燃物施設及び薬品タンクの配置 アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある可燃物施設及び薬品タンクの構内配置を第4-4図に示す。</p> <div data-bbox="714 766 1317 1289" style="border: 1px solid black; height: 328px; width: 269px; margin: 10px 0;"></div> <p>第4-4図 周辺タンク等の損壊によるアクセスルートへの影響</p> <div data-bbox="871 1347 1317 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 本資料のうち、特記の内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<p>b. 周辺タンク等の損壊に対する影響評価 ②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設及び薬品漏えい i. 評価方法 周辺の可燃物施設*及び薬品関係設備の損壊時の影響について評価する。 可燃物施設損壊時の影響評価フローを第6-5図、薬品関係設備損壊時の影響評価フローを第6-6図に示す。 また、可搬型設備の火災及び構内植生の火災についても影響を評価する。</p> <p>※：可燃物施設の定義は以下のとおりとする。 ○消防法第二条第7項で定める危険物（別表第一）であって消防法等に基づく許可・届出が必要なもの ○容器保安規則第二条第1項29号に定める可燃性ガス</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に評価方法を記載。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に図を記載しており、プラントの相違による図の内容の相違。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>b. 可燃物施設の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設の損壊</p> <p>i. 評価方針</p> <p>周辺の可燃物施設の損壊時の影響について評価する。</p> <p>可燃物施設で可燃物の漏えいが発生した場合の被害想定判定フローを第 4-5 図に示す。</p> <p>ii. 評価結果</p> <p>火災想定施設の配置を第 4-6 図に、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第 4-7 図に示す。</p> <p>可燃物施設について評価を実施した結果、第 4-3 表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは複数確保していることから、万一、火災が発生した場合においても、迂回することが可能である。 ・主要変圧器は、中越沖地震による変圧器火災対策、延焼防止対策が図られていること、また、2、3号炉の変圧器において防油堤内に漏えいした絶縁油は、防油堤地下の排油溜めに流下することから火災発生の可能性は極めて低い（別紙(6)参照）と考えられるが、火災が発生するものとして評価を行った。 ・第 4-7 図に示す火災想定施設の火災が発生した場合でも、アクセスルートからの離隔距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。（別紙(6)参照） ・OFケーブル及び重油移送配管は地下又はダクト内設置であり、地上部のアクセスルートへの影響はない。（別紙(6)参照） ・万一、同時に複数の火災が発生した場合でも、自衛消防隊による早期の消火活動が可能であり、アクセスルートに対して影響の大きい箇所から消火活動を行う。（別紙(7)参照）なお、消火活動は火災発生箇所近傍の使用可能な消火栓（ろ過水タンク、補助消火水槽）又は防火水槽を用いる。 		<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第 6-3 表、6-4 表、6-5 表に記載している。

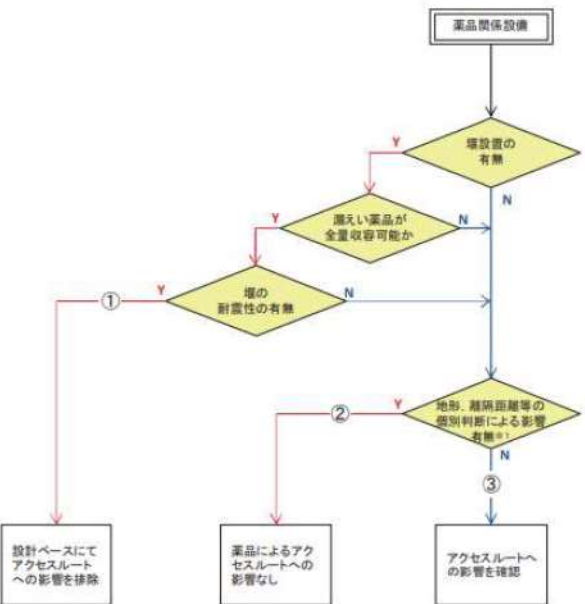
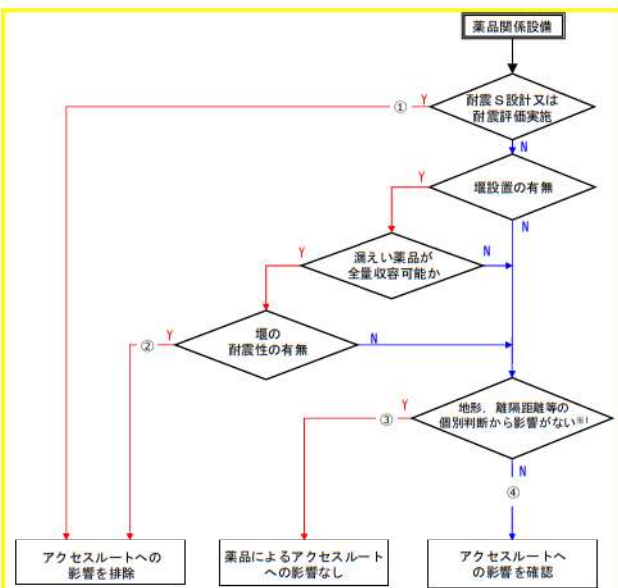
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※1 輻射強度が1.6kW/m²以下となる距離により判断。 ※2 保管場所はドラム缶等の容器に収納し、固形による転倒防止措置を行う。 ※3 地形（遮蔽物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。 ※4 火災の発生は考えにくい。万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。</p> <p>第 6-2 図 可燃物施設の損壊による影響評価フロー</p>	<p>※1：ボンベ口部の漏れ量（口液全量として）の推算は、作業員を配置し、たぐりて算出する。 ※2：保管は可燃物、ドラム缶等の容器に収納し、固形による転倒防止措置を行う。 ※3：遮蔽物等の有無、地形、離隔距離等の個別判断による影響を判断する。 ※4：地下又はボタ内の可燃物施設は、火災発生は想定しない。</p> <p>第 4-5 図 可燃物施設漏えい時被害想定 判定フロー</p>	<p>※1：輻射強度が1.6kW/m²以下となる距離により判断。 ※2：保管場所はドラム缶等の容器に収納し、固形による転倒防止措置を行う。 ※3：火災の発生は考えにくい。万一火災が発生した場合は消火要員による消火活動を実施する。 ※4：地形（遮蔽物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。</p> <p>第 6-5 図 可燃物施設の損壊による影響評価フロー</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・「アクセスルートの距離/迂回路」→「地形、離隔距離等の個別判断」 【女川】記載内容の相違 ・島根同様「耐震S設計又は耐震評価実施」のフローを追加。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>※1 地形（遮蔽物等）、薬品の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> <p>第6-3図 薬品関係設備の損壊による影響評価フロー</p> <p>ii. 評価結果 屋外アクセスルート近傍にある可燃物施設及び薬品関係設備の配置図を第6-4図に、アクセスルートへの被害想定、影響評価を第6-5表、第6-6表に示す。 また、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第6-5図に、可搬型設備の火災による影響評価結果を第6-3表に、構内植生の火災による影響評価結果を第6-4表に示す。 なお、薬品がアクセスルートへ漏えいした場合においても、作業ができるよう防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを配備する。</p>	<p>（This cell is empty in the original image, indicating no differences in this column for this comparison.)</p>	 <p>※1：地形（遮蔽物等）、薬品の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> <p>第6-6図 薬品関係設備の損壊による影響評価フロー</p> <p>ii. 評価結果 アクセスルート近傍にある可燃物施設及び薬品関係設備の配置図を第6-7図に、アクセスルートへの被害想定、影響評価を第6-5表、第6-6表に示す。 また、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第6-8図に、可搬型設備の火災による影響評価結果を第6-3表に、構内植生の火災による影響評価結果を第6-4表に示す。 なお、薬品がアクセスルートへ漏えいした場合においても、作業ができるよう防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを配備する。</p> <p>■：本日ご説明範囲</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に薬品関係設備の損壊による影響評価プロセスをフローに示している。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第6-3表 可搬型設備の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	内容物	被害想定	影響評価
可搬型設備 【第1～第4保管エリア】 【アクセスルート】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は基準地震動 S_e でも横転しないことから火災の発生は考えにくい。 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には、自衛消防隊による消火活動が可能である。また、可搬型設備は分散配置していることから火災が発生していない保管エリアの可搬型設備で重大事故等への対応は可能である。

第6-4表 構内植生の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	事象	被害想定	影響評価
可搬型設備 【第1～第4保管エリア】 【アクセスルート】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災によりアクセスルートが影響を受ける場合には迂回する。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第6-3表 可搬型設備の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	内容物	被害想定	影響評価
可搬型設備 【51m倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)】 【アクセスルート】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は基準地震動でも横転しないことから火災の発生は考えにくい。 保管エリア（51m倉庫・車庫エリアを除く）にはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置、51m倉庫・車庫エリアには煙感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には、消火要員による消火活動が可能である。また、可搬型設備は分散配置していることから火災が発生していない保管エリアの可搬型設備で重大事故等への対応は可能である。

第6-4表 構内植生の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	事象	被害想定	影響評価
可搬型設備 【緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)】 【アクセスルート】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。また、消火要員による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災によりアクセスルートが影響を受ける場合には迂回する。
可搬型設備 【51m倉庫・車庫エリア】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアには、専属消防隊員が24時間常駐しているため、早期に検知可能である。また、消火要員による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には可搬型設備を影響範囲外に移動する。



熱感知器



炎感知器

：本日まで説明範囲


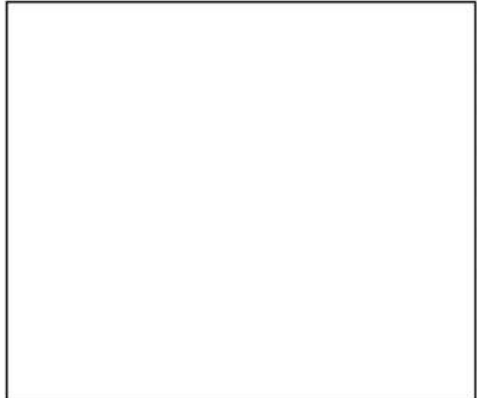

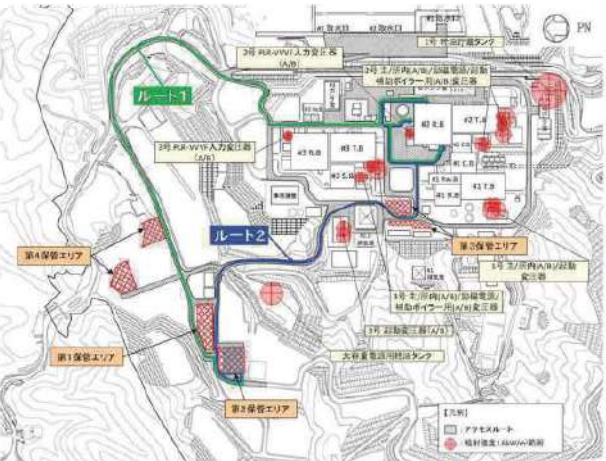


【島根】記載箇所の相違
 ・同じ項目内に記載であり、影響評価結果の相違。
 【女川】記載内容の相違
 ・影響評価結果の相違。

【島根】記載箇所の相違
 ・同じ項目内に記載しており、影響評価結果の相違。
 【女川】記載内容の相違
 ・影響評価結果の相違。

【女川】記載内容の相違
 ・泊は感知器の写真を掲載。(島根と同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-4図 可燃物施設及び薬品関係設備の配置図</p>	 <p>第4-6図 火災想定施設配置</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第6-7図 可燃物施設及び薬品関係設備の配置図</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>
 <p>第6-5図 火災想定施設の火災発生時における放射熱強度</p>	 <p>第4-7図 火災想定施設の放射熱強度</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第6-8図 火災想定施設の火災発生時における放射熱強度</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p style="text-align: right;">[] : 本日ご説明範囲</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
・油圧倉庫 ・第2号炉倉庫 ・指定可燃物倉庫	潤滑油	3,810 l 5,846 l 28,600 l	②	基準地震動S8により下部桁等が破壊し、漏えいした潤滑油による火災発生のおそれ	・消防法に基づき設置された専用の倉庫内に下部桁等を破壊して保蔵しており、着火源がないことから火災は発生しないと考えられる（保管状況は「第6-4回 危険物貯蔵管理状況図」参照） ・周辺に耐火強度が大きくなる危険物施設はない。また倉庫内に設置しており直接隣接の被害は受けない。
	L.P.Gガス	8本 (50kgボンベ)		②	基準地震動S8によりボンベが倒壊し、漏えいしたプロパンガスによる火災発生のおそれ

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自動消防設備による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(1/5)

対象設備	内容	容量	被害想定	対応内容
ガスタービン発電機用軽油タンク	軽油	560kL	・なし	・基準地震動Ssにより破損しないため、火災は発生しない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
第2号炉変圧器	絶縁油	18kL	・なし	①
重油移送配管(第4-6回部分除く。)	重油	鉄油	・なし	⑤
1号炉起動変圧器	絶縁油	46kL	・基準地震動Ssにより防油壁の損傷も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下すること及びアクセスルート方向に向わない排水路に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。	・中越沖地震によって発生した柏崎刈羽原子力発電所3号炉の所内変圧器火災の要因を考慮した変圧器火災対策が図られている。 ・防油壁が設置されており、漏えいした絶縁油は防油壁内に全量貯留可能である。 ・防油壁内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの燃焼距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・基準地震動Ssにより防油壁の損傷も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下すること及びアクセスルート方向に向わない排水路に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。

泊発電所3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(1/4)

対象設備	内容	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
・3号炉アイゼン発電機燃料油貯槽 ・燃料タンク(SA)	軽油	合計 991.08 kL (最大貯蔵量) 69 kL ^{*)}	①	・なし	・基準地震動により破損しないため、火災は発生しない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
	軽油 潤滑油	合計 461.6 kL (最大貯蔵量) 合計 461.6 kL (最大貯蔵量)		⑤	・地下式のタンクであり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・3号炉代替非常用発電機 ・1号炉移動発電機車	軽油 潤滑油	合計 14,784 kL 0,288 kL	①	・なし	・基準地震動により破損しないため、火災は発生しない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
	軽油 潤滑油	合計 14,784 kL 0,288 kL		①	・3号炉代替非常用発電機と同じ仕様であり、火災は発生しないと考えられるため、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。

※1：今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

：本日で説明範囲

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 アロー 番号	被害想定	影響評価
(ガスボンベ庫 (化学分析用)) ・アセチレンガスボンベ (1号化学分析用) (環境放射能測定センターボンベ庫) ・アセチレンガスボンベ (環境放射能測定センター化学分析用)	アセチレンガス	1本 (7m) 1本 (7m)	②	基準地震動 Ss によりボンベが倒壊し、漏えいしたアセチレンガスによる火災発生のおそれ	・1号(化学分析用)アセチレンガスボンベ及び環境放射能測定センター化学分析用アセチレンガスボンベは、ボンベ強度に照準して設置しており、転倒による損傷は考えにくく、また周囲に着火源がないことから、火災は発生しないと考えられる。 ・ガスボンベ室は前面が開放されており、漏えいした場合でも外気中に消散する。 ・周囲に輻射強度が大きくなる危険物施設はない。
・1号軽油貯蔵タンク	軽油	620 kL	③	基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれがあるが、アクセスルートから周囲距離を確保できることからアクセスルートへの影響はない。 ・1号軽油貯蔵タンクの防油堤は軽油タンク全量を貯留可能である。基準地震動 Ss により防油堤の損壊も考えられるが、ヤード1、2方向に向かい合わせ排水路に排水する構造となっており、約340mの距離距離があることによりヤード1、2への影響はない。

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自衛消防隊等による消火活動を実施する。

島根原子力発電所 2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(3/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
補助ボイラ LPGボンベ 【補助ボイラ LPGボンベ庫】	プロパンガス	100kg	・なし	・補助ボイラLPGボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
OFケーブル	絶縁油	16kL	・基準地震動 Ss によりOFケーブルが破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・地下又はダクト内設置であり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
重油移送配管 (第4-6図部分)	重油	残油	・基準地震動 Ss により配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。
OFケーブルタンク	絶縁油	MT: 1.5kL (6槽) ST: 0.6kL (3槽)	・基準地震動 Ss によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの階層距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・基準地震動 Ss により防油堤の損壊も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。
補助ボイラサービスタンク	重油	2.0kL	・基準地震動 Ss によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。

泊発電所 3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(3/4)

対象設備	内容物	容量	評価 アロー 番号	被害想定	影響評価
・ 1号炉主変圧器 ・ 1号炉内変圧器 ・ 1号炉起動変圧器	軽油	4 kL 24 kL	④	・基準地震動によりドラム塔等が倒壊し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・倉庫への保管可能量は限られており、また、倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっていないため火災の発生は極めて低い。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
	軽油	4 kL 25.02 kL	④		
・ 1号及び2号炉エンジン排水ポンプ燃料タンク ・ 3号炉アイゼール駆動消火ポンプ燃料タンク	軽油	400 L	④	・基準地震動によりドラム塔等が倒壊し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・給排水処理設備等屋内に設置されるため、アクセスルートへの影響は極めて小さい。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
	軽油	400 L	④		
・ 1号炉主変圧器 ・ 1号炉内変圧器 ・ 1号炉起動変圧器	軽油	合計 149 kL	⑤	・基準地震動によりドラム塔等が倒壊し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・防油堤内に漏えいした軽油は防油堤下への排水機構に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響のある変圧器火災の可能性は極めて小さい。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる階層距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。
	軽油	合計 140 kL	⑤		
・ 1号及び2号炉予備変圧器 ・ 3号炉内変圧器	軽油	15.9 kL	⑤	・基準地震動によりドラム塔等が倒壊し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
	軽油	107.8 kL	⑤		

：本日()説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所 2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(大容量電源装置) ・軽油タンク	軽油	項 目 149 kL 29 kL	③	基準地震動 Ssによりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生の可能性があるが、アクセラレーターから距離距離を確保できることからアクセラレーターへの影響はない。 ・地下式タンクのため、軽油は蒸散しないと考えられる。	・基準地震動 Ssによりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生の可能性があるが、アクセラレーターから距離距離を確保できることからアクセラレーターへの影響はない。 ・主要圧力器/起動変圧器/補助ボイラーの防振圧縮機/変圧器の軽油の漏れによる火災発生は、変圧器/圧縮機/起動変圧器の損傷も考えられるが、変圧器周辺は砂利が敷かれており、軽油が漏れた場合には土中へ浸透することから、軽油による火災発生は限定的と考えられる。
・1号主変圧器/起動変圧器 (A/B) ・1号所内変圧器 (A/B)	絶縁油	149 kL 29 kL	②	基準地震動 Ssにより主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生は、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・基準地震動 Ssにより主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生は、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ
・2号主/起動変圧器 (A/B) ・2号所内 (A/B) / 防磁電源変圧器 ・3号補助ボイラー (A/B) / 用変圧器 ・4号補助ボイラー (A/B) / 用変圧器	絶縁油	29 kL 37.8 kL 48.8 kL			
・3号主/起動変圧器 (A/B) ・3号所内 (A/B) / 防磁電源変圧器 ・2号PLR-WVF (A/B) / 入力変圧器 ・3号PLR-WVF (A/B) / 入力変圧器	絶縁油	219 kL 33.4 kL 39 kL 12.5 kL 12.5 kL			

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。

島根原子力発電所 2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(4/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
重油タンク	重油	No.1 : 900kL No.2 : 900kL No.3 : 900kL	・基準地震動 Ssによりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・耐震性を有する防水防止壁が設置されており、漏えいした重油は防水防止壁内に全量貯留可能である。 ・防水防止壁内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセラレーターからの距離距離が確保されており、アクセラレーターへの影響はない。 ・万一、アクセラレーターに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
固化材タンク	不飽和ポリリステル樹脂	21.6kL	・なし	・2号炉運転中において使用する予定はなく、「空」の状態で使用する。
非常用ディーゼル発電設備 軽油タンク	軽油	(A) : 560kL (B) : 560kL	・なし	・危険物貯蔵所としての使用を廃止し、軽油を貯蔵しない運用とする。
水素ガスボンベ 【水素・炭酸ガスボンベ室】	水素	140m³	・なし	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
水素ガスボンベ 【高圧ガス貯蔵所】	水素	1,155m³	・なし	
LPGボンベ 【協力企業 A 社事務所 4】	プロパンガス	80kg	・なし	
アセチレンガスボンベ 【5号倉庫】	アセチレン	123L	・なし	
アセチレンガスボンベ 【協力企業 A 社事務所 2】	アセチレン	4L	・なし	

泊発電所 3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(4/4)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号炉発電機ガソリンポンベ) ・1号炉発電機用水素ガスボンベ (2号炉発電機ガソリンポンベ) ・2号炉発電機用水素ガスボンベ (3号炉発電機ガソリンポンベ) ・3号炉発電機用水素ガスボンベ (放射特性廃棄物処理用水素ガスボンベ) ・補固体能増設用プロパンガスボンベ	水素ガス	945 m³ 945 m³ 1,120 m³ 2,000 kg	④	・基準地震動によりボンベが倒壊し、漏えいした水素による火災発生のおそれ ・基準地震動によりボンベが倒壊し、漏えいしたプロパンガスによる火災発生のおそれ	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、アクセラレーターに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・3号炉補助ボイラー用プロパンガスボンベ	プロパンガス	120 kg	⑤	・基準地震動によりボンベが倒壊し、漏えいしたプロパンガスによる火災発生のおそれ	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、アクセラレーターに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。

※：基準地震動による防油堤の損傷により、防油堤外に漏えいした場合は、周囲の地下タンク内に流下する又は排水路に流下するが、「防油堤内に全量貯留状態」における火災評価を行い、アクセラレーターに影響がないことを確認する。（別紙(17)参照）

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p style="text-align: center;">第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(5/5)</p> <table border="1" data-bbox="712 172 1321 587"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容量</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>1.9kL</td> <td rowspan="4">・なし</td> <td rowspan="4">・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>・第4類 7kL系</td> <td>600L</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第2石油類</td> <td>19.2kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第3石油類</td> <td>3.4kL</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>6.4kL</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">①</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第2石油類</td> <td>1.2kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第3石油類</td> <td>1.4kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第4石油類</td> <td>40kL</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>3.28kL</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・第4類 第2石油類</td> <td>3.5kL</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：基準地震動Ssによる防油堤の損壊により、防油堤外に漏えいした場合は、周囲の地下ダクト内に流下する又はアクセスルート方向に向わない排水路に流下するが、「防油堤内に全量貯留状態」における火災評価を行い、アクセスルートに影響がないことを確認する。（別紙(6)参照）</p>	対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容	第1危険物倉庫	・第4類 第1石油類	1.9kL	・なし	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。	・第4類 7kL系	600L	・第4類 第2石油類	19.2kL	・第4類 第3石油類	3.4kL	第3危険物倉庫	・第4類 第1石油類	6.4kL		①	・第4類 第2石油類	1.2kL	・第4類 第3石油類	1.4kL	・第4類 第4石油類	40kL	危険物倉庫	・第4類 第1石油類	3.28kL			・第4類 第2石油類	3.5kL		<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃物施設漏えいに対する評価対象／内容の相違。
対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容																																	
第1危険物倉庫	・第4類 第1石油類	1.9kL	・なし	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。																																	
	・第4類 7kL系	600L																																			
	・第4類 第2石油類	19.2kL																																			
	・第4類 第3石油類	3.4kL																																			
第3危険物倉庫	・第4類 第1石油類	6.4kL		①																																	
	・第4類 第2石油類	1.2kL																																			
	・第4類 第3石油類	1.4kL																																			
	・第4類 第4石油類	40kL																																			
危険物倉庫	・第4類 第1石油類	3.28kL																																			
	・第4類 第2石油類	3.5kL																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項


女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>油脂倉庫</p>  <p>第2油脂倉庫</p>  <p>指定可燃物倉庫</p> 	<p>【可燃物施設の固縛状況等】</p>  <p>補助ボイラLPGボンベ庫</p>  <p>補助ボイラLPGボンベの固縛状況 （補助ボイラLPGボンベ庫）</p>  <p>水素・炭酸ガスボンベ室</p>  <p>水素ガスボンベの固縛状況 （水素・炭酸ガスボンベ室）</p>  <p>高圧ガス貯蔵所</p>  <p>水素ガスボンベの固縛状況 （高圧ガス貯蔵所）</p>	<p>3号炉油庫</p>  <p>3号炉発電機ガスボンベ庫</p>  <p>2号炉発電機ガスボンベ庫</p> 	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・可燃物施設漏えいに対する対応状況の相違。</p>
<p>第6-6図 危険物貯蔵所保管状況図（1/2）</p>		<p>第6-9図 危険物貯蔵所保管状況</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1号補助ボイラー用プロパンガスボンベ</p>  <p>1号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）</p>   <p>3号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）</p>   <p>第6-6図 危険物貯蔵所保管状況図（2/2）</p> <p>※1 2号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）については現在撤去中 ※2 1号及び3号ガスボンベ庫について、水素ガスボンベは撤去中であることから、固定方法が同等な窒素ガスボンベの写真である。</p>			

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>(b) 可搬型設備 保管場所に配備する可搬型設備について評価を実施した結果、第4-4表に示すとおり、アクセスルート及び可搬型設備に影響がないことを確認した。</p> <p>第4-4表 可搬型設備の被害想定</p> <table border="1" data-bbox="712 327 1319 582"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型設備 【各保管場所】</td> <td>軽油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることで、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 構内（防火帯内側）の植生 構内の植生火災について評価を実施した結果、第4-5表に示すとおり、アクセスルート及び可搬型設備に影響がないことを確認した。</p> <p>第4-5表 構内植生による被害想定</p> <table border="1" data-bbox="712 790 1319 997"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内の植生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>熱感知カメラ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>炎感知器</p> </div> </div>	対象設備	内容物	被害想定	対応内容	可搬型設備 【各保管場所】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることで、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 	対象	被害想定	対応内容	構内の植生	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 		<p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に記載しており、プラントの相違による対応内容の相違。</p>
対象設備	内容物	被害想定	対応内容														
可搬型設備 【各保管場所】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることで、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 														
対象	被害想定	対応内容															
構内の植生	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 薬品タンクの損壊</p> <p>(a) 評価方針 薬品タンク損壊による影響が及ぶ範囲にアクセスルートが含まれるか否かを評価する。</p> <p>(b) 評価結果 薬品タンク漏えい時について評価を実施した結果、第4-6表に示すとおり、アクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置されている薬品タンクのうち、2号炉NGC液体窒素貯蔵タンクは、漏えいした場合であっても液体窒素が外気に拡散することから、漏えいによる影響はない。 ・屋外に設置されている薬品タンクのうち、2号炉鉄イオン溶解タンクは漏えいした場合であっても側溝に流れることから、漏えいによる影響はない。 ・建物内に設置されている薬品タンクは漏えいした場合であっても側溝に流れることから、漏えいによる影響はない。 		<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-6表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (1/7)

女川原子力発電所 2号炉

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号)給排水 処理薬品タンク ・配管設備 ・日槽排水圧縮 機付設備 (1, 2号)給排水 処理建屋 ・屋内・屋外用 機付設備 ・日槽用硫酸希 釈槽 ・加圧・送用硫酸 希釈槽	硫酸	2.9 m ³ (98wt%) 0.214 m ³ (98wt%) 0.074 m ³ (98wt%) 0.38 m ³ (9wt%) 0.21 m ³ (9wt%) (20wt%)	②	【漏えい】 ・基準地震動 Ss によ りタンク及び配管 が破損し、薬品が漏 出する。 【ガス発生】 ・不揮発性であり、毒 性の強いガスは発 生しない。 【人体への影響】 ・皮膚、粘膜に対して 腐食性がある。 ・吸入が有害と見られ る。このため、呼吸器 の防護、適切な上 衣を着用する。	【漏えい対応】 ○屋外タンク ・タンク周辺に堰を設置しており、堰内に薬品が漏えいした場合は、薬品を全量排水処理排水受槽へ移送可能である。 ・また、基準地震動 Ss により、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は想定する。考えられる漏えい量は、タンク及び配管の破損部分から、薬品タンクに貯蔵されている薬品をすべて排水処理排水受槽へ移送可能である。 ○屋内タンク (1, 2号)給排水処理建屋 ・タンクの周辺に堰及び排水受槽を併設しており、薬品が漏えいた場合には、タンク内から薬品を排水処理排水受槽へ移送可能である。 ・また、基準地震動 Ss により、1, 2号給排水処理建屋、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は想定する。考えられる漏えい量は、タンク及び配管の破損部分から、薬品タンクに貯蔵されている薬品をすべて排水処理排水受槽へ移送可能である。 ○加圧・送用硫酸希釈槽 ・タンクに薬品が貯蔵されており、薬品はタンクへの浸透及び排水処理排水受槽に流入し排水されることから、薬品漏出によるアクセスルートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスルート付近に存在する何れの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び防毒マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス検知と取扱いの取組】 ・薬性の高いガスは発生しないためにガス検知と取扱いは必要ない。

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

島根原子力発電所 2号炉

第 4-6 表 薬品タンク漏えい時被害想定 (1/2)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
・2号炉 鉄イオン溶解 タンク	硫酸第一 鉄水溶液 (10wt%)	19 m ³	【漏えい】 ・地震によりタンク及び配管が破損し、漏えいする。 ・吸入や接触により刺激を受けることがある。	・地震により破損した場合は、側溝に流れることから、作業・アクセスに対して影響はない。 ・万一、アクセスルート側に漏えいを発見し、薬品を特定した後は、緊急時対策要員が近傍を通るときに防護具を着用し、安全を確保した上で通行及び作業を行う。

泊発電所 3号炉

第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (1/13)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号)給排水処理建屋 ○屋内タンク ・配管設備 ・塩酸貯槽 ・塩酸計量槽	塩酸	合計 20m ³ (55wt%) 合計 1.09m ³ (55wt%)	③	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・塩酸水及び塩化水素の発生により塩化水素ガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。 ・ガス吸引により、鼻、目の粘膜を刺激し、せきが出る。	【漏えい対応】 ○塩酸貯槽 ・タンク周辺に堰を設置しており、堰内に薬品が漏えいした場合は、薬品を全量排水処理排水受槽へ移送可能である。 ・また、基準地震動 Ss により、タンク、配管及びタンクの破損の一部は想定する。考えられる漏えい量は、タンク及び配管の破損部分から、薬品タンクに貯蔵されている薬品をすべて排水処理排水受槽へ移送可能である。 ○塩酸計量槽 ・タンクに薬品が貯蔵されており、薬品はタンクへの浸透及び排水処理排水受槽に流入し排水されることから、薬品漏出によるアクセスルートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスルート付近に存在する何れの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び防毒マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス検知と取扱いの取組】 ・薬性の高いガスは発生しないためにガス検知と取扱いは必要ない。

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

：本日 説明範囲

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (2/7)

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号給排水 処理薬品タンク) ○屋外タンク ・中性ソーダ貯 槽 (1, 2号給排水 処理設備) ○屋内タンク ・中性ソーダ貯 槽 ・中性ソーダ貯 槽	苛性ソ ーダ (水酸 化ナト リウム)	7.0 m ³ (25wt%)	②	【漏えい】 ・基幹地震動 S ₁ 以上 リタンク及び配管 が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・薬性の強いガスの発 生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面 の組織を侵す。	(苛性ソーダ) ・苛性ソーダは加熱されると毒性の増強が発生するが、近辺に加 熱がないことからガス検知と吸収は必要ない。
(1, 2号給排水 処理薬品タンク) ○屋外タンク ・PAC貯槽	PAC (ポ リ塩化 アルミ ニウム)	0.44 m ³ (5wt%) 0.155 m ³ (25wt%) 2.0 m ³ (1wt%)	②	【漏えい】 ・基幹地震動 S ₁ 以上 リタンク及び配管 が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性の ガスを発生させる 薬品が周辺に配置 されていないため、ガ スの発生は想定さ れない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー 一症状を起す。	(PAC) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に配置され ていないため、ガス検知と吸収は必要ない。

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

第4-6表 薬品タンク漏えい時被害想定(2/2)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
・PAC貯槽 【1号水ろ過装置 室】	ポリ塩化 アルミニ ウム	0.3m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損、漏 えいする。 (人体への影響) ・皮膚、眼に対して軽 度の刺激性がある。	・タンクは建物内に設置さ れている。 ・タンク周辺に堰を設置し ている。 ・タンク及び付属配管が破 損し漏えいしても屋内に 全量収まる。 ・地震により堰が破損した 場合は、1号水ろ過装置 室周辺に敷かれている側 溝に流れることから、作 業・アクセスに対して影 響はない。 ・万一、アクセスルート側 に漏えいを発見し、薬品 を特定した後は、影響の ないアクセスルートに迂 回する又は緊急時対策要 員が近傍を通るときに防 護具を着用し、安全を確 保した上で通行及び作業 を行う。
・硫酸貯槽 【1号水ろ過装置 室】	硫酸 (30%) (劇物)	0.3m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損す る。 (人体への影響) ・接触により皮膚の薬 傷、眼の損傷のおそ れがある。 ・吸入により生命の危 険、呼吸器系の障害 のおそれがある。	・タンクは建物内に設置さ れている。 ・タンク周辺に堰を設置し ている。 ・タンク及び配管が破損し 漏えいしても屋内に全量 収まる。 ・地震により堰が破損した 場合は、1号水ろ過装置 室周辺に敷かれている側 溝に流れることから、作 業・アクセスに対して影 響はない。 ・万一、アクセスルート側 に漏えいを発見し、薬品 を特定した後は、影響の ないアクセスルートに迂 回する又は緊急時対策要 員が近傍を通るときに防 護具を着用し、安全を確 保した上で通行及び作業 を行う。
・2号炉 ZOC液体腐蝕 貯蔵タンク	液体窒素	3.5m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損す る。 (人体への影響) ・吸入により窒息のお それがある。 ・接触により凍傷のお それがある。	・当該設備は屋外に設置さ れており、万一漏えい等 が発生した場合でも外気 中に拡散することから、 作業・アクセスに対して 影響はない。 ・万一、窒素の漏えいを発 見した場合には、影響の ないアクセスルートに迂 回する。

泊発電所3号炉

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(2/13)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号清浄時処理設 備) ○屋内タンク ・PAC貯槽	PAC (ポリ塩化 アルミニ ウム)	8m ³ (10wt%)	③	【漏えい】 ・基幹地震動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスを 発生させる薬品が周辺に配 置されていないため、ガスの 発生は想定されない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー一症 状を起す。	【ガス検知と吸収は必要】 ・毒性の高いガスは発生しないためにガス検知と吸収は必要ない。 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に配置されているが、混合に よってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収は必要ない。
(3号清浄時処理設 備) ○屋内タンク ・次亜塩素酸ソーダ 貯槽	次亜塩素 酸ソーダ (次亜塩素 酸ナトリウ ム)	0.21m ³ (2wt%)	③	【漏えい】 ・基幹地震動によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・酸の揮発やpHの低下によ り、塩酸ガスが発生するお それがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起す。	【ガス検知と吸収は必要】 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に配置されているが、混合に よってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収は必要ない。

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内
容の相違
・薬品タンク損壊に対す
る対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (3/7)

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉	
対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号
(3号炉排水処理装置) ・酸液貯槽 ・酸液計量槽 ・酸液希釈槽	硫酸	3.0 m ³ (9.8wt%) 0.16 m ³ (9.8wt%) 0.88 m ³ (2.0wt%)	②
(3号炉排水処理装置) ・中性ソーダ貯槽 ・酸性ソーダ貯槽 ・中性ソーダ貯槽	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	7.0 m ³ (2.6wt%) 0.16 m ³ (2.6wt%)	②
(3号炉排水処理装置) ・PW貯槽	PW(水酸化アルミニウム)	2.5 m ³ (1.1wt%)	②
※いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。			

影響評価

○屋内タンク(3号炉排水処理装置内に設置)
 【漏えい対応】
 ・タンク周辺に揮を配置しており、室内に薬品が漏えいした場合は、タンクを倒し薬品を排水処理装置へ移送可能である。
 ・また、蒸発地盤動土により、3号炉排水処理装置、薬品タンク、配管及びタンクの庫の一部は損壊、破損すると考えられるが、給排水処理装置内に漏えいしても、給排水処理装置周辺には土及び砂利が敷かれ、薬品は土中及び砂利中へ浸透し排水されることから、アセスメントまでの漏えいによる影響はない。
 【薬品の種類】
 ・1、2号炉排水処理装置と同じ
 【ガス検知と復旧時の措置】
 ・1、2号炉排水処理装置と同じ

被害想定

1、2号炉排水処理装置
 漏：酸液貯槽と同じ

②

1、2号炉排水処理装置
 漏：苛性ソーダ貯槽と同じ

②

1、2号炉排水処理装置
 漏：PW貯槽と同じ

②

1、2号炉排水処理装置
 漏：PW貯槽と同じ

②

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (3/13)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号炉排水処理装置) ○屋内タンク ・ヒドランゲン処理装置 ・酸液貯槽	硫酸	合計 0.57m ³ (1.0wt%)	③	【漏えい】 ・薬液貯槽によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と吸気缶の装着】 【吸気缶】(オルフロックOP-1) (オルフロックOR-142/0N-505) ・毒性の強いガスが発生しないためガス検知と吸気缶は必要ない。
(3号炉排水処理装置) ○屋内タンク ・酸液貯槽	苛性ソーダ	0.57m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・薬液貯槽によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【漏えい】 ・薬液貯槽によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。
(3号炉排水処理装置) ○屋内タンク ・酸液貯槽	アルフロック	0.24m ³ (0.4wt%)	③	【漏えい】 ・薬液貯槽によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【漏えい】 ・薬液貯槽によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：本口ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

対象設備	内容物	容量(標準)	貯槽 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号炉貯槽) ・硫酸貯槽	硫酸	4.1 m ³ (98wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・硫酸貯槽に同じ	【漏えい対応】 ・薬品タンク周辺に漏えい ・基準地震動 S8 により、薬品タンク、配管及び周辺の一事は破損し薬品が流出すると考えられるが、薬品はタンク周辺には及び砂利層下に排水槽が設置されており、土中及び砂利層の浸透並びに排水槽に流入し排水されることから、薬品流出によるアークセルームへの影響はない。(別紙(19)参照) 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と吸収装置の設置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一
(1号炉貯槽) ・酸性ソーダ貯槽	酸性ソーダ (水酸化ナトリウム)	25.0 m ³ (15wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・酸性ソーダ貯槽に同じ	【漏えい対策】 ・今後の運用により腐蝕及び苛性ソーダは発生しない ⁽⁴⁾ ことから、防護具は必要ない。 【薬品貯蔵量】 ・酸液及び酸性ソーダは漏えいしないことから、防護具は必要ない。 【ガス検知と吸収装置の設置】 ・酸液及び酸性ソーダは漏えいしないことから、ガス検知及び吸収装置は必要ない。 ※1 発電所の貯槽類に反映し、運用について管理する。
(2号炉貯槽) ・硫酸貯槽	硫酸	7.5 m ³ (98wt%) 0.325 m ³ (98wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・硫酸貯槽に同じ	
(2号炉貯槽) ・酸性ソーダ貯槽	酸性ソーダ (水酸化ナトリウム)	33.0 m ³ (15wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・酸性ソーダ貯槽に同じ	

※1 以下の薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

対象設備	内容物	容量(標準)	貯槽 番号	被害想定	影響評価
(1号及び2号炉貯槽) 水処理設備 ・硫酸貯槽 ・硫酸計量槽 ・ガチオン交換装置 ・風機	硫酸	15m ³ (15wt%) 0.67m ³ (15wt%) 0.36m ³ (15wt%) 6m ³ (5wt%)	③	【漏えい】 ・基準地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・塩化水素及び他の薬品との混和により塩化水素ガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・接触により皮膚を火傷し、鼻等の粘膜を刺激し、せきが出る。 ③	【漏えい対応】 ・タンク周辺に漏えい排水槽を設置しており、薬品が漏えいした場合においても、薬品量を排水槽を通じて中和槽へ移送可能である。 ・また、基準地震動により、1号及び2号炉排水処理装置、薬品タンク、配管及びタンクのの一部は損壊、破損すると考えられるが、1号及び2号炉排水処理装置外に漏えいしても、周辺には砂利層及び土質は排水槽が埋められており、薬品は砂利層及び土質へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アークセルームへの影響はない。 【薬品貯蔵量】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを想定し、アークセルーム付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の履、手袋、長靴及び全面マスクを保管部屋より各自持参する。 【ガス検知と吸収装置の設置】 ・漏えいした場合、発生したガスは火災へ誘致すること及び吸収の悪い(閉鎖)環境下で発生したガスが、4号炉排水処理装置(6号)と接続して十分低い吸収能力を確保できることとなる。ガス検知と吸収は必要ない。 ・漏えいした場合、発生したガスは火災へ誘致すること及び吸収の悪い(閉鎖)環境下で発生したガスが、4号炉排水処理装置(6号)と接続して十分低い吸収能力を確保できることとなる。ガス検知と吸収は必要ない。 ・漏えいによって酸性のガスが発生する場合は薬品が周辺に吸収されているが、漏えいによってガスが発生しない対策を講ずることからガス検知と吸収装置は必要ない。

※1 以下の薬品も可燃性(引火性)ではない。

第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (4/13)

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (5/7)

対象設備	内容物	容量(備量)	貯蔵 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号貯蔵タンク) ・硫酸貯槽	硫酸	2.2 m ³ (96wt%)	②	1. 2号給排水処理建 築：硫酸貯槽と同じ	【漏えい内容】 ・今後の運用により硫酸及び苛性ソーダは取替しない、い から、漏えいのおそれはない。 【薬品貯蔵量】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、防護具は必要 ない。 【ガス検知と吸収装置の稼働】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、ガス検知及び吸 収装置は必要ない。 ※1 発電所の計画間に反映し、運用について管理する。
(3号苛性ソー ダ貯槽) ・苛性ソーダ貯槽	苛性ソ ーダ (水酸 化ナト リウム)	10.5 m ³ (25wt%)	②	1. 2号給排水処理建 築：苛性ソーダ貯槽に 同じ	

※1 いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (5/13)

対象設備	内容物	容量 (備量)	貯蔵 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号及び2号貯蔵 水処理設備) ・阻内タンク ・苛性ソーダ貯槽	苛性 ソーダ (水酸化ナ トリウム)	27m ³ (25wt%)	①	【漏えい】 ・基幹部位によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 漏出する。 【ガス発生】 ・薬性の強いガスの発生は少な い。 【人体への影響】 ・設備により皮膚表面の腐蝕を 及ぼす。	【ガス検知と吸収装置の稼働】 (苛性ソーダ) ・苛性ソーダは加酸されると薬性の稼働が発生するが、正しく加酸がな いからガス検知と吸収装置は必要ない。 (HCl) ・混合によって苛性のガスを生じさせる薬品が周辺に認識されているが、混合に よってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収装置は必要 ない。
・アミノオン苛性ソ ーダ貯蔵槽 ・湿式エアリクンテ ーダ苛性ソーダ計 設備		0.8m ³ (25wt%) 0.4m ³ (25wt%)	①	【漏えい】 ・基幹部位によりタンク及 び配管が破損し、薬品が漏 出する。 【ガス発生】 ・薬性の強いガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・設備によりアレルギー一 発二発を おこす。	
(1号及び2号貯蔵 水処理設備) ・阻内タンク ・FPC貯槽	FPC (ホルム化 アルミニウ ム)	5m ³ (10wt%)	①	【漏えい】 ・基幹部位によりタンク及 び配管が破損し、薬品が漏 出する。 【ガス発生】 ・薬性の強いガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・設備によりアレルギー一 発二発を おこす。	

※1 いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：本日()説明範囲

【女川及び島根】記載内
容の相違
・薬品タンク損壊に対す
る対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (6/7)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(廃放射能測定センター) ・硫酸タンク	硫酸	0.1 m ³ (14%)	②	1. 2号冷却水処理建屋：硫酸タンクに同じ	【漏えい対応】 ・タンクは廃放射能測定センターの屋上に設置されており、タンク下部には容量約0.2m ³ のドレンパン（硫酸、苛性ソーダ共田）が設置されている。 ・基準地表面 Ss によりタンク及び配管の一部は破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品はドレンパンに溜まると考えられる。 ・漏えいした薬品は建物周囲に溜まると考えられる。 ・漏えいした薬品は建物周囲に溜まると考えられる。アークセーフト道路の距離に渡り込むが、タンク容量が小さいことから薬品は道路から流れ出さないと考えられる。 ・タンクの設置位置は地上高さ約7m あり、タンクは地上に落下しないと考えられる。 ・以上のことから、アークセーフトへの影響は限定内である。 【薬品内運具】 ・1. 2号冷却水処理建屋と同じ 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・1. 2号冷却水処理建屋と同じ
(廃放射能測定センター) ・苛性ソーダタンク	苛性ソーダ (水素酸化物) (化ナトリウム)	0.1 m ³ (44%)	②	1. 2号冷却水処理建屋：苛性ソーダ貯槽に同じ	

※いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

島根原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (6/13)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号及び2号外電排 水処理設備) ◎屋内タンク ・次亜塩素酸ソーダ 貯槽	次亜塩素酸 ソーダ (次亜塩素 酸ナトリウ ム)	0.31m ³ (24%)	③	【漏えい】 ・基準地表面によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・酸との接触や水の蒸気により、塩素酸ガスが発生する可能性がある。 【人体への影響】 ・酸により皮膚を起す。	【ガス検知と吸収缶の設置】 ・次亜塩素酸ソーダ ・混合によって毒性のガスを生じさせる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを生じさせない対策を講ずることから、ガス検知と吸収缶は必要ない。 (塩素酸) ・混合によって毒性のガスを生じさせる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスを生じさせない対策を講ずることから、ガス検知と吸収缶は必要ない。
(1号及び2号外電排 水処理設備) ◎屋内タンク ・ヒドラジン処理液 溶解槽	硫酸	0.9m ³ (10wt%)	③	【漏えい】 ・基準地表面によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・酸との接触により、塩素酸ガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	

※いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

：本日〇〇説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

対象設備	内容物	容量(標準)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(排水処理装置 上部) ・酸液タンク	硫酸	0.05 m ³ (0.0t%)	②	1. 2号炉排水処理装置・酸液貯槽に同じ	【補えい対応】 ・タンクは排水処理装置上部の室内に設置されており、基準規模 のSSによりタンク及び配管の一部は破損すると考えられる が、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留 まると考えられる。 ・深に及び壁が見られても、タンク容量が小さいことから、漏え いした薬品は壁際周辺に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯槽】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と爆発防止装置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一
(排水処理装置 上部) ・硝酸/ソーダ タンク	硝酸 (水酸 化ナトリウム)	0.05 m ³ (0.0t%)	②	1. 2号炉排水処理装置・硝酸貯槽に同じ	【補えい対応】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【薬品貯槽】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と爆発防止装置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一
・1号炉圧室 貯槽	圧入室 薬	8,500 l		【補えい】 ・基準地震動 S ₁ によ りタンク及び配管 が破損し、薬体薬 が流出する。 【ガス発生】 ・薬液ガスが発生す る。 【人体への影響】 ・閉鎖空間においては 窒息のおそれ、また 薬味によって津液 のおおそれがある。	【補えい対応】 ・薬体薬貯槽は室内に設置されており、万一漏えい等が発生し た場合でも外気中に拡散するため、アタセスカーターへの影響はな い。
・2/3号炉圧 室貯槽	圧入室 薬	90,000 l	②		

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

対象設備	内容物	容量(標準)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号及び2号炉貯 水処理装置) ○室内タンク ・凝集助剤貯槽	オキプロ クAF-1	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【補えい】 ・基準地震動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスが発生は少な い。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と爆発防止装置】 ・オキプロクAF-1 (オキプロク05-12/05-505) ・毒性の高いガスは発生しないためにガス検知と爆発防止は必要ない。
(1号及び2号炉貯 水処理装置) ○室内タンク ・脱臭剤貯槽	オキプロ ク 05-12/ 05-505	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【補えい】 ・基準地震動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスが発生は少な い。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【補えい】 ・基準地震動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスが発生は少な い。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(7/13)

：本日説明範囲

【女川及び島根】記載内
容の相違
・薬品タンク損壊に対す
る対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (8/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象設備</th> <th style="width: 15%;">内容物</th> <th style="width: 10%;">容量 (標準)</th> <th style="width: 15%;">漏出 流量 単位 番号</th> <th style="width: 20%;">被害想定</th> <th style="width: 25%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3号炉補助ボイラー 建屋) ・3号炉補助ボイラー 配管タンク （希ヒドラジン）</td> <td>ヒドラジン</td> <td>0.5m³ (2wt%)</td> <td></td> <td> 【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ヒドラジンガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・液漏により炎症を起す。 </td> <td> 【漏えい時】 ・3号炉補助ボイラー建屋内に設置。 ・タンク周辺に風を設置している。 ・また、異常地震動により、3号炉補助ボイラー建屋、配管及びタンクの風の一部は損壊、破損すると考えられるが、タンク容量の小さいことから、漏えいした薬品は建屋内又は建屋周辺に留まると考えられるため、アクセルレートへの影響はない。 【薬品特性】 ・一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルレート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の風、手袋、長靴及び全面マスクを体着場により各自行着する。 【ガス発生時の被害】 ・これらの設備には多量したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発生したガスは3～4m³であり、防護用器具(呼吸器)と比較して十分低い段階で、漏えいを検知でき、急時中は発生しはくはくしいことからガス検知と検出は必要ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：100%ヒドラジンは可燃性(引火性)であるが、希ヒドラジン及び濃ヒドラジンは本施設であり消防品に定める危険物には該当しない。 (参考文献) 1) 有害物評価書 Ver1.1 No.73 ヒドラジン (新エネルギー・産業技術総合開発機構, 2004年)</p>	対象設備	内容物	容量 (標準)	漏出 流量 単位 番号	被害想定	影響評価	(3号炉補助ボイラー 建屋) ・3号炉補助ボイラー 配管タンク （希ヒドラジン）	ヒドラジン	0.5m ³ (2wt%)		【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ヒドラジンガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・液漏により炎症を起す。	【漏えい時】 ・3号炉補助ボイラー建屋内に設置。 ・タンク周辺に風を設置している。 ・また、異常地震動により、3号炉補助ボイラー建屋、配管及びタンクの風の一部は損壊、破損すると考えられるが、タンク容量の小さいことから、漏えいした薬品は建屋内又は建屋周辺に留まると考えられるため、アクセルレートへの影響はない。 【薬品特性】 ・一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルレート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の風、手袋、長靴及び全面マスクを体着場により各自行着する。 【ガス発生時の被害】 ・これらの設備には多量したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発生したガスは3～4m ³ であり、防護用器具(呼吸器)と比較して十分低い段階で、漏えいを検知でき、急時中は発生しはくはくしいことからガス検知と検出は必要ない。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。</p>
対象設備	内容物	容量 (標準)	漏出 流量 単位 番号	被害想定	影響評価										
(3号炉補助ボイラー 建屋) ・3号炉補助ボイラー 配管タンク （希ヒドラジン）	ヒドラジン	0.5m ³ (2wt%)		【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ヒドラジンガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・液漏により炎症を起す。	【漏えい時】 ・3号炉補助ボイラー建屋内に設置。 ・タンク周辺に風を設置している。 ・また、異常地震動により、3号炉補助ボイラー建屋、配管及びタンクの風の一部は損壊、破損すると考えられるが、タンク容量の小さいことから、漏えいした薬品は建屋内又は建屋周辺に留まると考えられるため、アクセルレートへの影響はない。 【薬品特性】 ・一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルレート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の風、手袋、長靴及び全面マスクを体着場により各自行着する。 【ガス発生時の被害】 ・これらの設備には多量したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発生したガスは3～4m ³ であり、防護用器具(呼吸器)と比較して十分低い段階で、漏えいを検知でき、急時中は発生しはくはくしいことからガス検知と検出は必要ない。										

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(9/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象設備</th> <th style="width: 15%;">内容物</th> <th style="width: 10%;">容量 (単位)</th> <th style="width: 10%;">評価 ブランク 番号</th> <th style="width: 15%;">被害想定</th> <th style="width: 30%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (総合管理棟)貯排水 処理設備(上部) ◎屋内タンク ・貯排水槽 </td> <td> 中性 ソーダ (水酸化ナ トリウム) </td> <td> 0.2m³ (25wt%) </td> <td style="text-align: center;">②</td> <td> 【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・中性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の刺激を伴う。 </td> <td> 【漏えい(対応)】 ◎屋内タンク (総合管理棟)貯排水処理設備(上部)に設置。 ・異常地震動により、総合管理棟貯排水処理設備(上部)薬品タンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理棟貯排水処理設備(上部)外に漏えいしても、周辺には貯水及び排水設備が備わっており、薬品は貯水・処理、又は排水槽により排水されることから、アクセスポートへの影響はない。 【薬品対策】 ・一部の薬品の設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスポート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生対策】 ・中性ソーダは可燃性ではない。 ・中性ソーダは燃焼し、近辺に可燃物が無いことからガス検知と吸収は必要ない。 </td> </tr> <tr> <td> (総合管理棟)貯排水 処理設備(下部) ◎屋内タンク ・PVC貯槽 </td> <td> 希薄硝酸 ルミニウム </td> <td> 0.2m³ (10wt%) </td> <td style="text-align: center;">③</td> <td> 【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に存在しないため、ガスの発生は想定されない。 ・接触によりアレルギー反応を引き起こす。 </td> <td> 【漏えい(対応)】 ◎屋内タンク (総合管理棟)貯排水処理設備(上部)に設置。 ・異常地震動により、総合管理棟貯排水処理設備(上部)薬品タンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理棟貯排水処理設備(上部)外に漏えいしても、周辺には貯水及び排水設備が備わっており、薬品は貯水・処理、又は排水槽により排水されることから、アクセスポートへの影響はない。 【薬品対策】 ・一部の薬品の設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスポート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生対策】 ・希薄硝酸は可燃性ではない。 ・希薄硝酸は燃焼し、近辺に可燃物が無いことからガス検知と吸収は必要ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。</p>	対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 ブランク 番号	被害想定	影響評価	(総合管理棟)貯排水 処理設備(上部) ◎屋内タンク ・貯排水槽	中性 ソーダ (水酸化ナ トリウム)	0.2m ³ (25wt%)	②	【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・中性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の刺激を伴う。	【漏えい(対応)】 ◎屋内タンク (総合管理棟)貯排水処理設備(上部)に設置。 ・異常地震動により、総合管理棟貯排水処理設備(上部)薬品タンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理棟貯排水処理設備(上部)外に漏えいしても、周辺には貯水及び排水設備が備わっており、薬品は貯水・処理、又は排水槽により排水されることから、アクセスポートへの影響はない。 【薬品対策】 ・一部の薬品の設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスポート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生対策】 ・中性ソーダは可燃性ではない。 ・中性ソーダは燃焼し、近辺に可燃物が無いことからガス検知と吸収は必要ない。	(総合管理棟)貯排水 処理設備(下部) ◎屋内タンク ・PVC貯槽	希薄硝酸 ルミニウム	0.2m ³ (10wt%)	③	【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に存在しないため、ガスの発生は想定されない。 ・接触によりアレルギー反応を引き起こす。	【漏えい(対応)】 ◎屋内タンク (総合管理棟)貯排水処理設備(上部)に設置。 ・異常地震動により、総合管理棟貯排水処理設備(上部)薬品タンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理棟貯排水処理設備(上部)外に漏えいしても、周辺には貯水及び排水設備が備わっており、薬品は貯水・処理、又は排水槽により排水されることから、アクセスポートへの影響はない。 【薬品対策】 ・一部の薬品の設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスポート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生対策】 ・希薄硝酸は可燃性ではない。 ・希薄硝酸は燃焼し、近辺に可燃物が無いことからガス検知と吸収は必要ない。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品タンク損傷に対する対応状況の相違。
対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 ブランク 番号	被害想定	影響評価																
(総合管理棟)貯排水 処理設備(上部) ◎屋内タンク ・貯排水槽	中性 ソーダ (水酸化ナ トリウム)	0.2m ³ (25wt%)	②	【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・中性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の刺激を伴う。	【漏えい(対応)】 ◎屋内タンク (総合管理棟)貯排水処理設備(上部)に設置。 ・異常地震動により、総合管理棟貯排水処理設備(上部)薬品タンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理棟貯排水処理設備(上部)外に漏えいしても、周辺には貯水及び排水設備が備わっており、薬品は貯水・処理、又は排水槽により排水されることから、アクセスポートへの影響はない。 【薬品対策】 ・一部の薬品の設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスポート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生対策】 ・中性ソーダは可燃性ではない。 ・中性ソーダは燃焼し、近辺に可燃物が無いことからガス検知と吸収は必要ない。																
(総合管理棟)貯排水 処理設備(下部) ◎屋内タンク ・PVC貯槽	希薄硝酸 ルミニウム	0.2m ³ (10wt%)	③	【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に存在しないため、ガスの発生は想定されない。 ・接触によりアレルギー反応を引き起こす。	【漏えい(対応)】 ◎屋内タンク (総合管理棟)貯排水処理設備(上部)に設置。 ・異常地震動により、総合管理棟貯排水処理設備(上部)薬品タンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理棟貯排水処理設備(上部)外に漏えいしても、周辺には貯水及び排水設備が備わっており、薬品は貯水・処理、又は排水槽により排水されることから、アクセスポートへの影響はない。 【薬品対策】 ・一部の薬品の設置エリア外に漏えいすることを想定し、アクセスポート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生対策】 ・希薄硝酸は可燃性ではない。 ・希薄硝酸は燃焼し、近辺に可燃物が無いことからガス検知と吸収は必要ない。																

：本日で説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由										
		<p style="text-align: center;">第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(10/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象設備</th> <th style="width: 10%;">内容物</th> <th style="width: 10%;">評価 プロセス 番号</th> <th style="width: 15%;">被害想定</th> <th style="width: 45%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合管理棟内特殊式 薬品貯蔵設備 の漏れタンク ・高分子膜解離</td> <td>特殊式 タンク ・高分子膜解離</td> <td>0.25㎡ (0.1atm)</td> <td>【漏えい】 ・薬品が漏れ、タンク及び 高分子膜解離機から 薬品が漏れ出す。 【ガス発生】 ・薬品の漏れ、ガスの発生は少 ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。</td> <td>【漏えい状況】 ③ ・総合管理棟内特殊式薬品貯蔵設備内漏れに該当。 ・薬品貯蔵設備はより、総合管理棟内特殊式薬品貯蔵設備 の漏れの一部は同様。現時点ではおおよそ、総合管理棟内特殊式薬品貯蔵設備 に漏えいしても、周辺にはおおよそ漏れが拡散されており、薬品は99%浸透、又 は排水漏れにより排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品貯蔵設備】 ・一部の薬品が浸透エリア外に漏れ出すことを想定し、アクセルコート付近に存 在するいずれの薬品にも作業可能な距離での漏れ、手袋、長靴及び全面マスクを 着用場所より各自持参する。 【ガス発生と薬品漏れの影響】 ・ガス発生と薬品漏れの影響は小さい。 ・薬品の高いガスは発生しないためにガス検知と検出は必要ない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。</p>	対象設備	内容物	評価 プロセス 番号	被害想定	影響評価	総合管理棟内特殊式 薬品貯蔵設備 の漏れタンク ・高分子膜解離	特殊式 タンク ・高分子膜解離	0.25㎡ (0.1atm)	【漏えい】 ・薬品が漏れ、タンク及び 高分子膜解離機から 薬品が漏れ出す。 【ガス発生】 ・薬品の漏れ、ガスの発生は少 ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【漏えい状況】 ③ ・総合管理棟内特殊式薬品貯蔵設備内漏れに該当。 ・薬品貯蔵設備はより、総合管理棟内特殊式薬品貯蔵設備 の漏れの一部は同様。現時点ではおおよそ、総合管理棟内特殊式薬品貯蔵設備 に漏えいしても、周辺にはおおよそ漏れが拡散されており、薬品は99%浸透、又 は排水漏れにより排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品貯蔵設備】 ・一部の薬品が浸透エリア外に漏れ出すことを想定し、アクセルコート付近に存 在するいずれの薬品にも作業可能な距離での漏れ、手袋、長靴及び全面マスクを 着用場所より各自持参する。 【ガス発生と薬品漏れの影響】 ・ガス発生と薬品漏れの影響は小さい。 ・薬品の高いガスは発生しないためにガス検知と検出は必要ない。	<p>【女川及び島根】記載内 容の相違 ・薬品タンク損壊に対 する対応状況の相違。</p>
対象設備	内容物	評価 プロセス 番号	被害想定	影響評価									
総合管理棟内特殊式 薬品貯蔵設備 の漏れタンク ・高分子膜解離	特殊式 タンク ・高分子膜解離	0.25㎡ (0.1atm)	【漏えい】 ・薬品が漏れ、タンク及び 高分子膜解離機から 薬品が漏れ出す。 【ガス発生】 ・薬品の漏れ、ガスの発生は少 ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【漏えい状況】 ③ ・総合管理棟内特殊式薬品貯蔵設備内漏れに該当。 ・薬品貯蔵設備はより、総合管理棟内特殊式薬品貯蔵設備 の漏れの一部は同様。現時点ではおおよそ、総合管理棟内特殊式薬品貯蔵設備 に漏えいしても、周辺にはおおよそ漏れが拡散されており、薬品は99%浸透、又 は排水漏れにより排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品貯蔵設備】 ・一部の薬品が浸透エリア外に漏れ出すことを想定し、アクセルコート付近に存 在するいずれの薬品にも作業可能な距離での漏れ、手袋、長靴及び全面マスクを 着用場所より各自持参する。 【ガス発生と薬品漏れの影響】 ・ガス発生と薬品漏れの影響は小さい。 ・薬品の高いガスは発生しないためにガス検知と検出は必要ない。									

: 本口説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(11/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容量 (単位)</th> <th>評価 コード</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(機械室上層-1) ○燃料タンク ・中性ノーダタンク</td> <td>中性 ソーダ (本機化ナ トリウム)</td> <td>9m³ (204%)</td> <td>③</td> <td> <p>【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・中性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・機械により皮膚表面の損傷を及ぼす。</p> </td> <td> <p>【漏えい対応】 ○燃料タンク（機械室上層-1内に設置） ・タンク周辺に漏えい検知している。 ・また、異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの周辺の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水設備が備わっており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品処理】 ・一部の薬品が貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルコート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス検知と喚起仕の装置】 ・中性ノーダ ・中性の強いガスの発生は少ない。 【薬品処理】 ○燃料タンク（機械室上層-1内に設置） ・タンク周辺に空気取付装置している。 ・異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水設備が備わっており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品処理】 ・一部の薬品が貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルコート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス検知と喚起仕の装置】 ・中性の強いガスの発生は少ない。 ・中性の強いガスの発生は少ない。</p> </td> </tr> <tr> <td>(機械室上層-1) ○燃料タンク ・酸タンク</td> <td>希硫酸</td> <td>0.2m³ (25%)</td> <td>③</td> <td> <p>【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・酸性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・機械により皮膚の損傷、目の損傷のおそれがある。 ・吸入により生命の危険、呼吸器系の障害のおそれがある。</p> </td> <td> <p>【漏えい対応】 ○燃料タンク（機械室上層-1内に設置） ・タンク周辺に空気取付装置している。 ・異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水設備が備わっており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品処理】 ・一部の薬品が貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルコート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス検知と喚起仕の装置】 ・酸性の強いガスの発生は少ない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。</p>	対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 コード	被害想定	影響評価	(機械室上層-1) ○燃料タンク ・中性ノーダタンク	中性 ソーダ (本機化ナ トリウム)	9m ³ (204%)	③	<p>【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・中性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・機械により皮膚表面の損傷を及ぼす。</p>	<p>【漏えい対応】 ○燃料タンク（機械室上層-1内に設置） ・タンク周辺に漏えい検知している。 ・また、異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの周辺の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水設備が備わっており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品処理】 ・一部の薬品が貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルコート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス検知と喚起仕の装置】 ・中性ノーダ ・中性の強いガスの発生は少ない。 【薬品処理】 ○燃料タンク（機械室上層-1内に設置） ・タンク周辺に空気取付装置している。 ・異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水設備が備わっており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品処理】 ・一部の薬品が貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルコート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス検知と喚起仕の装置】 ・中性の強いガスの発生は少ない。 ・中性の強いガスの発生は少ない。</p>	(機械室上層-1) ○燃料タンク ・酸タンク	希硫酸	0.2m ³ (25%)	③	<p>【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・酸性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・機械により皮膚の損傷、目の損傷のおそれがある。 ・吸入により生命の危険、呼吸器系の障害のおそれがある。</p>	<p>【漏えい対応】 ○燃料タンク（機械室上層-1内に設置） ・タンク周辺に空気取付装置している。 ・異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水設備が備わっており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品処理】 ・一部の薬品が貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルコート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス検知と喚起仕の装置】 ・酸性の強いガスの発生は少ない。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。</p>
対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 コード	被害想定	影響評価																
(機械室上層-1) ○燃料タンク ・中性ノーダタンク	中性 ソーダ (本機化ナ トリウム)	9m ³ (204%)	③	<p>【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・中性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・機械により皮膚表面の損傷を及ぼす。</p>	<p>【漏えい対応】 ○燃料タンク（機械室上層-1内に設置） ・タンク周辺に漏えい検知している。 ・また、異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの周辺の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水設備が備わっており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品処理】 ・一部の薬品が貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルコート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス検知と喚起仕の装置】 ・中性ノーダ ・中性の強いガスの発生は少ない。 【薬品処理】 ○燃料タンク（機械室上層-1内に設置） ・タンク周辺に空気取付装置している。 ・異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水設備が備わっており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品処理】 ・一部の薬品が貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルコート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス検知と喚起仕の装置】 ・中性の強いガスの発生は少ない。 ・中性の強いガスの発生は少ない。</p>																
(機械室上層-1) ○燃料タンク ・酸タンク	希硫酸	0.2m ³ (25%)	③	<p>【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・酸性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・機械により皮膚の損傷、目の損傷のおそれがある。 ・吸入により生命の危険、呼吸器系の障害のおそれがある。</p>	<p>【漏えい対応】 ○燃料タンク（機械室上層-1内に設置） ・タンク周辺に空気取付装置している。 ・異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水設備が備わっており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品処理】 ・一部の薬品が貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルコート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス検知と喚起仕の装置】 ・酸性の強いガスの発生は少ない。</p>																

：本日も説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(13/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象設備</th> <th style="width: 15%;">内容物</th> <th style="width: 10%;">容量 (単位)</th> <th style="width: 10%;">評価 ア 区分</th> <th style="width: 15%;">被害想定</th> <th style="width: 35%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機体室上層-1) ○機体タンク ・機体副タンク</td> <td>ボリ塩化 アルミニ ウム</td> <td>0.2m³ (10atm)</td> <td>③</td> <td> 【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・漏えいによって機体のガスを発生させる薬品が漏えいに配合されてないため、ガスの発生は想定されない。 【人体への影響】 ・稼働によりアルミルギー放射を発生させる。 </td> <td> 【漏えい対応】 ○機体タンク（機体室上層-1内に設置） ・タンク周辺に受け皿を設置している。 ・異常地震動により、機体室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は破損、破損すると考えられるが、機体室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水溝が敷かれており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルルートへの影響はない。 【薬品貯蔵量】 ・一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルルート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な貯蔵量の薬、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸気口の稼働】 ・（ボリ塩化アルミニウム） ・薬品の漏えいガスは発生しないためにガス検知と吸気口は必要ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。</p>	対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 ア 区分	被害想定	影響評価	機体室上層-1) ○機体タンク ・機体副タンク	ボリ塩化 アルミニ ウム	0.2m ³ (10atm)	③	【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・漏えいによって機体のガスを発生させる薬品が漏えいに配合されてないため、ガスの発生は想定されない。 【人体への影響】 ・稼働によりアルミルギー放射を発生させる。	【漏えい対応】 ○機体タンク（機体室上層-1内に設置） ・タンク周辺に受け皿を設置している。 ・異常地震動により、機体室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は破損、破損すると考えられるが、機体室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水溝が敷かれており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルルートへの影響はない。 【薬品貯蔵量】 ・一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルルート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な貯蔵量の薬、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸気口の稼働】 ・（ボリ塩化アルミニウム） ・薬品の漏えいガスは発生しないためにガス検知と吸気口は必要ない。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。
対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 ア 区分	被害想定	影響評価										
機体室上層-1) ○機体タンク ・機体副タンク	ボリ塩化 アルミニ ウム	0.2m ³ (10atm)	③	【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・漏えいによって機体のガスを発生させる薬品が漏えいに配合されてないため、ガスの発生は想定されない。 【人体への影響】 ・稼働によりアルミルギー放射を発生させる。	【漏えい対応】 ○機体タンク（機体室上層-1内に設置） ・タンク周辺に受け皿を設置している。 ・異常地震動により、機体室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は破損、破損すると考えられるが、機体室上層-1外に漏えいしても、周辺には砂利及び排水溝が敷かれており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセルルートへの影響はない。 【薬品貯蔵量】 ・一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルルート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な貯蔵量の薬、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸気口の稼働】 ・（ボリ塩化アルミニウム） ・薬品の漏えいガスは発生しないためにガス検知と吸気口は必要ない。										

：本日（）説明範囲

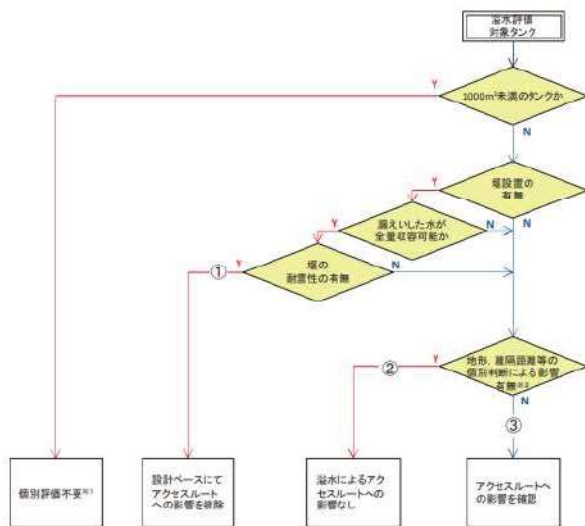
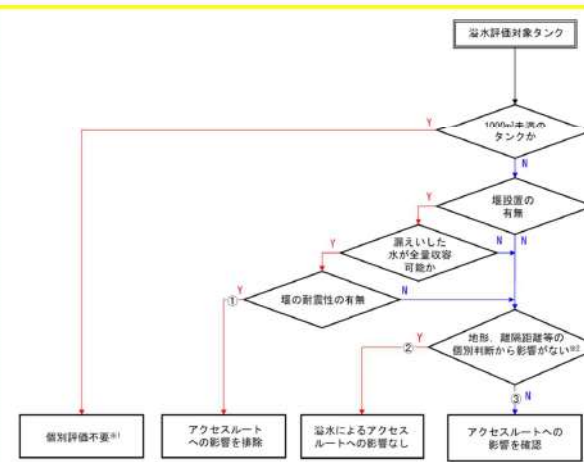
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>【薬品防護具の配備について】 薬品漏えいのおそれがある場合に備え、重大事故等対応要員に対して薬品防護具を配備する。 薬品防護具の内訳を、第6-7表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-7表 薬品防護具の内訳</p> <table border="1" data-bbox="85 470 685 566"> <thead> <tr> <th>配備箇所</th> <th>緊急時対策建屋（20セット^{※1}）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬品防護具（セット品）</td> <td>防毒衣、全面マスク、薬品用ゴム長靴、薬品用ゴム手袋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：重大事故等対応要員用 17セット+予備3セット</p>	配備箇所	緊急時対策建屋（20セット ^{※1} ）	薬品防護具（セット品）	防毒衣、全面マスク、薬品用ゴム長靴、薬品用ゴム手袋	<p>d. アクセスに係る防護具等 重大事故等により放射線影響のおそれがある場合及び薬品漏えいが発生した場合を考慮しても対応作業が可能なよう、持ち運びやすいようセットして放射線防護具及び薬品防護具を配備する。なお、作業現場に向かう際には、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。 放射線影響のおそれがある場合及び薬品漏えいが発生していると考えられる場合には、炉心損傷の徴候等や薬品タンクの損壊及び漏えいの状況に応じて放射線防護具及び薬品防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としている。</p> <p>【配備箇所】 ○緊急時対策所（40セット） ○中央制御室（10セット）</p> <p>【セット品（放射線防護具及び薬品防護具）】 ○汚染防護服 ○全面マスク ○チャコール・フィルタ ○綿手袋 ○ゴム手袋 ○化学防護手袋 ○化学防護長靴 等</p> <div data-bbox="719 667 1305 863" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">放射線防護具、薬品防護具一式（1セット）</p>	<p>【薬品防護具の配備について】 薬品漏えいのおそれがある場合に備え、発電所災害対策要員に対して薬品防護具を配備する。 薬品防護具の内訳を第6-7表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-7表 薬品防護具の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1346 470 1953 566"> <thead> <tr> <th>配備箇所</th> <th>中央制御室（7セット^{※1}） 発電所災害対策要員執務室（33セット^{※2}）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬品防護具（セット品）</td> <td>化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：運転員用6セット+予備1セット ※2：発電所災害対策要員用26セット+予備7セット</p>	配備箇所	中央制御室（7セット ^{※1} ） 発電所災害対策要員執務室（33セット ^{※2} ）	薬品防護具（セット品）	化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。 【女川】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・薬品漏えい時の薬品防護具の相違。</p>
配備箇所	緊急時対策建屋（20セット ^{※1} ）										
薬品防護具（セット品）	防毒衣、全面マスク、薬品用ゴム長靴、薬品用ゴム手袋										
配備箇所	中央制御室（7セット ^{※1} ） 発電所災害対策要員執務室（33セット ^{※2} ）										
薬品防護具（セット品）	化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ										

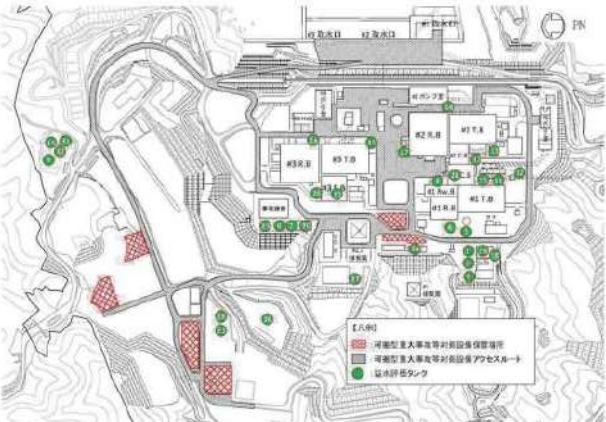
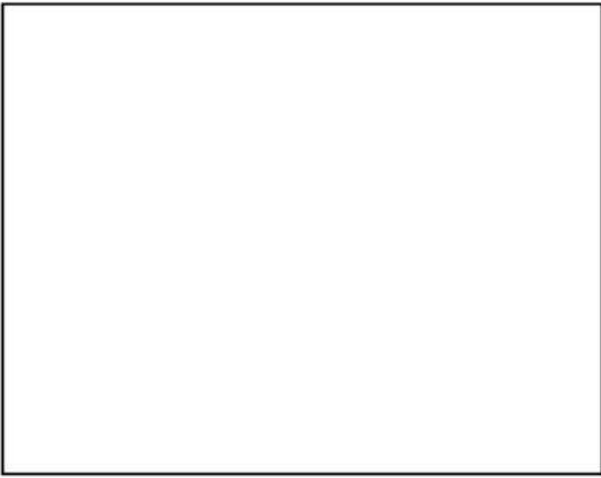
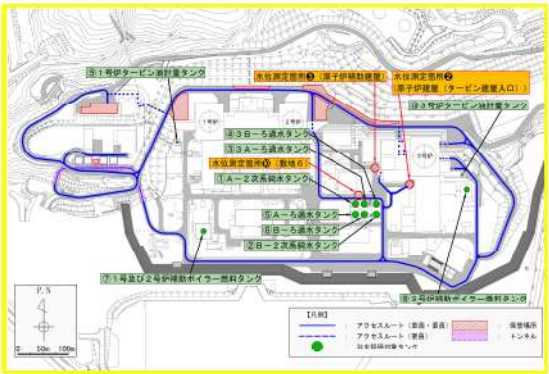
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 溢水評価タンクの損壊</p> <p>i. 評価方法</p> <p>溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響評価フローを第6-7図に示す。</p> <p>また、地震起因による複数同時破損を想定した溢水量で敷地全体の浸水深についても評価する。評価の条件としては実際の運用容量は使用せず、タンク類の公称容量で評価を実施する。敷地内に広がった溢水は排水路からの流出や、地盤への浸透は考慮せず、タンクから漏えいした溢水は敷地全体に均一に広がるものとする。さらに地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルである O.P. +14.8m に流れ込んだものとして評価する。</p>  <p>※1 すべての溢水源による敷地浸水深評価を実施。 ※2 地形（遊蔵物等）、溢水の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> <p>第6-7図 溢水評価対象タンクの損壊による影響評価フロー</p>	<p>e. タンクからの溢水</p> <p>(a) 評価方針</p> <p>敷地内のタンクからの溢水による影響について評価する。</p> <p>また、地震によりタンクに大開口が生じ短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る評価条件を保守的に設定した上で、アクセスルートへの影響を評価するために溢水伝播挙動評価を実施する。</p>	<p>(b) タンクからの溢水</p> <p>i. 評価方法</p> <p>溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響評価フローを第6-10図に示す。</p> <p>また、地震によりタンクに大開口が生じ短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る評価条件を保守的に設定した上で、アクセスルートへの影響を評価するために流動解析を実施する。</p>  <p>※1 すべての溢水源による流動解析を実施。 ※2 地形（遊蔵物等）、溢水の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> <p>第6-10図 溢水評価対象タンクの損壊による影響評価フロー</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は大型の水源が1箇所にまとまって配置されているため、敷地全体に均一に広がった場合の水位ではなく、流動解析により影響を評価する。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、溢水評価対象タンク（第6-8図）について評価を実施し、第6-8表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、敷地浸水深評価に用いる溢水量について第6-9表に、敷地浸水深評価結果について第6-10表に示す。その結果、敷地浸水深は16cmであり、別紙(20)に示す可搬型設備（車両型）の走行可能水位より低いことから、可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないことを確認した。</p>  <p>第6-8図 周辺タンクの溢水によるアクセスルートへの影響</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>敷地内の溢水源となる可能性のあるタンク等の配置を第4-8図に示す。</p> <p>溢水源となる可能性のあるタンク等について評価を実施した結果、第4-7表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、屋外タンクからの溢水を考慮した場合においても、E L 8.5m エリアについては、周辺の空地が平坦かつ広大であり、E L 15m エリア以上では周辺の道路上及び排水設備を自然流下し比較的短時間で拡散するものと考えられるが、最大約100cmの浸水深となるルート上（第4-8図地点⑦）であっても敷地形状により管理事務所東側道路からE L 8.5m エリアへ向けて流下するため、10分後には徒歩及び可搬型設備がアクセス可能な浸水深（別紙(8)参照）となること、可搬型設備接続口付近を含むその他の抽出地点においては常に徒歩及び可搬型設備がアクセス可能な浸水深であることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はない。（別紙(33)参照）</p> <p>※：建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cm以下と設定しており、屋外においても同様の値とする。</p> <p>「地下空間における浸水対策ガイドライン」（平成14年3月28日国土交通省公表）参照</p>  <p>第4-8図 発電所内の主な屋外タンク等の配置図</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>ii. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、溢水評価対象タンク（第6-11図）について評価を実施し、第6-8表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、流動解析に用いる屋外タンク及び溢水量について第6-9表に示す。その結果、T.P. 10m エリアは過渡的に最大水位が約0.27m（原子炉建屋（タービン建屋入口）付近（第6-11図②））や約0.23m（アクセスルート上（第6-11図⑩））、約0.22m（可搬型設備接続口付近（第6-11図③））となるが、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散するため、13分後には可搬型設備が走行可能な水位以下（別紙(19)参照）となること、その他の抽出地点においては常に可搬型設備の走行可能な水位以下であることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はないことを確認した。（別紙(39)参照）</p>  <p>第6-11図 周辺タンクの溢水によるアクセスルートへの影響</p> <p>：本日ご説明範囲</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。 <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地浸水深評価結果の相違。 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による図の内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由																																																																																																																																																									
<p>第6-8表 溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図中 No.</th> <th>対象設備</th> <th>容量</th> <th>評価フロー</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>再生純水タンク</td> <td>1,000m³</td> <td rowspan="3">②</td> <td rowspan="3">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="3">今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>No.1 SPT^{※1}</td> <td>2,000m³</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>No.2 SPT^{※1}</td> <td>1,000m³</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>No.1 純水タンク</td> <td>1,000m³</td> <td rowspan="4">②</td> <td rowspan="4">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="4">地震によりタンクが損傷した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 また、原子炉建屋及び制御建屋の扉は敷地レベルから約30cm高上げされていることから、溢水が建屋内に流入することはない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>No.2 純水タンク</td> <td>2,000m³</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1, 2号ろ過水タンク</td> <td>2,000m³</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3号純水タンク</td> <td>1,000m³</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>3号ろ過水タンク</td> <td>2,000m³</td> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="2">地震によりタンクが損傷した場合でも、アクセスルートが下り勾配であること、かつカーブがあり海側へ流れ出るため、アクセスルート上には滞留しないことから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>No.1 原水タンク</td> <td>4,000m³</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>No.2 原水タンク</td> <td>4,000m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク</p>					図中 No.	対象設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価	4	再生純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。	5	No.1 SPT ^{※1}	2,000m ³	6	No.2 SPT ^{※1}	1,000m ³	1	No.1 純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 また、原子炉建屋及び制御建屋の扉は敷地レベルから約30cm高上げされていることから、溢水が建屋内に流入することはない。	2	No.2 純水タンク	2,000m ³	3	1, 2号ろ過水タンク	2,000m ³	7	3号純水タンク	1,000m ³	8	3号ろ過水タンク	2,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、アクセスルートが下り勾配であること、かつカーブがあり海側へ流れ出るため、アクセスルート上には滞留しないことから、アクセス性に影響はない。	9	No.1 原水タンク	4,000m ³	10	No.2 原水タンク	4,000m ³				<p>第4-7表 溢水タンク漏えい時被害想定(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>保有水量 [m³]</th> <th>溢水量 [m³]</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①1号炉処理水受入タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> <td rowspan="4">なし</td> <td rowspan="4">・タンクを空運用とすることとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m³とした。 <small>※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月20日付け平成16・12・18第3号）を廃止して設置した「3号炉非常用ディーゼル発電機貯蔵タンク」を、島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成30年8月10日付け平成30・8・10電安伊技第8号）において、「地上式純水タンク」に変更した。</small></td> </tr> <tr> <td>②1号炉補助サージタンク</td> <td>500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>③3号炉低圧原子炉代替注水槽</td> <td>2,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>④補助消火水槽(A),(B)</td> <td>400</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤地上式純水タンク(A),(B)[※]</td> <td>1,120</td> <td>0</td> <td rowspan="3">なし</td> <td rowspan="3">・基準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のバウンダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑥2号炉復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑦2号炉補助復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑧2号炉トラス水受入タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> <td rowspan="2">なし</td> <td rowspan="2">・基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑨重油タンク(3基)</td> <td>2,700</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑩1号炉復水貯蔵タンク</td> <td>500</td> <td>0</td> <td rowspan="10">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="10">・地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.0.5mエリアは周辺の空地が平坦かつ広大であり、溢水は拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑪3号炉復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑫3号炉補助復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑬非常用ろ過水タンク</td> <td>2,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑭ガスタービン発電機用軽油タンク</td> <td>560</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑮3号炉ろ過水タンク</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>⑯3号炉純水タンク</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>⑰消火用水タンク(A),(B)</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>⑱変圧器消火水槽</td> <td>306</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>⑲純水タンク(A),(B)</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>⑳2号ろ過水タンク</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td rowspan="2">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="2">・地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>㉑1号ろ過水タンク</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>					対象設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容	①1号炉処理水受入タンク	2,000	0	なし	・タンクを空運用とすることとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m ³ とした。 <small>※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月20日付け平成16・12・18第3号）を廃止して設置した「3号炉非常用ディーゼル発電機貯蔵タンク」を、島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成30年8月10日付け平成30・8・10電安伊技第8号）において、「地上式純水タンク」に変更した。</small>	②1号炉補助サージタンク	500	0	③3号炉低圧原子炉代替注水槽	2,500	0	④補助消火水槽(A),(B)	400	0	⑤地上式純水タンク(A),(B) [※]	1,120	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のバウンダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。	⑥2号炉復水貯蔵タンク	2,000	0	⑦2号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0	⑧2号炉トラス水受入タンク	2,000	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。	⑨重油タンク(3基)	2,700	0	⑩1号炉復水貯蔵タンク	500	0	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	・地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.0.5mエリアは周辺の空地が平坦かつ広大であり、溢水は拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。	⑪3号炉復水貯蔵タンク	2,000	0	⑫3号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0	⑬非常用ろ過水タンク	2,500	0	⑭ガスタービン発電機用軽油タンク	560	0	⑮3号炉ろ過水タンク	1,000	1,000	⑯3号炉純水タンク	1,000	1,000	⑰消火用水タンク(A),(B)	2,400	2,400	⑱変圧器消火水槽	306	306	⑲純水タンク(A),(B)	1,200	1,200	⑳2号ろ過水タンク	3,000	3,000	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	・地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。	㉑1号ろ過水タンク	3,000	3,000	<p>第6-8表 溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象設備</th> <th>容量 (m³)</th> <th>評価フロー</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A-2次系純水タンク</td> <td>1,500</td> <td rowspan="6">②</td> <td rowspan="6">基準地震動による付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="6">地震によりタンクに接続されるすべての配管の全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>B-2次系純水タンク</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3A-ろ過水タンク</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3B-ろ過水タンク</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>A-ろ過水タンク</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>B-ろ過水タンク</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">④：本日ご説明範囲</p>					No.	対象設備	容量 (m ³)	評価フロー	被害想定	影響評価	1	A-2次系純水タンク	1,500	②	基準地震動による付属配管の破損による溢水	地震によりタンクに接続されるすべての配管の全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。	2	B-2次系純水タンク	1,500	3	3A-ろ過水タンク	1,500	4	3B-ろ過水タンク	1,500	5	A-ろ過水タンク	1,500	6	B-ろ過水タンク	1,500	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・溢水による評価結果の相違。</p>
図中 No.	対象設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価																																																																																																																																																																			
4	再生純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。																																																																																																																																																																			
5	No.1 SPT ^{※1}	2,000m ³																																																																																																																																																																						
6	No.2 SPT ^{※1}	1,000m ³																																																																																																																																																																						
1	No.1 純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 また、原子炉建屋及び制御建屋の扉は敷地レベルから約30cm高上げされていることから、溢水が建屋内に流入することはない。																																																																																																																																																																			
2	No.2 純水タンク	2,000m ³																																																																																																																																																																						
3	1, 2号ろ過水タンク	2,000m ³																																																																																																																																																																						
7	3号純水タンク	1,000m ³																																																																																																																																																																						
8	3号ろ過水タンク	2,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、アクセスルートが下り勾配であること、かつカーブがあり海側へ流れ出るため、アクセスルート上には滞留しないことから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																			
9	No.1 原水タンク	4,000m ³																																																																																																																																																																						
10	No.2 原水タンク	4,000m ³																																																																																																																																																																						
対象設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容																																																																																																																																																																				
①1号炉処理水受入タンク	2,000	0	なし	・タンクを空運用とすることとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m ³ とした。 <small>※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月20日付け平成16・12・18第3号）を廃止して設置した「3号炉非常用ディーゼル発電機貯蔵タンク」を、島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成30年8月10日付け平成30・8・10電安伊技第8号）において、「地上式純水タンク」に変更した。</small>																																																																																																																																																																				
②1号炉補助サージタンク	500	0																																																																																																																																																																						
③3号炉低圧原子炉代替注水槽	2,500	0																																																																																																																																																																						
④補助消火水槽(A),(B)	400	0																																																																																																																																																																						
⑤地上式純水タンク(A),(B) [※]	1,120	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のバウンダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																				
⑥2号炉復水貯蔵タンク	2,000	0																																																																																																																																																																						
⑦2号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0																																																																																																																																																																						
⑧2号炉トラス水受入タンク	2,000	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																				
⑨重油タンク(3基)	2,700	0																																																																																																																																																																						
⑩1号炉復水貯蔵タンク	500	0	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	・地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.0.5mエリアは周辺の空地が平坦かつ広大であり、溢水は拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。																																																																																																																																																																				
⑪3号炉復水貯蔵タンク	2,000	0																																																																																																																																																																						
⑫3号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0																																																																																																																																																																						
⑬非常用ろ過水タンク	2,500	0																																																																																																																																																																						
⑭ガスタービン発電機用軽油タンク	560	0																																																																																																																																																																						
⑮3号炉ろ過水タンク	1,000	1,000																																																																																																																																																																						
⑯3号炉純水タンク	1,000	1,000																																																																																																																																																																						
⑰消火用水タンク(A),(B)	2,400	2,400																																																																																																																																																																						
⑱変圧器消火水槽	306	306																																																																																																																																																																						
⑲純水タンク(A),(B)	1,200	1,200																																																																																																																																																																						
⑳2号ろ過水タンク	3,000	3,000	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	・地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。																																																																																																																																																																				
㉑1号ろ過水タンク	3,000	3,000																																																																																																																																																																						
No.	対象設備	容量 (m ³)	評価フロー	被害想定	影響評価																																																																																																																																																																			
1	A-2次系純水タンク	1,500	②	基準地震動による付属配管の破損による溢水	地震によりタンクに接続されるすべての配管の全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。																																																																																																																																																																			
2	B-2次系純水タンク	1,500																																																																																																																																																																						
3	3A-ろ過水タンク	1,500																																																																																																																																																																						
4	3B-ろ過水タンク	1,500																																																																																																																																																																						
5	A-ろ過水タンク	1,500																																																																																																																																																																						
6	B-ろ過水タンク	1,500																																																																																																																																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p style="text-align: center;">第4-7表 溢水タンク漏えい時被害想定(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="719 199 1317 946"> <thead> <tr> <th>対処設備</th> <th>保有水量 [m³]</th> <th>溢水量 [m³]</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤輸谷貯水槽 (西1/西2)</td> <td>10,000</td> <td>0</td> <td>・なし</td> <td>・基準地震動S₀による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。</td> </tr> <tr> <td>⑤輸谷貯水槽 (東1/東2)</td> <td>10,000</td> <td>1,864</td> <td>・基準地震動S₀によるスロッシングでの溢水</td> <td>・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑤管理事務所1号館 東調整池</td> <td>1,520</td> <td>1,520</td> <td>・基準地震動S₀による貯水槽の破損による溢水</td> <td>・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑤輸谷200t貯水槽</td> <td>200</td> <td>0</td> <td rowspan="4">・なし</td> <td rowspan="4">・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑤中和沈殿槽</td> <td>5,400</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤輸谷貯水槽（西1/西2） 沈砂池</td> <td>260</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤宇中貯水槽</td> <td>15,800</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤輸谷貯水槽（東1/東2） 沈砂池</td> <td>260</td> <td>260</td> <td>・基準地震動S₀による貯水槽の破損による溢水</td> <td>・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容	⑤輸谷貯水槽 (西1/西2)	10,000	0	・なし	・基準地震動S ₀ による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。	⑤輸谷貯水槽 (東1/東2)	10,000	1,864	・基準地震動S ₀ によるスロッシングでの溢水	・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。	⑤管理事務所1号館 東調整池	1,520	1,520	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。	⑤輸谷200t貯水槽	200	0	・なし	・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。	⑤中和沈殿槽	5,400	0	⑤輸谷貯水槽（西1/西2） 沈砂池	260	0	⑤宇中貯水槽	15,800	0	⑤輸谷貯水槽（東1/東2） 沈砂池	260	260	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。		<p>【島根】記載内容の相違 ・溢水による評価結果の相違。</p>
対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容																																						
⑤輸谷貯水槽 (西1/西2)	10,000	0	・なし	・基準地震動S ₀ による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。																																						
⑤輸谷貯水槽 (東1/東2)	10,000	1,864	・基準地震動S ₀ によるスロッシングでの溢水	・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						
⑤管理事務所1号館 東調整池	1,520	1,520	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						
⑤輸谷200t貯水槽	200	0	・なし	・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。																																						
⑤中和沈殿槽	5,400	0																																								
⑤輸谷貯水槽（西1/西2） 沈砂池	260	0																																								
⑤宇中貯水槽	15,800	0																																								
⑤輸谷貯水槽（東1/東2） 沈砂池	260	260	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由
第6-9表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク												第6-9表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク						【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による 屋外タンクの相違。
図中 No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる 容量(m ³)	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる 容量(m ³)	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる 容量(m ³)	
1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000							1	A-2次系純水タンク	1	T.P.10.3m	1,500	1,600	
2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000							2	B-2次系純水タンク	1	T.P.10.3m	1,500	1,600	
3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000							3	3A-ろ過水タンク	1	T.P.10.3m	1,500	1,600	
4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 ※1							4	3B-ろ過水タンク	1	T.P.10.3m	1,500	1,600	
5	No.1 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	2,000	0 ※1							5	A-ろ過水タンク	1	T.P.10.3m	1,500	1,600	
6	No.2 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	1,000	0 ※1							6	B-ろ過水タンク	1	T.P.10.3m	1,500	1,600	
7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000							7	1号及び2号炉 補助ボイラー燃料タンク	1	T.P.10.3m	600	450 [※]	
8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000							8	3号炉 補助ボイラー燃料タンク	1	T.P.10.8m	735	410 [※]	
9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000							9	1号炉 タービン油計量タンク	1	T.P.10.3m	70	70	
11-1	1号復水浄化系復水脱塩 装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4							10	3号炉 タービン油計量タンク	1	T.P.10.3m	110	0 [※]	
11-2	1号復水浄化系復水脱塩 装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20							合計				10,530		
12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2							※：評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。						
13-1	2号復水浄化系復水脱塩 装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 ※1							：本日ご説明範囲						
13-2	2号復水浄化系復水脱塩 装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 ※1													
13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 ※1													
14	2号バック入り差圧調合 装置	1	O.P. +15.4	1	1													
15	3号各種薬液貯蔵及び移 送系硫酸貯槽	1	O.P. +16.0	2.2	0 ※1													
16	3号各種薬液貯蔵及び移 送系苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	10.5	0 ※1													
17	3号差圧調合槽	1	O.P. +15.3	0.1	0.1													
18-1	PAC 貯槽	1	O.P. +15.3	2	2													
18-2	硫酸貯槽	1	O.P. +17.3	3.9	3.9													
18-3	苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +15.7	7	7													
18-4	H塔再生用硫酸貯留槽	1	O.P. +16.8	0.3	0.3													
19	1, 2号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	375.21	375.21													
20	3号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	404.88	404.88													
21-1	高置水槽（給湯系統）	1	O.P. +33.3	6	6													
21-2	高置水槽（給水系統）	1	O.P. +33.3	8	8													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊</p> <p>アクセスルートに係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルート及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第6-9図のとおり。斜面A、B、C、F、Gについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配ともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。斜面D及び斜面Eについては、斜面崩壊による影響範囲を考慮する。</p> <p>なお、防潮堤盛土堤防部と鋼管式鉛直壁部の海側については、防潮堤の一部として基準地震動 S_s に対する安全性を確保することから、評価対象斜面としては抽出しない。</p>  <p>第6-9図 評価対象とするアクセスルート周辺斜面</p>	<p>③周辺斜面の崩壊、④道路面のすべり</p>	<p>c. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 斜面の安定性評価手法</p> <p>アクセスルート周辺斜面の安定性は、当該斜面がアクセスルートと保管場所の周辺斜面を兼ねる場合（斜面A, B, F）は、基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を、アクセスルートのみの周辺斜面である場合（斜面C, G）は基準地震動 S_s に基づく静的震度を用いた分割法による安定性評価を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、静的震度を用いた分割法による安定解析の妥当性は別紙(14)に示すが、すべり安全率の裕度が小さい場合（すべり安全率1.5未満を目安）は、より精緻な二次元有限要素法解析による評価も実施する。</p> <p>解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>	<p>a. 評価方法</p> <p>アクセスルートの周辺斜面について、基準地震動 S_s によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルート周辺斜面を兼ねることから、アクセスルート周辺斜面において検討する。</p>	<p>アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面を兼ねることから、アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面において検討する。</p> <p>保管場所及びアクセスルートの周辺に分布する斜面の中で、斜面のすべり方向を考慮し、保管場所及びアクセスルートからの距離距離がない斜面を保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面として抽出する。（第6-12図参照）</p>  <p>第6-12図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p> <p>保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面を対象に、地盤の種類ごとに、岩盤斜面であるグループA及び盛土斜面であるグループBの2つのグループに分類する。</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面については、崩壊を想定した場合においても必要な道路幅が確保可能か評価する。敷地下斜面については、対策を実施した上で斜面の安定性を確保する斜面として、別途評価する。（第6-13図参照）</p>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

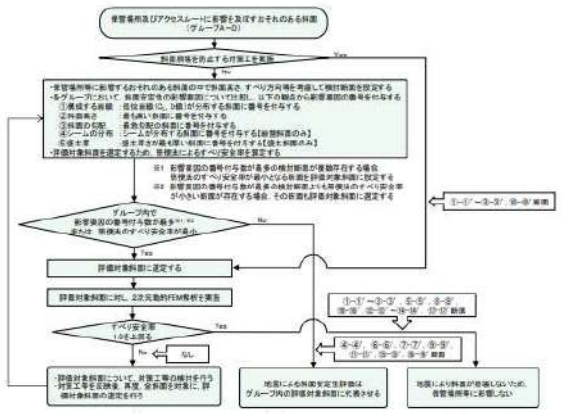
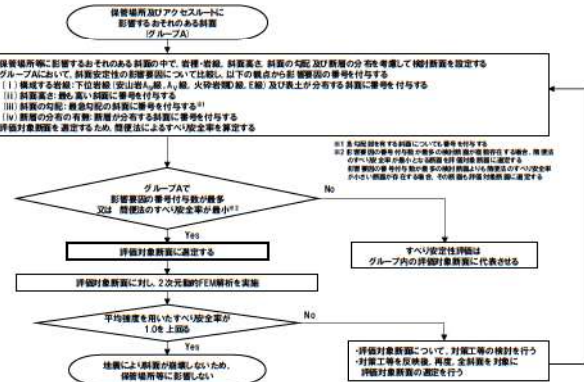
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【周辺斜面のすべり安定性評価】</p> <p>周辺斜面のすべり安定性評価フローを第4-9図に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面を第4-10図に示す。これらの斜面を対象に、斜面法戻標高毎及び種類毎に4つのグループに分類し、グループ毎に影響要因（①構成する岩級、②斜面高さ、③斜面の勾配、④シームの分布の有無、⑤盛土厚）の観点から比較を行い、影響要因の番号付与及び簡便法により定量的に比較検討を実施し、評価対象斜面を選定した（第4-11図及び第4-8表）。</p> <p>選定した評価対象斜面を対象に、基準地震動S_sに対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。</p> <p>なお、解析手法、解析コード等は「島根原子力発電所2号炉耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」と同様に行う。</p>	<p>【周辺斜面のすべり安定性評価】</p> <p>周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>グループAのすべり安定性評価フローを第6-14図に示す。</p> <p>グループAについては、斜面安定性の影響要因の観点に加え、定量的な評価として簡便法も含めた比較検討により、⑨-⑩'断面を評価対象断面として選定する。グループBの堀株側盛土斜面については、斜面高さが最も高く、斜面のすべり方向が最急勾配方向の断面となる⑪-⑫'断面を評価対象断面として設定する。グループBの茶津側盛土斜面に位置するアクセスルートについては、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とする。（第6-15図及び第6-10表）</p> <p>評価対象断面について、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。（詳細は、別紙(14)を参照）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （解析手法等については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため）</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	 <p>第6-13図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面の分類位置図</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。 <p>【女川及び島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違による対策内容及び評価方針の相違。泊は、茶津側盛土斜面のアクセスルートについて、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とし、地震時における滑動、転倒及び支持力の評価を実施。

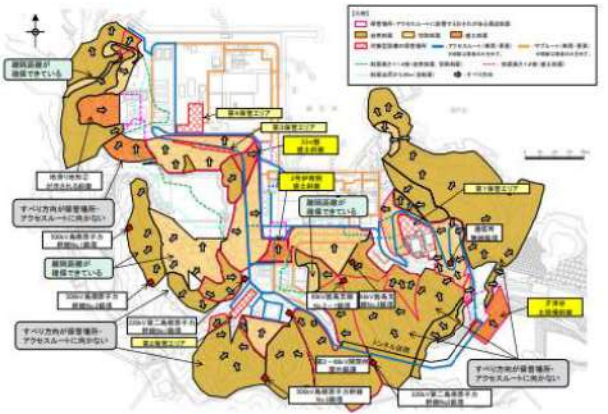
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>対策工を実施した斜面のうち切取を行った斜面については、切取後の斜面で基準地震動Ssに対する地震応答解析を実施し、地震時の斜面の安定性評価を実施した。また、地震による斜面崩壊の防止措置を講ずるための敷地内土木構造物である抑止杭を設置した斜面については、抑止杭の耐震評価及び抑止杭を反映した地震時の斜面の安定性評価を実施した。（詳細は、別紙(31)を参照）</p> <p>【抑止杭の基本設計方針】</p> <p>設置許可段階においては、先行炉及び一般産業施設における適用事例を調査するとともに、代表断面における抑止杭の耐震評価及び斜面の安定性評価を実施することで、構造が成立する見通しを確認する。</p> <p>詳細設計段階においては、以下のとおり設計の妥当性に係る検討を行い、評価基準値を下回る場合には、抑止杭を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶抑止杭の平面配置の妥当性確認 ▶杭間の岩盤の中抜けを想定した解析的検討 ▶杭前面における岩盤の肌分かれを想定したすべり安定性評価 <p>なお、詳細設計段階においては、基本設計の妥当性に係る種々の検討を行うとともに、検討に際しては余裕を持った設計となるよう留意する。</p>  <p>第4-9図 保管場所等の評価対象斜面のすべりに対する安定性評価のフロー</p>	<p>対策工を実施した斜面のうち切取を行った斜面については、切取後の斜面で基準地震動Ssに対する地震応答解析を実施し、地震時の斜面の安定性評価を実施した。また、地震による斜面崩壊の防止措置を講ずるための敷地内土木構造物である抑止杭を設置した斜面については、抑止杭の耐震評価及び抑止杭を反映した地震時の斜面の安定性評価を実施した。（詳細は、別紙(31)を参照）</p> <p>【抑止杭の基本設計方針】</p> <p>設置許可段階においては、先行炉及び一般産業施設における適用事例を調査するとともに、代表断面における抑止杭の耐震評価及び斜面の安定性評価を実施することで、構造が成立する見通しを確認する。</p> <p>詳細設計段階においては、以下のとおり設計の妥当性に係る検討を行い、評価基準値を下回る場合には、抑止杭を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶抑止杭の平面配置の妥当性確認 ▶杭間の岩盤の中抜けを想定した解析的検討 ▶杭前面における岩盤の肌分かれを想定したすべり安定性評価 <p>なお、詳細設計段階においては、基本設計の妥当性に係る種々の検討を行うとともに、検討に際しては余裕を持った設計となるよう留意する。</p>  <p>第6-14図 グループAのすべり安定性評価のフロー</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、対策工（抑止杭）を実施していない。 <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、対策工（抑止杭）を実施していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4-10図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

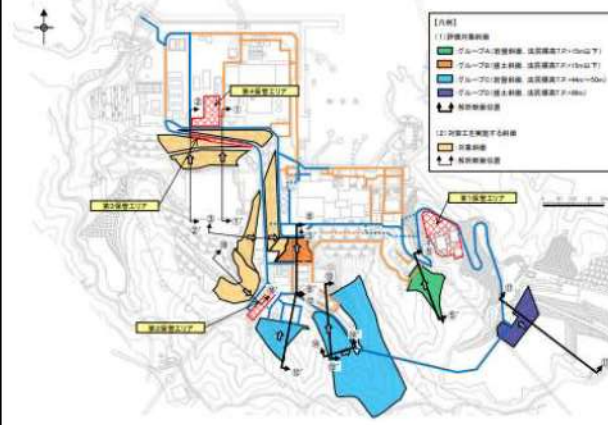
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

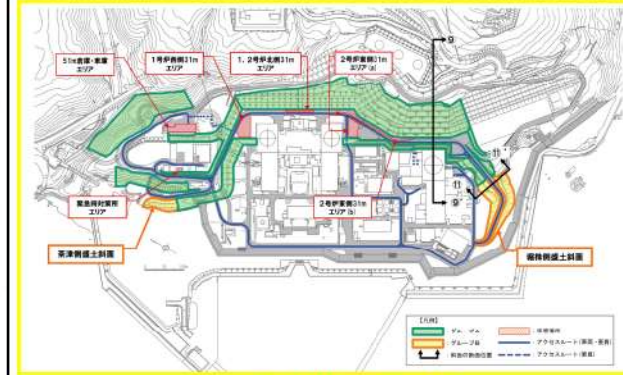
相違理由



第4-11図 評価対象断面位置

第4-8表 評価対象斜面

グループ	斜面種別	対象斜面
A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面
B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面
C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面
		⑬-⑬' 断面
		⑭-⑭' 断面
D	盛土斜面	⑰-⑰' 断面
対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面
	抑止杭を設置した斜面	⑩-⑩' 断面
	抑止杭を設置した斜面	②-②' 断面



第6-15図 評価対象断面位置

第6-10表 評価対象断面

グループ	斜面種別	対象斜面
A	岩盤斜面	⑨-⑨' 断面
B	盛土斜面	⑪-⑪' 断面

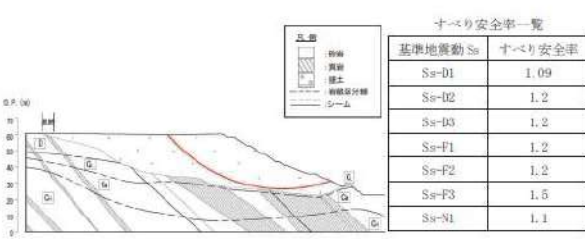
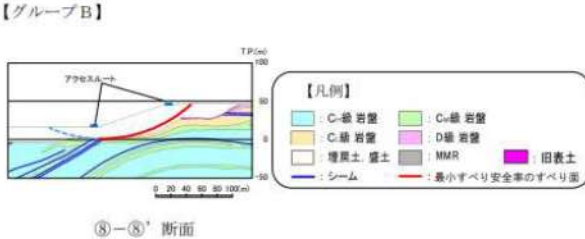
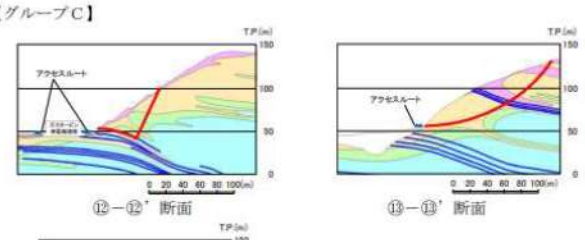
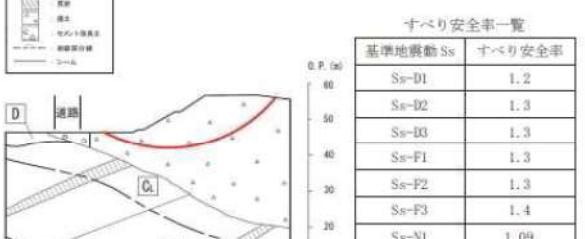
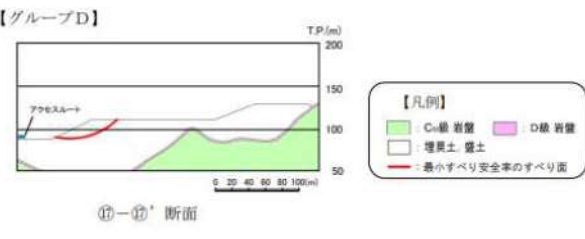
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
<p>(c) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートにおける周辺斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果を第6-10図、第6-11図、第6-12図、第6-13図及び第6-14図に示す。</p> <p>なお、別紙(14)に示すとおり、斜面Bは地盤物性のばらつきを考慮してもすべり安全率が1.0以上であり、崩壊を仮定した場合でも崩壊土砂がアクセスルートに対して影響を与えないことを確認している。また、斜面Cは二次元有限要素法解析による評価でも、すべり安全率が1.0以上であることを確認している。</p> <p>斜面崩壊による影響範囲を考慮した場合に、可搬型設備の通行に必要な道路幅員（3.7m）を確保できない可能性がある区間として抽出した箇所は第6-15図のとおり。</p> <div data-bbox="89 1069 683 1316"> <table border="1"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>7.7</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>第6-10図 斜面Aのすべり安定性評価結果</p>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	6.7	Ss-D2	6.2	Ss-D3	2.7	Ss-F1	8.4	Ss-F2	7.7	Ss-F3	2.2	Ss-N1	7.7	<p>b. 評価結果</p> <p>周辺斜面の安定性評価結果を第4-9表及び第4-12図に示す。周辺斜面を対象としたすべりに対する安定性評価の結果、平均強度による評価対象斜面の最小すべり安全率は評価基準値1.0を上回っていることを確認した。</p> <p>以上のことから、保管場所及びアクセスルート周辺斜面のすべり安定性について問題ないことを確認した。</p> <p>第4-9表 周辺斜面の安定性評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>斜面種別</th> <th>評価対象斜面</th> <th>すべり安全率 (0内はばらつき強度のすべり安全率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>岩盤斜面</td><td>⑤-⑤' 断面</td><td>2.48</td></tr> <tr><td>B</td><td>盛土斜面</td><td>⑧-⑧' 断面</td><td>1.61</td></tr> <tr><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">岩盤斜面</td><td>⑫-⑫' 断面</td><td>2.07</td></tr> <tr><td>⑬-⑬' 断面</td><td>1.47</td></tr> <tr><td>⑭-⑭' 断面</td><td>1.53</td></tr> <tr><td>D</td><td>盛土斜面</td><td>⑯-⑯' 断面</td><td>2.17</td></tr> <tr><td rowspan="4">対策工を実施した斜面</td><td rowspan="2">切取を実施した斜面</td><td>③-③' 断面</td><td>2.53</td></tr> <tr><td>⑩-⑩' 断面</td><td>3.83</td></tr> <tr><td rowspan="2">抑止杭を設置した斜面</td><td>①-①' 断面 (対策工なし) (対策工あり)</td><td>1.08(0.90) 1.37</td></tr> <tr><td>②-②' 断面 (対策工なし) (対策工あり)</td><td>1.24(1.06) 1.67</td></tr> </tbody> </table> <div data-bbox="716 1037 1310 1316"> <p>【グループA】</p> <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（1/5）</p> </div>	グループ	斜面種別	評価対象斜面	すべり安全率 (0内はばらつき強度のすべり安全率)	A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面	2.48	B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面	1.61	C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面	2.07	⑬-⑬' 断面	1.47	⑭-⑭' 断面	1.53	D	盛土斜面	⑯-⑯' 断面	2.17	対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面	2.53	⑩-⑩' 断面	3.83	抑止杭を設置した斜面	①-①' 断面 (対策工なし) (対策工あり)	1.08(0.90) 1.37	②-②' 断面 (対策工なし) (対策工あり)	1.24(1.06) 1.67	<p>(b) 評価結果</p> <p>周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果を第6-11表及び第6-16図に示す。</p> <div data-bbox="1344 223 1948 375" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <p>第6-11表 周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果</p> <div data-bbox="1344 574 1948 957" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <div data-bbox="1344 1013 1948 1324" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <p>第6-16図 周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果</p> <div data-bbox="1523 1380 1948 1428" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。</p>
基準地震動 Ss	すべり安全率																																																					
Ss-D1	6.7																																																					
Ss-D2	6.2																																																					
Ss-D3	2.7																																																					
Ss-F1	8.4																																																					
Ss-F2	7.7																																																					
Ss-F3	2.2																																																					
Ss-N1	7.7																																																					
グループ	斜面種別	評価対象斜面	すべり安全率 (0内はばらつき強度のすべり安全率)																																																			
A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面	2.48																																																			
B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面	1.61																																																			
C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面	2.07																																																			
		⑬-⑬' 断面	1.47																																																			
		⑭-⑭' 断面	1.53																																																			
D	盛土斜面	⑯-⑯' 断面	2.17																																																			
対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面	2.53																																																			
		⑩-⑩' 断面	3.83																																																			
	抑止杭を設置した斜面	①-①' 断面 (対策工なし) (対策工あり)	1.08(0.90) 1.37																																																			
		②-②' 断面 (対策工なし) (対策工あり)	1.24(1.06) 1.67																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>第 6-11 図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>  <table border="1" data-bbox="481 167 683 391"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.09	Ss-D2	1.2	Ss-D3	1.2	Ss-F1	1.2	Ss-F2	1.2	Ss-F3	1.5	Ss-N1	1.1	<p>【グループB】</p> <p>第 4-12 図 周辺斜面の安定性評価結果（2 / 5）</p>  <p>⑧-⑧' 断面</p> <p>【グループC】</p> <p>第 4-12 図 周辺斜面の安定性評価結果（3 / 5）</p>  <p>⑫-⑫' 断面</p> <p>⑬-⑬' 断面</p> <p>⑭-⑭' 断面</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.09																		
Ss-D2	1.2																		
Ss-D3	1.2																		
Ss-F1	1.2																		
Ss-F2	1.2																		
Ss-F3	1.5																		
Ss-N1	1.1																		
<p>第 6-12 図 斜面Cのすべり安定性評価結果</p>  <table border="1" data-bbox="481 662 683 885"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.09</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.2	Ss-D2	1.3	Ss-D3	1.3	Ss-F1	1.3	Ss-F2	1.3	Ss-F3	1.4	Ss-N1	1.09	<p>【グループD】</p> <p>第 4-12 図 周辺斜面の安定性評価結果（4 / 5）</p>  <p>⑯-⑯' 断面</p>		
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.2																		
Ss-D2	1.3																		
Ss-D3	1.3																		
Ss-F1	1.3																		
Ss-F2	1.3																		
Ss-F3	1.4																		
Ss-N1	1.09																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

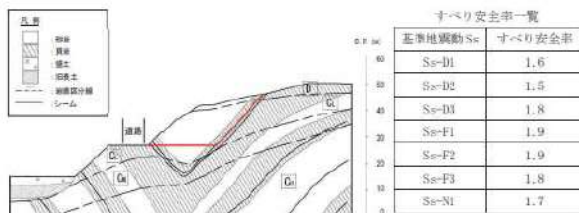
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

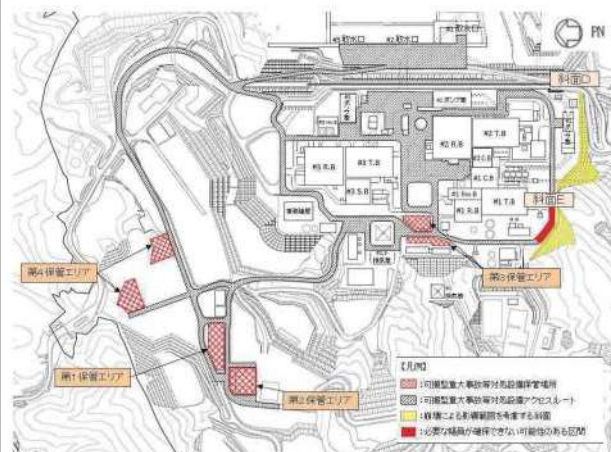
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

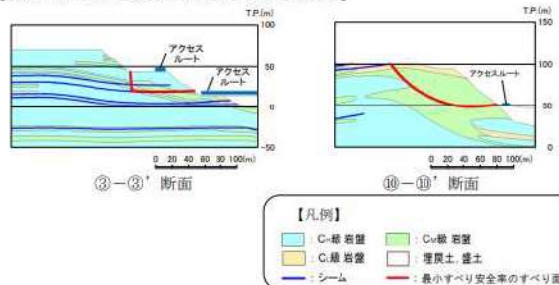


第 6-14 図 斜面Gのすべり安定性評価結果

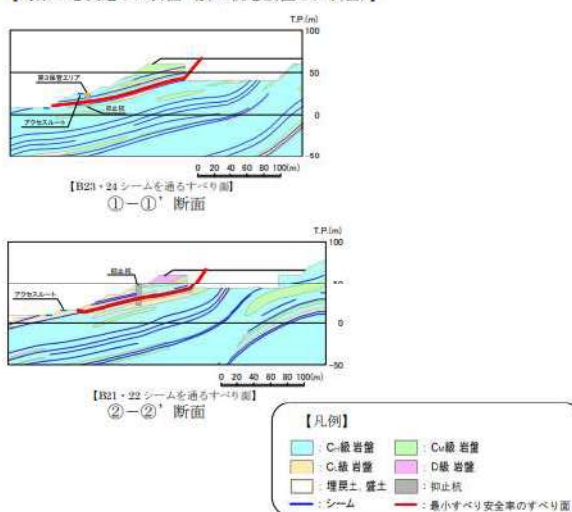


第 6-15 図 必要な幅員を確保できない可能性のあるルート抽出結果

【対策工を実施した斜面（切取を実施した斜面）】



【対策工を実施した斜面（抑止杭を設置した斜面）】




第 4-12 図 周辺斜面の安定性評価結果（5 / 5）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの評価】</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートにおける周辺斜面については、ルートが通行不能となった場合に迂回することができないことから、道路拡幅対策を実施した上で、崩壊を想定した場合においても、必要な道路幅（4.0m）が確保可能か評価する。</p> <p>また、敷地下斜面については、アクセスルートと斜面法肩の離隔距離が小さく、十分な余裕がないこと及び仮に斜面のすべり範囲が可搬型設備の通行に必要な道路幅以上の範囲まで及ぶ場合、速やかに復旧することが困難であることから、土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により、敷地下斜面が崩壊しないことを確認する。（別紙(14)参照）</p> <p>i. 周辺斜面の崩壊</p> <p>周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲については、文献の最大到達範囲を採用し、岩盤部は斜面高さの1.4倍、土砂部は斜面高さの2.0倍とする。</p> <p>崩壊した土砂の堆積形状については、崩壊後の斜面形状の法肩は崩壊前の法肩位置より低くなると想定されるものの、被害の不確定性を考慮して堆積土量が保守的な設定となるように、崩壊前の斜面形状の法肩位置を起点として、土砂到達範囲まで土砂が堆積する形状とする。</p> <p>周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲については、基準地震動による2次元動的FEM解析を用いて、すべり安全率を算定し、すべり安全率が1.0を下回るすべり線のうち、土量が最大となるすべり線において妥当性を確認する。</p> <p>以上のとおり崩壊を想定した場合において、必要な道路幅（4.0m）が確保されるか確認する。</p> <p>ii. 敷地下斜面のすべり</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの敷地下斜面のすべりについては、土砂を掘削する等の対策を実施する。</p> <p>対策実施後の斜面形状を基に、評価対象断面を選定し、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。</p>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

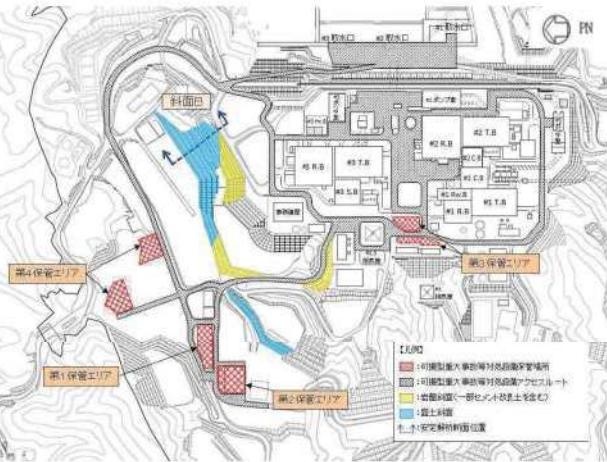
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p>(b) 評価結果</p> <p>i. 周辺斜面の崩壊</p> <p>周辺斜面の崩壊に対する影響評価の結果を第6-17図に示す。周辺斜面崩壊による土砂の到達範囲を評価した結果、道路拡幅対策を実施することにより、周辺斜面の崩壊を想定した場合においても、可搬型設備の通行に必要な道路幅（4.0m）を確保できることを確認した。</p>  <p>第6-17図 51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートにおける周辺斜面の影響評価結果</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【追而】(51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面对策後の地形及び敷地下斜面の評価結果について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div> <p>ii. 敷地下斜面のすべり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追而 (51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面对策後の地形及び敷地下斜面の評価結果について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: right;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

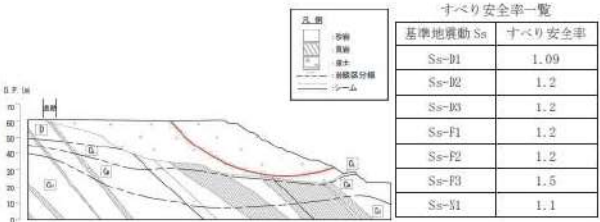
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルート及び評価対象とする斜面の位置は、第6-16図のとおり。</p> <p>0. P.+62m盤を通るアクセスルートの敷地下斜面については、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bを代表として評価する。なお、評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p>  <p>第6-16図 評価対象とするアクセスルートの敷地下斜面</p> <p>(b) 斜面の安定性評価手法</p> <p>アクセスルート敷地下斜面Bの安定性は基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートにおける敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。敷地下斜面の崩壊に対する影響評価結果を第6-17図に示す。</p> <p>なお、別紙(14)に示すとおり、斜面Bは地盤のばらつきを考慮してもすべり安全率が1.0以上であることを確認している。また、アクセスルートはすべり安全率が最小となる下記のすべり線から十分に離隔を確保するように配置しており、敷地下斜面のすべりは車両の通行に影響しない。</p>			<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び ④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																
 <p>第6-17図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="481 199 683 399"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 S_a</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ss-B1</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss-B2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-B3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>Ss-Y1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	基準地震動 S_a	すべり安全率	Ss-B1	1.09	Ss-B2	1.2	Ss-B3	1.2	Ss-F1	1.2	Ss-F2	1.2	Ss-F3	1.5	Ss-Y1	1.1			
基準地震動 S_a	すべり安全率																		
Ss-B1	1.09																		
Ss-B2	1.2																		
Ss-B3	1.2																		
Ss-F1	1.2																		
Ss-F2	1.2																		
Ss-F3	1.5																		
Ss-Y1	1.1																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>e. 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>別紙(9)に示すとおり2011年東北地方太平洋沖地震時の敷地内道路には、不等沈下に伴う段差等が下記に挙げる箇所に発生している。同様の箇所に段差等が発生することを想定し、不等沈下による通行不能が発生しないか確認する。</p> <p><不等沈下による段差・傾斜発生箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下構造物と埋戻部との境界部 ・地山と埋戻部との境界部 <p>さらに、海岸付近のアクセスルートは有効応力解析により過剰間隙水圧の上昇に伴う地盤の剛性低下を考慮した変状について検討する。</p>	<p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり</p> <p>アクセスルートにおいて、以下の箇所における段差発生を想定し、不等沈下による通行不能が発生しないか確認し、通行に支障がある場合は、別途復旧時間の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部） ・地山と埋戻部との境界部 <p>なお、アクセスルート下の地中埋設構造物については、建設工事の記録やプラントウォークダウンにより確認した。</p> <p>また、アクセスルート下の地中埋設構造物の液状化に伴う浮き上がりについて評価を行い、浮き上がりが想定される場合には、対策を行い浮き上がりを防止する。</p> <p>さらに、海岸付近のアクセスルートについては、液状化による側方流動を考慮した沈下の検討を行う。</p>	<p>d. 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルートにおいて、以下の箇所における段差発生を想定し、不等沈下による通行不能が発生しないか確認する。</p> <p><不等沈下による段差・傾斜発生箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中埋設構造物等*と埋戻部との境界部 ・地山と埋戻部との境界部 ・盛土構造による道路部 <p>さらに、海岸付近のアクセスルートは有効応力解析により過剰間隙水圧の上昇に伴う地盤の剛性低下を考慮した変状について検討する。</p> <p>※：地中埋設構造物等とは、「道路排水設備等の地中埋設構造物」、「防潮堤」及び「アクセスルート下で実施した工事の仮設残置物」を指す。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川をベースに浮き上がり評価を後段に記載。 <p>【女川】記載内容の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は既往の実績について記載。 <p>【島根及び女川】評価内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による評価対象の相違。泊は盛土構造による道路部における傾斜評価を記載。 <p>【島根】記載表現の相違</p>

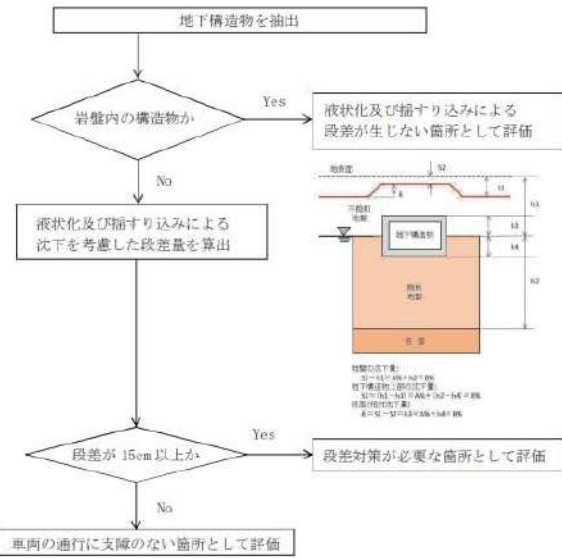

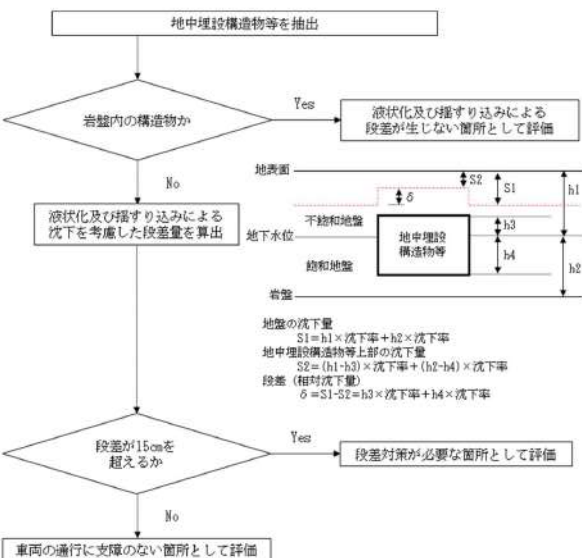
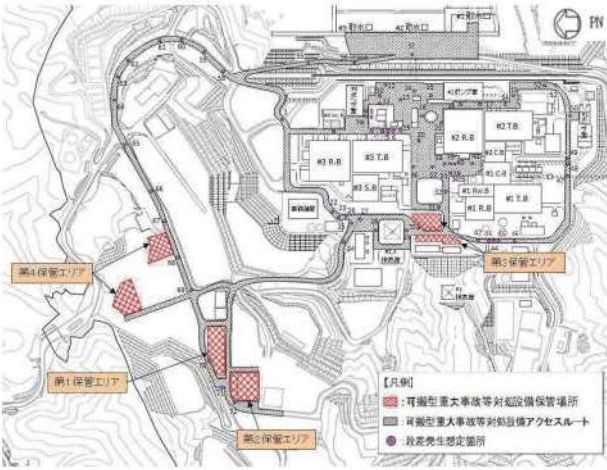

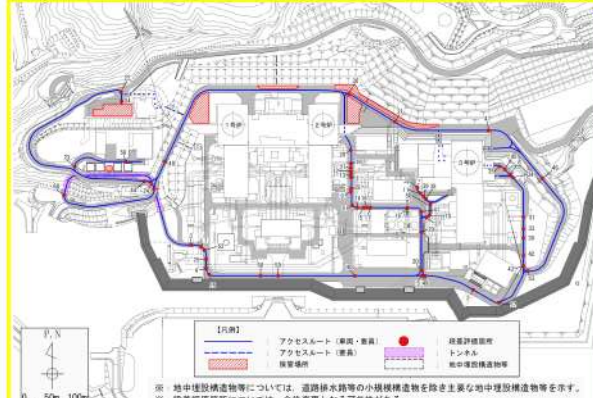
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価</p> <p>i. 評価方法</p> <p>地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価のフローを第6-18図に示す。また、地下構造物と埋戻部との境界部の段差発生想定箇所として抽出した結果を第6-19図に示す。この抽出箇所において、基準地震動 S_s に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、沈下量の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、構造物に起因する液状化及び揺すり込みによる段差が生じない箇所として評価する。 段差発生想定箇所の地下水位を設定し、地下水位が浅い不飽和地盤と地下水位が深い飽和地盤を区別して評価する。また、沈下を想定する地盤は盛土と旧表土の2種類とする。 飽和地盤の液状化を考慮した沈下率は体積ひずみと液状化抵抗率の関係から算出する。飽和地盤の沈下率は、液状化判定によらずこの完全に液状化した状態を想定し、盛土は1.4%、旧表土は2.8%とする。 不飽和地盤の揺すり込みを考慮した沈下率は海野ら^{※1}の知見を援用し、安全側に飽和土が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して盛土は1.4%、旧表土は2.8%とする。沈下量の算出方法は別紙(15)に示す。 通行に支障がある段差は車両が通行可能な許容段差量15cm^{※2}として評価する。 屋外アクセスルートにおける地下水位は第6-20図に示すとおり、エリア①(0.P.+14.8m盤)、エリア②(0.P.+3.5m盤)、その他のエリアに分けて設定する。地下水位の設定方法は別紙(37)に示す。 <p>※1 海野ら：同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係 (平成18年土木学会論文集C Vol.62)</p> <p>※2 依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について (平成19年度近畿地方整備局研究発表会)</p>	<p>a. 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>アクセスルート下であり、段差が生じる可能性がある地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）を抽出した。抽出結果を第4-13図に示す。</p> <p>この抽出箇所において、3.(4)c. ⑤(a)と同様に基準地震動 S_s に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、両沈下量の合計を総沈下量として沈下量の評価を行う。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下によりアクセスルート上に発生する地表面の段差量の評価基準値については、緊急車両が徐行により走行可能な段差量15cmとする。</p> <p>また、液状化に伴う浮き上がりが生じる可能性がある箇所として、アクセスルート下の地中埋設構造物設置箇所を抽出した。この抽出結果は、第4-13図と同様の通し番号を使用する。</p>	<p>(b) 地中埋設構造物等と埋戻部との境界部における段差評価</p> <p>i. 評価方法</p> <p>地中埋設構造物等と埋戻部との境界部における段差評価のフローを第6-18図に示す。地中埋設構造物等と埋戻部との境界部における評価については、道路排水設備等の地中埋設構造物、防潮堤及びアクセスルート下で実施した工事の仮設残置物を網羅的に抽出し評価を行う。(別紙(15)参照)</p> <p>地中埋設構造物等と埋戻部との境界部の段差評価箇所として抽出した結果を第6-19図に示す。この抽出箇所において、5.(2)c. ⑤(a)と同様に基準地震動に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、沈下量の評価を行う。</p> <p>岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、構造物に起因する液状化及び揺すり込みによる段差が生じない箇所として評価する。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下により、地中埋設構造物等と埋戻部との境界部に発生する段差量の評価基準値については、車両が通行可能な段差量15cm[*]とする。</p> <p>※：依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について (平成19年度近畿地方整備局研究発表会)</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は島根と同様に5.保管場所の評価と重複する内容を省略。評価方法に相違はない。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様にフローにより評価方法を説明。</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に浮き上がり評価を後段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>地下構造物を抽出</p> <p>岩壁内の構造物か</p> <p>Yes</p> <p>液状化及び掃り込みによる段差が生じない箇所として評価</p> <p>No</p> <p>液状化及び掃り込みによる沈下を考慮した段差量を算出</p> <p>段差が15cm以上か</p> <p>Yes</p> <p>段差対策が必要な箇所として評価</p> <p>No</p> <p>車両の通行に支障のない箇所として評価</p>	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アサセスルト (車道・車員) アサセスルト (車員) サブスルト (車道・車員) サブスルト (車員) 可搬型設備の保管場所 防火帯 防鼠壁 地中埋設構造物 <p>第4保管エリア (E.L.8.6m)</p> <p>第3保管エリア (E.L.13~15m)</p> <p>第2保管エリア (E.L.14m)</p> <p>第1保管エリア (E.L.6m)</p> <p>緊急時対策所</p> <p>常設代替受電用設備 (ボスタービン発電機)</p>	 <p>地中埋設構造物等を抽出</p> <p>岩壁内の構造物か</p> <p>Yes</p> <p>液状化及び掃り込みによる段差が生じない箇所として評価</p> <p>No</p> <p>液状化及び掃り込みによる沈下を考慮した段差量を算出</p> <p>段差が15cmを超えるか</p> <p>Yes</p> <p>段差対策が必要な箇所として評価</p> <p>No</p> <p>車両の通行に支障のない箇所として評価</p>	<p>【島根】記載内容の相違・泊は女川と同様に段差評価のフローを記載。</p>
<p>第6-18図 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価のフロー</p>	<p>第4-13図 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部) の抽出結果</p>	<p>第6-18図 地中埋設構造物等と埋戻部との境界部における段差評価のフロー</p>	
 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対応設備保管場所 可搬型重大事故等対応設備アサセスルト 段差発生想定箇所 <p>第4保管エリア</p> <p>第3保管エリア</p> <p>第2保管エリア</p> <p>第1保管エリア</p>	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アサセスルト (車道・車員) アサセスルト (車員) サブスルト (車道・車員) サブスルト (車員) 可搬型設備の保管場所 防火帯 防鼠壁 地中埋設構造物 <p>第4保管エリア (E.L.8.6m)</p> <p>第3保管エリア (E.L.13~15m)</p> <p>第2保管エリア (E.L.14m)</p> <p>第1保管エリア (E.L.6m)</p> <p>緊急時対策所</p> <p>常設代替受電用設備 (ボスタービン発電機)</p>	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アサセスルト (車道・車員) アサセスルト (車員) 保管場所 防火帯 防鼠壁 地中埋設構造物等 段差評価箇所 トンネル 地中埋設構造物等 <p>※ 地中埋設構造物等については、道路排水路等の小規模構造物を除き主要な地中埋設構造物等を示す。 ※ 段差評価箇所については、今後変更となる可能性がある。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による段差発生想定箇所の相違。</p>
<p>第6-19図 地下構造物と埋戻部との境界部の段差発生想定箇所</p>	<p>第4-13図 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部) の抽出結果</p>	<p>第6-19図 地中埋設構造物等と埋戻部との境界部の段差評価箇所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-20図 屋外アクセスルートにおける地下水位設定図</p>	<p>【液状化による沈下量の算出法】 3.(4)c. ⑤(a)と同様に、飽和地盤の液状化による沈下量は、地下水水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層とし、その堆積層厚の3.5%とした。</p> <p>【揺すり込み沈下量の算出法】 3.(4)c. ⑤(a)と同様に、不飽和地盤の揺すり込み沈下量は、地表～地下水水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込み沈下の対象層とし、その堆積層厚の3.5%とした。</p> <p>【液状化に伴う浮き上がりの評価法】 液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりについては、「土木学会：トンネル標準示方書、2006」の「液状化時の浮上りに関する力のつり合い」に関する照査式に基づき評価し、評価値が評価基準値の1.0を上回らないことを確認する。（第4-14図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化するものとして想定する。 ・浮き上がりの評価対象は、第4-10表に示す箇所のうち、以下の条件に該当する箇所とする。 <ul style="list-style-type: none"> 条件① 構造物下端よりも地下水水位が高い箇所 条件② 内空を有する構造物の設置箇所 		<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は地下水水位を地表面に設定しているため、地下水水位設定図を示していない。</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に浮き上がりの評価を後段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>浮き上がり照査式</p> $\gamma_f(U_s + U_D) / (W_s + W_B + 2Q_s + 2Q_b) \leq 1.0$ <p> W_s：鉛直荷重の設計用値 W_B：構造物の自重の設計用値 Q_s：上載土のせん断抵抗 Q_b：構造物側面の摩擦抵抗 U_s：構造物底面の静水圧による揚圧力の設計用値 U_D：構造物底面の過剰間隙水圧による揚圧力 γ_f：構造物係数(=1.0) </p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">第4-14図 浮き上がり照査方法</p>		

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																
	<p>第4-10表 浮き上がり評価対象の抽出結果</p> <p style="text-align: right;">■ 浮き上がり評価対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品目番号</th> <th>名称</th> <th>条件①</th> <th>条件②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ケーブルダクト (26ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>2</td><td>ケーブルダクト (27ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>3</td><td>号炉毎直上型相壁立具部</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>縦断ケーブル導引ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>消火配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6</td><td>ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>7</td><td>ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>8</td><td>縦断配管壁仕込ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>9</td><td>ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>10</td><td>取水配管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>11</td><td>送水配管の遮断制御ケーブル配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>12</td><td>空タープダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>13</td><td>排水溝</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>14</td><td>北タープダクト (No.20ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>15</td><td>南七五機房排水水管 (北側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>16</td><td>南七五機房排水水管 (南側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>17</td><td>2号伊原取水排水路 (取水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>18</td><td>2号伊原取水排水路 (排水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>19</td><td>2号伊原取水排水路 (取水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>20</td><td>2号伊原取水排水路 (取水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>21</td><td>2号伊原取水排水路 (取水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>22</td><td>排水配管、消火配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>23</td><td>北タープダクト (No.24ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>24</td><td>縦断ケーブル導引配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>25</td><td>空タープダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>26</td><td>空タープダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>27</td><td>空タープダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>28</td><td>空タープダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>29</td><td>北タープダクト (No.21ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>30</td><td>上水配管遮断ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>31</td><td>排水溝</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>32</td><td>44機房大配管トレンチ (東)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>33</td><td>空タープダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>34</td><td>縦断ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>35</td><td>排水溝</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>36</td><td>TV電源ケーブル</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>37</td><td>44機房排水</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>38</td><td>排水溝</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>39</td><td>南取水槽 (西1/西2) アksesスロープ (西側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>40</td><td>南取水槽 (西1/西2) アksesスロープ (東側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>41</td><td>風圧室</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>42</td><td>44機房大配管トレンチ (西)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>43</td><td>アkses通路耐震補強部 (南側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>44</td><td>アkses通路耐震補強部 (東側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>45</td><td>排水配管ダクト (ガスタービン発電機用給排水モニターガスタービン発電機)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>46</td><td>排水配管ダクト (タービン建屋-排水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>47</td><td>排水配管ダクト (タービン建屋-排水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>○：条件に該当する場合</p> <p>【地下水位の設定】 3.(4)c.⑤(a)と同様に、沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。(別紙(36)参照)</p>	品目番号	名称	条件①	条件②	1	ケーブルダクト (26ダクト)	○	○	2	ケーブルダクト (27ダクト)	○	○	3	号炉毎直上型相壁立具部	○		4	縦断ケーブル導引ダクト	○	○	5	消火配管ダクト	○	○	6	ケーブルダクト	○	○	7	ケーブルダクト	○	○	8	縦断配管壁仕込ダクト	○	○	9	ケーブルダクト	○	○	10	取水配管	○	○	11	送水配管の遮断制御ケーブル配管ダクト	○	○	12	空タープダクト	○	○	13	排水溝	○	○	14	北タープダクト (No.20ダクト)	○	○	15	南七五機房排水水管 (北側)	○	○	16	南七五機房排水水管 (南側)	○	○	17	2号伊原取水排水路 (取水側)	○	○	18	2号伊原取水排水路 (排水側)	○	○	19	2号伊原取水排水路 (取水側)	○	○	20	2号伊原取水排水路 (取水側)	○	○	21	2号伊原取水排水路 (取水側)	○	○	22	排水配管、消火配管ダクト	○	○	23	北タープダクト (No.24ダクト)	○	○	24	縦断ケーブル導引配管ダクト	○	○	25	空タープダクト	○	○	26	空タープダクト	○	○	27	空タープダクト	○	○	28	空タープダクト	○	○	29	北タープダクト (No.21ダクト)	○	○	30	上水配管遮断ダクト	○	○	31	排水溝	○	○	32	44機房大配管トレンチ (東)	○	○	33	空タープダクト	○	○	34	縦断ケーブルダクト	○	○	35	排水溝	○	○	36	TV電源ケーブル	○	○	37	44機房排水	○	○	38	排水溝	○	○	39	南取水槽 (西1/西2) アksesスロープ (西側)	○	○	40	南取水槽 (西1/西2) アksesスロープ (東側)	○	○	41	風圧室	○	○	42	44機房大配管トレンチ (西)	○	○	43	アkses通路耐震補強部 (南側)	○	○	44	アkses通路耐震補強部 (東側)	○	○	45	排水配管ダクト (ガスタービン発電機用給排水モニターガスタービン発電機)	○	○	46	排水配管ダクト (タービン建屋-排水側)	○	○	47	排水配管ダクト (タービン建屋-排水側)	○	○		
品目番号	名称	条件①	条件②																																																																																																																																																																																																
1	ケーブルダクト (26ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
2	ケーブルダクト (27ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
3	号炉毎直上型相壁立具部	○																																																																																																																																																																																																	
4	縦断ケーブル導引ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
5	消火配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
6	ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
7	ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
8	縦断配管壁仕込ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
9	ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
10	取水配管	○	○																																																																																																																																																																																																
11	送水配管の遮断制御ケーブル配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
12	空タープダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
13	排水溝	○	○																																																																																																																																																																																																
14	北タープダクト (No.20ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
15	南七五機房排水水管 (北側)	○	○																																																																																																																																																																																																
16	南七五機房排水水管 (南側)	○	○																																																																																																																																																																																																
17	2号伊原取水排水路 (取水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
18	2号伊原取水排水路 (排水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
19	2号伊原取水排水路 (取水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
20	2号伊原取水排水路 (取水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
21	2号伊原取水排水路 (取水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
22	排水配管、消火配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
23	北タープダクト (No.24ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
24	縦断ケーブル導引配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
25	空タープダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
26	空タープダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
27	空タープダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
28	空タープダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
29	北タープダクト (No.21ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
30	上水配管遮断ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
31	排水溝	○	○																																																																																																																																																																																																
32	44機房大配管トレンチ (東)	○	○																																																																																																																																																																																																
33	空タープダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
34	縦断ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
35	排水溝	○	○																																																																																																																																																																																																
36	TV電源ケーブル	○	○																																																																																																																																																																																																
37	44機房排水	○	○																																																																																																																																																																																																
38	排水溝	○	○																																																																																																																																																																																																
39	南取水槽 (西1/西2) アksesスロープ (西側)	○	○																																																																																																																																																																																																
40	南取水槽 (西1/西2) アksesスロープ (東側)	○	○																																																																																																																																																																																																
41	風圧室	○	○																																																																																																																																																																																																
42	44機房大配管トレンチ (西)	○	○																																																																																																																																																																																																
43	アkses通路耐震補強部 (南側)	○	○																																																																																																																																																																																																
44	アkses通路耐震補強部 (東側)	○	○																																																																																																																																																																																																
45	排水配管ダクト (ガスタービン発電機用給排水モニターガスタービン発電機)	○	○																																																																																																																																																																																																
46	排水配管ダクト (タービン建屋-排水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
47	排水配管ダクト (タービン建屋-排水側)	○	○																																																																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 評価結果</p> <p>評価結果を第6-11表、第6-21図に示す。通行に支障のある段差（許容段差量15cm以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両の通行性を確保する。なお、補強材は十分な耐久性を有するものとし、路盤掘削工事等に伴い一時的に撤去が必要となった場合は、工事完了後に速やかに復旧を行う。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備する。</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>【沈下量の評価結果】</p> <p>沈下量の評価結果を第4-11表、第4-15図に示す。</p> <p>通行に支障のある段差の発生が想定される箇所については、あらかじめ段差緩和対策を行う。（別紙(30)参照）万一、想定を上回る段差が生じた場合は、迂回する、又は段差復旧用の砕石等を用いて、重機により仮復旧を行う。（別紙(9)参照）</p> <p>なお、段差を応急的に復旧する作業ができるよう重機・資材（段差復旧用の砕石等）の配備並びに訓練を実施するとともに、復旧後車両が徐行運転をすることで通行可能であることを確認している。（別紙(9)、別紙(10)参照）</p>	<p>ii. 評価結果</p> <p>評価結果を第6-20図、第6-12表に示す。通行に支障のある段差の発生が予想される箇所については、踏掛版等の敷設による事前の段差緩和対策を行う。なお、踏掛版等は十分な耐久性を有するものとする。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備する。段差緩和対策の概念図を第6-21図に示す。</p> <div data-bbox="1339 528 1935 938" data-label="Figure"> </div> <p>第6-20図 地中埋設構造物等と埋戻部との境界部における段差評価結果 (1/5) (全体)</p> <div data-bbox="1697 1054 1944 1098" data-label="Text"> <p>：本日ご説明範囲</p> </div>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違に伴う段差緩和対策の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第6-11表 沈下量算出結果

通し番号	名称	調査前		調査後		相対沈下量	車両通行可否
		高さ、m	長さ、m	高さ、m	長さ、m		
1	1号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
2	2号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
3	3号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
4	4号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
5	5号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
6	6号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
7	7号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
8	8号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
9	9号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
10	10号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
11	11号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
12	12号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
13	13号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
14	14号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
15	15号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
16	16号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
17	17号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
18	18号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
19	19号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
20	20号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
21	21号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
22	22号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
23	23号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
24	24号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
25	25号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
26	26号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
27	27号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
28	28号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
29	29号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
30	30号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
31	31号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
32	32号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
33	33号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
34	34号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
35	35号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
36	36号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
37	37号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
38	38号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
39	39号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
40	40号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
41	41号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
42	42号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
43	43号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
44	44号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
45	45号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
46	46号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
47	47号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
48	48号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
49	49号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
50	50号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
51	51号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
52	52号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
53	53号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
54	54号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
55	55号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
56	56号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
57	57号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
58	58号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
59	59号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○
60	60号伊勢水橋	14.00	11.00	14.00	11.00	0.00	○

※1 No. 16については、周囲を地盤改良することとしており、地盤改良部と埋戻部との境界部に通行に支障のある段差が発生するものと想定し評価している。
 ※2 No. 56及び57については、側方流動の影響も考慮した車両の通行性を確認するため、「(d) 液状化による側方流動の評価」にて評価している。

島根原子力発電所2号炉

第4-11表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）における沈下量算定結果

通し番号	名称	調査前		調査後		相対沈下量	車両通行可否
		高さ、m	長さ、m	高さ、m	長さ、m		
1	ケーブルダクト (埋設物)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
2	ケーブルダクト (埋設物)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
3	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
4	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
5	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
6	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
7	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
8	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
9	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
10	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
11	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
12	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
13	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
14	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
15	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
16	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
17	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
18	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
19	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
20	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
21	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
22	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
23	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
24	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
25	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
26	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
27	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
28	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
29	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
30	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
31	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
32	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
33	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
34	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
35	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
36	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
37	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
38	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
39	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
40	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
41	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
42	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
43	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
44	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
45	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
46	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
47	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
48	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
49	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
50	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
51	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
52	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
53	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
54	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
55	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
56	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
57	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
58	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
59	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○
60	埋設物境界部 (埋設物境界部)	12.00	12.00	12.00	12.00	0.00	○

泊発電所3号炉

第6-20図 地中埋設構造物等と埋戻部との境界部における段差評価結果 (2/5) (Aエリア)



第6-12表 沈下量算出結果 (1/5) (Aエリア)

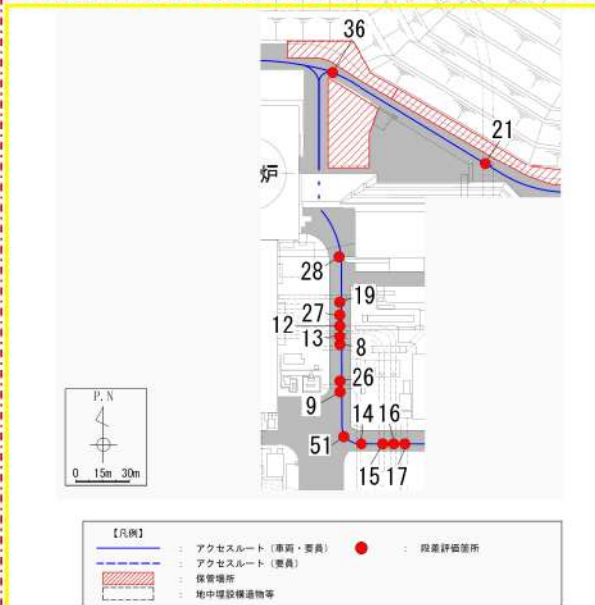
通し番号	名称	調査前		調査後		相対沈下量	車両通行可否
		高さ、m	長さ、m	高さ、m	長さ、m		
1	アクセスルートトンネル	30.64	11.41	8.66	30.64	0.16以下	○
2	伊勢水橋	10.00	0.88	4.90	10.00	0.00	○
4	埋設物境界部 (埋設物境界部)	10.00	0.34	7.80	10.00	0.14	○
7	埋設物境界部 (埋設物境界部)	10.00	0.91	2.40	10.00	0.00	○
27	埋設物境界部 (埋設物境界部)	30.19	49.67	0.90	30.19	0.00	○
23	埋設物境界部 (埋設物境界部)	37.00	30.32	0.00	37.00	0.00	○
24	埋設物境界部 (埋設物境界部)	31.00	28.47	1.00	31.00	0.00	○
35	埋設物境界部 (埋設物境界部)	10.00	0.20	0.31	10.00	0.00	○
44	埋設物境界部 (埋設物境界部)	30.70	36.88	1.00	30.70	0.00	○
48	埋設物境界部 (埋設物境界部)	31.00	10.92	7.00	31.00	0.00	○
52	埋設物境界部 (埋設物境界部)	10.00	0.23	0.82	10.00	0.00	○
4	埋設物境界部 (埋設物境界部)	51.00	46.28	4.28	51.00	0.00	○
55	埋設物境界部 (埋設物境界部)	10.00	-10.00	18.00	10.00	0.30	×
33	埋設物境界部 (埋設物境界部)	30.07	30.70	0.43	30.07	0.00	○

※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。
 ※2：茶津入構トンネル及び防潮堤は構造検討中のため、構造物下端及び構造物高は暫定値であり、今後変更となる可能性がある。なお、変更となった場合でも評価結果は変わらない見込みである。

追而（構造について検討中のため）
 本日ご説明範囲


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																																																																																		
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> — : アクセスルート（車両・要員） - - - : アクセスルート（要員） ■ : 作業場所 □ : 地中埋設構造物等 ● : 段差評価箇所 <p>※：地中埋設構造物等については、道路排水路等の小規模構造物を除き主要な地中埋設構造物等を示す。 ※：段差評価箇所及び15mを超える段差発生想定箇所については、今後変更となる可能性がある。</p> <p>第 6-20 図 地中埋設構造物等と埋戻部との境界部における 段差評価結果 (3/5) (B エリア)</p> <p>第 6-12 表 沈下量算出結果 (2/5) (B エリア)</p> <table border="1" data-bbox="1344 933 1937 1204"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通し番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">構造物下地</th> <th rowspan="2">構造物高さ (m)</th> <th rowspan="2">地下水位 (T.F. (m))</th> <th rowspan="2">相対沈下量 (m)</th> <th rowspan="2">車両通行可否 (0:通行不可)</th> </tr> <tr> <th>高さ (m)</th> <th>T.F. (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>2号炉ケーブルダクト※1</td> <td>10.00</td> <td>5.29</td> <td>2.69</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2号炉ケーブルダクト※1</td> <td>10.00</td> <td>5.29</td> <td>2.69</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>2号炉循環水管</td> <td>10.00</td> <td>3.78</td> <td>3.04</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>2号炉循環水管</td> <td>10.00</td> <td>3.78</td> <td>3.04</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>2号炉ケーブルダクト※1</td> <td>10.00</td> <td>3.11</td> <td>2.69</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>2号炉循環水管</td> <td>10.00</td> <td>3.78</td> <td>3.04</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>2号炉循環水管</td> <td>10.00</td> <td>3.78</td> <td>3.04</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>連絡機室ダクト</td> <td>10.00</td> <td>5.50</td> <td>3.50</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>2号炉タービン機計量シールドダクト</td> <td>10.00</td> <td>6.60</td> <td>2.40</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>ケーブルトンネル</td> <td>32.73</td> <td>3.00</td> <td>4.70</td> <td>32.70</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>3号炉排水</td> <td>10.00</td> <td>8.80</td> <td>0.38</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>3号炉排水</td> <td>10.00</td> <td>8.80</td> <td>0.38</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>3号炉排水</td> <td>10.00</td> <td>8.80</td> <td>0.38</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>3号炉排水</td> <td>3.00</td> <td>20.11</td> <td>0.93</td> <td>31.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>3号炉排水</td> <td>10.00</td> <td>8.80</td> <td>0.44</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。</p> <p>：本日も説明範囲</p>	通し番号	名称	構造物下地		構造物高さ (m)	地下水位 (T.F. (m))	相対沈下量 (m)	車両通行可否 (0:通行不可)	高さ (m)	T.F. (m)	8	2号炉ケーブルダクト※1	10.00	5.29	2.69	10.00	0.00	○	9	2号炉ケーブルダクト※1	10.00	5.29	2.69	10.00	0.00	○	12	2号炉循環水管	10.00	3.78	3.04	10.00	0.00	○	13	2号炉循環水管	10.00	3.78	3.04	10.00	0.00	○	14	2号炉ケーブルダクト※1	10.00	3.11	2.69	10.00	0.00	○	15	2号炉循環水管	10.00	3.78	3.04	10.00	0.00	○	16	2号炉循環水管	10.00	3.78	3.04	10.00	0.00	○	17	連絡機室ダクト	10.00	5.50	3.50	10.00	0.00	○	19	2号炉タービン機計量シールドダクト	10.00	6.60	2.40	10.00	0.00	○	21	ケーブルトンネル	32.73	3.00	4.70	32.70	-	○	26	3号炉排水	10.00	8.80	0.38	10.00	0.00	○	27	3号炉排水	10.00	8.80	0.38	10.00	0.00	○	28	3号炉排水	10.00	8.80	0.38	10.00	0.00	○	36	3号炉排水	3.00	20.11	0.93	31.00	0.00	○	51	3号炉排水	10.00	8.80	0.44	10.00	0.00	○	
通し番号	名称	構造物下地			構造物高さ (m)	地下水位 (T.F. (m))					相対沈下量 (m)	車両通行可否 (0:通行不可)																																																																																																																									
		高さ (m)	T.F. (m)																																																																																																																																		
8	2号炉ケーブルダクト※1	10.00	5.29	2.69	10.00	0.00	○																																																																																																																														
9	2号炉ケーブルダクト※1	10.00	5.29	2.69	10.00	0.00	○																																																																																																																														
12	2号炉循環水管	10.00	3.78	3.04	10.00	0.00	○																																																																																																																														
13	2号炉循環水管	10.00	3.78	3.04	10.00	0.00	○																																																																																																																														
14	2号炉ケーブルダクト※1	10.00	3.11	2.69	10.00	0.00	○																																																																																																																														
15	2号炉循環水管	10.00	3.78	3.04	10.00	0.00	○																																																																																																																														
16	2号炉循環水管	10.00	3.78	3.04	10.00	0.00	○																																																																																																																														
17	連絡機室ダクト	10.00	5.50	3.50	10.00	0.00	○																																																																																																																														
19	2号炉タービン機計量シールドダクト	10.00	6.60	2.40	10.00	0.00	○																																																																																																																														
21	ケーブルトンネル	32.73	3.00	4.70	32.70	-	○																																																																																																																														
26	3号炉排水	10.00	8.80	0.38	10.00	0.00	○																																																																																																																														
27	3号炉排水	10.00	8.80	0.38	10.00	0.00	○																																																																																																																														
28	3号炉排水	10.00	8.80	0.38	10.00	0.00	○																																																																																																																														
36	3号炉排水	3.00	20.11	0.93	31.00	0.00	○																																																																																																																														
51	3号炉排水	10.00	8.80	0.44	10.00	0.00	○																																																																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																																																																																																					
		 <p>第6-20図 地中埋設構造物等と埋戻部との境界部における 段差評価結果 (4/5) (Cエリア)</p> <p>第6-12表 沈下量算出結果 (3/5) (Cエリア)</p> <table border="1" data-bbox="1344 750 1948 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通し番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">路面高</th> <th colspan="2">構造物下端</th> <th rowspan="2">構造物高</th> <th rowspan="2">地下水位</th> <th rowspan="2">相対沈下量</th> <th rowspan="2">車両通行可否</th> </tr> <tr> <th>T.F. (m)</th> <th>(m)</th> <th>T.F. (m)</th> <th>(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>仮設掘削トンネル</td> <td>10.00</td> <td>8.30</td> <td>1.70</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2号ケーブルダクト</td> <td>10.00</td> <td>0.05</td> <td>3.85</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>線路配管ダクトA</td> <td>10.00</td> <td>3.55</td> <td>5.45</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>線路配管ダクトB</td> <td>10.00</td> <td>4.50</td> <td>3.20</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>2号ケーブルダクト (立基礎)</td> <td>10.00</td> <td>0.35</td> <td>8.95</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>3号道路排水</td> <td>10.00</td> <td>8.81</td> <td>0.81</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>3号道路排水</td> <td>10.00</td> <td>8.76</td> <td>0.54</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>線路配管ダクトB</td> <td>10.00</td> <td>3.70</td> <td>3.45</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>線路配管ダクトB</td> <td>10.00</td> <td>3.70</td> <td>3.45</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>3号道路排水</td> <td>10.00</td> <td>9.02</td> <td>0.41</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>3号道路排水</td> <td>10.00</td> <td>9.11</td> <td>0.36</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>3号道路排水</td> <td>10.00</td> <td>8.86</td> <td>0.81</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>3号道路排水</td> <td>28.47</td> <td>28.74</td> <td>1.71</td> <td>28.43</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>汽機給水ピット</td> <td>32.80</td> <td>27.85</td> <td>4.45</td> <td>32.80</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>1号炉原子炉補機冷却海水放水路</td> <td>10.00</td> <td>6.70**</td> <td>3.30**</td> <td>10.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉原子炉補機冷却海水放水路は構造検討中のため、構造物下端及び構造物高は暫定値であり、今後変更となる可能性がある。なお、変更となった場合でも評価結果は変わらない見込みである。</p>	通し番号	名称	路面高		構造物下端		構造物高	地下水位	相対沈下量	車両通行可否	T.F. (m)	(m)	T.F. (m)	(m)	8	仮設掘削トンネル	10.00	8.30	1.70	10.00	0.00	0.00	○	10	2号ケーブルダクト	10.00	0.05	3.85	10.00	0.00	0.00	○	11	線路配管ダクトA	10.00	3.55	5.45	10.00	0.00	0.00	○	18	線路配管ダクトB	10.00	4.50	3.20	10.00	0.00	0.00	○	32	2号ケーブルダクト (立基礎)	10.00	0.35	8.95	10.00	0.00	0.00	△	34	3号道路排水	10.00	8.81	0.81	10.00	0.00	0.00	○	35	3号道路排水	10.00	8.76	0.54	10.00	0.00	0.00	○	37	線路配管ダクトB	10.00	3.70	3.45	10.00	0.00	0.00	○	38	線路配管ダクトB	10.00	3.70	3.45	10.00	0.00	0.00	○	39	3号道路排水	10.00	9.02	0.41	10.00	0.00	0.00	○	41	3号道路排水	10.00	9.11	0.36	10.00	0.00	0.00	○	45	3号道路排水	10.00	8.86	0.81	10.00	0.00	0.00	○	46	3号道路排水	28.47	28.74	1.71	28.43	0.00	0.00	○	47	汽機給水ピット	32.80	27.85	4.45	32.80	0.00	0.00	○	50	1号炉原子炉補機冷却海水放水路	10.00	6.70**	3.30**	10.00	0.00	0.00	○	
通し番号	名称	路面高			構造物下端		構造物高	地下水位					相対沈下量	車両通行可否																																																																																																																																										
		T.F. (m)	(m)	T.F. (m)	(m)																																																																																																																																																			
8	仮設掘削トンネル	10.00	8.30	1.70	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
10	2号ケーブルダクト	10.00	0.05	3.85	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
11	線路配管ダクトA	10.00	3.55	5.45	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
18	線路配管ダクトB	10.00	4.50	3.20	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
32	2号ケーブルダクト (立基礎)	10.00	0.35	8.95	10.00	0.00	0.00	△																																																																																																																																																
34	3号道路排水	10.00	8.81	0.81	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
35	3号道路排水	10.00	8.76	0.54	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
37	線路配管ダクトB	10.00	3.70	3.45	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
38	線路配管ダクトB	10.00	3.70	3.45	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
39	3号道路排水	10.00	9.02	0.41	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
41	3号道路排水	10.00	9.11	0.36	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
45	3号道路排水	10.00	8.86	0.81	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
46	3号道路排水	28.47	28.74	1.71	28.43	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
47	汽機給水ピット	32.80	27.85	4.45	32.80	0.00	0.00	○																																																																																																																																																
50	1号炉原子炉補機冷却海水放水路	10.00	6.70**	3.30**	10.00	0.00	0.00	○																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																
		<div data-bbox="1355 143 1944 446"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセシブル（車両・重具） 地下埋設構造物等 段差評価箇所 15mを超える段差発生想定箇所 <p>※ 地中埋設構造物等については、道路排水路等の小規模構造物を除き主要な地中埋設構造物等を示す。 ※ 段差評価箇所及び15mを超える段差発生想定箇所については、今後変更となる可能性がある。</p> </div> <div data-bbox="1384 462 1915 518"> <p>第6-20図 地中埋設構造物等と埋戻部との境界部における 段差評価結果（5/5）（Dエリア）</p> </div> <div data-bbox="1438 550 1859 574"> <p>第6-12表 沈下量算出結果（4/5）（Dエリア）</p> </div> <div data-bbox="1344 590 1937 853"> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 白枠：岩盤内構造物のため相対沈下量が生じない箇所 赤枠：段差（相対沈下量）が10cmを超える箇所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>構造物高さ T.P. (m)</th> <th>構造物下端 T.P. (m)</th> <th>構造物高さ (m)</th> <th>地下水位 T.P. (m)</th> <th>相対沈下量 (m)</th> <th>車両通行可否 0.15m以下：○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>-0.50</td><td>0.50</td><td>10.00</td><td>0.00</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>1号本家</td><td>10.00</td><td>-0.40</td><td>0.50</td><td>10.00</td><td>0.00</td><td>○</td></tr> <tr><td>20</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>-0.33</td><td>0.50</td><td>10.00</td><td>0.00</td><td>○</td></tr> <tr><td>29</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>0.90</td><td>0.42</td><td>10.00</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>30</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>0.74</td><td>0.31</td><td>10.00</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>31</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>0.69</td><td>0.26</td><td>10.00</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>33</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>0.74</td><td>0.31</td><td>10.00</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>40</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>0.00</td><td>0.74</td><td>10.00</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr><td>42</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>0.30</td><td>0.47</td><td>10.00</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>43</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>0.70</td><td>0.31</td><td>10.00</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>49</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>0.41</td><td>0.82</td><td>10.00</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr><td>53</td><td>3号炉取水路</td><td>10.00</td><td>0.11</td><td>0.87</td><td>10.00</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr><td>56</td><td>防潮堤</td><td>10.00</td><td>-0.00</td><td>10.00</td><td>10.00</td><td>0.00</td><td>×</td></tr> <tr><td>57</td><td>防潮堤</td><td>10.00</td><td>-0.00</td><td>10.00</td><td>10.00</td><td>0.00</td><td>×</td></tr> <tr><td>59</td><td>1号炉取水路</td><td>10.00</td><td>-0.00</td><td>0.00</td><td>10.00</td><td>0.00</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>段差発生想定箇所 2 (箇所)</p> </div> <div data-bbox="1344 869 1960 949"> <p>※2：防潮堤は構造検討中のため、構造物下端及び構造物高は暫定値であり、今後変更となる可能性がある。なお、変更となった場合でも評価結果は変わらない見込みである。</p> </div> <div data-bbox="1702 1013 1948 1061"> <p>：本日も説明範囲</p> </div>	通し番号	名称	構造物高さ T.P. (m)	構造物下端 T.P. (m)	構造物高さ (m)	地下水位 T.P. (m)	相対沈下量 (m)	車両通行可否 0.15m以下：○	2	3号炉取水路	10.00	-0.50	0.50	10.00	0.00	○	5	1号本家	10.00	-0.40	0.50	10.00	0.00	○	20	3号炉取水路	10.00	-0.33	0.50	10.00	0.00	○	29	3号炉取水路	10.00	0.90	0.42	10.00	0.01	○	30	3号炉取水路	10.00	0.74	0.31	10.00	0.01	○	31	3号炉取水路	10.00	0.69	0.26	10.00	0.01	○	33	3号炉取水路	10.00	0.74	0.31	10.00	0.01	○	40	3号炉取水路	10.00	0.00	0.74	10.00	0.02	○	42	3号炉取水路	10.00	0.30	0.47	10.00	0.01	○	43	3号炉取水路	10.00	0.70	0.31	10.00	0.01	○	49	3号炉取水路	10.00	0.41	0.82	10.00	0.02	○	53	3号炉取水路	10.00	0.11	0.87	10.00	0.02	○	56	防潮堤	10.00	-0.00	10.00	10.00	0.00	×	57	防潮堤	10.00	-0.00	10.00	10.00	0.00	×	59	1号炉取水路	10.00	-0.00	0.00	10.00	0.00	○	
通し番号	名称	構造物高さ T.P. (m)	構造物下端 T.P. (m)	構造物高さ (m)	地下水位 T.P. (m)	相対沈下量 (m)	車両通行可否 0.15m以下：○																																																																																																																												
2	3号炉取水路	10.00	-0.50	0.50	10.00	0.00	○																																																																																																																												
5	1号本家	10.00	-0.40	0.50	10.00	0.00	○																																																																																																																												
20	3号炉取水路	10.00	-0.33	0.50	10.00	0.00	○																																																																																																																												
29	3号炉取水路	10.00	0.90	0.42	10.00	0.01	○																																																																																																																												
30	3号炉取水路	10.00	0.74	0.31	10.00	0.01	○																																																																																																																												
31	3号炉取水路	10.00	0.69	0.26	10.00	0.01	○																																																																																																																												
33	3号炉取水路	10.00	0.74	0.31	10.00	0.01	○																																																																																																																												
40	3号炉取水路	10.00	0.00	0.74	10.00	0.02	○																																																																																																																												
42	3号炉取水路	10.00	0.30	0.47	10.00	0.01	○																																																																																																																												
43	3号炉取水路	10.00	0.70	0.31	10.00	0.01	○																																																																																																																												
49	3号炉取水路	10.00	0.41	0.82	10.00	0.02	○																																																																																																																												
53	3号炉取水路	10.00	0.11	0.87	10.00	0.02	○																																																																																																																												
56	防潮堤	10.00	-0.00	10.00	10.00	0.00	×																																																																																																																												
57	防潮堤	10.00	-0.00	10.00	10.00	0.00	×																																																																																																																												
59	1号炉取水路	10.00	-0.00	0.00	10.00	0.00	○																																																																																																																												

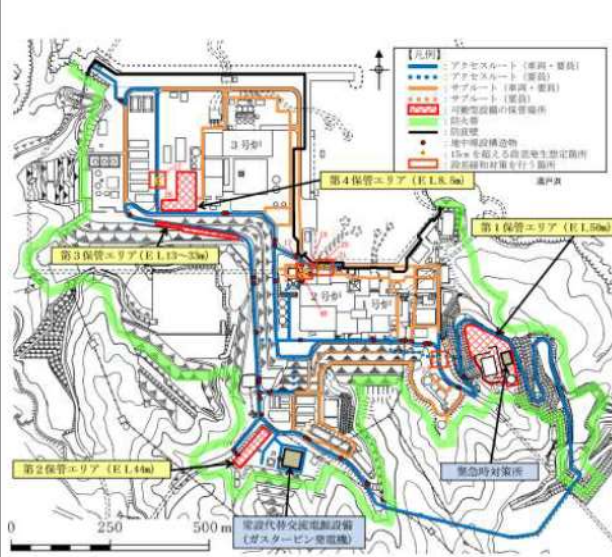
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



島根原子力発電所2号炉

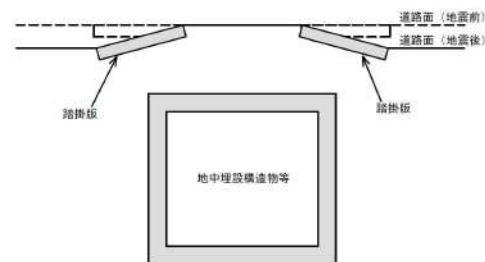


泊発電所3号炉

相違理由

第6-12表 沈下量算出結果 (5/5) (まとめ)

エリア	段差発生想定箇所
A	1
B	0
C	1
D	2
合計	4 (箇所)



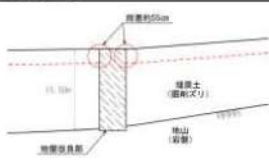
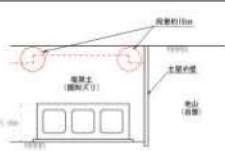

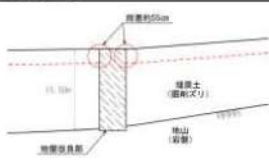
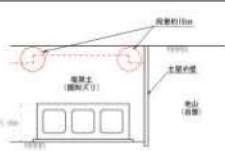

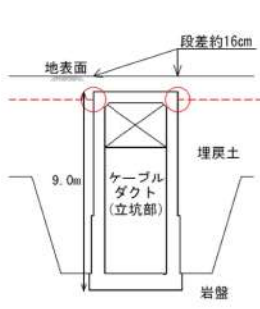
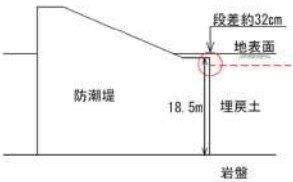
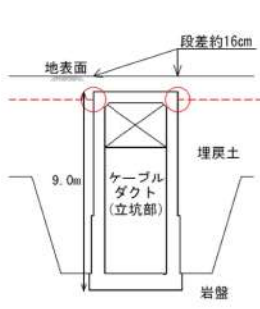
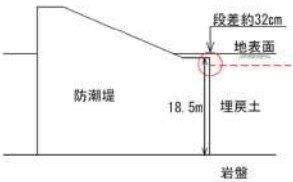
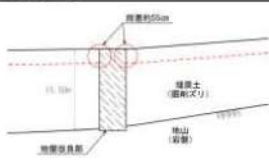
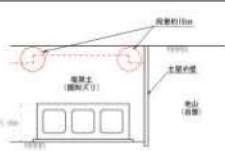

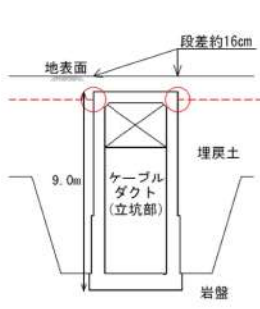
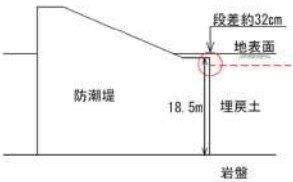
：本日ご説明範囲

【島根】資料構成の相違・泊は女川と同様に対策概念図を記載。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

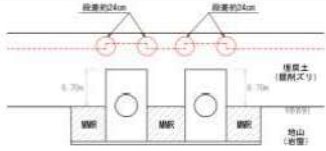
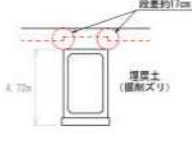

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由														
	<p>評価対象とする地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）の評価結果を第4-12表に示す。</p> <p>第4-12表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）の評価結果（1/3）</p> <table border="1" data-bbox="712 284 1321 1145"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="712 435 869 512">3. 1号炉南側盛土部地盤改良部</td> <td data-bbox="712 336 1321 608">  <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約55cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 707 869 783">17. 2号炉循環水排水路（放水槽側）</td> <td data-bbox="712 608 1321 783">  <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 975 869 1051">18. 2号炉循環水排水路（取水槽側）</td> <td data-bbox="712 876 1321 1051">  <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）	3. 1号炉南側盛土部地盤改良部	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約55cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>	17. 2号炉循環水排水路（放水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>	18. 2号炉循環水排水路（取水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>	<p>評価対象とする地中埋設構造物等と埋戻部との境界部の評価結果を第6-13表に示す。</p> <p>第6-13表 地中埋設構造物等と埋戻部との境界部の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1344 260 1953 1098"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>地中埋設構造物等と埋戻部との境界部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 448 1500 608">32 CV ケーブルダクト（立坑部）</td> <td data-bbox="1344 320 1953 639">  <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約16cmの段差発生が想定されるため、踏掛板等の敷設の対象として抽出する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 866 1500 959">55, 56, 57 防潮堤</td> <td data-bbox="1344 735 1953 991">  <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約32cmの段差発生が想定されるため、踏掛板等の敷設の対象として抽出する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">: 本日ご説明範囲</p>	通し番号	地中埋設構造物等と埋戻部との境界部	32 CV ケーブルダクト（立坑部）	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約16cmの段差発生が想定されるため、踏掛板等の敷設の対象として抽出する。</p>	55, 56, 57 防潮堤	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約32cmの段差発生が想定されるため、踏掛板等の敷設の対象として抽出する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に基準値以上の段差が発生する箇所の概要図を記載。</p>
通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）																
3. 1号炉南側盛土部地盤改良部	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約55cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>																
17. 2号炉循環水排水路（放水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>																
18. 2号炉循環水排水路（取水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>																
通し番号	地中埋設構造物等と埋戻部との境界部																
32 CV ケーブルダクト（立坑部）	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約16cmの段差発生が想定されるため、踏掛板等の敷設の対象として抽出する。</p>																
55, 56, 57 防潮堤	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約32cmの段差発生が想定されるため、踏掛板等の敷設の対象として抽出する。</p>																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

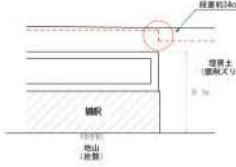
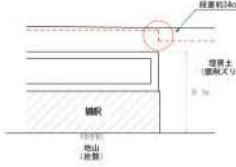
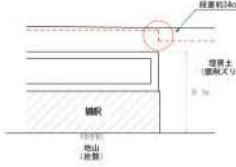
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第4-12表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）の評価結果（2/3）</p>		
	<p>通し番号 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）</p>		
<p>20. 2号炉取水槽 （取水管取合部） （西側）</p>			
<p>21. 2号炉取水槽 （取水管取合部） （東側）</p>	<p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約24cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>		
<p>26. 字中中連絡ダクト</p>			
	<p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約17cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>		
<p>27. 旧2号炉放水口</p>			
	<p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約39cm及び約22cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p data-bbox="734 172 1299 226">第4-12表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部) の評価結果 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="719 226 1317 571"> <tr> <td data-bbox="719 226 875 277">通し番号</td> <td data-bbox="875 226 1317 277">地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 277 875 478">46. 屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)</td> <td data-bbox="875 277 1317 478">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 478 875 571">評価結果</td> <td data-bbox="875 478 1317 571"> <ul style="list-style-type: none"> ・埋戻部の沈下により、約34cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。 </td> </tr> </table>	通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)	46. 屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)		評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・埋戻部の沈下により、約34cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。 		
通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)								
46. 屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)									
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・埋戻部の沈下により、約34cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。 								

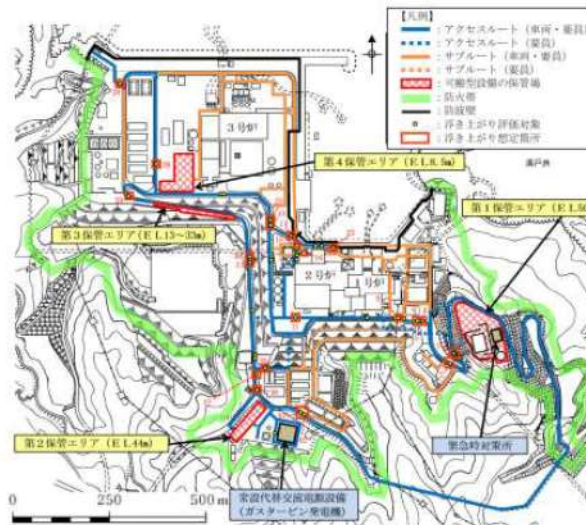

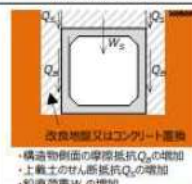


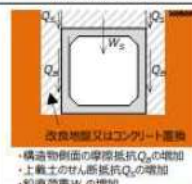


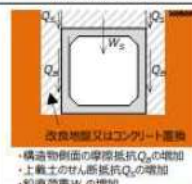

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																								
	<p>【浮き上がりの評価結果】</p> <p>浮き上がりの評価結果を第4-13表、地中埋設構造物の浮き上がり想定箇所を第4-16図に示す。</p> <p>4.(4)⑤a.(a)により抽出された浮き上がり評価対象構造物(39箇所)について、浮き上がり評価を行った結果、安全率が評価基準値の1.0を上回り、浮き上がり想定される箇所については、詳細設計段階において決定する地下水位を用いて再度浮き上がり評価を実施し、浮き上がり想定される地中埋設構造物については、第4-17図のとおり、揚圧力(U_s, U_b)に対する浮き上がり抵抗力(W_s, W_b, Q_s, Q_b)の不足分を補うため、構造物周辺の地盤改良やコンクリート置換、又はカウンターウエイトを設置する対策を実施する方針とする。</p> <p>第4-13表 浮き上がり評価結果</p> <p style="text-align: center;">■ : 安全率の評価基準値の1.0を上回る箇所</p> <table border="1" data-bbox="719 555 1312 1238"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力 (kN/m)</th> <th>浮き上がり抵抗力 (kN/m)</th> <th>安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ケーブルダクト(D5ダクト)</td><td>42</td><td>38</td><td>1.11</td></tr> <tr><td>2</td><td>ケーブルダクト(D7ダクト)</td><td>29</td><td>18</td><td>1.62</td></tr> <tr><td>4</td><td>東側ケーブル巻戻りダクト</td><td>140</td><td>84</td><td>1.67</td></tr> <tr><td>5</td><td>消火配管ダクト</td><td>110</td><td>28</td><td>3.93</td></tr> <tr><td>6</td><td>ケーブルダクト</td><td>53</td><td>25</td><td>2.12</td></tr> <tr><td>7</td><td>ケーブルダクト</td><td>36</td><td>42</td><td>0.86</td></tr> <tr><td>8</td><td>西側配管巻戻りダクト</td><td>58</td><td>42</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>9</td><td>ケーブルダクト</td><td>65</td><td>77</td><td>0.85</td></tr> <tr><td>10</td><td>排水配管</td><td>14</td><td>18</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>11</td><td>2号炉閉鎖用連続制御ケーブル配管ダクト</td><td>39</td><td>25</td><td>1.56</td></tr> <tr><td>12</td><td>OFケーブルダクト</td><td>116</td><td>169</td><td>0.69</td></tr> <tr><td>13</td><td>排水路</td><td>162</td><td>120</td><td>1.35</td></tr> <tr><td>14</td><td>光ケーブルダクト(No.20ダクト)</td><td>175</td><td>94</td><td>1.87</td></tr> <tr><td>15</td><td>除じん機洗浄水排水路(北側)</td><td>124</td><td>110</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>16</td><td>除じん機洗浄水排水路(南側)</td><td>119</td><td>106</td><td>1.14</td></tr> <tr><td>17</td><td>2号炉排水路(取水機側)</td><td>1,481</td><td>2,606</td><td>0.56</td></tr> <tr><td>18</td><td>2号炉排水路(取水機側)</td><td>1,842</td><td>3,328</td><td>0.56</td></tr> <tr><td>20</td><td>2号炉取水機(取水管取合部)(西側)</td><td>6,616</td><td>7,419</td><td>0.82</td></tr> <tr><td>21</td><td>2号炉取水機(取水管取合部)(東側)</td><td>6,616</td><td>7,419</td><td>0.82</td></tr> <tr><td>22</td><td>海水電機、消火配管ダクト</td><td>53</td><td>35</td><td>1.52</td></tr> <tr><td>23</td><td>光ケーブルダクト(No.24ダクト)</td><td>200</td><td>94</td><td>2.13</td></tr> <tr><td>24</td><td>SB連絡ユーティリティ配管ダクト</td><td>200</td><td>223</td><td>0.89</td></tr> <tr><td>25</td><td>500kVケーブルダクト</td><td>150</td><td>205</td><td>0.74</td></tr> <tr><td>26</td><td>平中連絡ダクト</td><td>323</td><td>170</td><td>1.90</td></tr> <tr><td>28</td><td>重油移送配管ダクト</td><td>49</td><td>28</td><td>1.75</td></tr> <tr><td>29</td><td>光ケーブルダクト(No.21ダクト)</td><td>229</td><td>218</td><td>1.06</td></tr> <tr><td>30</td><td>上水配管機断ダクト</td><td>167</td><td>101</td><td>1.66</td></tr> <tr><td>31</td><td>排水路</td><td>140</td><td>73</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>32</td><td>44m盤消火配管トレンチ(Ⅲ)</td><td>24</td><td>36</td><td>0.67</td></tr> <tr><td>33</td><td>OFケーブルダクト</td><td>101</td><td>161</td><td>0.63</td></tr> <tr><td>34</td><td>制御ケーブルダクト</td><td>53</td><td>76</td><td>0.70</td></tr> <tr><td>35</td><td>排水路</td><td>22</td><td>12</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>37</td><td>U-600機断側溝</td><td>20</td><td>15</td><td>1.34</td></tr> <tr><td>38</td><td>排水路</td><td>139</td><td>94</td><td>1.46</td></tr> <tr><td>41</td><td>重圧管</td><td>57</td><td>43</td><td>1.33</td></tr> <tr><td>42</td><td>44m盤消火配管トレンチ(Ⅳ)</td><td>28</td><td>22</td><td>1.28</td></tr> <tr><td>45</td><td>屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)</td><td>51</td><td>67</td><td>0.77</td></tr> <tr><td>46</td><td>屋外配管ダクト(タービン建屋～放水機)</td><td>576</td><td>880</td><td>0.66</td></tr> <tr><td>47</td><td>屋外配管ダクト(タービン建屋～排気機)</td><td>508</td><td>591</td><td>0.86</td></tr> </tbody> </table>	通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗力 (kN/m)	安全率	1	ケーブルダクト(D5ダクト)	42	38	1.11	2	ケーブルダクト(D7ダクト)	29	18	1.62	4	東側ケーブル巻戻りダクト	140	84	1.67	5	消火配管ダクト	110	28	3.93	6	ケーブルダクト	53	25	2.12	7	ケーブルダクト	36	42	0.86	8	西側配管巻戻りダクト	58	42	1.39	9	ケーブルダクト	65	77	0.85	10	排水配管	14	18	0.78	11	2号炉閉鎖用連続制御ケーブル配管ダクト	39	25	1.56	12	OFケーブルダクト	116	169	0.69	13	排水路	162	120	1.35	14	光ケーブルダクト(No.20ダクト)	175	94	1.87	15	除じん機洗浄水排水路(北側)	124	110	1.13	16	除じん機洗浄水排水路(南側)	119	106	1.14	17	2号炉排水路(取水機側)	1,481	2,606	0.56	18	2号炉排水路(取水機側)	1,842	3,328	0.56	20	2号炉取水機(取水管取合部)(西側)	6,616	7,419	0.82	21	2号炉取水機(取水管取合部)(東側)	6,616	7,419	0.82	22	海水電機、消火配管ダクト	53	35	1.52	23	光ケーブルダクト(No.24ダクト)	200	94	2.13	24	SB連絡ユーティリティ配管ダクト	200	223	0.89	25	500kVケーブルダクト	150	205	0.74	26	平中連絡ダクト	323	170	1.90	28	重油移送配管ダクト	49	28	1.75	29	光ケーブルダクト(No.21ダクト)	229	218	1.06	30	上水配管機断ダクト	167	101	1.66	31	排水路	140	73	1.92	32	44m盤消火配管トレンチ(Ⅲ)	24	36	0.67	33	OFケーブルダクト	101	161	0.63	34	制御ケーブルダクト	53	76	0.70	35	排水路	22	12	1.84	37	U-600機断側溝	20	15	1.34	38	排水路	139	94	1.46	41	重圧管	57	43	1.33	42	44m盤消火配管トレンチ(Ⅳ)	28	22	1.28	45	屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)	51	67	0.77	46	屋外配管ダクト(タービン建屋～放水機)	576	880	0.66	47	屋外配管ダクト(タービン建屋～排気機)	508	591	0.86		<p>【島根】資料構成の相違</p> <p>・泊は女川と同様に浮き上がりの評価を後段に記載。</p>
通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗力 (kN/m)	安全率																																																																																																																																																																																																							
1	ケーブルダクト(D5ダクト)	42	38	1.11																																																																																																																																																																																																							
2	ケーブルダクト(D7ダクト)	29	18	1.62																																																																																																																																																																																																							
4	東側ケーブル巻戻りダクト	140	84	1.67																																																																																																																																																																																																							
5	消火配管ダクト	110	28	3.93																																																																																																																																																																																																							
6	ケーブルダクト	53	25	2.12																																																																																																																																																																																																							
7	ケーブルダクト	36	42	0.86																																																																																																																																																																																																							
8	西側配管巻戻りダクト	58	42	1.39																																																																																																																																																																																																							
9	ケーブルダクト	65	77	0.85																																																																																																																																																																																																							
10	排水配管	14	18	0.78																																																																																																																																																																																																							
11	2号炉閉鎖用連続制御ケーブル配管ダクト	39	25	1.56																																																																																																																																																																																																							
12	OFケーブルダクト	116	169	0.69																																																																																																																																																																																																							
13	排水路	162	120	1.35																																																																																																																																																																																																							
14	光ケーブルダクト(No.20ダクト)	175	94	1.87																																																																																																																																																																																																							
15	除じん機洗浄水排水路(北側)	124	110	1.13																																																																																																																																																																																																							
16	除じん機洗浄水排水路(南側)	119	106	1.14																																																																																																																																																																																																							
17	2号炉排水路(取水機側)	1,481	2,606	0.56																																																																																																																																																																																																							
18	2号炉排水路(取水機側)	1,842	3,328	0.56																																																																																																																																																																																																							
20	2号炉取水機(取水管取合部)(西側)	6,616	7,419	0.82																																																																																																																																																																																																							
21	2号炉取水機(取水管取合部)(東側)	6,616	7,419	0.82																																																																																																																																																																																																							
22	海水電機、消火配管ダクト	53	35	1.52																																																																																																																																																																																																							
23	光ケーブルダクト(No.24ダクト)	200	94	2.13																																																																																																																																																																																																							
24	SB連絡ユーティリティ配管ダクト	200	223	0.89																																																																																																																																																																																																							
25	500kVケーブルダクト	150	205	0.74																																																																																																																																																																																																							
26	平中連絡ダクト	323	170	1.90																																																																																																																																																																																																							
28	重油移送配管ダクト	49	28	1.75																																																																																																																																																																																																							
29	光ケーブルダクト(No.21ダクト)	229	218	1.06																																																																																																																																																																																																							
30	上水配管機断ダクト	167	101	1.66																																																																																																																																																																																																							
31	排水路	140	73	1.92																																																																																																																																																																																																							
32	44m盤消火配管トレンチ(Ⅲ)	24	36	0.67																																																																																																																																																																																																							
33	OFケーブルダクト	101	161	0.63																																																																																																																																																																																																							
34	制御ケーブルダクト	53	76	0.70																																																																																																																																																																																																							
35	排水路	22	12	1.84																																																																																																																																																																																																							
37	U-600機断側溝	20	15	1.34																																																																																																																																																																																																							
38	排水路	139	94	1.46																																																																																																																																																																																																							
41	重圧管	57	43	1.33																																																																																																																																																																																																							
42	44m盤消火配管トレンチ(Ⅳ)	28	22	1.28																																																																																																																																																																																																							
45	屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)	51	67	0.77																																																																																																																																																																																																							
46	屋外配管ダクト(タービン建屋～放水機)	576	880	0.66																																																																																																																																																																																																							
47	屋外配管ダクト(タービン建屋～排気機)	508	591	0.86																																																																																																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	 <p>第4-16図 地中埋設構造物の浮き上がり想定箇所</p> <table border="1" data-bbox="761 813 1288 1204"> <tr> <td data-bbox="761 813 851 1029"> <p>【案1】 地盤改良又は コンクリート置換</p> </td> <td data-bbox="851 813 1075 1029"> <p>トレンチ構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加</p> </td> <td data-bbox="1075 813 1288 1029"> <p>ボックスカルバート構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加 ・上載土のせん断抵抗Q_sの増加 ・鉛直荷重W_sの増加</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="761 1029 851 1204"> <p>【案2】 カウンター ウェイトの設置</p> </td> <td data-bbox="851 1029 1075 1204"> <p>-</p> </td> <td data-bbox="1075 1029 1288 1204">  <p>カウンターウェイト ・鉛直荷重W_cの増加 ・構造物の自重W_sの増加</p> </td> </tr> </table> <p>第4-17図 地中埋設構造物の浮き上がり対策（案）</p>	<p>【案1】 地盤改良又は コンクリート置換</p>	<p>トレンチ構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加</p>	<p>ボックスカルバート構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加 ・上載土のせん断抵抗Q_sの増加 ・鉛直荷重W_sの増加</p>	<p>【案2】 カウンター ウェイトの設置</p>	<p>-</p>	 <p>カウンターウェイト ・鉛直荷重W_cの増加 ・構造物の自重W_sの増加</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に浮き上がりの評価を後段に記載。</p>
<p>【案1】 地盤改良又は コンクリート置換</p>	<p>トレンチ構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加</p>	<p>ボックスカルバート構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加 ・上載土のせん断抵抗Q_sの増加 ・鉛直荷重W_sの増加</p>							
<p>【案2】 カウンター ウェイトの設置</p>	<p>-</p>	 <p>カウンターウェイト ・鉛直荷重W_cの増加 ・構造物の自重W_sの増加</p>							

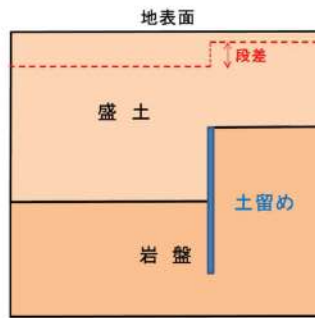
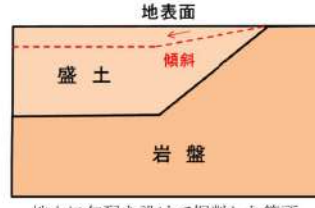
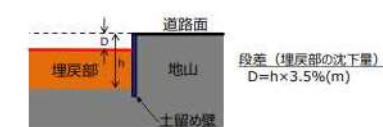
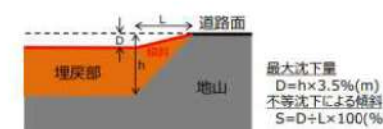
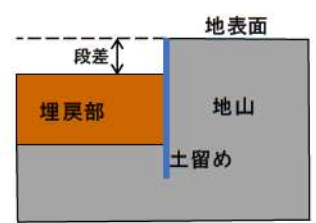
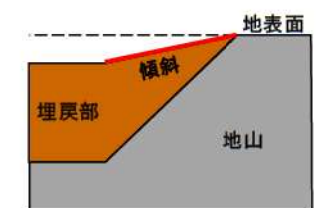
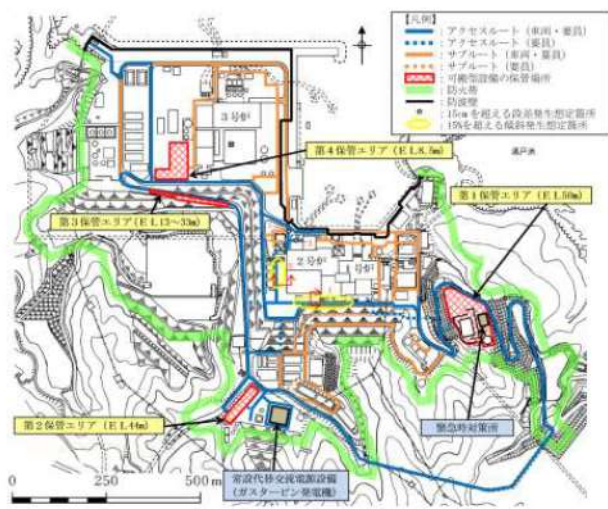
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 地山と埋戻部との境界部における段差・傾斜評価 建設時の掘削や敷地の造成等により、地山と埋戻部との境界が生じる。地震時にこの境界部に生じる段差や傾斜が車両の通行に影響がないか評価する。</p> <p>i. 評価方針 評価対象とする地山と埋戻部との境界部については地山を垂直に掘削した箇所や地山に勾配を設けて掘削した箇所が考えられる。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージを第 6-22 図に示す。 地山を垂直に掘削した箇所は盛土層厚が急変するため段差が生じる。よって、基準地震動 Ss に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。 地山に勾配を設けて掘削した箇所は盛土層厚が急変しないため、地震時に車両の通行に支障となる段差は発生しない。しかし、液状化及び揺すり込みによる沈下により傾斜が生じるため、基準地震動 Ss に対する液状化及び揺すり込みによる傾斜を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。</p>	<p>b. 地山と埋戻部との境界部</p> <p>(a) 評価方法 地山（岩盤）と埋戻部との境界部については、地山を垂直に掘削した箇所及び地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価を行う。第 4-18 図に地山を垂直に掘削した箇所における段差発生状況、また、第 4-19 図に地山に勾配を設けて掘削した箇所の傾斜発生状況を示す。傾斜及び段差が生じる可能性がある地山と埋戻部との境界部について、4 箇所抽出した。抽出結果を第 4-20 図に示す。 この抽出箇所において、3. (4) c. ⑤ (a) と同様に液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、両沈下量の合計を総沈下量として埋戻部の沈下量の評価を行う。 液状化及び揺すり込みによる沈下によりアクセスルート上に発生する地表面の傾斜及び段差量の評価基準値については、緊急車両が徐行により登坂可能な勾配 (15%) 及び走行可能な段差量 (15cm) とする。</p>	<p>(c) 地山と埋戻部との境界部における段差・傾斜評価 建設時の掘削や敷地の造成等により、地山と埋戻部との境界が生じる。地震時にこの境界部に生じる段差や傾斜が車両の通行に影響がないか評価する。</p> <p>i. 評価方針 評価対象とする地山と埋戻部との境界部については地山を垂直に掘削した箇所や地山に勾配を設けて掘削した箇所が考えられる。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージを第 6-22 図に示す。 地山を垂直に掘削した箇所は埋戻土層厚が急変するため段差が生じる。よって、基準地震動に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。 地山に勾配を設けて掘削した箇所は埋戻土層厚が急変しないため、地震時に車両の通行に支障となる段差は発生しない。しかし、液状化及び揺すり込みによる沈下により傾斜が生じるため、基準地震動に対する液状化及び揺すり込みによる傾斜を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川をベースとし、評価方針、評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>地山を垂直に掘削した箇所</p>  <p>地山に勾配を設けて掘削した箇所</p>	 <p>第4-18図 地山を垂直に掘削した箇所における段差発生状況</p>  <p>第4-19図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の傾斜発生状況</p>	 <p>地山を垂直に掘削した箇所</p>  <p>地山に勾配を設けて掘削した箇所</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>第6-22図 液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージ図</p>	 <p>第4-20図 地山と埋戻部との境界部の抽出結果</p>	<p>第6-22図 液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージ</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に抽出結果を後段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 評価方法</p> <p>(i) 地山を垂直に掘削した箇所の評価方法</p> <p>地山を垂直に掘削した箇所を評価対象箇所として抽出し、液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差の評価を行う。評価基準値は、車両通行の許容段差量 15cm*とする。</p> <p>段差の算出方法は第 6-23 図に示すとおり、掘削部と未掘削部の沈下量を算出し、その差を段差とする。</p> <p>沈下量は「地下構造物と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも盛土 1.4%、旧表土 2.8%とする。</p> <p>なお、セメント改良土で埋め戻されている箇所については沈下が生じないものとして評価する。</p> <p>※依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について（平成 19 年度近畿地方整備局研究発表会）</p>	<p>【液状化による沈下量の算出法】</p> <p>3. (4) c. ⑤(a)と同様に、飽和地盤の液状化による沈下量は、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層とし、その堆積層厚の 3.5%とした。</p> <p>【揺すり込み沈下量の算出法】</p> <p>3. (4) c. ⑤(a)と同様に、不飽和地盤の揺すり込み沈下量は、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込み沈下の対象層とし、その堆積層厚の 3.5%とした。</p> <p>【地下水位の設定】</p> <p>3. (4) c. ⑤(a)と同様に、沈下量の算出における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙（36）参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>【沈下量の評価結果】</p> <p>沈下量の算定結果を第 4-14 表、第 4-15 表及び第 4-21 図に示す。通行に支障のある段差の発生が想定される箇所については、あらかじめ段差緩和対策を行う。（別紙(30)参照）万一、想定を上回る段差が生じた場合は、迂回する、又は段差復旧用の砕石等を用いて、重機により仮復旧を行う。（別紙(9)参照）</p> <p>なお、段差を応急的に復旧する作業ができるよう重機・資材（段差復旧用の砕石等）の配備並びに訓練を実施するとともに、復旧後車両が徐行運転をすることで通行可能であることを確認している。（別紙(9)、別紙(10)参照）</p>	<p>ii. 評価方法</p> <p>(i) 地山を垂直に掘削した箇所の評価方法</p> <p>泊発電所敷地内において、地山を垂直に掘削した箇所はないため、評価対象箇所はない。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に、地山を垂直に掘削した箇所と地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価を分けて記載。評価方法に相違はない。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による評価対象の有無の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="152 164 604 534" data-label="Diagram"> <p>損削部の沈下量: $D1 = h1 \times A\% + h2 \times B\%$ 未損削部の沈下量: $D2 = h3 \times A\%$ 段差(相対沈下量): $\delta = D1 - D2$ $= (h1 - h3) \times A\% + h2 \times B\%$</p> </div> <p data-bbox="80 574 680 598">第6-23図 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差の評価</p> <p data-bbox="132 632 575 655">(ii) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価方法</p> <p data-bbox="145 660 694 799">地山に勾配を設けて掘削した箇所を抽出し、最大傾斜が発生すると考えられる最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所の液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価を行う。評価基準値は車両が登坂可能な勾配である16%※とする。</p> <p data-bbox="145 804 694 888">液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜は第6-24図に示すように評価箇所での最大沈下が発生した場合の傾斜（最大沈下量/地山傾斜部の幅）を算出する。</p> <p data-bbox="145 893 694 976">沈下量は「地下構造物と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも盛土1.4%、旧表土2.8%とする。</p> <p data-bbox="145 1098 694 1181">※走行時において車両重量が最も大きい熱交換器ユニットについて、勾配16%の登坂能力を有していることから、可搬型設備の走行は可能である。</p> <div data-bbox="112 1198 658 1422" data-label="Diagram"> <p>最大沈下量: $D = h1 \times A\% + h2 \times B\%$ (m) 不等沈下による傾斜: $S = D \div L1 \times 100(\%)$</p> </div> <p data-bbox="69 1445 672 1469">第6-24図 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価</p>	<div data-bbox="902 108 1126 132" data-label="Caption"> <p>島根原子力発電所2号炉</p> </div>	<div data-bbox="1568 108 1718 132" data-label="Caption"> <p>泊発電所3号炉</p> </div> <p data-bbox="1359 632 1816 655">(ii) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価方法</p> <p data-bbox="1388 660 1957 772">地山に勾配を設けて掘削した箇所を抽出し、最大傾斜が発生すると考えられる最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所の液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価を行う。評価基準値は車両が登坂可能な勾配である12%※とする。</p> <p data-bbox="1388 804 1957 888">液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜は第6-23図に示すように評価箇所での最大沈下が発生した場合の傾斜（最大沈下量/地山傾斜部の幅）を算出する。</p> <p data-bbox="1388 893 1957 976">沈下量は「地中埋設構造物等と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも1、2号埋戻土、3号埋戻土ともに1.7%とする。</p> <p data-bbox="1388 1098 1957 1181">※：走行時において車両重量が最も大きい可搬型代替電源車について、勾配12%の登坂能力を有していることから、可搬型設備の走行は可能である。</p> <div data-bbox="1478 1182 1762 1422" data-label="Diagram"> <p>勾配部の沈下量 $D = h \times \text{沈下率}$ 不等沈下による傾斜 $S = D \div L \times 100(\%)$</p> </div> <p data-bbox="1330 1445 1935 1469">第6-23図 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価</p>	<p data-bbox="1971 632 2163 772">【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価基準値、沈下量の相違。評価方法に相違はない。</p>

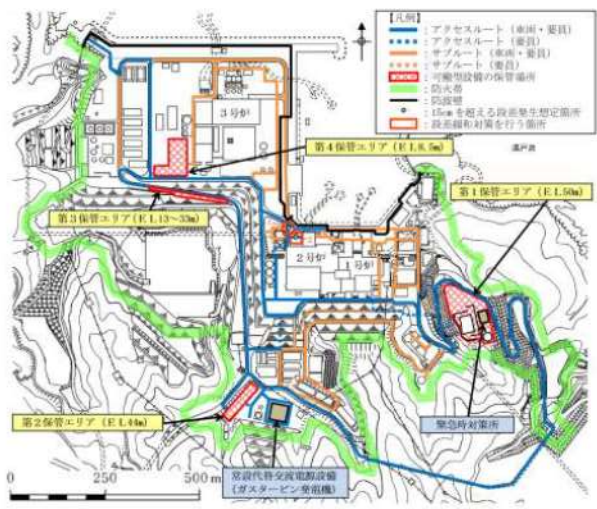
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
	<p>第4-14表 地山と埋戻部との境界部（地山を垂直に掘削した箇所）における沈下量（段差）算定結果</p> <p style="text-align: center;">■ 段差（絶対沈下量）が15~5mm以上の箇所</p> <table border="1" data-bbox="712 231 1305 316"> <thead> <tr> <th rowspan="2">掘削番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">掘削前</th> <th colspan="2">掘削後</th> <th rowspan="2">掘削後沈下量</th> <th rowspan="2">許容沈下量</th> <th rowspan="2">基準適合状況</th> </tr> <tr> <th>T.P. (m)</th> <th>T.P. (m)</th> <th>T.P. (m)</th> <th>T.P. (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2号炉埋戻水排水路埋戻り工場の壁（止水槽側）</td> <td>8.50</td> <td>-4.00</td> <td>12.00</td> <td>8.00</td> <td>0.44</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2号炉埋戻水排水路埋戻り工場の壁（止水槽側）</td> <td>8.50</td> <td>-6.00</td> <td>13.35</td> <td>8.00</td> <td>0.54</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4-15表 地山と埋戻部との境界部（地山に勾配を設けて掘削した箇所）における沈下量（傾斜）算定結果</p> <p style="text-align: center;">■ 傾斜が1/20以上の箇所</p> <table border="1" data-bbox="712 486 1305 542"> <thead> <tr> <th rowspan="2">掘削番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">掘削前</th> <th colspan="2">掘削後</th> <th rowspan="2">掘削後傾斜</th> <th rowspan="2">許容傾斜</th> <th rowspan="2">基準適合状況</th> </tr> <tr> <th>T.P. (m)</th> <th>勾配</th> <th>T.P. (m)</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2号炉原子炉建物南側</td> <td>176.7</td> <td>15.00</td> <td>19.7</td> <td>15.9</td> <td>0.08</td> <td>1/20</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2号炉原子炉建物西側</td> <td>176.375</td> <td>15.00</td> <td>19.7</td> <td>17.2</td> <td>0.08</td> <td>1/20</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="721 550 1305 1184"> <thead> <tr> <th>掘削番号</th> <th>地山と埋戻部との境界部（地山に勾配を設けて掘削した箇所）</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td> <p>2号炉原子炉建物南側</p> </td> <td> <p>・埋戻部の沈下により、約5.0%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。</p> </td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td> <p>2号炉原子炉建物西側</p> </td> <td> <p>・埋戻部の沈下により、約9.5%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	掘削番号	名称	掘削前		掘削後		掘削後沈下量	許容沈下量	基準適合状況	T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)	1	2号炉埋戻水排水路埋戻り工場の壁（止水槽側）	8.50	-4.00	12.00	8.00	0.44	○	○	2	2号炉埋戻水排水路埋戻り工場の壁（止水槽側）	8.50	-6.00	13.35	8.00	0.54	○	○	掘削番号	名称	掘削前		掘削後		掘削後傾斜	許容傾斜	基準適合状況	T.P. (m)	勾配	T.P. (m)	勾配	1	2号炉原子炉建物南側	176.7	15.00	19.7	15.9	0.08	1/20	○	2	2号炉原子炉建物西側	176.375	15.00	19.7	17.2	0.08	1/20	○	掘削番号	地山と埋戻部との境界部（地山に勾配を設けて掘削した箇所）	評価結果	1.	<p>2号炉原子炉建物南側</p>	<p>・埋戻部の沈下により、約5.0%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。</p>	2.	<p>2号炉原子炉建物西側</p>	<p>・埋戻部の沈下により、約9.5%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。</p>		<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に、地山を垂直に掘削した箇所と地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価を分けて記載。評価方法に相違はない。
掘削番号	名称			掘削前		掘削後					掘削後沈下量	許容沈下量	基準適合状況																																																													
		T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)																																																																					
1	2号炉埋戻水排水路埋戻り工場の壁（止水槽側）	8.50	-4.00	12.00	8.00	0.44	○	○																																																																		
2	2号炉埋戻水排水路埋戻り工場の壁（止水槽側）	8.50	-6.00	13.35	8.00	0.54	○	○																																																																		
掘削番号	名称	掘削前		掘削後		掘削後傾斜	許容傾斜	基準適合状況																																																																		
		T.P. (m)	勾配	T.P. (m)	勾配																																																																					
1	2号炉原子炉建物南側	176.7	15.00	19.7	15.9	0.08	1/20	○																																																																		
2	2号炉原子炉建物西側	176.375	15.00	19.7	17.2	0.08	1/20	○																																																																		
掘削番号	地山と埋戻部との境界部（地山に勾配を設けて掘削した箇所）	評価結果																																																																								
1.	<p>2号炉原子炉建物南側</p>	<p>・埋戻部の沈下により、約5.0%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。</p>																																																																								
2.	<p>2号炉原子炉建物西側</p>	<p>・埋戻部の沈下により、約9.5%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。</p>																																																																								

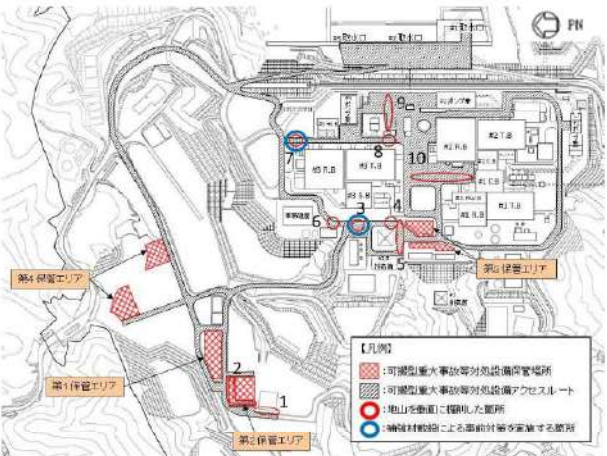
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4-21 図 地山と埋戻部との境界部の沈下量評価結果</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 iii. 評価結果 (i) 地山を垂直に掘削した箇所の評価結果 地山を垂直に掘削した箇所の抽出結果を第6-25図に示す。また、評価結果を第6-12表に示す。通行に支障のある段差（許容段差量15cm以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策により車両の通行性を確保する。  第6-25図 地山を垂直に掘削した箇所の抽出箇所 第6-12表 地山を垂直に掘削した箇所の評価結果 <table border="1" data-bbox="67 925 672 1197"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">掘削前</th> <th colspan="2">掘削後</th> <th rowspan="2">掘削後 掘削前 比</th> <th rowspan="2">掘削後 掘削前 比</th> <th rowspan="2">掘削後 掘削前 比</th> <th rowspan="2">掘削後 掘削前 比</th> </tr> <tr> <th>掘削前</th> <th>掘削後</th> <th>掘削前</th> <th>掘削後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緊急時排水</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>緊急時排水(緊急時排水)</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部(放水槽側)</td> <td>18,800</td> <td>-2,000</td> <td>0,000</td> <td>0,000</td> <td>0.300</td> <td>0.200</td> <td>0.200</td> <td>0.200</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)</td> <td>18,800</td> <td>0,000</td> <td>0,000</td> <td>0,000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)</td> <td>18,800</td> <td>0,000</td> <td>0,000</td> <td>0,000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)</td> <td>18,800</td> <td>0,000</td> <td>0,000</td> <td>0,000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)</td> <td>18,800</td> <td>0,000</td> <td>-18,000</td> <td>0,000</td> <td>0.280</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)</td> <td>18,800</td> <td>0,000</td> <td>-8,500</td> <td>0,000</td> <td>0.260</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)</td> <td>18,800</td> <td>0,000</td> <td>-2,000</td> <td>0,000</td> <td>0.125</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	掘削前		掘削後		掘削後 掘削前 比	掘削後 掘削前 比	掘削後 掘削前 比	掘削後 掘削前 比	掘削前	掘削後	掘削前	掘削後	1	緊急時排水	0.0	0.0	0.0	0.0	100%	100%	100%	100%	2	緊急時排水(緊急時排水)	0.0	0.0	0.0	0.0	100%	100%	100%	100%	3	2号炉循環水排水路建設時土留め部(放水槽側)	18,800	-2,000	0,000	0,000	0.300	0.200	0.200	0.200	4	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	0,000	0,000	0.000	0.000	0.000	0.000	5	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	0,000	0,000	0.000	0.000	0.000	0.000	6	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	0,000	0,000	0.000	0.000	0.000	0.000	7	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	-18,000	0,000	0.280	0.000	0.000	0.000	8	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	-8,500	0,000	0.260	0.000	0.000	0.000	9	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	-2,000	0,000	0.125	0.000	0.000	0.000
番号			名称	掘削前		掘削後					掘削後 掘削前 比	掘削後 掘削前 比	掘削後 掘削前 比	掘削後 掘削前 比																																																																																										
	掘削前	掘削後		掘削前	掘削後																																																																																																			
1	緊急時排水	0.0	0.0	0.0	0.0	100%	100%	100%	100%																																																																																															
2	緊急時排水(緊急時排水)	0.0	0.0	0.0	0.0	100%	100%	100%	100%																																																																																															
3	2号炉循環水排水路建設時土留め部(放水槽側)	18,800	-2,000	0,000	0,000	0.300	0.200	0.200	0.200																																																																																															
4	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	0,000	0,000	0.000	0.000	0.000	0.000																																																																																															
5	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	0,000	0,000	0.000	0.000	0.000	0.000																																																																																															
6	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	0,000	0,000	0.000	0.000	0.000	0.000																																																																																															
7	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	-18,000	0,000	0.280	0.000	0.000	0.000																																																																																															
8	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	-8,500	0,000	0.260	0.000	0.000	0.000																																																																																															
9	2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)	18,800	0,000	-2,000	0,000	0.125	0.000	0.000	0.000																																																																																															

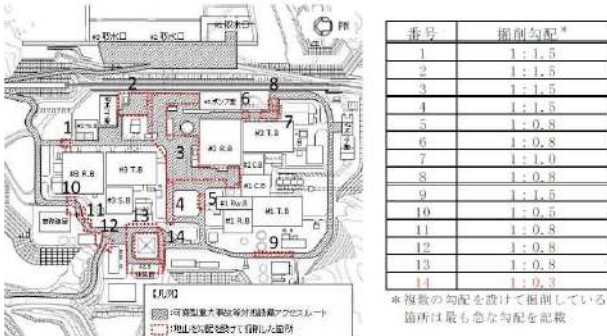
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

(ii) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

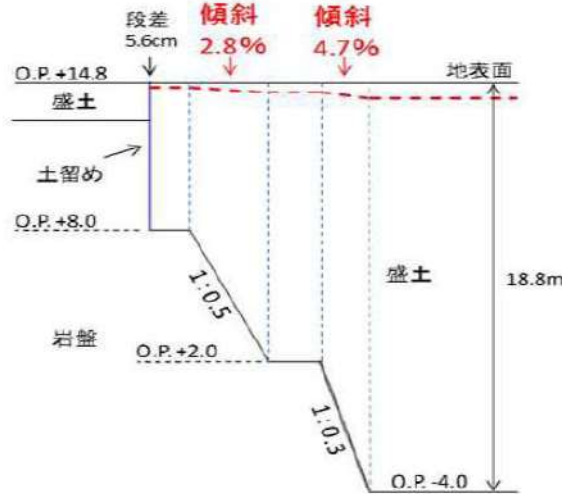
地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果を第6-26図に示す。また、最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所（番号14）の評価結果を第6-27図に示す。評価の結果、液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜は最大で4.7%であり、評価基準値16%以下のため、車両の通行に影響はない。



番号	掘削勾配*
1	1:1.5
2	1:1.5
3	1:1.5
4	1:1.5
5	1:0.8
6	1:0.8
7	1:1.0
8	1:0.8
9	1:1.5
10	1:0.5
11	1:0.8
12	1:0.8
13	1:0.8
14	1:0.3

*複数の勾配を設けて掘削している箇所は最も急な勾配を記載

第6-26図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果

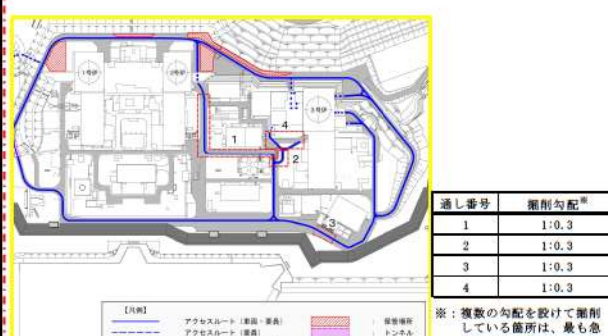


第6-27図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

島根原子力発電所2号炉

(i) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

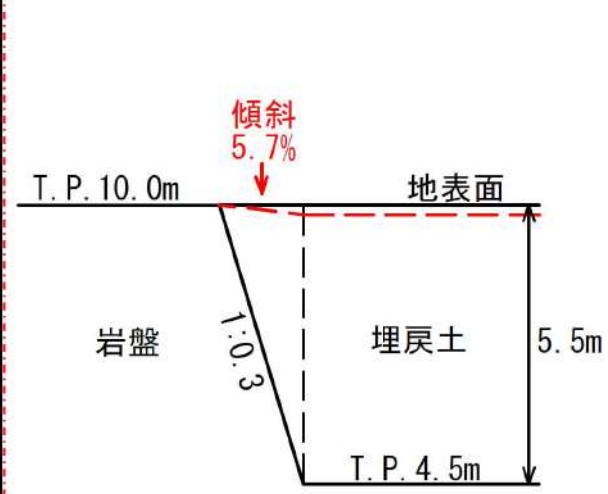
地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果を第6-24図に示す。また、最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所の代表として番号1の評価結果を第6-25図に示す。



掘削番号	掘削勾配
1	1:0.3
2	1:0.3
3	1:0.3
4	1:0.3

※：複数の勾配を設けて掘削している箇所は、最も急な勾配を記載

第6-24図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果



第6-25図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

：本日で説明範囲

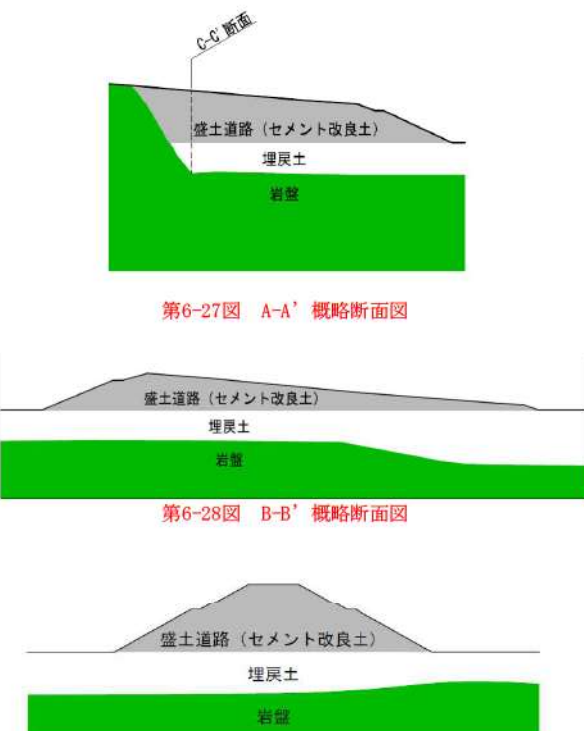
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p>(d) 盛土構造による道路における段差・傾斜評価 アクセスルートのうち、T.P. 31.0m盤とT.P. 10.0m盤を接続するルートとして盛土構造による道路を構築する。道路の平面図を第6-26図に示す。当該箇所について、液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行う。</p>  <p>第6-26図 盛土構造による道路平面図</p> <p>i. 評価方法 盛土構造による道路部において、T.P. 10.0m盤以下に埋戻土が分布していることを踏まえ、基準地震動による有効応力解析を実施し、液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行う。評価断面は、盛土構造による道路部の地盤状況及び構造的な特徴を踏まえて、縦断方向及び横断方向について評価する。縦断方向については、岩盤面と盛土高の変化に着目したA-A'断面及びB-B'断面とする。横断方向については、上載荷重が大きいかいほど盛土下部の埋戻土の側方流動への影響が大きくなるものと考えられることから、盛土道路の下部に埋戻土が存在するエリアのうち、盛土高さが最も高くなるC-C'断面とする。A-A'断面の概略断面図を第6-27図、B-B'断面の概略断面図を第6-28図、C-C'断面の概略断面図を第6-29図に示す。</p>	<p>【女川及び島根】評価内容の相違 ・プラントの相違による評価対象の相違。泊は盛土構造による道路部における段差・傾斜評価を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第6-27図 A-A' 概略断面図</p> <p>第6-28図 B-B' 概略断面図</p> <p>第6-29図 C-C' 概略断面図</p> <p>段差及び傾斜の評価は、基準地震動による有効応力解析から得られる変形量と、沈下対象層における揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下による沈下量を合算した上で実施する。盛土道路はセメント改良土で構築することから、沈下対象層はT.P.10.0m盤以下の埋戻土とする。沈下量は、「地中埋設構造物等と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも1.7%とする。検討に用いる基準地震動は、繰返し応力及び繰返し回数に着目し、水平最大加速度及び1、2号埋戻土の地盤に発生するせん断応力比[※]が大きく、継続時間が長い地震動が液状化評価において最も厳しいと考えられることから、Ss-1を選定する。</p> <p>※：第4条「別紙-9_泊発電所3号炉 施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針」における基準地震動に対する地盤で発生するせん断応力比を参照。</p> <p>段差の評価基準値については、車両が通行可能な段差量15cmとし、傾斜の評価基準値は車両が登坂可能な勾配である12%とする。</p>	


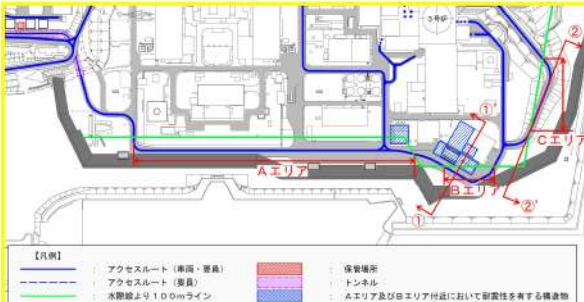
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ii. 評価結果 盛土構造による道路部における段差及び傾斜の評価結果を第6-30図に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而 (盛土構造による道路における段差・傾斜評価について、 基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div> <p>第6-30図 盛土構造による道路部における段差及び傾斜評価結果</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>	

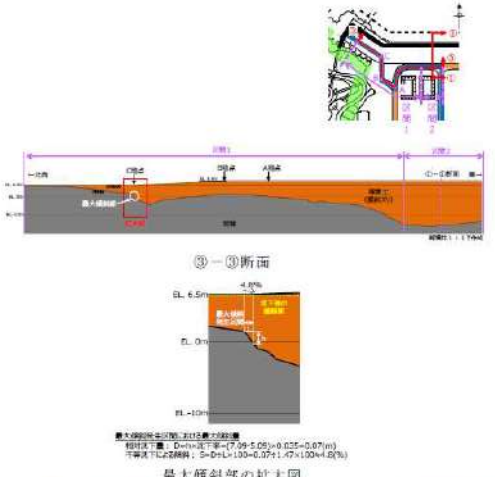
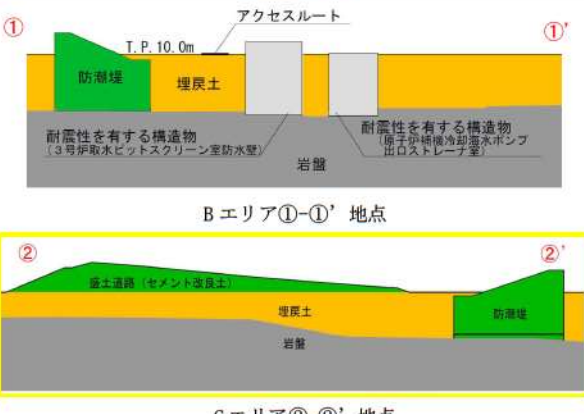
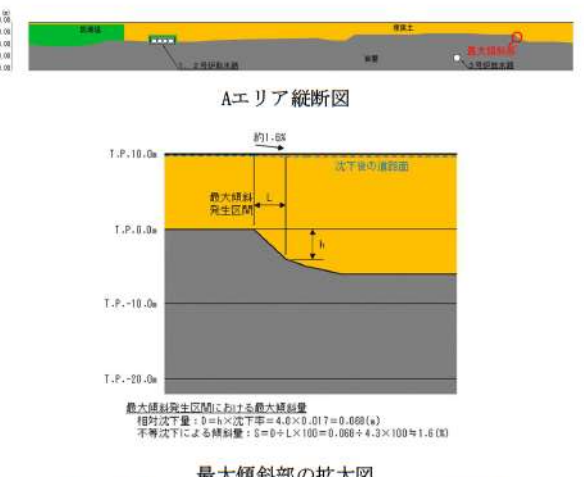
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(d) 液状化による側方流動の評価 地盤の液状化を考慮する際、河川や海等の水際背後地盤又は地表面が傾斜している場合には、側方流動による影響があると考えられる。 防潮堤より海側のアクセスルートは水際背後地盤部に位置していることから、側方流動が発生した場合のアクセスルートへの影響を評価する。</p> <p>i. 評価方法</p>	<p>c. 側方流動による沈下 アクセスルート上の段差評価において、地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響を検討する。</p> <p>(a) 評価方法 【側方流動の評価方法】 側方流動による影響は、「道路橋示方書・同解説V耐震設計編（平成14年3月）」より、水際線から100m以内の範囲とされていることから、海岸線よりおおむね100mの範囲に位置するアクセスルートにおいて、埋戻土の層厚、範囲等を考慮して検討位置を選定する。 海岸付近のアクセスルートのうち、埋戻土層厚が厚く側方流動の影響が大きい断面として、3号炉北西側におけるアクセスルートの横断面（①-①断面）及び1、2号炉北側におけるアクセスルートの横断面（②-②断面）を第4-22図に示す。 ①-①断面は、②-②断面と比較して埋戻土層厚が厚いことから、液状化に伴う側方流動の影響が大きい。 また、②-②断面は、アクセスルートが防波壁（多重鋼管杭式擁壁）に近接しており、液状化に伴う側方流動が抑制される。 以上を踏まえ、側方流動の影響検討範囲として3号炉北西側におけるアクセスルートを選定し、詳細に検討する。</p>  <p>第4-22図 海岸付近のアクセスルート横断面図</p>	<p>(e) 液状化による側方流動の評価 アクセスルート上の段差評価において、地震時の液状化に伴う側方流動が車両の通行性に与える影響を検討する。</p> <p>i. 評価方法 検討対象範囲の位置図を第6-31図に示す。側方流動による影響は、「道路橋示方書・同解説V耐震設計編（平成14年3月）」より、水際線から100m以内の範囲とされていることから、水際線よりおおむね100mの範囲に位置するアクセスルートとしてAエリア、Bエリア及びCエリアを検討対象範囲とする。このうち、Bエリアについては、防潮堤や耐震性を有する構造物に囲まれた比較的狭いエリアであり、側方流動はAエリアに比べて抑制されることが想定される。また、Cエリアについては、盛土構造による道路部における液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行うため、ここでの検討対象から除外する。Bエリア①-①'地点及びCエリア②-②'地点の断面図を第6-32図に示す。以上より、Aエリアを側方流動の影響検討範囲として選定する。</p>  <p>第6-31図 検討対象範囲の位置図</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価位置の相違。</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に検討断面の選定の考え方を前段に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による検討断面の選定経緯の相違。評価方法に相違はない。</p>

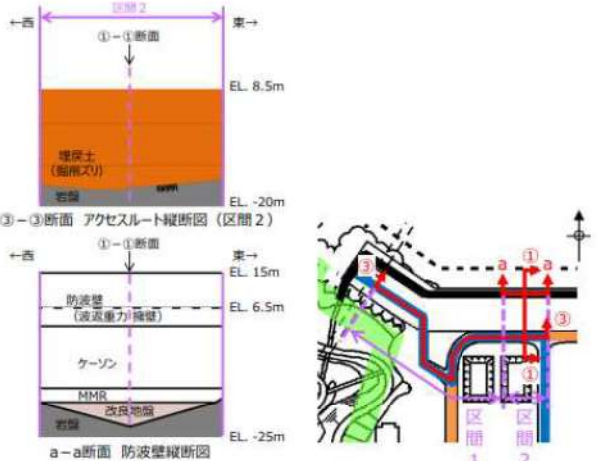
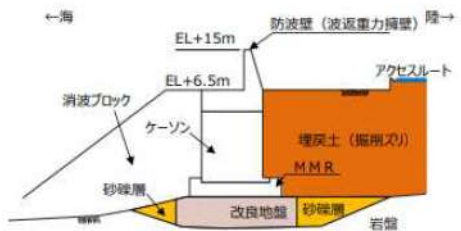

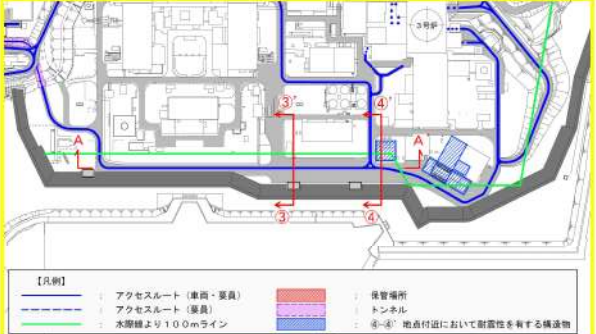
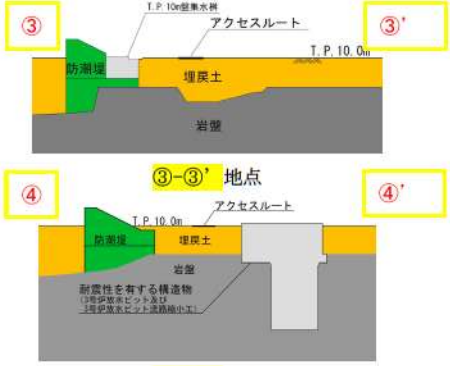
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>3号炉北西側におけるアクセスルートの縦断面（③-③断面）を第4-23図に示す。</p> <p>③-③断面は、岩盤面の傾斜に伴い埋戻土（掘削ズリ）の層厚が変化する区間1（埋戻層厚：約0.9～23.5m）と、岩盤面がおおむね水平で埋戻土（掘削ズリ）の層厚が厚い区間2（埋戻層厚：約22.0～24.7m）に分類される。また、③-③断面全区間の岩盤面の傾斜は最大1:0.7程度であり、地下水位を地表面とした場合の液状化及び揺すり込みによる傾斜は最大5%程度のため、許容値15%を下回る。</p> <p>以上を踏まえ、3号炉北西側アクセスルートの縦断方向において可搬型設備の走行に影響はないことを確認した。</p> <p>また、側方流動の影響検討箇所は、埋戻土（掘削ズリ）が最も厚い区間2から選定する。</p>  <p>第4-23図 3号炉北西側におけるアクセスルート（縦断面）</p>	<p>①</p>  <p>Bエリア①-①' 地点</p> <p>②</p>  <p>Cエリア②-②' 地点</p> <p>第6-32図 Bエリア①-①' 地点及びCエリア②-②' 地点断面図</p> <p>Aエリアにおけるアクセスルートの縦断面図を第6-33図に示す。</p> <p>Aエリア全区間の岩盤の傾斜は、最大1:1.1程度であり、地下水位を地表面とした場合の液状化及び揺すり込みによる傾斜は最大1.6%程度のため、許容値12%を下回る。</p> <p>以上を踏まえ、Aエリアにおけるアクセスルートの縦断方向において可搬型設備の走行に影響はないことを確認した。</p> <p>また、側方流動の検討位置は、埋戻土が厚い位置から選定する。</p> <p>第6-33図 Aエリアにおけるアクセスルート縦断面図</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による検討断面の選定経緯の相違。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>防波壁（波返重力擁壁）の縦断面図を第4-24図に、防波壁（波返重力擁壁）（改良地盤部）を第4-25図に示す。</p> <p>アクセスルート（区間2）における埋戻土（掘削ズリ）の層厚はほぼ同等であるが、a-a断面に示すように、アクセスルート北側における岩盤面が深く、防波壁背面の埋戻土（掘削ズリ）及び砂礫層が厚く堆積しており、側方流動の影響が大きいと想定されることから、①-①断面を側方流動の影響検討箇所として選定した。</p>  <p>第4-24図 防波壁（波返重力擁壁）（縦断面図）</p>  <p>第4-25図 【側方流動検討断面】①-①断面 防波壁（波返重力擁壁）（改良地盤部）</p>	<p>A-A'断面の地質縦断面図を第6-34図、検討断面位置図を第6-35図、③-③'地点及び④-④'地点の断面図を第6-36図に示す。Aエリアにおいて、③-③'地点と④-④'地点の埋戻土層が厚いことから、液状化に伴う側方流動の影響が大きいものと想定される。ただし、④-④'地点については、第6-35図及び第6-36図に示すとおり山側に耐震性を有する構造物があることから、側方流動は抑制されることが想定される。以上より、側方流動の影響検討断面として③-③'地点を選定し、詳細に検討する。</p>  <p>第6-34図 海岸付近（A-A'断面）の地質縦断面図</p>  <p>第6-35図 検討断面位置図</p>  <p>第6-36図 ③-③'地点及び④-④'地点断面図</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による検討断面の選定経緯の相違。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>側方流動による水平及び鉛直変位は、液状化検討対象層である盛土及び旧表土の層厚が大きいほど影響が大きいと考えられることから、盛土及び旧表土層厚を考慮し評価断面を選定する。</p> <p>第6-28図に盛土、旧表土の分布図を示す。防潮堤の海側には広く旧表土が分布しており、第6-29図に示す海岸付近の地質断面図から、液状化検討対象層である盛土と旧表土層厚の合計が最大であり、かつ盛土よりも液状化強度が小さく側方流動の影響が大きいと考えられる旧表土層厚が最大となる位置を代表断面として選定した。側方流動による地形変化は、有効応力解析（解析コードFLIP（Ver7.3.0_2））により評価する。</p> <p>検討位置を第6-30図、検討位置の地質断面図を第6-31図、解析メッシュ図を第6-32図、液状化パラメータを第6-33図に示す。</p> <p>アクセスルートの段差量については、代表断面における基準地震動Ssによる有効応力解析から算出される鉛直変位と、沈下対象層の揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下との総和により設定する。側方流動による段差は地下構造物を横断する箇所が発生するものと想定する。</p> <p>防潮堤より海側のアクセスルートが地下構造物を横断する箇所及び断面図を第6-34図に示す。2号炉及び3号炉取水路は周囲に盛土及び旧表土が存在しているため、取水路を横断する箇所に段差が発生すると想定する。</p> <div data-bbox="107 1109 638 1404"> <p>【凡例】 ● 盛土 ● 旧表土</p> </div> <p>第6-28図 盛土・旧表土の分布図</p>	<p>側方流動の検討位置及び地質断面図を第4-26図に示す。</p> <p>検討位置における水際線からアクセスルートまでの距離は約40mである。</p> <p>地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響について、二次元有効応力解析に基づく検討を実施した。液状化による過剰間隙水圧の上昇が考慮できる有効応力解析には解析コード「FLIP」を使用する。</p> <p>【地下水位の設定】 3.(4)c. ⑤(a)と同様に、側方流動の評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p>	<p>側方流動の検討位置の地質断面図を第6-37図に示す。</p> <p>検討位置における水際線からアクセスルートまでの距離は約80mである。</p> <p>地震時の液状化に伴う側方流動が車両の通行性に与える影響について、二次元有効応力解析に基づく検討を実施した。液状化による過剰間隙水圧の上昇が考慮できる有効応力解析には解析コード「FLIP」を使用する。</p> <p>アクセスルートの最終沈下量については、代表断面における基準地震動による有効応力解析から算出される鉛直変位と、沈下対象層の揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下との総和により設定する。</p> <p>側方流動の評価における地下水位については、対象箇所がT.P.10.0m盤に位置することから地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に検討断面の選定の考え方を前段に記載。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【凡例】 ■:可搬型重大事故等対策設備アクセスルート □:アクセスルートを横断する地下構造物 ■:盛土 ■:旧天土 ■:岩盤</p> <p>第6-29図 海岸付近の地質断面図</p>	<p>側方流動検討位置区 検討位置の地質断面図</p> <p>第4-26図 側方流動検討位置及び地質断面図</p>	<p>【凡例】 □:埋戻土 ■:B級岩盤 ■:C級岩盤</p> <p>第6-37図 地質断面図</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による地質断面の相違。</p>
<p>【凡例】 ■:可搬型重大事故等対策設備アクセスルート ■:可搬型重大事故等対策設備の海水取水ルート □:アクセスルートを横断する地下構造物</p> <p>第6-30図 検討位置図</p>			
<p>【凡例】 ■:盛土 ■:旧天土</p> <p>第6-31図 地質断面図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>解析モデルを第4-27図、液状化パラメータを第4-28図に示す。 解析用地盤物性値は工認物性を基本とし、当該箇所に液状化対象層として分布する埋戻土（掘削ズリ）、砂礫層については液状化に伴う側方流動を考慮できるように液状化パラメータを設定した。入力地震動には、基準地震動Ssを解析モデル下端（T.P.-50m）まで引き上げた波形を用いる。</p>	<p>解析モデル図を第6-38図、液状化パラメータを第6-39図に示す。 解析用地盤物性値は工認物性を基本とし、当該箇所に液状化対象層として分布する埋戻土については液状化に伴う側方流動を考慮できるように液状化パラメータを設定した。入力地震動には、基準地震動を解析モデル下端（T.P.-100m）まで引き上げた波形を用いる。 検討に用いる基準地震動は、繰返し応力及び繰返し回数に着目し、水平最大加速度及び1、2号埋戻土の地盤で発生するせん断応力比が大きく、継続時間が長い地震動が液状化評価において最も厳しいと考えられることから、Ss-1を選定する。 ※：第4条「別紙-9_泊発電所3号炉 施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針」における基準地震動に対する地盤で発生するせん断応力比を参照。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による解析モデルの相違。評価方法に相違はない。 ・泊は検討に用いる基準地震動を評価方法に記載、女川及び島根は評価結果に記載。
<p>第6-32図 解析メッシュ図</p> <p>第6-33図 液状化パラメータ</p>	<p>第4-27図 解析モデル図</p> <p>埋戻土（掘削ズリ）（T.P.+8.5m） 埋戻土（掘削ズリ）（T.P.+6.5m）</p>	<p>第6-38図 解析モデル図</p> <p>（1、2号埋戻土）</p> <p>第6-39図 液状化パラメータ</p>	
<p>第6-34図 地下構造物断面図</p>	<p>第4-28図 液状化パラメータ</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

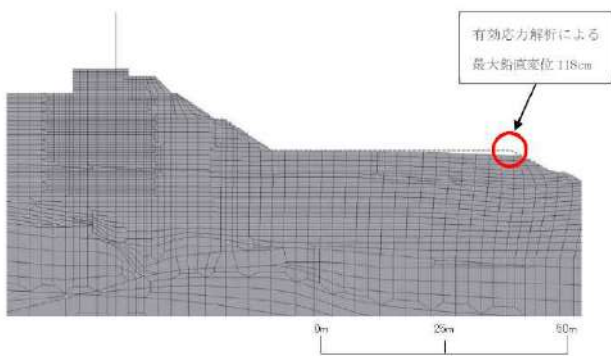
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

ii. 評価結果

有効応力解析により最大鉛直変位が発生した Ss-N1 の残留変形図を第6-35図に示す。また、有効応力解析で算出した鉛直変位と、沈下対象層の揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下との総和により設定したアクセスルートの段差量を第6-13表に示す。

アクセスルートの段差量は車両通行の許容段差量 15cm 以上となることから、地盤改良による段差緩和対策により、車両の通行性を確保する。第6-36図に段差発生想定図を、第6-37図に地盤改良による段差緩和対策の概念図を示す。



第6-35図 残留変形図 (Ss-N1)

第6-13表 アクセスルートの段差量

	基準地震動 Ss						
	Ss-D1	Ss-D2	Ss-D3	Ss-F1	Ss-F2	Ss-F3	Ss-N1
有効応力解析による鉛直変位量 (cm)	87	83	83	108	113	67	118
沈下対象層の沈下量 (cm)	52	53	53	53	52	52	52
段差量 (cm)	139	136	136	161	165	119	170

島根原子力発電所2号炉

(b) 評価結果

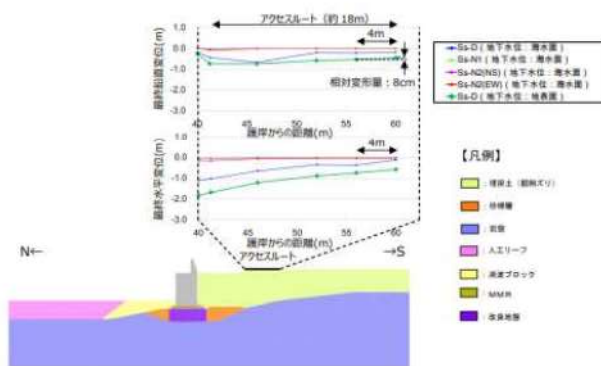
側方流動による地表面最終変形量評価結果を第4-29図に示す。

敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動 (Ss-D, Ss-F1, Ss-F2) においては、繰返し応力及び繰返し回数に着目し、水平最大加速度が大きく、継続時間が長い地震動が液化化評価において最も厳しいと考えられることから、Ss-Dを選定した。

また、地下水位を海水面とした評価結果においても、側方流動に支配的な地震動は Ss-D である。

二次元有効応力解析「FLIP」の結果、アクセスルート (約18m) のうち南側の4m は一様に沈下しており、北側へ向けて緩やかに傾斜しているが、南側における鉛直方向の相対変形量は8cmと小さく、側方流動による段差評価への影響はない。

なお、海岸付近のアクセスルートにおいて、万一、想定を上回る沈下が発生し、通行に支障が生じた場合は、段差復旧用の砕石等を用いて、重機により仮復旧を行う。(補足(20)参照)



第4-29図 側方流動による地表面最終変形量評価結果

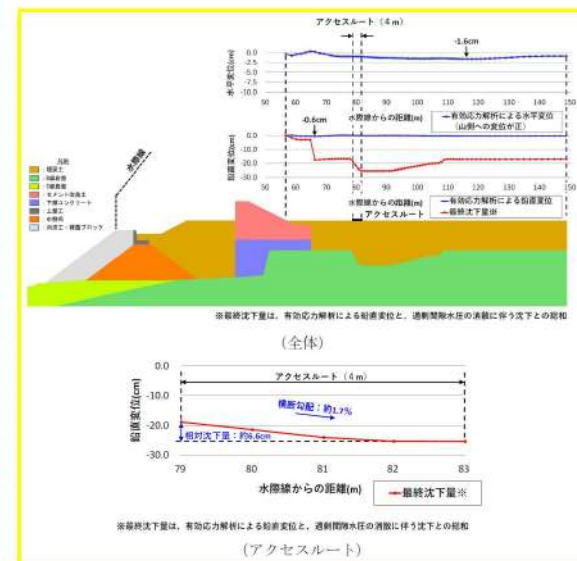
泊発電所3号炉

ii. 評価結果

側方流動を考慮した地表面変位評価結果を第6-40図に示す。

二次元有効応力解析「FLIP」の結果、解析モデル範囲において側方流動による最大水平変位は1.6cm程度、最大鉛直変位は0.6cm程度であり、解析モデル範囲全体で同程度の変位量となった。最終的な沈下量は、過剰間隙水圧の消散に伴う沈下が支配的であり、側方流動の影響は小さい。アクセスルート (幅4.0m) の相対沈下量は約6.6cmで、横断勾配は約1.7%となった。道路構造令等から、側方流動による車両の通行性への影響はない。

なお、万一、想定を上回る沈下が発生し通行に支障が生じた場合は、段差復旧用の砕石等を用いて重機により仮復旧を行う。(別紙(22)参照)



第6-40図 側方流動を考慮した地表面変位評価結果

：本日ご説明範囲

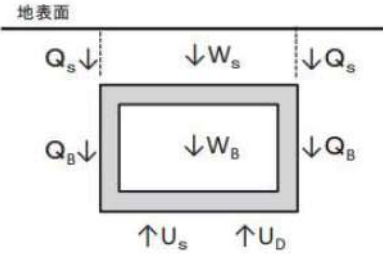
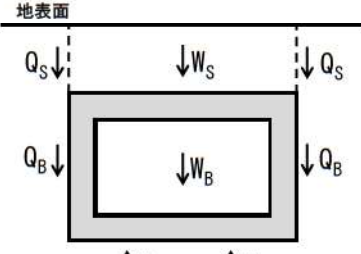
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>取水路</p> <p>盛土・旧表土</p> <p>MMR</p> <p>岩盤</p> <p>15cm以上</p> <p>第6-36図 段差発生想定図</p> <p>取水路</p> <p>盛土・旧表土</p> <p>地盤改良</p> <p>MMR</p> <p>岩盤</p> <p>15cm未満</p> <p>第6-37図 段差緩和対策概念図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f. 液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響評価 ⑥液状化による地下構造物の浮き上がり (a) 評価方法 液状化に伴う地下構造物の浮き上がりについては、トンネル標準示方書（土木学会，2016）に基づき評価し、評価値が評価基準値の1.0を上回らないことを確認する（第6-38図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化については、地下水位以深の飽和地盤（盛土、旧表土）をすべて液状化するものとして想定する。 浮き上がりの評価対象は、以下の条件に該当する箇所とする。 <p>条件① 構造物下端面よりも地下水位が高い地下構造物 条件② 岩盤内部に構築されていない地下構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外アクセスルートにおける地下水位は第6-39図に示すとおり、エリア①（O.P.+14.8m盤）、エリア②（O.P.+3.5m盤）、その他のエリアに分けて設定する。なお、地下水位の設定方法は別紙(37)に示す。  <p>浮き上がり照査式 $\gamma_i (U_s + U_d) / (W_s + W_b + 2Q_s + 2Q_b) \leq 1.0$</p> <p>Ws: 鉛直荷重の設計用値 Wb: 構造物の自重の設計用値 Qs: 上載土のせん断抵抗 Qb: 構造物側面の摩擦抵抗 Us: 構造物底面の静水圧による揚圧力の設計用値 Ud: 構造物底面の過剰間隙水圧による揚圧力 γ: 構造物係数</p> <p>第6-38図 浮き上がり照査方法</p>		<p>e. 液状化による地中埋設構造物等の浮き上がりによる影響評価 ⑥液状化による地中埋設構造物等の浮き上がり (a) 評価方法 液状化に伴う地中埋設構造物等の浮き上がりについては、トンネル標準示方書（土木学会，2016）に基づき評価し、評価値が評価基準値の1.0を上回らないことを確認する。（第6-41図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化については、地下水位以深の飽和地盤（1, 2号埋戻土, 3号埋戻土）をすべて液状化するものとして想定する。 浮き上がりの評価対象は、以下の条件に該当する箇所とする。 <p>条件①：構造物下端面よりも地下水位が高い地中埋設構造物等 条件②：岩盤内部に構築されていない地中埋設構造物等 条件③：内空を有する地中埋設構造物等</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩着構造物、若しくは、MMRに支持されている構造物は、過剰間隙水圧による揚圧力 U_b を考慮しない条件で評価を実施する。 埋戻土は液状化層であるため、地下水位以深の土のせん断抵抗 Q_s、地中埋設構造物等側面の摩擦抵抗 Q_b は考慮しない条件で評価を実施する。 浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）  <p>浮き上がり照査式 $\gamma_i (U_s + U_d) / (W_s + W_b + 2Q_s + 2Q_b) \leq 1.0$</p> <p>Ws: 鉛直荷重の設計用値 Wb: 構造物の自重の設計用値 Qs: 上載土のせん断抵抗 Qb: 構造物側面の摩擦抵抗 Us: 構造物底面の静水圧による揚圧力の設計用値 Ud: 構造物底面の過剰間隙水圧による揚圧力 γ: 構造物係数</p> <p>第6-41図 浮き上がり照査方法</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・島根は浮き上がりの評価を前段に記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は過剰間隙水圧による揚圧力、地下水位以深の土のせん断抵抗、地中埋設構造物側面の摩擦抵抗に関する条件を明記。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6-39図 地下水水位設定図</p>			<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は地下水水位を地表面に設定しているため、地下水水位設定図はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

(b) 評価結果

液状化に伴う浮き上がりの評価対象構造物の抽出結果を第6-14表、評価結果を第6-15表に示す。評価した結果、すべての評価箇所において照査値が1.0未満であることから、アクセスルートの通行に支障がでる地下構造物の浮き上がりは生じない。

第6-14表 対象構造物の抽出結果

通し番号	名称	構造物下端		地下水位*		条件①	条件②
		高さ、m	深さ、m	高さ、m	深さ、m		
1	アクセスルートトンネル	11.62	5.00	5.00			
2	1号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
3	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
4	3号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
5	2号炉	5.00	5.00	5.00			
6	2号炉	10.00	5.00	5.00			
7	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
8	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
9	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
10	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
11	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
12	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
13	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
14	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
15	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
16	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
17	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
18	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
19	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
20	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
21	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
22	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
23	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
24	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
25	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
26	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
27	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
28	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
29	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
30	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
31	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
32	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
33	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
34	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
35	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
36	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
37	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
38	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
39	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
40	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
41	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
42	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
43	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
44	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
45	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
46	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
47	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
48	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
49	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
50	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
51	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
52	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
53	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
54	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
55	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
56	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
57	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
58	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
59	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			
60	2号炉取水路	-9.00	5.00	5.00			

浮き上がり評価対象
 ○：条件に該当する場合
 □：地盤改良部のため、浮き上がりの評価対象から除く

※ 評価に用いる地下水位は、工事計画認可の段階で浸透流解析の結果を踏まえ再評価を実施し、アクセスルートの通行性に影響を与える場合は、必要に応じて対策を施す。

(b) 評価結果

液状化に伴う浮き上がりの評価対象構造物の抽出結果を第6-14表、評価結果を第6-42図、第6-15表に示す。浮き上がりが想定される地中埋設構造物等については、第6-43図のとおり、揚圧力(US, UD)に対する浮き上がり抵抗力(WS, WB)の不足分を補うため、構造物周辺のコンクリート置換等の対策を実施する方針とする。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備しておく。

第6-14表 対象構造物の抽出結果

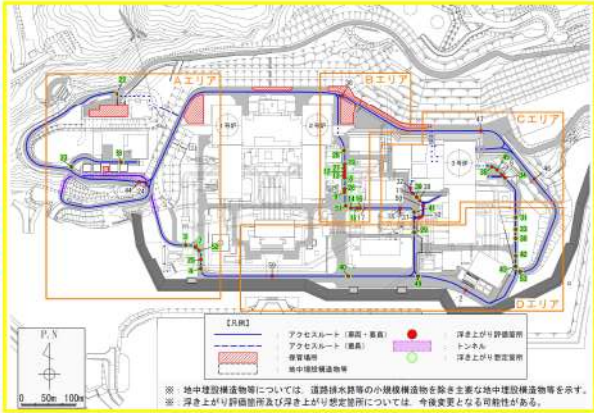
通し番号	名称	構造物下端		地下水位		条件①	条件②	条件③
		高さ、m	深さ、m	高さ、m	深さ、m			
1	アクセスルートトンネル	11.62	5.00	5.00				
2	1号炉取水路	-9.00	5.00	5.00				
3	1号炉取水路	0.00	10.00	0.00				
4	2号炉取水路	0.34	10.00	0.00				
5	2号炉取水路	-0.40	10.00	0.00				
6	2号炉取水路	8.30	10.00	0.00				
7	2号炉取水路	5.50	10.00	0.00				
8	2号炉取水路	5.50	10.00	0.00				
9	2号炉取水路	5.50	10.00	0.00				
10	2号炉取水路	0.00	10.00	0.00				
11	2号炉取水路	3.20	10.00	0.00				
12	2号炉取水路	3.70	10.00	0.00				
13	2号炉取水路	3.70	10.00	0.00				
14	2号炉取水路	5.70	10.00	0.00				
15	2号炉取水路	3.70	10.00	0.00				
16	2号炉取水路	3.70	10.00	0.00				
17	2号炉取水路	6.50	10.00	0.00				
18	2号炉取水路	4.30	10.00	0.00				
19	2号炉取水路	6.50	10.00	0.00				
20	2号炉取水路	-2.00	10.00	0.00				
21	2号炉取水路	3.00	32.70	0.00				
22	2号炉取水路	49.00	50.10	0.00				
23	2号炉取水路	36.00	37.00	0.00				
24	2号炉取水路	28.00	31.00	0.00				
25	2号炉取水路	9.50	10.00	0.00				
26	2号炉取水路	8.80	10.00	0.00				
27	2号炉取水路	8.80	10.00	0.00				
28	2号炉取水路	8.80	10.00	0.00				
29	2号炉取水路	8.90	10.00	0.00				
30	2号炉取水路	8.74	10.00	0.00				
31	2号炉取水路	8.80	10.00	0.00				
32	2号炉取水路	8.80	10.00	0.00				
33	2号炉取水路	8.74	10.00	0.00				
34	2号炉取水路	8.80	10.00	0.00				
35	2号炉取水路	8.70	10.00	0.00				
36	2号炉取水路	29.10	31.00	0.00				
37	2号炉取水路	2.80	10.00	0.00				
38	2号炉取水路	3.70	10.00	0.00				
39	2号炉取水路	9.00	10.00	0.00				
40	2号炉取水路	6.00	10.00	0.00				
41	2号炉取水路	9.10	10.00	0.00				
42	2号炉取水路	8.30	10.00	0.00				
43	2号炉取水路	8.70	10.00	0.00				
44	2号炉取水路	28.00	28.70	0.00				
45	2号炉取水路	8.80	10.00	0.00				
46	2号炉取水路	26.74	28.40	0.00				
47	2号炉取水路	27.00	32.80	0.00				
48	2号炉取水路	10.00	31.00	0.00				
49	2号炉取水路	8.41	10.00	0.00				
50	2号炉取水路	6.70	10.00	0.00				
51	2号炉取水路	8.30	10.00	0.00				
52	2号炉取水路	8.20	10.00	0.00				
53	2号炉取水路	8.11	10.00	0.00				
54	2号炉取水路	46.00	51.00	0.00				
55	2号炉取水路	-10.00	10.00	0.00				
56	2号炉取水路	-10.00	10.00	0.00				
57	2号炉取水路	-10.00	10.00	0.00				
58	2号炉取水路	38.00	39.00	0.00				
59	2号炉取水路	-8.00	10.00	0.00				
60	2号炉取水路							

※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。
 ※2：茶津入構トンネル、3号炉補機冷却海水放水路及び防潮堤は構造検討中のため、構造物下端は暫定値であり、今後変更となる可能性がある。なお、変更となった場合でも抽出結果は変わらない。

追而（構造について検討中のため）
 : 本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第6-42図 液状化による浮き上りの評価結果 (1/5) (全体)</p> <p>：本日ご説明範囲</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による 評価結果の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-15表 浮き上がり評価結果

通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値
2	3T-9	6,280	8,273	0.76
3	3号炉取水管路 (1号)	38,955	51,053	0.76
4	3号炉放水管路 (2号)	7,326	9,642	0.76
7	3号炉取水管路 (A部)	5,909	8,222	0.72
14	2号炉取水路 (B部)	6,053	8,323	0.73
15	2号炉取水路 (A部)	13,200	14,066	0.94
23	3号炉排気筒連絡ダクト (A部)	2,637	4,071	0.56
25	3号炉排気筒連絡ダクト (B部)	2,633	4,066	0.56
26	電線ケーブルダクト	2,620	4,583	0.57
27	CVケーブル溝道	11,042	19,909	0.55
28	3号炉排気筒連絡ダクト (C部)	2,550	4,574	0.56
29	2号炉排気筒連絡ダクト (A部)	2,172	4,239	0.51
33	2号炉排気筒連絡ダクト (B部)	3,398	5,326	0.62
40	2号炉排気筒連絡ダクト (F部)	3,593	5,741	0.63
44	1号炉排気筒連絡ダクト	1,892	4,006	0.47
51	1号炉取水路トンネル	1,515	3,898	0.39
53	2号炉放水管路	5,109	7,418	0.69
54	2号炉取水管路	5,109	7,418	0.69
56	3号炉取水路	5,320	7,096	0.75
57	2号炉取水路	3,022	3,070	0.98



第6-42図 液状化による浮き上りの評価結果 (2/5) (Aエリア)

第6-15表 浮き上がり評価結果 (1/5) (Aエリア)

(凡例)

□：浮き上がり想定される箇所

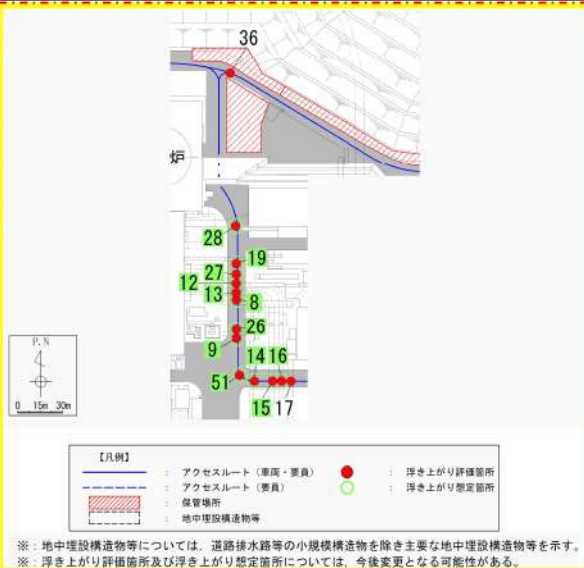
通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値
3	1号炉放水路	1830.1	1381.4	1.32
4	2号炉放水路	1932.2	1287.6	1.50
7	1号炉CVケーブルダクト※1	224.5	150.2	1.49
22	管理道路排水	2.9	2.1	1.38
23	管理道路排水	9.9	3.3	3.00
24	管理道路排水接続管	20.9	38.7	0.54
25	管理道路排水	3.6	2.4	1.50
44	管理道路排水	28.2	46.7	0.60
52	管理道路排水	28.2	18.2	1.55
54	電路カルバート	365.7	553.5	0.66
58	管理道路排水	7.3	5.9	1.24
浮き上がり想定箇所				8 (箇所)

※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。

□：本日も説明範囲


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> — アクセサート（車両・更直） — アクセサート（要員） ■ 保管場所 ■ 地中埋設構造物等 ● 浮き上がり評価箇所 ○ 浮き上がり想定箇所 <p>※：地中埋設構造物等については、道路排水路等の小規模構造物を除き主要な地中埋設構造物等を示す。 ※：浮き上がり評価箇所及び浮き上がり想定箇所については、今後変更となる可能性がある。</p> <p>第6-42図 液状化による浮き上がりの評価結果（3/5）（Bエリア）</p> <p>第6-15表 浮き上がり評価結果（2/5）（Bエリア）</p> <p>（凡例）</p> <table border="1" data-bbox="1355 805 1937 1149"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力 (kN/m)</th> <th>浮き上がり抵抗 (kN/m)</th> <th>浮き上がり評価照査値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>8</td><td>2号炉OFケーブルダクト※1</td><td>212.5</td><td>156.6</td><td>1.36</td></tr> <tr><td>9</td><td>2号炉OFケーブルダクト※1</td><td>213.0</td><td>157.0</td><td>1.36</td></tr> <tr><td>12</td><td>2号炉循環水管</td><td>370.8</td><td>201.4</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>13</td><td>2号炉循環水管</td><td>370.8</td><td>201.4</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>14</td><td>2号炉OFケーブルダクト※1</td><td>265.3</td><td>191.1</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>15</td><td>2号炉循環水管</td><td>370.8</td><td>201.4</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>16</td><td>2号炉循環水管</td><td>370.8</td><td>201.4</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>17</td><td>凍結配管ダクト1</td><td>158.9</td><td>208.6</td><td>0.76</td></tr> <tr><td>19</td><td>2号炉タービン油計量タンクダクト</td><td>137.3</td><td>92.9</td><td>1.48</td></tr> <tr><td>26</td><td>3F消路排水</td><td>7.2</td><td>6.4</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>27</td><td>3F消路排水</td><td>7.2</td><td>6.4</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>28</td><td>3F消路排水</td><td>7.2</td><td>6.4</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>36</td><td>3号消路排水</td><td>17.2</td><td>21.6</td><td>0.80</td></tr> <tr><td>51</td><td>3F消路排水</td><td>24.5</td><td>16.6</td><td>1.48</td></tr> </tbody> </table> <p>浮き上がり想定箇所 12（箇所）</p> <p>※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。</p> <p>：本日ご説明範囲</p>	通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値	8	2号炉OFケーブルダクト※1	212.5	156.6	1.36	9	2号炉OFケーブルダクト※1	213.0	157.0	1.36	12	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84	13	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84	14	2号炉OFケーブルダクト※1	265.3	191.1	1.39	15	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84	16	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84	17	凍結配管ダクト1	158.9	208.6	0.76	19	2号炉タービン油計量タンクダクト	137.3	92.9	1.48	26	3F消路排水	7.2	6.4	1.13	27	3F消路排水	7.2	6.4	1.13	28	3F消路排水	7.2	6.4	1.13	36	3号消路排水	17.2	21.6	0.80	51	3F消路排水	24.5	16.6	1.48	
通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値																																																																										
8	2号炉OFケーブルダクト※1	212.5	156.6	1.36																																																																										
9	2号炉OFケーブルダクト※1	213.0	157.0	1.36																																																																										
12	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84																																																																										
13	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84																																																																										
14	2号炉OFケーブルダクト※1	265.3	191.1	1.39																																																																										
15	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84																																																																										
16	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84																																																																										
17	凍結配管ダクト1	158.9	208.6	0.76																																																																										
19	2号炉タービン油計量タンクダクト	137.3	92.9	1.48																																																																										
26	3F消路排水	7.2	6.4	1.13																																																																										
27	3F消路排水	7.2	6.4	1.13																																																																										
28	3F消路排水	7.2	6.4	1.13																																																																										
36	3号消路排水	17.2	21.6	0.80																																																																										
51	3F消路排水	24.5	16.6	1.48																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
		 <p>第6-42図 液状化による浮き上がりの評価結果(4/5) (Cエリア)</p> <p>第6-15表 浮き上がり評価結果(3/5) (Cエリア)</p> <p>(凡例) : 浮き上がりが想定される箇所</p> <table border="1" data-bbox="1355 805 1937 1141"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力 (kN/m)</th> <th>浮き上がり抵抗 (kN/m)</th> <th>浮き上がり評価照査値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>貯油槽トレンチ</td><td>33.3</td><td>54.0</td><td>0.62</td></tr> <tr><td>10</td><td>CVケーブルダクト</td><td>206.3</td><td>423.9</td><td>0.49</td></tr> <tr><td>11</td><td>連絡配管ダクトA</td><td>297.3</td><td>340.0</td><td>0.87</td></tr> <tr><td>18</td><td>連絡配管ダクトD</td><td>210.4</td><td>336.7</td><td>0.62</td></tr> <tr><td>32</td><td>CVケーブルダクト(立坑部)</td><td>378.5</td><td>386.9</td><td>0.98</td></tr> <tr><td>34</td><td>3n管路排水</td><td>16.7</td><td>11.9</td><td>1.40</td></tr> <tr><td>35</td><td>3n管路排水</td><td>13.9</td><td>10.1</td><td>1.38</td></tr> <tr><td>37</td><td>連絡配管ダクトB</td><td>194.6</td><td>322.4</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>38</td><td>連絡配管ダクトB</td><td>194.6</td><td>322.4</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>39</td><td>3j管路排水</td><td>9.2</td><td>6.3</td><td>1.46</td></tr> <tr><td>41</td><td>3k管路排水</td><td>6.1</td><td>4.9</td><td>1.24</td></tr> <tr><td>45</td><td>3n管路排水</td><td>15.1</td><td>10.2</td><td>1.48</td></tr> <tr><td>46</td><td>3c管路排水</td><td>26.8</td><td>45.3</td><td>0.59</td></tr> <tr><td>47</td><td>代替給水ピット</td><td>196.6</td><td>317.2</td><td>0.62</td></tr> <tr><td>50</td><td>3号炉原子炉補機冷却海水放水路^{※2}</td><td>84.1</td><td>140.3</td><td>0.60</td></tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉補機冷却海水放水路は構造検討中のため、浮き上がり評価照査値は暫定値であり、今後変更となる可能性がある。なお、変更となった場合でも浮き上がりは想定されない見込みである。</p> <p> : 本日ご説明範囲</p>	通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値	6	貯油槽トレンチ	33.3	54.0	0.62	10	CVケーブルダクト	206.3	423.9	0.49	11	連絡配管ダクトA	297.3	340.0	0.87	18	連絡配管ダクトD	210.4	336.7	0.62	32	CVケーブルダクト(立坑部)	378.5	386.9	0.98	34	3n管路排水	16.7	11.9	1.40	35	3n管路排水	13.9	10.1	1.38	37	連絡配管ダクトB	194.6	322.4	0.60	38	連絡配管ダクトB	194.6	322.4	0.60	39	3j管路排水	9.2	6.3	1.46	41	3k管路排水	6.1	4.9	1.24	45	3n管路排水	15.1	10.2	1.48	46	3c管路排水	26.8	45.3	0.59	47	代替給水ピット	196.6	317.2	0.62	50	3号炉原子炉補機冷却海水放水路 ^{※2}	84.1	140.3	0.60	
通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値																																																																															
6	貯油槽トレンチ	33.3	54.0	0.62																																																																															
10	CVケーブルダクト	206.3	423.9	0.49																																																																															
11	連絡配管ダクトA	297.3	340.0	0.87																																																																															
18	連絡配管ダクトD	210.4	336.7	0.62																																																																															
32	CVケーブルダクト(立坑部)	378.5	386.9	0.98																																																																															
34	3n管路排水	16.7	11.9	1.40																																																																															
35	3n管路排水	13.9	10.1	1.38																																																																															
37	連絡配管ダクトB	194.6	322.4	0.60																																																																															
38	連絡配管ダクトB	194.6	322.4	0.60																																																																															
39	3j管路排水	9.2	6.3	1.46																																																																															
41	3k管路排水	6.1	4.9	1.24																																																																															
45	3n管路排水	15.1	10.2	1.48																																																																															
46	3c管路排水	26.8	45.3	0.59																																																																															
47	代替給水ピット	196.6	317.2	0.62																																																																															
50	3号炉原子炉補機冷却海水放水路 ^{※2}	84.1	140.3	0.60																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																	
		<div data-bbox="1344 167 1948 470"> <p>第 6-42 図 液状化による浮き上がりの評価結果 (5/5) (Dエリア)</p> <p>第 6-15 表 浮き上がり評価結果 (4/5) (Dエリア)</p> <p>(凡例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力 (kN/m)</th> <th>浮き上がり抵抗 (kN/m)</th> <th>浮き上がり評価照査値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2</td><td>3号炉取水路</td><td>4685.1</td><td>9442.7</td><td>0.50</td></tr> <tr><td>29</td><td>3k管路排水</td><td>9.2</td><td>7.6</td><td>1.21</td></tr> <tr><td>30</td><td>3n管路排水</td><td>7.9</td><td>6.3</td><td>1.25</td></tr> <tr><td>31</td><td>3m管路排水</td><td>9.9</td><td>7.7</td><td>1.29</td></tr> <tr><td>33</td><td>3h管路排水</td><td>9.0</td><td>7.4</td><td>1.22</td></tr> <tr><td>40</td><td>3f管路排水</td><td>37.7</td><td>31.4</td><td>1.20</td></tr> <tr><td>42</td><td>3n管路排水</td><td>15.9</td><td>11.9</td><td>1.34</td></tr> <tr><td>43</td><td>3n管路排水</td><td>7.8</td><td>6.2</td><td>1.26</td></tr> <tr><td>49</td><td>3k管路排水</td><td>30.0</td><td>17.8</td><td>1.69</td></tr> <tr><td>53</td><td>3n管路排水</td><td>35.7</td><td>23.4</td><td>1.53</td></tr> <tr><td>59</td><td>1,2号炉取水路</td><td>3530.4</td><td>6300.6</td><td>0.56</td></tr> <tr><td colspan="4">浮き上がり想定箇所</td><td>9 (箇所)</td></tr> </tbody> </table> <p>：本日ご説明範囲</p> </div>	通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値	2	3号炉取水路	4685.1	9442.7	0.50	29	3k管路排水	9.2	7.6	1.21	30	3n管路排水	7.9	6.3	1.25	31	3m管路排水	9.9	7.7	1.29	33	3h管路排水	9.0	7.4	1.22	40	3f管路排水	37.7	31.4	1.20	42	3n管路排水	15.9	11.9	1.34	43	3n管路排水	7.8	6.2	1.26	49	3k管路排水	30.0	17.8	1.69	53	3n管路排水	35.7	23.4	1.53	59	1,2号炉取水路	3530.4	6300.6	0.56	浮き上がり想定箇所				9 (箇所)	
通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値																																																																
2	3号炉取水路	4685.1	9442.7	0.50																																																																
29	3k管路排水	9.2	7.6	1.21																																																																
30	3n管路排水	7.9	6.3	1.25																																																																
31	3m管路排水	9.9	7.7	1.29																																																																
33	3h管路排水	9.0	7.4	1.22																																																																
40	3f管路排水	37.7	31.4	1.20																																																																
42	3n管路排水	15.9	11.9	1.34																																																																
43	3n管路排水	7.8	6.2	1.26																																																																
49	3k管路排水	30.0	17.8	1.69																																																																
53	3n管路排水	35.7	23.4	1.53																																																																
59	1,2号炉取水路	3530.4	6300.6	0.56																																																																
浮き上がり想定箇所				9 (箇所)																																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p data-bbox="1420 172 1868 196">第6-15表 浮き上がり評価結果(5/5) (まとめ)</p> <table border="1" data-bbox="1413 201 1879 368"> <thead> <tr> <th>エリア</th> <th>段差発生想定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34 (箇所)</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1379 432 1906 655"> </div> <p data-bbox="1480 695 1809 719">第6-43図 浮き上がり対策工概念図</p> <div data-bbox="1704 756 1951 799"> </div>	エリア	段差発生想定箇所	A	8	B	12	C	5	D	9	合計	34 (箇所)	
エリア	段差発生想定箇所														
A	8														
B	12														
C	5														
D	9														
合計	34 (箇所)														

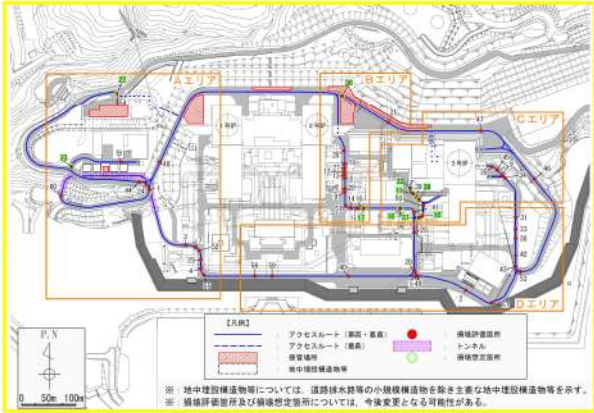
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 地下構造物の損壊による影響評価</p> <p>⑦地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による道路面への影響についてはアクセスルート上の地下構造物を抽出し評価する。抽出した結果を第6-16表に示す。</p> <p>抽出した地下構造物のうち、以下の条件に該当する地下構造物については、損壊の可能性が小さいと考えられるため検討対象の地下構造物から除外した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動Ssに対して機能維持する設計がされた構造物 ・コンクリートで巻き立てられ補強された管路 ・岩盤内の構造物 <p>(b) 評価結果</p> <p>検討対象とした構造物の損壊を仮定し、段差発生が想定される箇所として第6-40図のとおり評価した。この段差発生が想定される箇所についてはH形鋼敷設による事前の対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両通行性を確保する（別紙(17)、(21)参照）。</p> <p>また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備しておく。</p>	<p>⑦地中埋設構造物の損壊</p> <p>地中埋設構造物の損壊による道路面への影響について検討した。なお、アクセスルート下の地中埋設構造物については、建設工事の記録やプラントウォークダウンにより確認した。</p> <p>その結果、基準地震動Ssに対して通行に支障となる地中埋設構造物の損壊はないことを確認した。（別紙(11)参照）</p> <p>以上から、地中埋設構造物の損壊による影響はない。</p>	<p>f. 地中埋設構造物等の損壊による影響評価</p> <p>⑦地中埋設構造物等の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地中埋設構造物等の損壊による道路面への影響についてはアクセスルート下の地中埋設構造物等を抽出し評価する。</p> <p>抽出した地中埋設構造物等のうち、以下の条件に該当する地中埋設構造物等については、損壊により段差が生じる可能性が小さいと考えられるため検討対象の地中埋設構造物等から除外した。</p> <p>条件①：基準地震動に対して機能維持する設計がされた構造物 条件②：鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物（浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む） 条件③：岩盤内の構造物 条件④：内空のない構造物</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>検討対象とした構造物の損壊を仮定し、段差発生が想定される箇所として第6-44図、第6-16表のとおり評価した。なお、条件②に該当する構造物のうち、第6-16表において※2で示している構造物の断面図を第6-17表に示す。</p> <p>段差発生が想定される箇所についてはH形鋼等敷設による事前の対策を実施する。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備しておく。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：本日ご説明範囲</p> </div>	<p>【島根】評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による評価結果の相違。 <p>【女川】評価方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、先行他サイトの実績を踏まえ検討対象から鋼管（東海第二）、浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物（柏崎刈羽7号炉）、内空のない構造物（島根2号炉）を除外している。 <p>【女川】対策の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は段差発生後の重機による復旧にも期待しているのに対し、泊はすべて事前対策を実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <p>第6-44図 構造物損壊による段差発生想定箇所 (1/5) (全体)</p> <p>：本日ご説明範囲</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による抽出結果の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第 6-16 表 地下構造物抽出結果

通し番号	名称	S=機能維持設計	コンクリート 巻き立て補強	岩盤内構造物
1	1号伊勢水廊 (A部)			
2	IT-9			
3	2号伊勢水廊 (1号)			
4	1号伊勢水廊 (2号)			
5	IT-8			
6	IT-7			
7	3号伊勢水廊 (A部)			
8	IT-7			
9	補強用管束架設管			
10	1号伊勢水廊トンネル (A部)			
11	1号伊勢水廊トンネル (B部)			
12~13	トンネル			
14	2号伊勢水廊 (B部)			
15	2号伊勢水廊 (A部)			
16	IT-10			
17	IT-11			
18	IT-9			
19~21	トンネル			
22	IT-7			
23	1号伊勢気管連絡ダクト (A部)			
24	2号伊勢水廊 (B部)			
25	1号伊勢気管連絡ダクト (B部)			
26	ケーブルケーブルダクト			
27	ケーブルケーブルダクト			
28	1号伊勢気管連絡ダクト (C部)			
29	2号伊勢気管連絡ダクト (A部)			
30	2号伊勢気管連絡ダクト (B部)			
31	2号伊勢気管連絡ダクト (C部)			
32	2号伊勢気管連絡ダクト (B部)			
33	2号伊勢気管連絡ダクト (B部)			
34	IT-8 (A部)			
35	IT-7 (A部)			
36	IT-1 (A部)			
37	IT-1 (B部)			
38	IT-4 (B部)			
39	IT-7 (B部)			
40	1号伊勢気管連絡ダクト (B部)			
41	IT-1 (A部)			
42	IT-1 (B部)			
43	IT-8 (C部)			
44	1号伊勢気管連絡ダクト			
45	IT-10 (A部)			
46	IT-10 (B部)			
47	1号伊勢水廊トンネル			
48	IT-8			
49	1号伊勢水廊			
50	補強用管束			
51	1号伊勢水廊トンネル			
52	2号伊勢水廊トンネル			
53	2号伊勢水廊			
54	2号伊勢水廊			
55	2号伊勢水廊 (C部)			
56	2号伊勢水廊			
57	2号伊勢水廊			
58~72	トンネル			

■ : 評価対象構造物

島根原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由



第 6-44 図 構造物損壊による段差発生想定箇所 (2/5) (A エリア)

第 6-16 表 構造物損壊による段差発生評価結果 (1/5) (A エリア)

条件①：基準地震動に対して機能維持する設計がされた構造物
 条件②：鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物 (巻き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む)
 条件③：岩盤内の構造物
 条件④：内訳のない構造物

(凡例) ○ : 条件に該当する場合
 — : 条件に該当しない場合
 ■ : 損壊が想定される箇所

通し番号	名称	条件①	条件②	条件③	条件④
1	アクセスルートトンネル	○	—	—	—
3	1号伊勢水廊	—	○	—	—
4	2号伊勢水廊	—	○	—	—
7	1号伊勢ケーブルダクト*	—	○	—	—
22	管架設架設水	—	—	—	—
23	管架設架設水	—	—	—	—
24	管架設架設水検察管	—	○*	—	—
25	管架設架設水	—	○*	—	—
44	管架設架設水	—	○*	—	—
48	5号入機トンネル	—	—	○	—
52	管架設架設水	—	○*	—	—
54	管架設架設水	○	—	—	—
55	管架設架設水	○	—	—	—
58	管架設架設水	○	—	—	—
60	排水修設管	—	—	—	—

注：* (管架設架設水) 2 (管架設架設水)

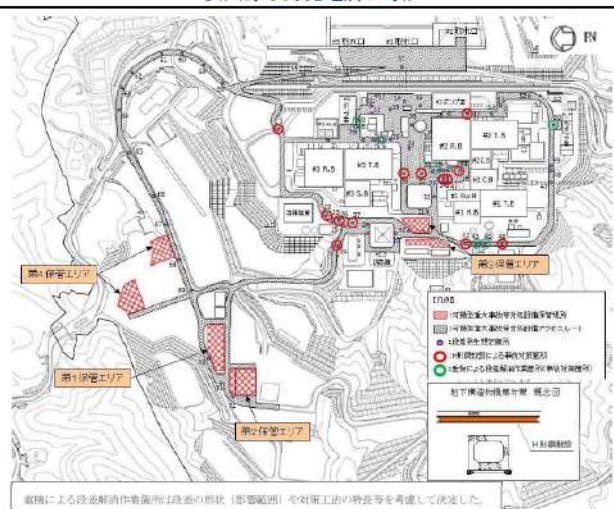
※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。
 ※2：断面図を第6-17表に示す。

追而 (構造について検討中のため) : 本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



第6-40図 構造物損壊による段差発生想定箇所

島根原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



※：地中埋設構造物等については、道路排水路等の小規模構造物を除き主要な地中埋設構造物等を示す。
 ※：損壊評価箇所及び損壊想定箇所については、今後変更となる可能性がある。

第6-44図 構造物損壊による段差発生想定箇所 (3/5) (Bエリア)

第6-16表 構造物損壊による段差発生評価結果 (2/5) (Bエリア)

条件①：基準地震動に対して機能維持する設計がされた構造物
 条件②：鋼管及びコンクリートででき立てられ補強された構造物 (厚さ上り対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む)
 条件③：屋敷内の構造物
 条件④：内部のない構造物

(凡例)
 ○：条件に該当する場合
 —：条件に該当しない場合
 ■：損壊が想定される箇所

壊し番号	名称	条件①	条件②	条件③	条件④
8	圧入型ケーブルダクト※1	—	○	—	—
9	圧入型ケーブルダクト※1	—	○	—	—
12	圧入型排水管	—	○※2	—	—
13	圧入型排水管	—	○※2	—	—
14	圧入型ケーブルダクト※1	—	○	—	—
15	圧入型排水管	—	○※2	—	—
16	圧入型排水管	—	○※2	—	—
17	連絡船室ダクト	—	—	—	■
19	圧入型ケーブルダクト※1	—	○	—	—
21	CVケーブルトンネル	—	○	—	—
26	圧入型排水管	—	○	—	—
27	圧入型排水管	—	○	—	—
28	圧入型排水管	—	○	—	—
36	圧入型排水管	—	○	—	—
51	圧入型排水管	—	○	—	—
損壊想定箇所		—	○ (箇所)	—	—

※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。
 ※2：断面図を第6-17表に示す。

■：本日まで説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
		<p>第6-44図 構造物損壊による段差発生想定箇所(4/5)(Cエリア)</p> <p>第6-16表 構造物損壊による段差発生評価結果(3/5)(Cエリア)</p> <p>条件①：基準地震動に対して機能維持する設計がされた構造物 条件②：鋼管及びコンクリートで骨き立てられ補強された構造物 (骨き上がり対策としてコンクリートで骨き立てられた構造物を含む) 条件③：炉室内の構造物 条件④：内空のない構造物</p> <p>(凡例) ○：条件に該当する場合 □：条件に該当しない場合 ■：損壊が想定される箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>条件①</th> <th>条件②</th> <th>条件③</th> <th>条件④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>圧出線トレンチ</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>10</td><td>Cケーブルダクト</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>11</td><td>送給配管ダクトA</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>18</td><td>送給配管ダクトB</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>32</td><td>Cケーブルダクト(冷却部)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>34</td><td>3号送給排水</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>35</td><td>3号送給排水</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>37</td><td>送給配管ダクトB</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>38</td><td>送給配管ダクトB</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>39</td><td>3号送給排水</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>41</td><td>3号送給排水</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>45</td><td>3号送給排水</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>46</td><td>3号送給排水</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>47</td><td>代替給水ピット</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>50</td><td>3号炉原子炉補給冷却機取水水路</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td colspan="2">損壊想定箇所</td><td colspan="4">8(箇所)</td></tr> </tbody> </table> <p>■：本日で説明範囲</p>	通し番号	名称	条件①	条件②	条件③	条件④	6	圧出線トレンチ	○	—	—	—	10	Cケーブルダクト	—	—	—	—	11	送給配管ダクトA	—	—	—	—	18	送給配管ダクトB	—	—	—	—	32	Cケーブルダクト(冷却部)	—	—	—	—	34	3号送給排水	—	○	—	—	35	3号送給排水	—	○	—	—	37	送給配管ダクトB	—	—	—	—	38	送給配管ダクトB	—	—	—	—	39	3号送給排水	—	○	—	—	41	3号送給排水	—	○	—	—	45	3号送給排水	—	○	—	—	46	3号送給排水	—	○	—	—	47	代替給水ピット	○	—	—	—	50	3号炉原子炉補給冷却機取水水路	○	—	—	—	損壊想定箇所		8(箇所)				
通し番号	名称	条件①	条件②	条件③	条件④																																																																																																				
6	圧出線トレンチ	○	—	—	—																																																																																																				
10	Cケーブルダクト	—	—	—	—																																																																																																				
11	送給配管ダクトA	—	—	—	—																																																																																																				
18	送給配管ダクトB	—	—	—	—																																																																																																				
32	Cケーブルダクト(冷却部)	—	—	—	—																																																																																																				
34	3号送給排水	—	○	—	—																																																																																																				
35	3号送給排水	—	○	—	—																																																																																																				
37	送給配管ダクトB	—	—	—	—																																																																																																				
38	送給配管ダクトB	—	—	—	—																																																																																																				
39	3号送給排水	—	○	—	—																																																																																																				
41	3号送給排水	—	○	—	—																																																																																																				
45	3号送給排水	—	○	—	—																																																																																																				
46	3号送給排水	—	○	—	—																																																																																																				
47	代替給水ピット	○	—	—	—																																																																																																				
50	3号炉原子炉補給冷却機取水水路	○	—	—	—																																																																																																				
損壊想定箇所		8(箇所)																																																																																																							